

# 資 料 編

---

# ○ 水 防 法

昭和 24・6・4

法 律 193

最終改正：令和5年5月31日法律第37号

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

**2** この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

**3** この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

**4** この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

**5** この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

**6** この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

**7** この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

**8** この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### (市町村の水防責任)

**第三条** 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

**第三条の二** 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

**(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)**

**第三条の三** 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2** 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

**(水防事務組合の議会の議員の選挙)**

**第三条の四** 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2** 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

**(水防事務組合の経費の分賦)**

**第三条の五** 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

**(都道府県の水防責任)**

**第三条の六** 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

**(指定水防管理団体)**

**第四条** 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

**(水防の機関)**

**第五条** 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2** 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならぬ。

- 3** 水防団及び消防機関は、水防に関する事務は水防管理者の所轄の下に行動する。

**(水防団)**

**第六条** 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

**(公務災害補償)**

**第六条の二** 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

**(退職報償金)**

**第六条の三** 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

**(都道府県の水防計画)**

**第七条** 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に關係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

**(都道府県水防協議会)**

**第八条** 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防

協議会を置くことができる。

- 2** 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3** 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4** 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5** 前各項に定めるもの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

#### (河川等の巡視)

**第九条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (国の機関が行う洪水予報等)

**第十条** 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2** 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により國民經濟上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3** 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

#### (都道府県知事が行う洪水予報)

**第十一条** 都道府県知事は、前条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2** 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

#### (情報の提供の求め等)

**第十一条の二** 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、國土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川について國土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したもののが提供を求めることができる。

- 2** 國土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3** 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

### (水位の通報及び公表)

**第十二条** 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

**2** 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

### (国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条** 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**2** 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

### (都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**2** 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

### (都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

**第十三条の三** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそ

れがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### (関係市町村長への通知)

**第十三条の四** 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

#### (洪水浸水想定区域)

**第十四条** 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

#### (雨水出水浸水想定区域)

**第十四条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ

施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2** 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。) 及び四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3** 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4** 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5** 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

#### (高潮浸水想定区域)

- 第十四条の三** 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2** 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3** 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4** 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

#### (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

- 第十五条** 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置

しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
    - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものと含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
    - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2** 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるとときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3** 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつて

は、それぞれ当該各号に定める事項を含む。) を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

**(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)**

**第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2** 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3** 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4** 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5** 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6** 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7** 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8** 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならぬ。
- 9** 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10** 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

**(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)**

**第十五条の三** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し

なければならない。

- 2** 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3** 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4** 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5** 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6** 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7** 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8** 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

#### (大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

**第十五条の四** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2** 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

#### (市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

**第十五条の五** 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

#### (浸水被害軽減地区の指定等)

**第十五条の六** 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

#### (標識の設置等)

**第十五条の七** 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (行為の届出等)

**第十五条の八** 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

#### (大規模氾濫減災協議会)

**第十五条の九** 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 國土交通大臣

- 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3** 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4** 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

#### (都道府県大規模氾濫減災協議会)

**第十五条の十** 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2** 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3** 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

#### (予想される水災の危険の周知等)

**第十五条の十一** 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

#### (河川管理者の援助等)

**第十五条の十二** 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2** 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

#### (水防警報)

**第十六条** 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し

たものについて、水防警報をしなければならない。

- 2** 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3** 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
- 4** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (水防団及び消防機関の出動)

**第十七条** 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

#### (優先通行)

**第十八条** 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

#### (緊急通行)

**第十九条** 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2** 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (水防信号)

**第二十条** 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2** 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

#### (警戒区域)

**第二十一条** 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2** 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

#### (警察官の援助の要求)

**第二十二条** 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

#### (応援)

**第二十三条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2** 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3** 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

**4** 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求める水防管理団体と当該応援を求める水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

#### (居住者等の水防義務)

**第二十四条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

#### (決壊の通報)

**第二十五条** 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

#### (決壊後の処置)

**第二十六条** 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

#### (水防通信)

**第二十七条** 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

**2** 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

#### (公用負担)

**第二十八条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

**2** 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

**3** 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (立退きの指示)

**第二十九条** 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

#### (知事の指示)

**第三十条** 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (重要河川における国土交通大臣の指示)

**第三十一条** 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (特定緊急水防活動)

**第三十二条** 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において

て「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2** 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3** 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」とする。

#### (水防訓練)

- 第三十二条の二** 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
- 2** 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

#### (津波避難訓練への参加)

- 第三十二条の三** 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

### 第四章 指定水防管理団体

#### (水防計画)

- 第三十三条** 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2** 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3** 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4** 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

- 第三十四条** 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

**第三十五条** 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

### 第五章 水防協力団体

#### (水防協力団体の指定)

**第三十六条** 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (水防協力団体の業務)

**第三十七条** 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (水防団等との連携)

**第三十八条** 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

#### (監督等)

**第三十九条** 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報の提供等)

**第四十条** 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提

併又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

### (水防管理団体の費用負担)

**第四十一条** 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

### (利益を受ける市町村の費用負担)

**第四十二条** 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2** 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3** 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4** 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

### (都道府県の費用負担)

**第四十三条** この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

### (国の費用負担)

**第四十三条の二** 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

### (費用の補助)

**第四十四条** 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2** 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものとの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3** 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雜則

### (第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

**第四十五条** 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

### (表彰)

**第四十六条** 國土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があ

ると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

#### (報告)

**第四十七条** 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

#### (勧告及び助言)

**第四十八条** 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

#### (資料の提出及び立入り)

**第四十九条** 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### (消防事務との調整)

**第五十条** 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

#### (権限の委任)

**第五十一条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

### 第八章 罰則

**第五十二条** みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

**第五十三条** 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【附 則（省略）】

## ○長崎県水防協議会条例

平成 25 年 10 月 18 日長崎県条例第 40 号

### (設置)

**第1条** この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、長崎県水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、同条第 5 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第2条** 協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

2 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、当該委員の職務上の代理者がその職務を行うことができる。

### (任期)

**第4条** 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 知事は、特別の事由があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもその委員を罷免し、又は解嘱することができる。

### (会議)

**第5条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

### (議決の方法)

**第6条** 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事及び書記)

**第7条** 協議会に幹事及び書記をそれぞれ若干人置き、会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。  
3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

### (費用弁償)

**第8条** 会長、委員、幹事及び書記に対しては、予算の範囲内で知事の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。

### (委任)

**第9条** 前各条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## ○長崎県水防協議会構成

職名	役職名
会長	長崎県知事
委員	国土交通省長崎河川国道事務所長
委員	気象庁長崎地方気象台長
委員	陸上自衛隊第16普通科連隊長
委員	長崎県市長会長
委員	長崎県町村会長
委員	長崎県議會議員
委員	長崎県警察本部長
委員	一般社団法人長崎県建築士会長
委員	西日本電信電話株式会社長崎支店長
委員	九州旅客鉄道株式会社執行役員長崎支社長
委員	日本放送協会長崎放送局長
委員	公益財団法人長崎県消防協会会長
委員	長崎大学大学院工学研究科准教授
委員	長崎県交通安全母の会連合会会长
委員	公益社団法人長崎県看護協会専務理事
幹事	長崎県危機管理部防災企画課長
幹事	長崎県県民生活環境部水環境対策課長
幹事	長崎県水産部漁港漁場課長
幹事	長崎県農林部農村整備課長
幹事	長崎県土木部監理課長
幹事	長崎県土木部道路維持課長
幹事	長崎県土木部港湾課長
幹事	長崎県土木部砂防課長
幹事	長崎県土木部河川課長

## [国管理] 重要水防箇所（河川）

### ◆重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあるとを考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあるとを考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

### ◆ [国管理] 重要水防箇所（河川）総括表

堤防	種別 河川名	重点区間	重要度A		重要度B ※A、Bとの重複は除く	要注意区間
			重要度A	重要度B		
防	本明川	—	216m	2,458m	1,090m	
	半造川	671m	0m	3,367m	125m	
	福田川	—	236m	320m	—	
	計	671m	452m	6,145m	1,215m	
構造物	種別 河川名	(排・取)水門	橋梁		堰	陸閘門
		重要度A	重要度A	重要度B	重要度B	要注意区間
	本明川	—	—	7箇所	1箇所	28箇所
	半造川	1箇所	—	2箇所	—	—
	福田川	—	1箇所	1箇所	1箇所	—
計		1箇所	1箇所	10箇所	2箇所	28箇所

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸閘については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸閘については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式－5の①（高）→⑨（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高（流下能力）の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表（重点区間）

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	長崎県	半造川	諫早市川内町	右	1k500～1k700	209	越水B (水衝部であり、B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市船越町	左	1k800～2k000	199	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
3	〃	〃	諫早市鷺崎町	右	2k600～2k900	263	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
計					3	671		
計	半造川			左岸 右岸	1 2	199 472		
合計				左岸 右岸	1 2	199 472		
					3	671		

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸閘については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸閘については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式－5の①（高）→⑨（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高（流下能力）の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表（A）

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市天満町	左	6k810～7k000	173	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市栄田町	右	6k950～7k000	43	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
3	〃	福田川	諫早市福田町	左	0k550～0k700	141	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
4	〃	〃	諫早市泉町	右	0k600～0k700	95	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
計					4	452		
計		本明川		左岸 右岸	1 1	173 43		
		半造川		左岸 右岸	0 0	0 0		
		福田川		左岸 右岸	1 1	141 95		
合計				左岸 右岸	2 2	314 138		
					4	452		

重要水防箇所一覧表（A） 工作物

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	長崎県	半造川	諫早市幸町-川内町	—	0k980	半造伏越施設による空洞化の恐れあり	
2	〃	福田川	諫早市福田町	—	0k820	宮ノ前橋、桁下高不足	
計					2		
計		本明川		左岸 右岸	0 0		
		半造川		左岸 右岸	0.5 0.5		
		福田川		左岸 右岸	0.5 0.5		
合計				左岸 右岸	1.0 1.0		
					2		

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸閘については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸閘については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式－5の①（高）→⑨（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高（流下能力）の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表（B）

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市仲沖町	右	2k350～2k450	100	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市仲沖町～本町	右	4k350～4k500	150	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
3	〃	〃	諫早市八天町	左	4k350～4k500	150	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
4	〃	〃	諫早市城見町	左	4k650～4k900	277	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
5	〃	〃	諫早市高城町	右	4k650～4k800	158	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
6	〃	〃	諫早市天満町	左	5k050～5k800	737	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
7	〃	〃	諫早市高城町～永昌東町	右	5k250～5k800	527	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
8	〃	〃	諫早市永昌東町～栄田町	右	6k550～6k950	359	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
9	〃	半造川	諫早市船越町～西郷町	左	1k450～3k100	1,673	河積不足のため越水の恐れあり(越水B) 堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	土のう積み シート張り
10	〃	半造川	諫早市長野町～小川町	右	1k450～3k100	1,694	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
11	〃	福田川	諫早市泉町	右	6k550～6k950	145	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
12	〃	〃	諫早市福田町	左	0k450～0k550	93	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
13	〃	〃	諫早市福田町	左	0k900～0k950	41	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
14	〃	〃	諫早市泉町	右	0k900～0k950	41	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
計					14	6,145		
計	本明川			左岸	3	1,164		
				右岸	5	1,294		
	半造川			左岸	1	1,673		
				右岸	1	1,694		
	福田川			左岸	2.0	134		
				右岸	2.0	186		
合計				左岸	6.0	2,971		
				右岸	8.0	3,174		
					14	6,145		

重要水防箇所一覧表（B） 工作物

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市八天町	一	4k230	諫早橋	
2	〃	〃	諫早市八天町	一	4k340	新橋	
3	〃	〃	諫早市八天町	一	4k490	眼鏡橋	
4	〃	〃	諫早市城見町	一	4k610	高城橋	
5	〃	〃	諫早市城見町	一	5k010	公園橋	
6	〃	〃	諫早市天満町	一	5k640	四面橋	
7	〃	〃	諫早市天満町	一	6k010	裏山橋	
8	〃	半造川	諫早市幸町	一	1k430	半造橋	
9	〃	〃	諫早市幸町	一	1k520	島原鉄道橋	
10	〃	福田川	諫早市福田町	一	0k530	福田橋	
11	〃	本明川	諫早市天満町	一	5k080	公園堰	
12	〃	福田川	諫早市福田町	一	0k500	福田堰	
計					12		
計	本明川			左岸	4		
				右岸	4		
	半造川			左岸	1.0		
				右岸	1.0		
	福田川			左岸	1.0		
				右岸	1.0		
合計				左岸	6.0		
				右岸	6.0		
					12		

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸閘については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸閘については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式－5の①(高)→⑨(低)とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。

### 重要水防箇所一覧表 (要注意)

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市小豆崎町	左	2k400～2k800	410	旧川跡	土のう積み
2	"	"	諫早市福田町	左	3k200～3k400	207	旧川跡	土のう積み
3	"	"	諫早市福田町	左	3k400～3k500	138	旧川跡	土のう積み
4	"	"	諫早市八天町	左	4k400～4k600	188	旧眼鏡橋付近破堤履歴(改善済み)	土のう積み
5	"	"	諫早市高城町	右	4k600～4k800	206	高城橋付近破堤履歴(改善済み、B区間重複)	土のう積み
6	"	"	諫早市天満町	左	5k600～5k800	204	四面橋付近破堤履歴(改善済み、B区間重複)	土のう積み
7	"	"	諫早市永昌東町	右	6k200～6k400	193	上宇戸橋上流破堤履歴(改善済み)	土のう積み
8	長崎県	半造川	諫早市川内町	右	1k375～1k507	132	新堤防(R04.3築堤)	土のう積み
9	"	"	諫早市船越町	左	1k400～1k600	200	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み
10	"	"	諫早市船越町	左	1k600～1k800	200	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み
11	"	"	諫早市鷺崎町	右	1k650～1k825	175	新堤防(R03.3築堤、B区間重複)	土のう積み
12	"	"	諫早市鷺崎町	右	1k825～2k000	175	新堤防(R03.3築堤、B区間重複)	土のう積み
計					12	2,428		
計	本明川			左岸	5	1,147		
				右岸	2	399		
	半造川			左岸	2	400		
				右岸	3	482		
合計				左岸	7.0	1,547		
				右岸	5.0	881		
					12	2,428		

### 重要水防箇所一覧表 (要注意) 工作物

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市仲沖町	右	3k900	旭町第2陸閘	
2	"	"	諫早市旭町	右	3k960	旭町第3陸閘	
3	"	"	諫早市旭町	右	4k000	旭町第4陸閘	
4	"	"	諫早市八天町	左	4k070	八天第1陸閘	
5	"	"	諫早市八天町	左	4k170	八天第2陸閘	
6	"	"	諫早市本町	右	4k265	本町第6陸閘	
7	"	"	諫早市八天町	左	4k290	八天第3陸閘	
8	"	"	諫早市八天町	左	4k385	八天第4陸閘	
9	"	"	諫早市高城町	右	4k450	本町第7陸閘	
10	"	"	諫早市高城町	右	4k500	高城第8陸閘	
11	"	"	諫早市八天町	左	4k505	輪内名第5陸閘	
12	"	"	諫早市城見町	左	4k660	輪内名第6陸閘	
13	"	"	諫早市高城町	右	4k700	高城第9陸閘	
14	"	"	諫早市城見町	左	4k740	輪内名第7陸閘	
15	"	"	諫早市城見町	左	4k790	輪内名第8陸閘	
16	"	"	諫早市城見町	左	4k840	輪内名第9陸閘	
17	"	"	諫早市城見町	左	4k920	輪内名第10陸閘	
18	"	"	諫早市城見町	左	5k070	輪内名第11陸閘	
19	"	"	諫早市高城町	右	5k080	原口第10陸閘	
20	"	"	諫早市宇都町	右	5k250	宇都第11陸閘	
21	"	"	諫早市天満町	左	5k315	天満第12陸閘	
22	"	"	諫早市天満町	左	5k550	天満第13陸閘	
23	"	"	諫早市宇都町	右	5k562	宇都第12陸閘	
24	"	"	諫早市宇都町	右	5k571	宇都第13陸閘	
25	"	"	諫早市永昌東町	右	5k705	永昌第14陸閘	
26	"	"	諫早市天満町	左	5k750	天満第14陸閘	
27	"	"	諫早市天満町	左	5k890	天満第15陸閘	
28	"	"	諫早市永昌東町	右	6k230	永昌第15陸閘	
計					28		
計	本明川			左岸	15.0		
				右岸	13.0		
合計				左岸	15.0		
				右岸	13.0		
					28		

以下にあげる条件が該当するものを重要水防構造物とする。

1. 橋梁

- ① 河積阻害（上下流の一連の流下能力の 60 %程度以下）で著しく流下能力が低いもの
- ② スパン長が短く（基準径間長の 50 %程度以下のもの）河積を阻害しているもの
- ③ 河床低下等の原因から基盤が露出し下部工等の安全性が低下しているもの
- ④ 桁下高が低い（上下流の堤防高に比べ 70 %程度以下）もの
- ⑤ 圧密沈下等により堤防と橋台の間にクラック又は隙間が生じており著しく危険な状態となっているもの
- ⑥ 老朽化で洪水による流出の恐れがあるもの
- ⑦ その他

2. 堤

- ① 河積阻害（上下流の一連の流下能力の 60 %程度以下）で著しく流下能力が低いもの
- ② スパン長が短く（基準径間長の 50 %程度以下のもの）河積を阻害しているもの
- ③ 引き上げゲートで老朽化等により十分なゲート操作ができないもの
- ④ 転倒堰で老朽化により転倒能力が低下しているもの又は過去に転倒しなかった実績を持つ堰
- ⑤ その他

3. 橋管（全面改築、部分改築、撤去の計画のあるもの）

- ① 管理橋、門扉等付属施設の不備なもの
- ② 圧密沈下により空洞化しているもの
- ③ 老朽化により橋管本体の破損、欠損しているもの
- ④ 橋管位置の浸透路長の不足しているもの
- ⑤ その他

4. その他

重要水防構造物として考えられるもの

「出水期前の許可工作物の点検及び河川管理上著しく支障となっている工作物の改善指導について」平成 5 年 4 月 1 日 河川管理課長連絡  
 「河川工作物に係る指導について」平成 2 年 8 月 29 日 治水課課長補佐連絡

重 要 水 防 構 造 物 一 覧 表

本明川水系

水系名	河川名	構造物名	距 離 標	左 右 岸 の 区 別	備 考	管 理 者
本明川	福田川	福田第2橋管	0/530	左	手動操作を行う場合の速やかなゲート効果の確保	長崎河川国道事務所
本明川	福田川	泉町第3橋管	0/935	右	手動操作を行う場合の速やかなゲート効果の確保	長崎河川国道事務所

## [県管理] 重要水防箇所（河川）

一級河川指定区間・二級河川	採 択 基 準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所</li> <li>2 堤防箇所で基礎地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの</li> <li>3 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるもの</li> <li>4 背後地に市街部(家屋隣接及び商工業地等)があり被害が予想される箇所</li> <li>5 背後地に公共施設(鉄道や主要道路等)があり被害が予想される箇所</li> <li>6 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所</li> <li>7 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所</li> </ul>	
	重 要 度	
	重要水防区域 A (水防上最も重要な区間)	未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30規模改修済区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等
重要水防区域 B (水防上重要な区間)	未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等	
重要水防区域 C (要注意区間)	未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1/50改修区間で背後地に市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等	

## [市町管理] 重要水防箇所（河川）

準用河川・普通河川	採 択 基 準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 既往水害で被災した未復旧の箇所。</li> <li>2 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所。</li> <li>3 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所。</li> <li>4 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所。</li> <li>5 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素の強い箇所。</li> <li>6 河川沿いの重要道路が被災すれば交通上重大な支障をもたらすことが予想される箇所。</li> <li>7 改修済であるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所又は、宅地開発等により状況変化の著しい箇所。</li> </ul>	

## ◆[県管理]重要水防箇所(河川)総括表

管理	種別	重要水防区域A			重要水防区域B			重要水防区域C			合計	
		右岸	左岸	計	右岸	左岸	計	右岸	左岸	計		
長崎振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	43,570	36,316	79,886	17,811	22,322	40,133	33,719	39,181	72,900	192,919	51河川
	準用河川			0			0	14,795	14,795	29,590	29,590	26河川
	その他の河川			0			0	51,580	51,580	103,160	103,160	109河川
県央振興局	一級河川指定区間	5,700	3,200	8,900	11,200	12,400	23,600	35,247	36,047	71,294	103,794	28河川
	二級河川	12,154	19,354	31,508	18,503	13,097	31,600	49,968	46,274	96,242	159,350	31河川
	準用河川			0			0	4,800	4,800	9,600	9,600	2河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
島原振興局	一級河川指定区間	2,400	1,400	3,800	3,200	1,500	4,700	14,449	13,843	28,292	36,792	8河川
	二級河川	6,260	7,393	13,653	17,743	15,881	33,624	111,444	112,263	223,707	270,984	57河川
	準用河川			0			0	13,000	13,000	26,000	26,000	7河川
	その他の河川			0			0	22,401	22,416	44,817	44,817	21河川
県北振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	47,156	41,797	88,953	42,648	58,453	101,101	100,681	90,579	191,260	381,314	67河川
	準用河川			0			0	8,739	8,739	17,478	17,478	10河川
	その他の河川			0			0	17,410	17,410	34,820	34,820	32河川
維持田平管理事務所	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	2,380	4,380	6,760	15,302	12,229	27,531	37,837	40,130	77,967	112,258	25河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
維持大管瀬理戸事務所	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	1,000	700	1,700	7,362	3,962	11,324	27,768	31,468	59,236	72,260	15河川
	準用河川			0			0	440	440	880	880	1河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
五島振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	2,100	1,800	3,900	17,856	13,756	31,612	45,021	49,621	94,642	130,154	23河川
	準用河川			0			0	770	770	1,540	1,540	1河川
	その他の河川			0			0	550	550	1,100	1,100	1河川
上五島支所	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	200	0	200	2,300	1,600	3,900	13,372	13,996	27,368	31,468	9河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0	5,790	5,740	11,530	11,530	13河川
壱岐振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	900	500	1,400	1,400	4,900	6,300	30,279	26,357	56,636	64,336	16河川
	準用河川			0			0	1,599	1,599	3,198	3,198	1河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
対馬振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	21,176	15,533	36,709	20,826	19,684	40,510	65,163	73,628	138,791	216,010	45河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川

## 二級河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	長崎市	浦上川	浦上川	右左	7500 5800	長崎市 長崎市	川平町 大手1丁目	河口より日鏡橋上流50m 河口よりせせらぎ橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右左	800 2200	長崎市 長崎市	川平町 川平町	日鏡橋上流50mより千茶ノ木橋上流50m せせらぎ橋より広瀬橋上流200m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右左	1100 700	長崎市 長崎市	川平町 川平町	千茶ノ木橋上流50mより井手口橋上流50m 広瀬橋上流上流200mより川平橋下流200m	C	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右左	400	長崎市	川平町	川平橋下流200mより川平橋上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右左	300	長崎市	川平町	川平橋上流200mより井手口橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
2	長崎市	浦上川	城山川	右左	966 500	長崎市 長崎市	花園町 若竹町	浦上川合流点より上流端 浦上川合流点より大竹橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	城山川	右左	466	長崎市	花園町	大竹橋より上流端	B	溢水、決壊 積土のう工
3	長崎市	浦上川	大井手川	右左	1500 1500	長崎市 長崎市	葉山町 滑石1丁目	浦上水源地上流端より岩崎橋 浦上水源地上流端より岩崎橋	A	溢水、決壊 積土のう工
4	長崎市	浦上川	三川川	右左	1600 800	長崎市 長崎市	三川町 三川町	浦上川合流点より睦橋 浦上川合流点より朝日橋上流100m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	三川川	右左	400 300	長崎市 長崎市	三川町 三川町	睦橋より清觀橋下流50m 朝日橋上流100mより6号橋上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	三川川	右左	300 1200	長崎市 長崎市	三川町 三川町	清觀橋下流50mより觀音橋 6号橋上流200mより觀音橋	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	浦上川	三川川	右左	587 587	長崎市 長崎市	三川町 三川町	觀音橋より上流端 觀音橋より上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
5	長崎市	中島川	中島川	右左	3000 2500	長崎市 長崎市	中川二丁目 伊良林1丁目	河口より一瀬橋 河口より八幡橋下流50m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	中島川	中島川	右左	500 1000	長崎市 長崎市	本河内3丁目 本河内2丁目	一瀬橋より本河内低部ダム 八幡橋下流50mより本河内低部ダム	B	溢水、決壊 積土のう工
6	長崎市	中島川	西山川	右左	2200 2200	長崎市 長崎市	西山4丁目 片淵5丁目	中島川合流点より西山ダム 中島川合流点より西山ダム	A	溢水、決壊 積土のう工
7	長崎市	八郎川	八郎川	右左	5600 2800	長崎市 長崎市	田中町 田中町	河口より都通川橋下流20m 河口より坂田渕橋下流125m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	八郎川	右左	500 300	長崎市 長崎市	田中町 田中町	都通川橋下流20mより18号橋上流50m 河口より都通川橋下流20m	C	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	八郎川	右左	3000	長崎市	田中町	坂田渕橋下流125mより17号橋下流20m	B	溢水、決壊 積土のう工
8	長崎市	八郎川	現川川	右左	1200 1200	長崎市 長崎市	平間町 平間町	八郎川合流点より亀鶴橋下流30m 八郎川合流点より亀鶴橋下流30m	C	溢水、決壊 積土のう工
9	長崎市	八郎川	正念川	右左	1812	長崎市	古賀町	八郎川合流点より上流端	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	正念川	右左	1400	長崎市	古賀町	八郎川合流点より12号橋下流110m	C	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	正念川	右左	412	長崎市	古賀町	12号橋下流110mより上流端	B	溢水、決壊 積土のう工
10	長崎市	八郎川	中尾川	右左	400	長崎市	田中町	河口より太田橋上流25m	A	溢水 積土のう工
	長崎市	八郎川	中尾川	右左	1200 800	長崎市 長崎市	田中町 田中町	河口より築地橋 太田橋上流25mより築地橋	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	中尾川	右左	300 300	長崎市 長崎市	田中町 田中町	築地橋より中尾ダム 築地橋より中尾ダム	C	溢水、決壊 積土のう工
11	長崎市	八郎川	間の瀬川	右左	300 300	長崎市 長崎市	松原町 松原町	八郎川合流点より間の瀬橋上流35m 八郎川合流点より間の瀬橋上流35m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	間の瀬川	右左	400 2000	長崎市 長崎市	松原町 松原町	間の瀬橋上流35mよりJR松原橋下流90m 間の瀬橋上流35mより滝の瀬橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	間の瀬川	右左	1600	長崎市	松原町	JR松原橋下流90mより滝の瀬橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
12	長崎市	八郎川	千間田川	右左	200 200	長崎市 長崎市	平間町 平間町	八郎川合流点より3号橋 八郎川合流点より3号橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	千間田川	右左	300	長崎市	平間町	3号橋より6号橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	千間田川	右左	300	長崎市	平間町	3号橋より6号橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
13	長崎市	八郎川	松原川	右左	200 200	長崎市 長崎市	松原町 松原町	河口より松雀橋 河口より松雀橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	松原川	右左	300 300	長崎市 長崎市	松原町 松原町	松雀橋より松雀橋上流300m 松雀橋より松雀橋上流300m	B	溢水、決壊 積土のう工
14	長崎市	八郎川	平古場川	右左	500	長崎市	中里町	河口より金山橋上流100m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	八郎川	平古場川	右左	1010 1300	長崎市 長崎市	中里町 中里町	金山橋上流100mより中野橋上流200m 河口より中野橋	B	溢水、決壊 積土のう工
15	長崎市	八郎川	清水川	右左	208 208	長崎市 長崎市	東町 東町	河口より清藤橋上流120m 河口より清藤橋上流120m	B	溢水、決壊 積土のう工

二級河川

長崎振興局管内

## 二級河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
33	長崎市	大川	大川	右左	1100	長崎市	布巻町	田張橋下流210mより土井橋上流150m	C	溢水、決壊 積土のう工
34	長崎市	宮崎川	宮崎川	右左	1400	長崎市	布巻町	河口より丸ヶ倉橋	C	溢水、決壊 積土のう工
					1400	長崎市	布巻町	河口より丸ヶ倉橋		溢水、決壊 積土のう工
35	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右左	200	長崎市	蚊焼町	河口より浜津橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
					400	長崎市	蚊焼町	河口より浜津橋上流200m		溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右左	300	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流50mより浜津橋上流350m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右左	600	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右左	500	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流350mより上流端	B	溢水、決壊 積土のう工
36	長崎市	神浦川	神浦川	右左	1200	長崎市	外海町	歩道橋(町道中島線)より2号堰	C	溢水、決壊 積土のう工
					1500	長崎市	外海町	神浦橋下流80mより2号堰		溢水、決壊 積土のう工
37	長崎市	神浦川	鶴山谷川	右左	400	長崎市	外海町	神浦川合流点より上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
					400	長崎市	外海町	神浦川合流点より上流端		溢水、決壊 積土のう工
38	長崎市	出津川	出津川	右左	1300	長崎市	西出津町	河口より安寧橋上流140m	C	溢水 積土のう工
					2100	長崎市	新牧野町	河口より渡瀬橋下流200m		溢水 積土のう工
	長崎市	出津川	出津川	右	400	長崎市	西出津町	安寧橋上流140mより野道橋上流150m	B	溢水 積土のう工
	長崎市	出津川	出津川	右	400	長崎市	新牧野町	野道橋上流150mより渡瀬橋下流200m	C	溢水 積土のう工
39	長崎市	黒崎川	黒崎川	右左	900	長崎市	上黒崎町	河口より湯の花橋上流400m	C	溢水 積土のう工
					900	長崎市	下黒崎町	河口より湯の花橋上流400m		溢水 積土のう工
40	長崎市	川下川	川下川	右左	240	長崎市	永田町	国道202号交差部より上流240m	A	溢水、決壊 積土のう工
					240	長崎市	永田町	国道202号交差部より上流240m		溢水、決壊 積土のう工
41	長崎市	大江川	大江川(1/2)	右左	1400	長崎市	琴海形上町	河口より6号橋上流280m	C	溢水、決壊 積土のう工
					1400	長崎市	琴海大平町	河口より6号橋上流280m		溢水、決壊 積土のう工
42	長崎市	戸根川	戸根川	右左	2929	長崎市	琴海戸根町	河口より5号橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
					2929	長崎市	琴海戸根町	河口より5号橋上流50m		溢水、決壊 積土のう工
43	長崎市	手崎川	手崎川	右左	2300	長崎市	長浦町	河口より手崎川砂防堰堤	C	溢水、決壊 積土のう工
					2300	長崎市	長浦町	河口より手崎川砂防堰堤		溢水、決壊 積土のう工
44	長崎市	西海川	西海川	右左	2600	長崎市	西海町	河口より大正橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
					3313	長崎市	西海町	河口より平床橋下流200m		溢水、決壊 積土のう工
45	長崎市	西海川	谷口川	右左	1808	長崎市	西海町	西海川合流点より九十九橋上流180m	C	溢水、決壊 積土のう工
					1808	長崎市	西海町	西海川合流点より九十九橋上流180m		溢水、決壊 積土のう工
46	長崎市	村松川	村松川	右左	300	長崎市	琴海村松町	河口より小島橋上流40m	C	溢水、決壊 積土のう工
					1300	長崎市	琴海村松町	河口より平野橋上流400m		溢水、決壊 積土のう工
47	長与町	長与川	長与川	右左	3100	西彼杵郡	長与町	河口より浦上口橋上流30m	A	溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右左	3100	西彼杵郡	長与町	浦上口橋上流30mより横道橋	B	溢水、決壊 積土のう工
					2500	西彼杵郡	長与町	河口より長与中央橋下流140m		溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右左	1400	西彼杵郡	長与町	長与中央橋下流140mより千石渕橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右左	700	西彼杵郡	長与町	千石渕橋より三根橋上流100m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右左	1600	西彼杵郡	長与町	横道橋より長与ダム	C	溢水、決壊 積土のう工
					3200	西彼杵郡	長与町	三根橋上流100mより長与ダム		溢水、決壊 積土のう工
48	長与町	長与川	高田川	右左	2200	西彼杵郡	長与町	長与川合流点より22号橋上流100m	A	溢水、決壊 積土のう工
					2100	西彼杵郡	長与町	長与川合流点より22号橋		溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	高田川	右左	300	西彼杵郡	長与町	22号橋上流100mより元木橋上流280m	B	溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	高田川	右左	400	西彼杵郡	長与町	22号橋より元木橋上流280m	C	溢水、決壊 積土のう工
49	長与町	長与川	南田川内川	右左	800	西彼杵郡	長与町	長与川合流点より中尾橋上流560m	A	溢水、決壊 積土のう工
					800	西彼杵郡	長与町	長与川合流点より中尾橋上流560m		溢水、決壊 積土のう工
	長与町	長与川	南田川内川	右左	707	西彼杵郡	長与町	中尾橋上流560mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
					707	西彼杵郡	長与町	中尾橋上流560mより上流端		溢水、決壊 積土のう工
50	時津町	時津川	時津川	右左	2700	西彼杵郡	時津町	河口より打坂橋上流390m	A	溢水、決壊 積土のう工
					2700	西彼杵郡	時津町	河口より打坂橋上流390m		溢水、決壊 積土のう工
	時津町	時津川	時津川	右左	802	長崎市	横尾三丁目	打坂橋上流390mより横尾橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
					802	長崎市	横尾三丁目	打坂橋上流390mより横尾橋上流50m		溢水、決壊 積土のう工
51	時津町	子々川川	子々川川	右左	200	西彼杵郡	時津町	子々川橋下流70mより子々川橋上流130m	C	溢水、決壊 積土のう工
					400	西彼杵郡	時津町	子々川橋下流70mより子々川橋上流330m		溢水、決壊 積土のう工
合 計		二級河川	51河川	右左	95,100		合 計	192,919m		

## [市町管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

## 準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分
				区	域						
1	長崎市	江川	大野川	右	高浜町字南毛首489番地先	～江川合流点	720	溢水	積土のう工	A 43 B 2.2	準用河川
				左	高浜町字松山491番のハ地先	～江川合流点	720	決壊		C 450	
2	長崎市	江川	田郷川	右	高浜町字曾段田2078番地先	～大野川合流点	520	溢水	積土のう工	A 10 B 0.4	準用河川
				左	高浜町字東長野1978番地先	～大野川合流点	520	決壊		C 310	
3	長崎市	浜田川	浜田川	右	高浜町字下拂4641番地先	～海	450	溢水	積土のう工	A 19 B 1.2	準用河川
				左	高浜町字下拂4636番地先	～海	450	決壊		C 370	
4	長崎市	深浦川	深浦川	右	野母町字山ノ神下299番地先	～海	560	溢水	積土のう工	A 43 B 0.2	準用河川
				左	野母町字香仏194番地先	～海	560	決壊		C 200	
5	長崎市	水ノ浦川	水ノ浦川	右	野母崎樺島町字岩瀬戸1518番3地先	～野母崎樺島町字西眞浦1095番3地先	270	溢水	積土のう工	A 42 B	準用河川
				左	野母崎樺島町字岩瀬戸1526番6地先	～野母崎樺島町字水浦1640番6地先	270	決壊		C 550	
6	長崎市	蚊焼大川	宮川	右	蚊焼町字庚申ノ元1960番地先	～蚊焼町字庚申ノ元1974番2地先	160	溢水	積土のう工	A 11 B 0.2	準用河川
				左	蚊焼町字庚申ノ元1981番地先	～蚊焼町字庚申ノ元1975番1地先	160	決壊		C 50	
7	長崎市	四戸ノ川	四戸ノ川	右	琴海形上町1740地先	～琴海形上町1743-1地先	320	溢水	積土のう工	A B 1.3	準用河川
				左	琴海形上町2122地先	～琴海形上町1776-1地先	320	決壊		C 100	
8	長崎市	大川	久良川	右	布巻町1395-2	～布巻町1237-4	140	溢水	積土のう工	A B 0.1	準用河川
				左	布巻町1393-2	～布巻町1489-3	140	決壊		C	
9	長崎市	宮崎川	小崎川	右	川原町1477-3	～川原町2211-2	390	溢水	積土のう工	A B 0.45	準用河川
				左	川原町2146-1	～川原町2245-2	390	決壊		C 780	
10	長崎市	金取川	金取川	右	宮崎町1769-1	～宮崎町1809-1	60	溢水	積土のう工	A B 0.1	準用河川
				左	宮崎町1769-7	～宮崎町1767	60	決壊		C	
11	長崎市	川原古川	川原古川	右	川原町1981-8	～川原町1981-7	50	溢水	積土のう工	A B	準用河川
				左	川原町348-1	～川原町346-2	50	決壊		C 50	
12	長崎市	松尾川	松尾川	右	脇岬町635-2	～脇岬町695-3	80	溢水	積土のう工	A B 0.6	準用河川
				左	脇岬町632-6	～脇岬町692-10	80	決壊		C	
13	時津町	久留里川	久留里川	右	久留里郷字長塚	～字岩本	875	溢水	積土のう工	A 4 B 0.5	準用河川
				左	久留里郷字ウグメノ尾	～字岩本	875	決壊		C 20	
14	長与町	長与川	平木場川	右	長与町平木場郷1570番地先	～長与川合流点	1,800	溢水	積土のう工	A 30 B 100	準用河川
				左	長与町平木場郷1411番地先	～長与川合流点	1,800	決壊		C 4	
15	長与町	長与川	藤ノ棟川	右	長与町三根郷1156番地先	～平木場川合流点	1,000	溢水	積土のう工	A 5 B 1	準用河川
				左	長与町三根郷1046番地先	～平木場川合流点	1,000	決壊		C 100	
16	長与町	長与川	山田川	右	長与町平木場郷980番地先	～平木場川合流点	500	溢水	積土のう工	A 17 B 3	準用河川
				左	長与町平木場郷736番地先	～平木場川合流点	500	決壊		C 290	
17	長与町	長与川	枯木尾川	右	長与町平木場郷1827番地先	～平木場川合流点	900	溢水	積土のう工	A 14 B 3	準用河川
				左	長与町平木場郷1736番地先	～平木場川合流点	900	決壊		C 400	
18	長与町	長与川	的場川	右	長与町吉無田郷1389番地先	～長与川合流点	600	溢水	積土のう工	A 5 B 1	準用河川
				左	長与町吉無田郷1185番地先	～長与川合流点	600	決壊		C 200	
19	長与町	長与川	後川内川	右	長与町吉無田郷579番336地先	～長与川合流点	700	溢水	積土のう工	A 40 B 0.5	準用河川
				左	長与町吉無田郷510番2地先	～長与川合流点	700	決壊		C 50	
20	長与町	長与川	丸田川	右	長与町丸田郷155番地先	～長与川合流点	1,000	溢水	積土のう工	A 20 B 0.5	準用河川
				左	長与町丸田郷358番地先	～長与川合流点	1,000	決壊		C 150	
21	長与町	長与川	嬉里谷川	右	長与町嬉里郷1303番地先	～長与川合流点	800	溢水	積土のう工	A 15 B 1	準用河川
				左	長与町嬉里郷978番地先	～長与川合流点	800	決壊		C	
22	長与町	四釜川	四釜川	右	長与町岡郷772番地先	～海	400	溢水	積土のう工	A 18 B 0.4	準用河川
				左	長与町岡郷763番地先	～海	400	決壊		C 190	

長崎振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分
				区	域						
23	長与町	オーコ川	オーコ川	右	長与町岡郷1311番地 ~ 海	1,000	溢水	積土のう工	A 23	B 3	準用河川
				左	長与町岡郷1881番地 ~ 海	1,000	決壊		C 150		
24	長与町	満永川	満永川	右	長与町岡郷1531番地 ~ 海	300	溢水	積土のう工	A 17	B 2	準用河川
				左	長与町岡郷1410番地 ~ 海	300	決壊		C 240		
25	長与町	長峰川	長峰川	右	長与町岡郷1771番地 ~ 海	400	溢水	積土のう工	A 21	B 2	準用河川
				左	長与町岡郷1818番地 ~ 海	400	決壊		C 160		
26	長与町	大堂川	大堂川	右	長与町岡郷2419番地 ~ 海	800	溢水	積土のう工	A 0	B 5	準用河川
				左	長与町岡郷2419番地 ~ 海	800	決壊		C 10		
	小計	準用河川	26 河川			29,590 m					
1	長崎市	三重川	三重川	右	三京町 ~ 三重川合流点	1,500	溢水	積土のう工	A 6	B 0.5	普通河川
				左	三京町 ~ 三重川合流点	1,500	決壊		C 400		
2	長崎市	三重川	門田川	右	三重町 ~ 三重川合流点	100	溢水	積土のう工	A 90		普通河川
				左	三重町 ~ 三重川合流点	100	決壊		C 130		
3	長崎市	樺山川	杉谷川	右	三重田町 ~ 樺山川合流点	500	溢水	積土のう工	A 3	B 0.5	普通河川
				左	三重田町 ~ 樺山川合流点	500	決壊		C 200		
4	長崎市	多以良川	鳴見川	右	鳴見町 ~ 多以良川合流点	100	溢水	積土のう工	A 4		普通河川
				左	鳴見町 ~ 多以良川合流点	100	決壊		C 50		
5	長崎市	手熊川	上浦川	右	上浦町 ~ 手熊川合流点	100	溢水	積土のう工	A 3	B 0.2	普通河川
				左	上浦町 ~ 手熊川合流点	100	決壊		C 200		
6	長崎市	小江川	小江川	右	小江原町 ~ 小江川合流点	1,000	溢水	積土のう工	A 6		普通河川
				左	小江原町 ~ 小江川合流点	1,000	決壊		C 230		
7	長崎市	丸山川	丸山川	右	神ノ島町2丁目 ~ 海	20	溢水	積土のう工	A 4		普通河川
				左	神ノ島町2丁目 ~ 海	20	決壊		C 120		
8	長崎市	立神川	西立神川	右	西立神町 ~ 立神川合流点	80	溢水	積土のう工	A 9		普通河川
				左	西立神町 ~ 立神川合流点	80	決壊		C 50		
9	長崎市	飽の浦都市下水路	本山川	右	塩浜町 ~ 塩浜川合流点	100	溢水	積土のう工	A 10		普通河川
				左	塩浜町 ~ 塩浜川合流点	100	決壊		C 40		
10	長崎市	飽の浦都市下水路	宇土平川	右	秋月町 ~ 鮑の浦川合流点	50	溢水	積土のう工	A 10		普通河川
				左	秋月町 ~ 鮑の浦川合流点	50	決壊		C 70		
11	長崎市	飽の浦都市下水路	飽の浦川	右	秋月町 ~ 鮑の浦都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A 15		普通河川
				左	秋月町 ~ 鮑の浦都市下水路合流点	100	決壊		C 100		
12	長崎市	飽の浦都市下水路	秋月川	右	秋月町 ~ 鮑の浦川合流点	80	溢水	積土のう工	A 10		普通河川
				左	秋月町 ~ 鮑の浦川合流点	80	決壊		C 10		
13	長崎市	江の浦都市下水路	江の浦川	右	江の浦町 ~ 江の浦都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A 12		普通河川
				左	江の浦町 ~ 江の浦都市下水路合流点	100	決壊		C 100		
14	長崎市	浦上川	淵川川	右	淵町 ~ 浦上川合流点	100	溢水	積土のう工	A 2		普通河川
				左	淵町 ~ 浦上川合流点	100	決壊		C		
15	長崎市	浦上川	春木川	右	春木町 ~ 浦上川合流点	200	溢水	積土のう工	A 20		普通河川
				左	春木町 ~ 浦上川合流点	200	決壊		C		
16	長崎市	浦上川	立岩川	右	立岩町 ~ 城山川合流点	150	溢水	積土のう工	A 15		普通河川
				左	立岩町 ~ 城山川合流点	150	決壊		C 150		
17	長崎市	浦上川	青山川	右	青山町 ~ 城山川合流点	70	溢水	積土のう工	A 5		普通河川
				左	青山町 ~ 城山川合流点	70	決壊		C 70		

## [市町管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

## 準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分	
				区	域					
18	長崎市	浦上川	杉谷川	右	西町～西町都市下水路合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A 10 C 100	普通河川
				左	西町～西町都市下水路合流点	100				
19	長崎市	浦上川	浦上川	右	畦別当町～浦上川終点	250	溢水 決壊	積土のう工	A 2 C 100	普通河川
				左	畦別当町～浦上川終点	250				
20	長崎市	浦上川	江平川	右	江平町～江平都市下水路合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.2 C 30	普通河川
				左	江平町～江平都市下水路合流点	100				
21	長崎市	浦上川	呑田川	右	江平川～江平川合流点	130	溢水 決壊	積土のう工	A 5 B 0.3 C 50	普通河川
				左	江平川～江平川合流点	130				
22	長崎市	浦上川	穴弘法川	右	江平町～江平都市下水路合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.1 C 100	普通河川
				左	江平町～江平都市下水路合流点	100				
23	長崎市	浦上川	長尾川	右	坂本町～坂本町圧力管呑み口	200	溢水 決壊	積土のう工	A 4 C 30	普通河川
				左	坂本町～坂本町圧力管呑み口	200				
24	長崎市	浦上川	山川川	右	坂本町～岩川町	100	溢水 決壊	積土のう工	A 8 C 100	普通河川
				左	坂本町～岩川町	100				
25	長崎市	浦上川	宝川	右	浜平川～浦上川合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A 15 C 100	普通河川
				左	浜平川～浦上川合流点	100				
26	長崎市	浦上川	馬込川	右	御船藏町～浦上川合流点	300	溢水 決壊	積土のう工	A 10 C 300	普通河川
				左	御船藏町～浦上川合流点	300				
27	長崎市	浪の平川	浪の平川	右	東琴平1丁目～海	300	溢水 決壊	積土のう工	A 50 B 0.1 C 120	普通河川
				左	東琴平1丁目～海	300				
28	長崎市	山口川	山口川	右	深堀町4丁目～海	200	溢水 決壊	積土のう工	A 12 C 100	普通河川
				左	深堀町4丁目～海	200				
29	長崎市	大浦都市下水路	八景川	右	八景町～星取川合流点	80	溢水 決壊	積土のう工	A 5 C 80	普通河川
				左	八景町～星取川合流点	80				
30	長崎市	大浦都市下水路	上田川	右	上田町～大浦都市下水路合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A 20 C 100	普通河川
				左	上田町～大浦都市下水路合流点	100				
31	長崎市	中島川	中小島1丁目川	右	中小島1丁目～上小島1丁目	200	溢水 決壊	積土のう工	A 15 C 20	普通河川
				左	中小島1丁目～上小島1丁目	200				
32	長崎市	中島川	上小島2丁目川	右	上小島2丁目～銅座川合流点	150	溢水 決壊	積土のう工	A 25 C 20	普通河川
				左	上小島2丁目～銅座川合流点	150				
33	長崎市	中島川	上鳴川	右	上小島3丁目～銅座川合流点	150	溢水 決壊	積土のう工	A 20 C 70	普通河川
				左	上小島3丁目～銅座川合流点	150				
34	長崎市	中島川	高平川	右	高平町～銅座川合流点	250	溢水 決壊	積土のう工	A 25 C 20	普通河川
				左	高平町～銅座川合流点	250				
35	長崎市	中島川	玉木川	右	高平町～銅座川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 20 C 150	普通河川
				左	高平町～銅座川合流点	200				
36	長崎市	中島川	愛宕川	右	愛宕4丁目～銅座川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 25 C 200	普通河川
				左	愛宕4丁目～銅座川合流点	200				
37	長崎市	中島川	白木川	右	白木町～銅座川合流点	130	溢水 決壊	積土のう工	A 15 C 70	普通河川
				左	白木町～銅座川合流点	130				
38	長崎市	中島川	銅座川	右	八つ尾町～中島川合流点	3,000	溢水 決壊	積土のう工	A 400 C 2,050	普通河川
				左	八つ尾町～中島川合流点	3,000				
39	長崎市	中島川	シントキ川	右	麹屋町～銅座川合流点	400	溢水 決壊	積土のう工	A 45 C 190	普通河川
				左	麹屋町～銅座川合流点	400				

## [市町管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

長崎振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分	
				区	域					
40	長崎市	中島川	矢の平川	右	矢の平4丁目 ~ 中島川合流点	950	溢水	積土のう工	A 65	普通河川
				左	矢の平4丁目 ~ 中島川合流点	950	決壊		C 190	
41	長崎市	中島川	網切川	右	本河内町 ~ 本河内低部貯水池	100	溢水	積土のう工	A 5	普通河川
				左	本河内町 ~ 本河内低部貯水池	100	決壊		C 50	
42	長崎市	中島川	上林谷川	右	本河内町 ~ 本河内低部貯水池	200	溢水	積土のう工	A 25	普通河川
				左	本河内町 ~ 本河内低部貯水池	200	決壊		C 40	
43	長崎市	中島川	上谷川(1)	右	本河内町 ~ 本河内高部貯水池	200	溢水	積土のう工	A 25	普通河川
				左	本河内町 ~ 本河内高部貯水池	200	決壊		C 90	
44	長崎市	中島川	上谷川(2)	右	本河内町 ~ 本河内高部貯水池	150	溢水	積土のう工	A 5	普通河川
				左	本河内町 ~ 本河内高部貯水池	150	決壊		C 30	
45	長崎市	中島川	樽角川	右	鳴滝1丁目 ~ 鳴滝都市下水路合流点	250	溢水	積土のう工	A 18	普通河川
				左	鳴滝1丁目 ~ 鳴滝都市下水路合流点	250	決壊		C 160	
46	長崎市	中島川	小川川	右	西山1丁目 ~ 西山川合流点	200	溢水	積土のう工	A 10	普通河川
				左	西山1丁目 ~ 西山川合流点	200	決壊		C 200	
47	長崎市	中島川	水の平川	右	西山3丁目 ~ 西山川合流点	300	溢水	積土のう工	A 10	普通河川
				左	西山3丁目 ~ 西山川合流点	300	決壊		C 30	
48	長崎市	中島川	西山川	右	西山4丁目 ~ 西山水源地	200	溢水	積土のう工	A 5	普通河川
				左	西山4丁目 ~ 西山水源地	200	決壊		C 10	
49	長崎市	中島川	乱林川	右	木場町 ~ 西山木場川合流点	350	溢水	積土のう工	A 10	普通河川
				左	木場町 ~ 西山木場川合流点	350	決壊		C 100	
50	長崎市	中島川	一ノ坂川	右	木場町 ~ 西山木場川合流点	400	溢水	積土のう工	A 7 B 0.8	普通河川
				左	木場町 ~ 西山木場川合流点	400	決壊		C 50	
51	長崎市	中島川	西山町三丁目川	右	西山3丁目 ~ 西山川合流点	140	溢水	積土のう工	A 20	普通河川
				左	西山3丁目 ~ 西山川合流点	140	決壊		C 100	
52	長崎市	若菜川	河内川	右	茂木町 ~ 若菜川合流点	550	溢水	積土のう工	A 75	普通河川
				左	茂木町 ~ 若菜川合流点	550	決壊		C 280	
53	長崎市	若菜川	滑川川	右	茂木町 ~ 川平川合流点	50	溢水	積土のう工	A 15	普通河川
				左	茂木町 ~ 川平川合流点	50	決壊		C 15	
54	長崎市	若菜川	茂木川平川	右	川平橋 ~ 川平川合流点	80	溢水	積土のう工	A 1 B 0.1	普通河川
				左	川平橋 ~ 川平川合流点	80	決壊		C 1	
55	長崎市	若菜川	早坂川	右	田手原町 ~ 若菜川合流点	600	溢水	積土のう工	A 3 B 18.3	普通河川
				左	田手原町 ~ 若菜川合流点	600	決壊		C 4	
56	長崎市	若菜川	田手原川(1)	右	田手原町 ~ 早坂川合流点	100	溢水	積土のう工	A 5	普通河川
				左	田手原町 ~ 早坂川合流点	100	決壊		C 25	
57	長崎市	若菜川	田手原川(2)	右	田手原町 ~ 早坂川合流点	50	溢水	積土のう工	A 50	普通河川
				左	田手原町 ~ 早坂川合流点	50	決壊		C 50	
58	長崎市	飯香浦川	石垣川	右	飯香浦町 ~ 飯香浦川合流点	400	溢水	積土のう工	A 7 B 1.7	普通河川
				左	飯香浦町 ~ 飯香浦川合流点	400	決壊		C 210	
59	長崎市	太田尾川	山川河内川	右	太田尾町 ~ 太田尾川	150	溢水	積土のう工	A 5	普通河川
				左	太田尾町 ~ 太田尾川	150	決壊		C 100	
60	長崎市	太田尾川	太田尾川	右	太田尾町山川河内橋 ~ 海	640	溢水	積土のう工	A B 2	普通河川
				左	太田尾町山川河内橋 ~ 海	640	決壊		C	
61	長崎市	小迫川	小迫川	右	千々々町 ~ 海	100	溢水	積土のう工	A 3 B 0.2	普通河川
				左	千々々町 ~ 海	100	決壊		C	

## [市町管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

長崎振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分	
				区	域					
62	長崎市	元木場川	元木場川	右	北浦町～海	200	溢水 決壊	積土のう工	A 8 C 200	普通河川
				左	北浦町～海	200	溢水 決壊	積土のう工	A 10 C	普通河川
63	長崎市	戸ヶ瀬川	戸ヶ瀬川	右	牧島町～海	200	溢水 決壊	積土のう工	A 10 C	普通河川
				左	牧島町～海	200	溢水 決壊	積土のう工	A 400 C 400	普通河川
64	長崎市	官摺川	官摺川	右	宮摺町～海	400	溢水 決壊	積土のう工	A C 400	普通河川
				左	宮摺町～海	400	溢水 決壊	積土のう工	A 30 B 1.0 C 800	普通河川
65	長崎市	相川川	相川川	右	見崎町～準用河川相川川	500	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.5 C D 400	普通河川
				左	相川町～準用河川相川川	500	溢水 決壊	積土のう工	A 12 C 70	普通河川
66	長崎市	八郎川	現川川	右	現川町～二級河川現川川上流端	500	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.5 C D 400	普通河川
				左	現川町～二級河川現川川上流端	500	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.5 C D 400	普通河川
67	長崎市	日見川	芒塚川	右	芒塚町～二級河川日見川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 12 C 70	普通河川
				左	芒塚町～二級河川日見川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 12 C 70	普通河川
68	長崎市	大浦川	大浦川(1)	右	大浜町～二級河川大浦川合流点	300	溢水 決壊	積土のう工	A 2 C	普通河川
				左	大浜町～二級河川大浦川合流点	300	溢水 決壊	積土のう工	A 2 C	普通河川
69	長崎市	大浦川	大浦川(2)	右	大浜町～大浦川(1)合流点	350	溢水 決壊	積土のう工	A 3	普通河川
				左	大浜町～大浦川(1)合流点	350	溢水 決壊	積土のう工	A 3	普通河川
70	長崎市	真浦川	真浦川	右	野母崎樺島町字ヘボノキ～野母崎樺島町字儀長濱459番3地先	420	溢水 決壊	積土のう工	A 42 B 0.2 C 420	普通河川
				左	野母崎樺島町字ヘボノキ～野母崎樺島町字儀長濱459番3地先	420	溢水 決壊	積土のう工	A 42 B 0.2 C 420	普通河川
71	長崎市	鹿の尾川	上戸町4丁目川	右	星取2丁目～小ヶ倉水源地上流	210	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.1 C	普通河川
				左	星取2丁目～小ヶ倉水源地上流	210	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.1 C	普通河川
72	長崎市	丹馬川	丹馬川	右	香焼町丹馬～海	600	溢水 決壊	積土のう工	A 110 B 42 C 850	普通河川
				左	香焼町丹馬～海	600	溢水 決壊	積土のう工	A 110 B 42 C 850	普通河川
73	長崎市	西海川	長佐古川	右	西海町1427～二級河川西海川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.1 C	普通河川
				左	西海町1427～二級河川西海川合流点	200	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.1 C	普通河川
74	長崎市	村松川	西海村松川	右	琴海村松町737～二級河川松村川合流点	250	溢水 決壊	積土のう工	A 31 B 1 C	普通河川
				左	琴海村松町736～二級河川松村川合流点	250	溢水 決壊	積土のう工	A 31 B 1 C	普通河川
75	長崎市	戸石川	戸石川	右	川内町748-6地先～戸石町1302-6地先	1,700	溢水 決壊	積土のう工	A 20 B 1 C 200	普通河川
				左	川内町748-6地先～戸石町1302-6地先	1,700	溢水 決壊	積土のう工	A 20 B 1 C 200	普通河川
76	長崎市	戸石川	上戸石川	右	上戸石町1779-1地先～戸石川合流点	1,600	溢水 決壊	積土のう工	A 30 B 0.5 C 300	普通河川
				左	上戸石町1779-1地先～戸石川合流点	1,600	溢水 決壊	積土のう工	A 30 B 0.5 C 300	普通河川
77	長崎市	飯香浦川	飯香浦川	右	飯香浦町3778-7地先～飯香浦川3351-1	1,800	溢水 決壊	積土のう工	A 10 B 1 C 300	普通河川
				左	飯香浦町3778-7地先～飯香浦川3351-1	1,800	溢水 決壊	積土のう工	A 10 B 1 C 300	普通河川
78	長崎市	飯香浦川	飯香浦川支川	右	飯香浦町3737-4地先～飯香浦川合流点	400	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.1 C 10	普通河川
				左	飯香浦町3737-4地先～飯香浦川合流点	400	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 0.1 C 10	普通河川
79	長崎市	西海川	西海川	右	西海町794-3地先～二級河川西海川合流点	330	溢水 決壊	積土のう工	A 10 B 0.1 C 500	普通河川
				左	西海町794-3地先～二級河川西海川合流点	330	溢水 決壊	積土のう工	A 10 B 0.1 C 500	普通河川
80	長崎市	千々川	千々町川	右	千々町～二級河川千々川合流点	300	溢水 決壊	積土のう工	A 4 B 0.4 C	普通河川
				左	千々町～二級河川千々川合流点	300	溢水 決壊	積土のう工	A 4 B 0.4 C	普通河川
81	長崎市	三重川	三重川	右	三京町～二級河川三重川合流点	1,700	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.2 C 1,000	普通河川
				左	三京町～二級河川三重川合流点	1,700	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.2 C 1,000	普通河川
82	長崎市	大川	大川川	右	平山町砂防ダム下～二級河川大川合流点	1,350	溢水 決壊	積土のう工	A 25 B 2 C 800	普通河川
				左	平山町砂防ダム下～二級河川大川合流点	1,350	溢水 決壊	積土のう工	A 25 B 2 C 800	普通河川
83	長崎市	浜田川	浜田川	右	高浜町～準用河川浜田川合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.2 C	普通河川
				左	高浜町～準用河川浜田川合流点	100	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.2 C	普通河川

## [市町管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

長崎振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
				区	域				
84	長崎市	小ヶ倉川	小ヶ倉川	右	小ヶ倉町2丁目412-5 ~ 海	350	溢水 決壊	積土のう工	A 18 B C 300
				左	小ヶ倉町2丁目348 ~ 海	350			普通河川
85	長崎市	大平川	大平川	右	琴海大平町1160-2 ~ 海	380	溢水 決壊	積土のう工	A 1 B 1.9 C 380
				左	琴海大平町689-4 ~ 海	380			普通河川
86	長崎市	大子川	大子川	右	琴海形上町1136 ~ 海	700	溢水 決壊	積土のう工	A 1 B 2.3 C 290
				左	琴海形上町1137-1 ~ 海	700			普通河川
87	長崎市	猪越川	猪越川	右	琴海大平町587-1 ~ 琴海大平町638-19	360	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.8 C 360
				左	琴海尾戸町3441 ~ 琴海尾戸町3408-5	360			普通河川
88	長崎市	川頭川	川頭川	右	為石町1436-1 ~ 為石町1391-1	60	溢水 決壊	積土のう工	A 6 B 0.5 C
				左	為石町1434-1 ~ 為石町1377-1	60			普通河川
89	長崎市	戸根川	見上川	右	琴海戸根町3436-2 ~ 琴海戸根町3283	250	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 0.3 C 200
				左	琴海戸根町3445-2 ~ 琴海戸根町3255-2	250			普通河川
90	長崎市	八郎川	千束野川	右	船石町1513 ~ 二級河川八郎 川合流点	1,360	溢水 決壊	積土のう工	A 6 B C 480
				左	船石町1529-1 ~ 二級河川八郎 川合流点	1,360			普通河川
91	長崎市	カマド川	カマド川	右	脇岬町296-1	40	溢水 決壊	積土のう工	A B 0.2 C
				左	脇岬町286-3 ~ 脇岬町287-1	40			普通河川
92	時津町	登呂福川	登呂福川	右	子々川郷字釜内平 ~ 海	1,120	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 3.5 C 30
				左	子々川郷字釜内平 ~ 海	1,120			普通河川
93	時津町	平山川	平山川	右	子々川郷字木場 ~ 宇堂川	590	溢水 決壊	積土のう工	A B 5 C 20
				左	子々川郷字木場 ~ 宇堂川	590			普通河川
94	時津町	長八川	長八川	右	子々川郷字堂川 ~ 字中山	520	溢水 決壊	積土のう工	A 11 B 0.9 C 15
				左	子々川郷字堂川 ~ 字中山	520			普通河川
95	時津町	中山川	中山川	右	子々川郷字西光蘭 ~ 字中山	470	溢水 決壊	積土のう工	A 5 B 0.9 C 20
				左	子々川郷字西光蘭 ~ 字中山	470			普通河川
96	時津町	日並川	日並川	右	日並郷字立花川内 ~ 海	2,470	溢水 決壊	積土のう工	A 22 B 6.2 C 700
				左	日並郷字立花川内 ~ 海	2,470			普通河川
97	時津町	赤崎川	赤崎川	右	日並郷字ホド ~ 字赤崎	920	溢水 決壊	積土のう工	A 2 B 10 C 20
				左	日並郷字ホド ~ 字赤崎	920			普通河川
98	時津町	片峰川	片峰川	右	日並郷字道木 ~ 字馬場	1,100	溢水 決壊	積土のう工	A 16 B 1.5 C 50
				左	日並郷字道木 ~ 字馬場	1,100			普通河川
99	時津町	中曾根川	中曾根川	右	日並郷字馬場 ~ 字中曾根	450	溢水 決壊	積土のう工	A 25 B 1.5 C 30
				左	日並郷字馬場 ~ 字中曾根	450			普通河川
100	時津町	平床川	平床川	右	日並郷字栗山 ~ 字平床	450	溢水 決壊	積土のう工	A 3 B 3.0 C 30
				左	日並郷字栗山 ~ 字平床	450			普通河川
101	時津町	合帰川	合帰川	右	日並郷合帰 ~ 同左	400	溢水 決壊	積土のう工	A 7 B 0.6 C 30
				左	日並郷合帰 ~ 同左	400			普通河川
102	時津町	岩本川	岩本川	右	久留里郷字山口田 ~ 字新開	770	溢水 決壊	積土のう工	A 50 B 0.5 C 20
				左	久留里郷字山口田 ~ 字新開	770			普通河川
103	時津町	左底川	左底川	右	左底郷字狩底 ~ 左底都市下水路	1,670	溢水 決壊	積土のう工	A 54 B 3.5 C 30
				左	左底郷字狩底 ~ 左底都市下水路	1,670			普通河川
104	時津町	平原川	平原川	右	左底郷字笠岩 ~ 字石橋	780	溢水 決壊	積土のう工	A 6 B 0.5 C 15
				左	左底郷字笠岩 ~ 字石橋	780			普通河川
105	時津町	元村川	元村川	右	元村郷字宮口 ~ 浦郷字市場	1,150	溢水 決壊	積土のう工	A 150 B 0.2 C 100
				左	元村郷字宮口 ~ 浦郷字市場	1,150			普通河川

長崎振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
				区 域	延長(m)				
106	時津町	時津川	野田川	右 野田郷字下夕山	～ 野田都市下水路	1,650	溢水	積土のう工	A 60 B 5.0
				左 野田郷字下夕山	～ 野田都市下水路	1,650	決壊		C 100
107	時津町	入舟川	浜田川	右 浜田郷字島本	～ 入舟川合流点	520	溢水	積土のう工	A 24 B 0.9
				左 浜田郷字島本	～ 入舟川合流点	520	決壊		C 200
108	時津町	入舟川	入舟川	右 浜田郷字中角	～ 字神崎浦	970	溢水	積土のう工	A 150 B 3.0
				左 浜田郷字中角	～ 字神崎浦	970	決壊		C 100
109	時津町	西時津川	西時津川	右 西時津郷字長券寺	～ 西時津都市下水路	1,220	溢水	積土のう工	A 13 B 2.5
				左 西時津郷字長券寺	～ 西時津都市下水路	1,220	決壊		C 150
	小計	その他の河川	109 河川			103,160 m			
	合計		135 河川			132,750 m			

## 一級河川指定区間

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	諫早市	本明川	本明川	右左	2700	諫早市	栄田町	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	本明川	右左	200	諫早市	栄田町	B	溢水、決壊	積土のう工
					200	諫早市	本野町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	本明川	右左	2660	諫早市	上渡野町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1660	諫早市	富川町		溢水、決壊	積土のう工
2	諫早市	本明川	長田川	右左	1000	諫早市	西里町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1100	諫早市	長田町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	長田川	右左	100	諫早市	中田町	C	溢水、決壊	積土のう工
					100	諫早市	御手水町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	長田川	右左	100	諫早市	御手水町	C	溢水、決壊	積土のう工
					900	諫早市	御手水町		溢水、決壊	積土のう工
3	諫早市	本明川	半造川	右左	600	諫早市	西郷町	B	溢水、決壊	積土のう工
					1100	諫早市	新道町	A	溢水、決壊	積土のう工
					500	諫早市	新道町		溢水、決壊	積土のう工
4	諫早市	本明川	川床川	右左	300	諫早市	長野町	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	諫早市	長野町	B	溢水、決壊	積土のう工
					1500	諫早市	川床町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	川床川	右左	2100	諫早市	長野町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1000	諫早市	川床町		溢水、決壊	積土のう工
5	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右左	500	諫早市	小川町	A	溢水、決壊	積土のう工
					400	諫早市	小川町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右左	500	諫早市	小川町	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	諫早市	小川町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右左	300	諫早市	小川町	C	溢水、決壊	積土のう工
					800	諫早市	小川町		溢水、決壊	積土のう工
6	諫早市	本明川	夫婦木川	右左	200	諫早市	小川町	C	溢水、決壊	積土のう工
					200	諫早市	小川町		溢水、決壊	積土のう工
7	諫早市	本明川	中山西川	右左	300	諫早市	福田町	C	溢水、決壊	積土のう工
					500	諫早市	小豆崎町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右左	300	諫早市	福田町	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	諫早市	小豆崎町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右左	500	諫早市	福田町	B	溢水、決壊	積土のう工
					500	諫早市	福田町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右左	1800	諫早市	福田町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1800	諫早市	福田町		溢水、決壊	積土のう工
8	諫早市	本明川	福田川	右左	500	諫早市	福田町	A	溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右左	400	諫早市	泉町	B	溢水	積土のう工
					800	諫早市	福田町		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右左	900	諫早市	日の出町	C	溢水	積土のう工
					3100	諫早市	福田町		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右左	500	諫早市	日の出町	B	溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右左	1600	諫早市	目代町	C	溢水	積土のう工
9	諫早市	本明川	八天川	右左	300	諫早市	八天町	A	溢水、決壊	積土のう工
					300	諫早市	八天町		溢水、決壊	積土のう工
10	諫早市	本明川	倉屋敷川	右左	700	諫早市	東小路町	A	溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	倉屋敷川	右左	500	諫早市	東本町	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	倉屋敷川	右左	200	諫早市	高城町	B	溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右左	800	諫早市	仲沖町	C	溢水	積土のう工
					1000	諫早市	仲沖町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右左	300	諫早市	仲沖町	B	溢水、決壊	積土のう工
					200	諫早市	仲沖町		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右左	400	諫早市	旭町	A	溢水、決壊	積土のう工
					300	諫早市	旭町		溢水、決壊	積土のう工
12	諫早市	本明川	目代川	右左	1400	諫早市	目代町	C	溢水、決壊	積土のう工
					2900	諫早市	目代町		溢水、決壊	積土のう工
13	諫早市	本明川	東河内川	右左	800	諫早市	本明町	C	溢水、決壊	積土のう工
					300	諫早市	本明町		溢水、決壊	積土のう工

県央振興局管内

## 一級河川指定区間

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
14	諫早市	本明川	西谷川	右左	1000	諫早市	下大渡野町	本明川合流点より上流1000m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
					1200	諫早市	下大渡野町	本明川合流点より上流1200m			
15	諫早市	本明川	西谷川	右左	200	諫早市	下大渡野町	本明川合流点上流1000mより上流1200m	B	溢水、決壊	積土のう工
					700	諫早市	本野町	本明川合流点より上流端			
16	諫早市	本明川	琴川	右左	700	諫早市	本野町	本明川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	諫早市	本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m			
17	諫早市	本明川	湯之尾川	右左	1300	諫早市	湯野尾町	本明川合流点より本明川合流点上流1300m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					100	諫早市	本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m			
18	諫早市	本明川	富川	右左	600	諫早市	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流600m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					100	諫早市	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流100m			
諫早市	本明川	富川	右左	1100	諫早市	富川町	本明川合流点上流600mより本明川合流点上流1700m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工	
					2200	諫早市	富川町	本明川合流点上流100mより上流端			
諫早市	本明川	富川	右左	100	諫早市	富川町	本明川合流点上流1700mより本明川合流点上流1800m	A	溢水、決壊	積土のう工	
					500	諫早市	富川町	本明川合流点上流1800mより上流端			
19	諫早市	本明川	段堂川	右左	600	諫早市	長田町	本明川合流点より中島橋上流150m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					900	諫早市	長田町	本明川合流点より段堂橋			
諫早市	本明川	段堂川	右左	500	諫早市	長田町	中島橋上流150mより段堂橋上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					100	諫早市	長田町	段堂橋より段堂橋上流100m			
諫早市	本明川	段堂川	右左	878	諫早市	長田町	段堂橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					978	諫早市	長田町	段堂橋上流100mより上流端			
20	諫早市	本明川	剃刀峰川	右左	2609	諫早市	白原町	深海川合流点より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					2609	諫早市	白原町	深海川合流点より上流端			
21	諫早市	本明川	境川	右左	900	諫早市	高来町	本明川合流点より境川橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					1100	諫早市	高来町	本明川合流点より境川橋上流100m			
諫早市	本明川	境川	右左	2200	諫早市	高来町	境川橋より境川大橋下流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					500	諫早市	高来町	境川橋上流100mより昭栄橋下流200m			
諫早市	本明川	境川	右左	500	諫早市	高来町	境川大橋下流100mより境川大橋上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					1300	諫早市	高来町	昭栄橋下流200mより境川大橋下流300m			
22	諫早市	本明川	深海川	右左	100	諫早市	猿崎町	本明川合流点より本明川合流点上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					600	諫早市	猿崎町	本明川合流点上流100mより剃刀峰川合流点			
諫早市	本明川	深海川	右左	2200	諫早市	猿崎町	本明川合流点より川内橋下流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					400	諫早市	猿崎町	川内橋下流500mより川内橋下流100m			
23	諫早市	本明川	小江川	右左	600	諫早市	高来町	河口より寿往橋上流80m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					500	諫早市	高来町	河口より寿往橋下流20m			
24	諫早市	本明川	湯江川	右左	1600	諫早市	高来町	本明川合流点より菅無田橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					800	諫早市	高来町	本明川合流点より善住寺橋上流50m			
諫早市	本明川	湯江川	右左	1800	諫早市	高来町	菅無田橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					2600	諫早市	高来町	善住寺橋上流50mより上流端			
25	諫早市	本明川	田島川	右左	2500	諫早市	高来町	本明川合流点より農道橋上流800m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					2200	諫早市	高来町	本明川合流点より農道橋上流500m			
26	諫早市	本明川	仁反田川	右左	2000	諫早市	森山町	河口より万灯水門	C	溢水、決壊	積土のう工
					700	諫早市	森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	200	諫早市	森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					200	諫早市	森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	1100	諫早市	森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					1400	諫早市	森山町	三ツ橋より仁反田橋			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	600	諫早市	森山町	川西龍橋より井牟田上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					100	諫早市	森山町	仁反田橋より井牟田橋			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	900	諫早市	森山町	仁反田橋上流300mより沸録橋	B	溢水、決壊	積土のう工	
					1100	諫早市	森山町	仁反田橋上流100mより沸録橋			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	100	諫早市	森山町	沸録橋より沸録橋上流100m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					700	諫早市	森山町	沸録橋より上流端			
諫早市	本明川	仁反田川	右左	600	諫早市	森山町	沸録橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工	
					700	諫早市	森山町	仁反田川合流点より慶師野橋上流100m			
27	諫早市	本明川	長走川	右左	700	諫早市	森山町	仁反田川合流点より慶師野橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					300	諫早市	森山町	仁反田川合流点より仁反田川合流点上流300m			

県央振興局管内

## 一級河川指定区間

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
27	諫早市	本明川	長走川	右 左	100	諫早市	森山町	慶師野橋上流100mより慶師野橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
					500	諫早市	森山町	仁反田川合流点上流300mより慶師野橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	長走川	右 左	300	諫早市	森山町	慶師野橋上流200mより上流端	C	溢水	積土のう工
					300	諫早市	森山町	慶師野橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
28	諫早市	本明川	有明川1/2	右 左	2800	諫早市	森山町	河口より愛野大橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					1900	諫早市	森山町	愛野大橋より杉谷橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	有明川1/2	右 左	100	諫早市	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					52,147 51,647	合 計	103,794m				
小 計		一級河川	28河川	右 左							

県央振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
1	諫早市	東大川	東大川	右左	1600	諫早市	小船越町	A	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	東大川	右左	1400	諫早市	貝津町	C	溢水	積土のう工	
	諫早市	東大川	東大川	右左	300	諫早市	貝津町	A	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	東大川	右左	200	諫早市	平山町	C	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	東大川	右左	2300	諫早市	平山町	B	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	東大川	右左	1700 1500	諫早市 諫早市	土師野尾町 土師野尾町	樋渡橋上流50mより上流端 河良屋橋下流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
2	諫早市	東大川	真崎川	右左	400	諫早市	真崎町	A	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	真崎川	右左	1300	諫早市	破龍井町	B	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	東大川	真崎川	右左	600	諫早市	破龍井町	C	溢水	積土のう工	
3	諫早市	東大川	楠原川	右左	300 300	諫早市 諫早市	土師野尾町 土師野尾町	東大川合流点より下楠原橋下流50m 東大川合流点より下楠原橋下流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
4	諫早市	西大川	西大川	右左	400 500	諫早市 諫早市	貝津町 貝津町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	西大川	西大川	右左	1358 1258	諫早市 諫早市	貝津町 貝津町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
5	諫早市	久山川	久山川	右左	500 500	諫早市 諫早市	久山町 久山町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	久山川	久山川	右左	200 1500	諫早市 諫早市	久山町 久山町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	久山川	久山川	右左	2400	諫早市	久山町	B	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	久山川	久山川	右左	470 1570	諫早市 諫早市	久山町 久山町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
6	諫早市	有喜川	有喜川	右左	600 600	諫早市 諫早市	有喜町 鶴田町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	100 100	諫早市 諫早市	有喜町 鶴田町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	400 800	諫早市 諫早市	有喜町 鶴田町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	200 1142	諫早市 諫早市	有喜町 中通町	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	1342	諫早市	中通町	C	溢水、決壊	積土のう工	
7	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	300 300	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	2000 2800	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	800	諫早市	多良見町	B	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	400 900	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	600	諫早市	多良見町	C	溢水、決壊	積土のう工	
8	諫早市	喜々津川	中里川	右左	500	諫早市	多良見町	C	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	600 100	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	970 970	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
9	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	200 200	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	400 400	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	548	諫早市	多良見町	B	溢水、決壊	積土のう工	
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	548	諫早市	多良見町	C	溢水、決壊	積土のう工	
10	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	400 800	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	1414 1014	諫早市 諫早市	多良見町 多良見町	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	

## 二級河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
11	諫早市	伊木力川	山川内川	右左	1200	諫早市	多良見町	伊木力川合流点より伊木力ダム	C	溢水、決壊
					1200	諫早市	多良見町	伊木力川合流点より伊木力ダム		積土のう工
12	諫早市	長里川	長里川	右左	2400	諫早市	小長井町	河口より辻殿橋上流200m	C	溢水、決壊
					2400	諫早市	小長井町	河口より辻殿橋上流200m		積土のう工
13	諫早市	長里川	小川内川	右左	1200	諫早市	小長井町	長里川合流点より農道橋上流600m	C	溢水、決壊
					1100	諫早市	小長井町	長里川合流点より農道橋上流500m		積土のう工
14	諫早市	今里川	今里川	右左	600	諫早市	小長井町	河口よりJR橋上流100m	B	溢水、決壊
					500	諫早市	小長井町	河口よりJR橋		積土のう工
	諫早市	今里川	今里川	右左	100	諫早市	小長井町	JR橋よりJR橋上流100m	A	溢水、決壊
	諫早市	今里川	今里川	右左	1231	諫早市	小長井町	JR橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊
					1231	諫早市	小長井町	JR橋上流100mより上流端		積土のう工
15	諫早市	小深井川	小深井川	右左	200	諫早市	小長井町	河口よりJR橋上流50m	B	溢水、決壊
	諫早市	小深井川	小深井川	右左	200	諫早市	小長井町	JR橋上流50mより上流端	A	溢水、決壊
	諫早市	小深井川	小深井川	右左	2100	諫早市	小長井町	JR橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊
					2100	諫早市	小長井町	JR橋上流50mより上流端		積土のう工
16	諫早市	船津川	船津川	右左	100	諫早市	小長井町	河口よりJR橋上流100m	B	溢水、決壊
					100	諫早市	小長井町	河口よりJR橋上流100m		積土のう工
	諫早市	船津川	船津川	右左	1900	諫早市	小長井町	JR橋より農道橋上流600m	C	溢水、決壊
					1900	諫早市	小長井町	JR橋より農道橋上流600m		積土のう工
17	諫早市	田結川	田結川	右左	500	諫早市	飯盛町	河口より帆別当橋	C	溢水、決壊
					1800	諫早市	飯盛町	天神橋下流100mより下たりたり橋		積土のう工
	諫早市	田結川	田結川	右左	2300	諫早市	飯盛町	帆別当橋より宇土谷橋	B	溢水、決壊
					900	諫早市	飯盛町	下たりたり橋より山中橋上流100m		積土のう工
	諫早市	田結川	田結川	右左	400	諫早市	飯盛町	宇土谷橋より山中橋	C	溢水、決壊
					200	諫早市	飯盛町	山中橋上流100mより補伽橋		積土のう工
18	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右左	700	諫早市	飯盛町	河口より飯盛浄化センター	A	溢水、決壊
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右左	800	諫早市	飯盛町	河口より船通橋	C	溢水、決壊
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右左	1700	諫早市	飯盛町	船通橋より正地橋		積土のう工
					1400	諫早市	飯盛町	飯盛浄化センターより国道橋		
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右左	2000	諫早市	飯盛町	正地橋より山口川との合流点	C	溢水、決壊
					2400	諫早市	飯盛町	国道橋より山口川との合流点		積土のう工
19	諫早市	唐比川	唐比川	右左	1633	諫早市	森山町	河口より上流端	C	溢水、決壊
					1633	諫早市	森山町	河口より上流端		積土のう工
20	大村市	郡川	郡川	右左	900	大村市	寿古町	河口より国道橋下流600m	C	溢水、決壊
					300	大村市	沖田町	河口より郡大橋		積土のう工
	大村市	郡川	郡川	右左	700	大村市	寿古町	国道橋下流600mよりJR橋	A	溢水、決壊
					5100	大村市	沖田町	郡大橋より石場橋		積土のう工
	大村市	郡川	郡川	右左	2900	大村市	寿古町	JR橋より荒瀬橋下流200m	B	溢水
	大村市	郡川	郡川	右左	2700	大村市	沖田町	荒瀬橋下流200mより朝追岳橋下流50m	C	溢水、決壊
	大村市	郡川	郡川	右左	300	大村市	宮代町	朝追岳橋下流150mより朝追岳橋上流150m		積土のう工
					2200	大村市	原町	石場橋より朝追岳橋上流200m		
	大村市	郡川	郡川	右左	2200	大村市	宮代町	朝追岳橋上流50mより椎場橋上流200m	C	溢水、決壊
					1900	大村市	宮代町	朝追岳橋上流200mより椎場橋		積土のう工
	大村市	郡川	郡川	右左	200	大村市	原町	椎場橋より椎場橋上流200m	B	溢水
21	大村市	郡川	佐奈河内川	右左	2924	大村市	今富町	郡川合流点より上流端	C	溢水、決壊
					2924	大村市	今富町	郡川合流点より上流端		積土のう工
22	大村市	郡川	南河内川	右左	100	大村市	中岳町	郡川合流点より新横川橋上流50m	C	溢水
					100	大村市	田下町	郡川合流点より新横川橋上流50m		積土のう工
23	大村市	大上戸川	大上戸川	右左	1600	大村市	水田町	河口より本堂川橋上流150m	A	溢水、決壊
					1600	大村市	西三城町	河口より本堂川橋上流150m		積土のう工
	大村市	大上戸川	大上戸川	右左	1955	大村市	上諏訪町	本堂川橋上流150mより山田三号橋	B	溢水、決壊
					1955	大村市	荒平町	本堂川橋上流150mより山田三号橋		積土のう工
24	大村市	大上戸川	藤の川	右左	1196	大村市	池田新町	大上戸川合流点より池田橋	A	溢水、決壊
					1196	大村市	上諏訪町	大上戸川合流点より池田橋		積土のう工
25	大村市	内田川	内田川	右左	1400	大村市	武部町	河口より常盤橋上流200m	A	溢水、決壊
					900	大村市	玖島三丁目	河口より草場橋上流250m		積土のう工
	大村市	内田川	内田川	右左	800	大村市	水計町	常盤橋上流200mより桜橋下流50m	B	溢水、決壊
					1300	大村市	武部町	草場橋上流250mより桜橋下流50m		積土のう工
	大村市	内田川	内田川	右左	383	大村市	水計町	桜橋下流50mより上流端	C	溢水、決壊
					383	大村市	徳泉川内町	桜橋下流50mより上流端		積土のう工

## 二級河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市	郡	町	村	位	置	
26	大村市	鈴田川	鈴田川	右左	1200	大村市	陰平町		河口より小江川橋上流300m	C	溢水、決壊 積土のう工
	大村市	鈴田川	鈴田川	右左	500	大村市	玖原2丁目		河口より三鈴橋下流50m	A	溢水 積土のう工
					100	大村市	陰平町		小江川橋上流300mより鈴田橋下流100m		溢水、決壊 積土のう工
	大村市	鈴田川	鈴田川	右左	500	大村市	岩松町		三鈴橋下流50mより小江川橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
					1000	大村市	大里町		鈴田橋下流100mより似田橋上流50m		
	大村市	鈴田川	鈴田川	右左	4770	大村市	比良町		小江川橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
					3470	大村市	平町		似田橋上流50mより上流端		溢水、決壊 積土のう工
27	大村市	鈴田川	稻河内川	右左	100	大村市	岩松町		鈴田川合流点より岩松橋下流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
					500	大村市	岩松町		鈴田川合流点より稻河内橋下流100m		溢水、決壊 積土のう工
	大村市	鈴田川	稻河内川	右左	400	大村市	岩松町		岩松橋下流200mより稻河内橋下流100m	B	溢水 積土のう工
					1759	大村市	岩松町		稻河内橋下流100mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
					1759	大村市	岩松町		稻河内橋下流100mより上流端		
28	大村市	鈴田川	針尾川	右左	400	大村市	岩松町		鈴田川合流点より針尾橋上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
					100	大村市	岩松町		鈴田川合流点より境橋上流50m		溢水 積土のう工
	大村市	鈴田川	針尾川	右左	300	大村市	岩松町		境橋上流50mより針尾橋上流200m	B	溢水 積土のう工
					1722	大村市	向木場町		針尾橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
					1722	大村市	東大村1丁目		針尾橋上流200mより上流端		溢水、決壊 積土のう工
29	大村市	鈴田川	小川内川	右左	2955	大村市	小川内町		鈴田川合流点より第二小川内橋上流250m	C	溢水、決壊 積土のう工
					2955	大村市	小川内町		鈴田川合流点より第二小川内橋上流250m		溢水、決壊 積土のう工
30	大村市	東大川	今村川	右左	2600	大村市	今村町		河口より上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
	諫早市				200	諫早市	真崎町		河口より今村橋下流100m		溢水 積土のう工
	諫早市	東大川	今村川	右左	100	諫早市	真崎町		今村橋下流100mより今村橋	A	溢水、決壊 積土のう工
	諫早市	東大川	今村川	右左	100	諫早市	真崎町		今村橋より今村橋上流100m	C	溢水 積土のう工
	大村市	東大川	今村川	右左	1100	大村市	今村町		今村2号橋下流100mより平田橋	C	溢水、決壊 積土のう工
31	大村市	よし川	よし川	右左	200	大村市	松原本町		河口より葭橋	C	溢水 積土のう工
					1895	大村市	皆同町		河口より上流端		溢水、決壊 積土のう工
	大村市	よし川	よし川	右左	100	大村市	草場町		葭橋より葭橋上流100m	B	溢水 積土のう工
	大村市	よし川	よし川	右左	1595	大村市	弥勒寺町		葭橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊 積土のう工
小計		二級河川	31河川	右左	80,625 78,725	合計	159,350m				

## 準用河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分
				区 域		延長(m)			A	B	C	
1	大村市	大上戸川	城ノ尾川	右	東大村2丁目	～ 上諏訪町	2,340	溢水 決壊	積み土のう工	A	B	準用河川
				左	東大村2丁目	～ 上諏訪町	2,340			C		
2	大村市	大上戸川	長岡川	右	東大村2丁目	～ 上諏訪町	2,460	溢水 決壊	積み土のう工	A	B	準用河川
				左	東大村2丁目		2,460			C		
3	諫早市	本明川	半造川	右	宇都町237番地1地先	～ 栗面町50番地1地先	1,560	溢水	積み土のう工	A	30	準用河川
				左	宇都町21番地4地先	～ 栗面町82番地1地先	1,560			C	1,400	
4	諫早市	本明川	宗方川	右	長野町2197番地先	～ 川内町136番10地先	2,387	溢水	積み土のう工	A	80	9
				左	宗方町1080番1地先	～ 川内町127番13地先	2,387			C	500	
5	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右	天神町213番地先	～ 小ヶ倉町877番地先	920	溢水	積み土のう工	A	B	9
				左	小ヶ倉町1242番地先	～ 小ヶ倉町1396番3地先	920			C	100	
6	諫早市	本明川	田井原川	右	仲沖町546番地先	～ 仲沖町529番2地先	252	溢水	積み土のう工	A	B	1
				左	仲沖町535番2地先	～ 仲沖町476番3地先	252			C	100	
7	諫早市	本明川	福田東川	右	福田町251番地先	～ 福田町276番3地先	60	溢水	積み土のう工	A	B	準用河川
				左	福田町225番地先	～ 福田町225番地先	60			C	100	
8	諫早市	本明川	上有明川	右	森山町杉谷1646番1地先	～ 森山町杉谷1598番1地先	549	溢水	積み土のう工	A	5	準用河川
				左	森山町唐比北84番2地先	～ 雲仙市愛野町乙字山王7番1地先	549			C	300	
9	諫早市	本明川	牟田川	右	森山町上井牟田49番1地先	～ 森山町上井牟田2264番1地先	1,205	溢水	積み土のう工	A	B	25
				左	森山町上井牟田50番1地先	～ 森山町上井牟田2261番地先	1,205			C	2,100	
10	諫早市	本明川	尾向川	右	長田町1071番地先	～ 長田町1865番4地先	2,090	溢水	積み土のう工	A	10	9
				左	長田町583番1地先	～ 長田町1863番1地先	2,090			C	200	
11	諫早市	本明川	西昭和開川	右	森山町田尻936番地先	～ 森山町田尻2277番地先	2,557	溢水	積み土のう工	A	30	63
				左	森山町田尻803番地先	～ 森山町田尻2278番地先	2,557			C	1,400	
12	諫早市	本明川	東昭和開川	右	森山町田尻148番3地先	～ 森山町田尻2527番地先	2,548	溢水	積み土のう工	A	35	29
				左	森山町田尻147番1地先	～ 森山町田尻2709番1地先	2,548			C	2,500	
13	諫早市	東大川	貝津川	右	貝津町2799番地先	～ 貝津町3021番1地先	567	溢水	積み土のう工	A	20	準用河川
				左	貝津町2705番地先	～ 貝津町3025番2地先	567			C	300	
14	諫早市	西大川	西大川	右	津久葉町339番6地先	～ 貝津町438番1地先	610	溢水	積み土のう工	A	10	準用河川
				左	津久葉町1883番28地先	～ 貝津町1825番1地先	610			C	200	
15	諫早市	喜々津川	西川内川	右	多良見町西川内1054-1	～ 喜々津川合流点	712	溢水	積み土のう工	A	7	準用河川
				左	多良見町西川内1087-1	～ 喜々津川合流点	712			C	600	
16	諫早市	喜々津川	井手口川	右	多良見町西川内1205	～ 喜々津川合流点	438	溢水	積み土のう工	A	3	準用河川
				左	多良見町西川内1001-2	～ 喜々津川合流点	438			C	100	
17	諫早市	喜々津川	源八川	右	多良見町西川内1367-1	～ 喜々津川合流点	497	溢水	積み土のう工	A	2	準用河川
				左	多良見町西川内1305	～ 喜々津川合流点	497			C	100	
18	諫早市	喜々津川	中里川	右	多良見町中里870-2	～ 喜々津川合流点	550	溢水	積み土のう工	A	B	準用河川
				左	多良見町中里804-1	～ 喜々津川合流点	550			C	100	
19	諫早市	喜々津川	井樋ノ尾川	右	多良見町化屋1563-1	～ 井樋ノ尾川合流点	1,153	溢水	積み土のう工	A	20	3
				左	多良見町化屋1563-11	～ 井樋ノ尾川合流点	1,153			C	700	
20	諫早市	伊木力川	野川内川	右	多良見町野川内656-5	～ 伊木力川合流点	1,486	溢水	積み土のう工	A	2	3
				左	多良見町野川内896-2	～ 伊木力川合流点	1,486			C	200	
21	諫早市	伊木力川	幸仏川	右	多良見町野川内360-1	～ 野川内川合流点	323	溢水	積み土のう工	A	B	準用河川
				左	多良見町野川内356-1	～ 野川内川合流点	323			C	200	

## [市管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3-2-2

## 準用河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m				区分	
				区 域	延長(m)			A	B	C	D		
22	諫早市	唐比川	北森ノ木川	右 左	森山町唐比西386番地先 ~ 森山町唐比東108番1地先	1,266	溢水	積み土のう工	A	2	B	27	準用河川
					森山町唐比西字権現下216番地先 ~ 森山町唐比西6番外4筆地先	1,266			C	800	D		
23	諫早市	早見川	早見川	右 左	早見町1270番1地先 ~ 早見町700番地先	1,639	溢水	積み土のう工	A	2	B	1	準用河川
					早見町1269番1地先 ~ 早見町2131番1地先	1,639			C	300	D		
24	諫早市	木床川	小角川	右 左	多良見町木床791-9 ~ 木床川合流点	327	溢水	積み土のう工	A	15	B		準用河川
					多良見町木床1116 ~ 木床川合流点	327			C	400	D		
25	諫早市	木床川	木床川	右 左	多良見町木床546-2 ~ 海	722	溢水	積み土のう工	A	30	B		準用河川
					多良見町木床549-1 ~ 海	722			C	600	D	100	
26	諫早市	東園川	東園川	右 左	多良見町西園125-2 ~ 海	473	溢水	積み土のう工	A	20	B		準用河川
					多良見町西園1-1 ~ 海	473			C	700	D	100	
27	諫早市	川内川	川内川	右 左	多良見町野副119-1 ~ 海	784	溢水	積み土のう工	A	15	B	3	準用河川
					多良見町西園468-1 ~ 海	784			C	400	D		
28	諫早市	野副川	野副川	右 左	多良見町野副284-2 ~ 海	706	溢水	積み土のう工	A	15	B	2	準用河川
					多良見町野副187-1 ~ 海	706			C	400	D		
29	諫早市	浮津川	浮津川	右 左	多良見町元釜578-1 ~ 海	518	溢水	積み土のう工	A	15	B		準用河川
					多良見町元釜531-1 ~ 海	518			C	600	D	100	
30	諫早市	田中川	田中川	右 左	多良見町舟津688 ~ 海	429	溢水	積み土のう工	A	10	B		準用河川
					多良見町舟津705 ~ 海	429			C	300	D		
31	諫早市	葛根原川	葛根原川	右 左	多良見町舟津507-1 ~ 海	391	溢水	積み土のう工	A	10	B		準用河川
					多良見町舟津505 ~ 海	391			C	400	D		
32	諫早市	浦川内川	浦川内川	右 左	多良見町佐瀬2135 ~ 海	726	溢水	積み土のう工	A	6	B	1	準用河川
					多良見町佐瀬2139-6 ~ 海	726			C	300	D		
33	諫早市	百石川	百石川	右 左	多良見町佐瀬1557-1 ~ 海	924	溢水	積み土のう工	A	1	B	5	準用河川
					多良見町佐瀬1552-1 ~ 海	924			C	300	D		
34	諫早市	五十石川	五十石川	右 左	多良見町佐瀬1142 ~ 海	702	溢水	積み土のう工	A	3	B	2	準用河川
					多良見町佐瀬1403-1 ~ 海	702			C	200	D		
35	諫早市	大浦川	大浦川	右 左	多良見町佐瀬168-2 ~ 海	616	溢水	積み土のう工	A	B		1	準用河川
					多良見町佐瀬177-3 ~ 海	616			C	200	D		
	小計	準用河川	35 河川				70,974 m						
	合計		35 河川				70,974 m						

島原振興局管内

## 一級河川指定区間

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市	郡	町	村	位	置	
1	雲仙市	本明川	有明川	右左	700	雲仙市	愛野町		水門より鉄道橋下流150m	B	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右左	800	雲仙市	愛野町		鉄道橋下流150mより愛野大橋上流600m	A	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右左	600	雲仙市	愛野町		愛野大橋上流600mより幸橋	B	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右左	806	雲仙市	愛野町		幸橋より境橋上流50m	C	溢水 積土のう工
2	雲仙市	本明川	今木場川	右左	1500 1100	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町		有明川合流点より山ノ口橋下流30m 有明川合流点より今木場東橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
3	雲仙市	本明川	千鳥川	右左	400 400	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町		千鳥橋(国道)下流400mより千鳥橋(国道) 千鳥橋(国道)下流400mより千鳥橋(国道)	B	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	千鳥川	右左	3079 3079	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町		千鳥橋(国道)より重尾1号橋上流250m 千鳥橋(国道)より重尾1号橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
4	雲仙市	本明川	山田川	右左	300	雲仙市	吾妻町		鉄道橋より吾妻橋上流100m	A	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	山田川	右左	500	雲仙市	吾妻町		鉄道橋より吾妻橋上流300m	B	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	山田川	右左	4800 4600	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		吾妻橋上流100mより道開橋 吾妻橋より道開橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
5	雲仙市	本明川	黒仁田川	右左	723 723	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		長谷川合流点より2号橋上流100m 長谷川合流点より2号橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
6	雲仙市	本明川	長谷川	右左	2089 2089	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		山田川合流点より牧ノ内橋 山田川合流点より牧ノ内橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
7	雲仙市	本明川	土井川	右左	500 1100	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		鉄道橋下流250mより土井橋(国道)上流50m 鉄道橋下流250mより田中橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	土井川	右左	900	雲仙市	吾妻町		土井橋(国道)上流50mより前川原橋上流100m	B	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	土井川	右左	560 860	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		前川原橋上流100mより長深橋上流250m 田中橋上流50mより長深橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
8	雲仙市	本明川	田川原川	右左	300 500	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		鉄道橋下流300mより鉄道橋 鉄道橋下流300mより田川原川橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右左	800 300	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		鉄道橋より大石橋上流100m 田川原川橋上流100mより河原橋上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右左	300	雲仙市	吾妻町		大石橋上流100mより園河原橋	B	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右左	500	雲仙市	吾妻町		大石橋下流200mより園河原橋下流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右左	100	雲仙市	吾妻町		園河原橋下流100mより園河原橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右左	892 892	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町		園河原橋より大園寺橋 園河原橋より大園寺橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊 積土のう工
小 計		一級河川	右左	20,049 16,743	合 計	36,792m					

島原振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	雲仙市	千々石川	千々石川	右左	1400	雲仙市	千々石町	河口より5号橋	A	溢水、決壊 積土のう工
					1600	雲仙市	千々石町	河口より田村橋		
2	雲仙市	千々石川	千々石川	右左	6700	雲仙市	千々石町	5号橋より水電橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
					6500	雲仙市	千々石町	田村橋より水電橋上流100m		
3	雲仙市	千々石川	上峯川	右左	200	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より1号橋	A	溢水、決壊 積土のう工
					1200	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より大中橋下流100m		
4	雲仙市	千々石川	上峯川	右左	400	雲仙市	千々石町	1号橋より2号橋上流100m	B	溢水、決壊 積土のう工
					100	雲仙市	千々石町	大中橋下流100mより大中橋		
5	雲仙市	千々石川	上峯川	右左	1298	雲仙市	千々石町	2号橋上流100mより5号橋上流350m	C	溢水、決壊 積土のう工
					598	雲仙市	千々石町	大中橋より5号橋上流350m		
6	雲仙市	千々石川	清水川	右左	500	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より船板橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
					400	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より船板橋		
7	雲仙市	千々石川	清水川	右左	600	雲仙市	千々石町	船板橋上流100mより9号橋	B	溢水、決壊 積土のう工
					1017	雲仙市	千々石町	船板橋より11号橋上流250m		
8	雲仙市	田内川	田内川	右左	317	雲仙市	千々石町	9号橋より11号橋上流250m	C	溢水、決壊 積土のう工
					300	雲仙市	吾妻町	河口より田苗橋上流100m		
9	雲仙市	田内川	田内川	右左	800	雲仙市	吾妻町	河口より長塚橋下流100m	B	溢水、決壊 積土のう工
					4745	雲仙市	吾妻町	田苗橋上流100mより三室木場橋上流600m		
10	雲仙市	田内川	田内川	右左	4245	雲仙市	吾妻町	長塚橋下流100mより三室木場橋上流600m	C	溢水、決壊 積土のう工
					500	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋下流100mより瑞穂橋上流50m		
11	雲仙市	西郷川	西郷川	右左	5500	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋下流100mより岩戸大橋下流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
					600	雲仙市	瑞穂町	瑞穂橋上流50mより古江橋		
12	雲仙市	西郷川	西郷川	右左	200	雲仙市	瑞穂町	岩戸大橋下流50mより岩戸大橋上流150m	B	溢水、決壊 積土のう工
					6414	雲仙市	瑞穂町	古江橋より22号橋上流100m		
13	雲仙市	西郷川	西郷川	右左	1814	雲仙市	瑞穂町	岩戸大橋上流150mより22号橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
					200	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋より新船津橋(国道)上流50m		
14	雲仙市	船津川	船津川	右左	300	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
					3147	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m		
15	雲仙市	船津川	船津川	右左	3147	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m	C	溢水、決壊 積土のう工
					400	雲仙市	瑞穂町	1号橋下流100mより伊福橋上流100m		
16	雲仙市	松江川	松江川	右左	400	雲仙市	瑞穂町	1号橋下流100mより伊福橋上流100m	A	溢水、決壊 積土のう工
					3500	雲仙市	瑞穂町	伊福橋上流100mより19号橋上流350m		
17	雲仙市	松江川	松江川	右左	3500	雲仙市	瑞穂町	伊福橋上流100mより19号橋上流350m	C	溢水、決壊 積土のう工
					3147	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m		
18	雲仙市	権現川	権現川	右左	300	雲仙市	瑞穂町	1号橋より4号橋下流100m	A	溢水、決壊 積土のう工
					200	雲仙市	瑞穂町	1号橋より3号橋上流100m		
19	雲仙市	権現川	権現川	右左	2645	雲仙市	瑞穂町	4号橋下流100mより17号橋上流500m	C	溢水、決壊 積土のう工
					2745	雲仙市	瑞穂町	3号橋上流100mより17号橋上流500m		
20	雲仙市	神代川	神代川	右左	400	雲仙市	国見町	神代橋より白魚橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
					4341	雲仙市	国見町	神代橋より灰木大橋		
21	雲仙市	神代川	神代川	右左	1100	雲仙市	国見町	白魚橋上流50mより中津橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
					100	雲仙市	国見町	中津橋上流50mより中津橋上流150m		
22	雲仙市	神代川	神代川	右左	2741	雲仙市	国見町	中津橋上流150mより灰木大橋	C	溢水、決壊 積土のう工
					800	雲仙市	瑞穂町	神代川合流点より5号橋(中川原橋)		
23	雲仙市	神代川	みのつる川	右左	510	雲仙市	瑞穂町	5号橋(中川原橋)より中尾橋	B	溢水、決壊 積土のう工
					800	雲仙市	瑞穂町	土井の上橋下流50mより中尾橋		
24	雲仙市	土黒川	土黒川	右左	4,300	雲仙市	国見町	河口より11号橋上流150m	C	溢水、決壊 積土のう工
					5,400	雲仙市	国見町	河口より坂下橋下流250m		
25	雲仙市	土黒川	土黒川	右左	100	雲仙市	国見町	11号橋上流150mより11号(清水橋)上流250m.	A	溢水、決壊 積土のう工
					200	雲仙市	国見町	坂下橋下流250mより坂下橋下流450m		
26	雲仙市	土黒川	土黒川	右左	4,154	雲仙市	国見町	11号橋(清水橋)上流250mより魚洗川橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
					2,954	雲仙市	国見町	坂下橋下流450mより魚洗川橋上流100m		
27	雲仙市	土黒川	土黒西川	右左	3,170	雲仙市	国見町	土黒川合流点より堂徳橋上流700m	C	溢水、決壊 積土のう工
					3,170	雲仙市	国見町	土黒川合流点より堂徳橋上流700m		
28	雲仙市	栗谷川	栗谷川	右左	200	雲仙市	有明町	河口より3号橋(栗釜橋)	B	溢水、決壊 積土のう工
					200	雲仙市	国見町	河口より3号橋(栗釜橋)		
29	雲仙市	栗谷川	栗谷川	右左	4,277	雲仙市	有明町	3号橋より11号橋上流200m	C	溢水、決壊 積土のう工
					4,277	雲仙市	国見町	3号橋より11号橋上流200m		
30	雲仙市	多比良川	多比良川	右左	700	雲仙市	国見町	河口より8号橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
					700	雲仙市	国見町	河口より8号橋上流100m		
31	雲仙市	多比良川	多比良川	右左	100	雲仙市	国見町	8号橋上流100mより8号橋上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
					100	雲仙市	国見町	8号橋上流100mより8号橋上流200m		

## 二級河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市	郡	町	村	位置		
	雲仙市	多比良川	多比良川	右左	600	雲仙市	国見町	8号橋上流200mより14号橋		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					600	雲仙市	国見町	8号橋上流200mより14号橋			積土のう工 積土のう工
	雲仙市	多比良川	多比良川	右左	2,400	雲仙市	国見町	14号橋より32号橋上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					2,400	雲仙市	国見町	14号橋より32号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
15	雲仙市	倉地川	倉地川	右左	100	雲仙市	国見町	河口より上流100m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					200	雲仙市	国見町	河口より上流200m			積土のう工 積土のう工
	雲仙市	倉地川	倉地川	右左	3,112	雲仙市	国見町	河口上流100mより上流端		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					3,012	雲仙市	国見町	河口上流200mより上流端			積土のう工 積土のう工
16	雲仙市	倉地川	後半田川	右左	300	雲仙市	国見町	倉地川合流点より上流端		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					300	雲仙市	国見町	倉地川合流点より上流端			積土のう工 積土のう工
17	雲仙市	小津波見川	小津波見川	右左	600	雲仙市	南串山町	河口より6号橋		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					700	雲仙市	南串山町	河口より6号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
	雲仙市	小津波見川	小津波見川	右左	688	雲仙市	南串山町	6号橋より11号橋上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					588	雲仙市	南串山町	6号橋上流100mより11号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
18	雲仙市	川内川	川内川	右左	2,000	雲仙市	南串山町	河口より上流端		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					2,000	雲仙市	南串山町	河口より上流端			積土のう工 積土のう工
19	雲仙市	境川	境川	右左	900	雲仙市	小浜町	河口より4号堰		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,100	雲仙市	南串山町	河口より4号堰上流200m			積土のう工 積土のう工
20	島原市	中尾川	中尾川	右左	350	島原市	前浜町	河口より扇田大橋上流100m		C	溢水 溢水
					350	島原市	前浜町	河口より扇田大橋上流100m			積土のう工 積土のう工
21	南島原市	水無川	水無川	右左	800	南島原市	深江町	河口より水無川橋		C	溢水、決壊
											積土のう工
22	島原市	白水川	白水川	右左	1,000	島原市	綠町	河口より白水川2号橋下流70m		A	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,000	島原市	栄町	河口より白水川2号橋下流70m			積土のう工 積土のう工
	島原市	白水川	白水川	右左	1,133	島原市	綠町	白水川2号橋下流70mより白水砂防堰堤		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,133	島原市	栄町	白水川2号橋下流70mより白水砂防堰堤			積土のう工 積土のう工
	島原市	白水川	白水川	右左	1,333	島原市	綠町	13号橋より20号橋(白水川4号線)上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					700	島原市	新山	13号橋より綠町橋(白水川4号線)下流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	白水川	白水川	右左	633	島原市	新山	綠町橋下流100mより20号橋上流100m		A	溢水、決壊
											積土のう工
23	島原市	西川	西川	右左	2,600	島原市	出の川町	河口より新西川橋上流100m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					2,600	島原市	広高野町	河口より新西川橋上流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	西川	西川	右左	1,010	島原市	出の川町	新西川橋上流100mより14号橋上流200m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,010	島原市	広高野町	新西川橋上流100mより14号橋上流200m			積土のう工 積土のう工
24	島原市	點川	點川	右左	1,362	島原市	大下町	河口より13号橋上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,362	島原市	新湊	河口より13号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
25	島原市	新湊川	新湊川	右左	1,100	島原市	南下川尻町	河口より13号橋上流100m		A	溢水、決壊
					1,000	島原市	綠町	河口より12号橋上流100m			積土のう工
	島原市	新湊川	新湊川	右左	100	島原市	南下川尻町	13号橋上流100mより14号橋		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					500	島原市	綠町	12号橋上流100mより17号橋下流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	新湊川	新湊川	右左	760	島原市	綠町	14号橋より19号橋上流100m		A	溢水、決壊 溢水、決壊
					460	島原市	南下川尻町	17号橋下流100mより19号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
26	島原市	大手川	大手川	右左	100	島原市	万町	河口より国道橋上流100m		A	溢水、決壊 溢水、決壊
					800	島原市	上新一丁目	河口より幸橋上流200m			積土のう工 積土のう工
	島原市	大手川	大手川	右左	300	島原市	萩原一丁目	国道橋上流100mより今川橋上流30m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					248	島原市	萩原二丁目	幸橋上流200mより極楽橋上流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	大手川	大手川	右左	648	島原市	萩原二丁目	今川橋上流30mより極楽橋上流100m		C	溢水、決壊
											積土のう工
27	島原市	北川	北川	右左	2,980	島原市	下折橋町	河口より20号橋北川5号線上流400m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,000	島原市	柏野町	河口より中道橋下流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	北川	北川	右左	800	島原市	杉山町	中道橋下流100mより15号橋上流100m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
											積土のう工 積土のう工
	島原市	北川	北川	右左	1,180	島原市	下折橋町	15号橋上流100mより20号橋北川5号線上流400m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
											積土のう工 積土のう工
28	島原市	湯江川	湯江川	右左	1,600	島原市	有明町	河口より寺前橋上流100m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,600	島原市	有明町	河口より寺前橋上流100m			積土のう工 積土のう工
	島原市	湯江川	湯江川	右左	3,314	島原市	有明町	寺前橋上流100mより織橋		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					3,314	島原市	有明町	寺前橋上流100mより織橋			積土のう工 積土のう工
29	島原市	湯江川	前川内川	右左	1,320	島原市	有明町	湯江川合流部より7号橋上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,320	島原市	有明町	湯江川合流部より7号橋上流100m			積土のう工 積土のう工
30	南島原市	堀川	堀川	右左	1,100	南島原市	加津佐町	河口より宮原橋上流100m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,000	南島原市	加津佐町	河口より宮原橋			積土のう工 積土のう工
	南島原市	堀川	堀川	右左	800	南島原市	加津佐町	宮原橋上流100mより長渕橋下流200m		B	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,000	南島原市	加津佐町	宮原橋より長渕橋下流100m			積土のう工 積土のう工
	南島原市	堀川	堀川	右左	900	南島原市	加津佐町	加津佐橋下流200mより半田橋上流500m		C	溢水、決壊 溢水、決壊
					1,300	南島原市	加津佐町	長渕橋下流100mより半田橋上流600m			積土のう工 積土のう工
31	南島原市	堀川	千壇川	右左	200	南島原市	加津佐町	堀川合流点より2号橋上流100m		B	溢水
											積土のう工
	南島原市	堀川	千壇川	右左	161	南島原市	加津佐町	2号橋上流100mより4号橋		C	溢水 溢水
					361	南島原市	加津佐町	堀川合流点より4号橋			積土のう工 積土のう工

島原振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法					
					市	郡	町	村	位置						
32	南島原市	堀川	山口川	右左	600	南島原市	加津佐町	堀川合流点より山口橋上流500m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					600	南島原市	加津佐町	堀川合流点より山口橋上流500m				溢水、決壊	積土のう工		
33	南島原市	堀川	中尾川	右左	241	南島原市	加津佐町	山口川合流点より上山口橋			C	溢水	積土のう工		
					241	南島原市	加津佐町	山口川合流点より上山口橋				溢水	積土のう工		
34	南島原市	小松川	小松川	右左	3,676	南島原市	加津佐町	河口より奥田橋下流250m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					3,676	南島原市	加津佐町	河口より奥田橋下流250m				溢水、決壊	積土のう工		
35	南島原市	小松川	谷山川	右左	200	南島原市	加津佐町	小松川合流点より1号橋			B	溢水、決壊	積土のう工		
					294	南島原市	加津佐町	1号橋より1号橋上流200m				溢水、決壊	積土のう工		
					494	南島原市	加津佐町	小松川合流点より1号橋上流200m				溢水、決壊	積土のう工		
36	南島原市	津波見川	津波見川	右左	100	南島原市	加津佐町	河口より河口上流100m			B	溢水、決壊	積土のう工		
					100	南島原市	加津佐町	河口より河口上流100m				溢水、決壊	積土のう工		
37	南島原市	貝瀬川	貝瀬川	右左	1,100	南島原市	加津佐町	河口上流100mより7号橋			C	溢水、決壊	積土のう工		
					1,100	南島原市	加津佐町	河口上流100mより7号橋				溢水、決壊	積土のう工		
38	南島原市	有馬川	有馬川	右左	200	南島原市	口ノ津町	河口より貝瀬橋上流100m			A	溢水、決壊	積土のう工		
					600	南島原市	口ノ津町	河口より4号橋上流100m				溢水、決壊	積土のう工		
39	南島原市	有馬川	七つ川	右左	900	南島原市	口ノ津町	貝瀬橋上流100mより貝瀬橋上流200m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					1,200	南島原市	口ノ津町	4号橋上流100mより7号橋(大淀橋)上流100m				溢水、決壊	積土のう工		
40	南島原市	有馬川	どんどん川	右左	2,000	南島原市	南有馬町	貝瀬橋上流200mより7号橋(大淀橋)上流100m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					2,000	南島原市	南有馬町	有馬川合流点より荒尾橋上流100m				溢水、決壊	積土のう工		
41	南島原市	田町川	田町川	右左	1,372	南島原市	南有馬町	有馬川合流点より2号橋上流400m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					1,372	南島原市	南有馬町	河口より日野江橋上流300m				溢水、決壊	積土のう工		
42	南島原市	六反田川	六反田川	右左	764	南島原市	南有馬町	鳥渕橋より鮎返橋			C	溢水、決壊	積土のう工		
					300	南島原市	南有馬町	日野江橋上流300mより鮎返橋				溢水、決壊	積土のう工		
43	南島原市	六反田川	六反田川	右左	100	南島原市	南有馬町	河口より6号橋上流100m			B	溢水	積土のう工		
					364	南島原市	南有馬町	3号橋上流50mより4号橋				溢水	積土のう工		
44	南島原市	中谷川	中谷川	右左	1,183	南島原市	南有馬町	4号橋より6号橋上流100m			C	溢水	積土のう工		
					1,183	南島原市	南有馬町	河口より6号橋上流200m				溢水	積土のう工		
45	南島原市	中谷川	中谷川	右左	100	南島原市	南有馬町	河口より6号橋上流200m			B	溢水	積土のう工		
					100	南島原市	南有馬町	河口より3号橋				溢水	積土のう工		
46	南島原市	坂下川	坂下川	右左	2,392	南島原市	北有馬町	3号橋より4号橋上流100m			C	溢水	積土のう工		
					2,392	南島原市	北有馬町	3号橋より4号橋上流100m				溢水	積土のう工		
47	南島原市	高江川	高江川	右左	606	南島原市	北有馬町	有馬川合流点より田中橋			C	溢水	積土のう工		
					606	南島原市	北有馬町	有馬川合流点より田中橋				溢水	積土のう工		
48	南島原市	須川川	須川川	右左	1,700	南島原市	北有馬町	河口より6号橋(北谷橋)上流100m			B	溢水、決壊	積土のう工		
					500	南島原市	北有馬町	河口より日之江橋				溢水、決壊	積土のう工		
49	南島原市	大手川	大手川	右左	2,201	南島原市	北有馬町	6号橋(北谷橋)上流100mより上流端			C	溢水	積土のう工		
					2,201	南島原市	北有馬町	日之江橋より上流端				溢水	積土のう工		
50	南島原市	須川川	須川川	右左	1,460	南島原市	西有家町	河口より12号橋上流100m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					800	南島原市	西有家町	河口より国道橋下流150m				溢水、決壊	積土のう工		
51	南島原市	竜石川	竜石川	右左	200	南島原市	西有家町	国道橋下流150mより上流50m			A	溢水、決壊	積土のう工		
					400	南島原市	西有家町	6号橋(北谷橋)上流100mより上流端				溢水	積土のう工		
52	南島原市	竜石川	竜石川	右左	500	南島原市	西有家町	河口より龍石橋(市道)上流100m			C	溢水、決壊	積土のう工		
					300	南島原市	西有家町	河口より龍石橋(市道)上流100m				溢水	積土のう工		

島原振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域 位 置			重要度	予想される事態	水防工法
			市 郡	町 村							
52	南島原市	有家川	有家川	右 左	400 1,100	南島原市 西有家町 南島原市 有家町	河口より相生橋 河口より西有家橋(国道)		C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右 左	200 200	南島原市 西有家町 南島原市 有家町	相生橋より上流200m 西有家橋(国道)より西有家橋(国道)上流200m		B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右 左	200	南島原市 西有家町	相生橋上流200mより上八田潜水橋下流100m		A	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右 左	400	南島原市 西有家町	上八田潜水橋下流100mより西有家橋上流100m		B	溢水	積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右 左	1,150 1,050	南島原市 西有家町 南島原市 有家町	西有家橋上流100mより8号橋上流400m 西有家橋上流200mより8号橋上流400m		C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
53	南島原市	蒲河川	蒲河川	右 左	3,303 3,303	南島原市 有家町 南島原市 有家町	河口より15号橋 河口より15号橋		C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
54	南島原市	新川	新川	右 左	300 300	南島原市 布津町 南島原市 布津町	河口より飯野橋 河口より飯野橋		B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	南島原市	新川	新川	右 左	343 343	南島原市 布津町 南島原市 布津町	飯野橋より5号橋 飯野橋より5号橋		C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
55	南島原市	深江川	深江川	右 左	300 700	南島原市 深江町 南島原市 深江町	河口より深江橋上流100m 河口より天理橋上流100m		B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	南島原市	深江川	深江川	右 左	2,100 1,500	南島原市 深江町 南島原市 深江町	深江橋上流100mより昭和橋上流200m 天理橋上流100mより昭和橋		C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
56	南島原市	深江川	中ノ間川	右 左	797 797	南島原市 深江町 南島原市 深江町	深江川合流点より9号橋 深江川合流点より9号橋		C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
57	南島原市	深江川	畔津川	右 左	300 300	南島原市 深江町 南島原市 深江町	深江川合流点より桑島橋 深江川合流点より桑島橋		B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	南島原市	深江川	畔津川	右 左	904 904	南島原市 深江町 南島原市 深江町	桑島橋より板首橋 桑島橋より板首橋		C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
小 計		二級河川	右 左		135,447 135,537	合 計	270,984m				

## [市管理] 重要水防箇所（河川）

資料 3－2－2

島原振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策水防	予想される被害状況:A:家屋戸、B:耕地ha、C:道路m、D:鉄道m			区分	
				区 域		延長(m)							
1	雲仙市	多比良川	六郷川	右	国見町船津	100	決 壊	積み土のう工	A 8	C 100	B 20	準用河川	
				左	国見町船津	100	溢 水		C 300				
2	雲仙市	金浜川	金浜川	右	小浜町木場、金浜	8,100	決 壊	積み土のう工	A 60	B 20	C 300	準用河川	
				左	小浜町木場、金浜	8,100	溢 水		C 400				
3	南島原市	竜石川	井龍川	右	西有家町中棚 ~ 前田原	1,400	決 壊	積み土のう工	A 80	B 5	C 300	準用河川	
				左	西有家町中棚 ~ 前田原	1,400	溢 水		C 400				
4	南島原市	竜石川	竜石川	右	西有家町岩下 ~ 船落	600	決 壊	積み土のう工	A 30	B 2	C 400	準用河川	
				左	西有家町岩下 ~ 船落	600	溢 水		C 150	B 3			
5	南島原市	引無田川	引無田川	右	西有家町六枚平 ~ 引無田	1,000	決 壊	積み土のう工	A 150	B 3	C 200	準用河川	
				左	西有家町六枚平 ~ 引無田	1,000	溢 水		C 400				
6	南島原市	角屋川	角屋川	右	口之津町山奥堤 ~ 海	1,000	決 壊	積み土のう工	A 50	B 7	C 30	準用河川	
				左	口之津町山奥堤 ~ 海	1,000	溢 水		C 150	B 8	C 460		
7	南島原市	東川	東川	右	口之津町与茂作川 ~ 海	800	決 壊	積み土のう工	A 30	B 0.1	C 600	準用河川	
				左	口之津町与茂作川 ~ 海	800	溢 水		C 100	B 0.1	C 200		
	小計	準用河川	7 河川			26,000 m							
1	雲仙市	有明川	小無田川	右	愛野町小無田 ~ 小無田下	200	決 壊	積み土のう工	A 26	B 6	C 200	普通河川	
				左	愛野町小無田 ~ 小無田下	200	溢 水		C 400				
2	雲仙市	有明川	桜山川	右	愛野町中島・桜山地区	500	決 壊	積み土のう工	A 10	B 7	C 460	普通河川	
				左	愛野町中島・桜山地区	500	溢 水		C 150	B 8	C 200		
3	雲仙市	有明川	境ノ尾川	右	愛野町境ノ尾前 ~ 境ノ尾下	200	決 壊	積み土のう工	A 26	B 6	C 200	普通河川	
				左	愛野町境ノ尾前 ~ 境ノ尾下	200	溢 水		C 400				
4	雲仙市	小野河内川	小野河内川	右	小浜町小野河内	2,300	決 壊	積み土のう工	A 20	B 8	C 150	普通河川	
				左	小浜町小野河内	2,300	溢 水		C 100				
5	雲仙市	白頭川	白頭川	右	南串山町白頭、溜田	220	決 壊	積み土のう工	A 5	B 6	C 100	普通河川	
				左	南串山町白頭、溜田	220	溢 水		C 150				
6	雲仙市	東倉越川	東倉越川	右	南串山町京泊	720	決 壊	積み土のう工	A 9	B 0.1	C 200	普通河川	
				左	南串山町京泊	720	溢 水		C 400				
7	南島原市	木葉川	木葉川	右	口之津町上西ノ谷	1,230	決 壊	積み土のう工	A 240	B 31	C 1,000	D	普通河川
				左	口之津町上西ノ谷	1,230	溢 水		C 200				
8	南島原市	新川	新川	右	南有馬町中谷・下方	700	決 壊	積み土のう工	A 20	B 5	C 500	普通河川	
				左	南有馬町中谷・下方	700	溢 水		C 150				
9	南島原市	落橋川	落橋川	右	南有馬町国道橋 ~ 海	900	決 壊	積み土のう工	A 15	B 10	C 800	普通河川	
				左	南有馬町国道橋 ~ 海	915	溢 水		C 400				
10	南島原市	有馬川	高江川	右	北有馬町山岳 ~ 今福名	3,981	溢 水	積み土のう工	A 70	B 0.1	C D	普通河川	
				左	北有馬町山岳 ~ 今福名	3,981	洗 挖		C 150				
11	南島原市	有馬川	浦口川	右	北有馬町上浦口 ~ 下浦口	200	決 壊	積み土のう工	A 10	C 500	普通河川		
				左	北有馬町上浦口 ~ 下浦口	200	溢 水		C 400				
12	南島原市	蒲河川	蒲河川	右	有家町新田、蒲河原、川原田	1,500	決 壊	積み土のう工	A 20	B 3	C 500	普通河川	
				左	有家町長田、堀之内、礎、尾首	1,500	溢 水		C 150				

島原振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策水防	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分	
				区 域		延長(m)			A	B	C		
13	南島原市	大崎川	大崎川	右	布津町大崎名大久保	150	決 壊	積み土のう工	A	25	B	0.9	普通河川
				左	布津町大崎名大久保	150	溢 水		C	600	D		
14	南島原市	新川	新川	右	布津町坂下名柳下 ~ 坂下名飯野新田	1,300	決 壊	積み土のう工	A	3	B	7	普通河川
				左	布津町坂下名柳下 ~ 坂下名飯野新田	1,300	決 壊		C	300	D		
15	南島原市	渡世川	渡世川	右	布津町坂下名円空谷 ~ 大崎名下木場	600	決 壊	積み土のう工	A	4	B	2	普通河川
				左	布津町坂下名円空谷 ~ 大崎名下木場	600	溢 水		C	300			
16	南島原市	馬場川	馬場川	右	深江町町、折口	1,000	決 壊	積み土のう工	A	200			普通河川
				左	深江町町、折口	1,000	溢 水		C	200			
17	南島原市	メメド川	メメド川	右	深江町出ノ川	2,000	決 壊	積み土のう工			B	5	普通河川
				左	深江町出ノ川	2,000	溢 水						
18	南島原市	高砂川	高砂川	右	有家町字毒水 ~ 海	2,400	決 壊	積み土のう工	A	40	B	12	普通河川
				左	有家町字毒水 ~ 海	2,400	溢 水		C	50			
19	南島原市	榎田川	榎田川	右	有家町榎田(フケ田) ~ 海	500	決 壊	積み土のう工	A	10	B	5	普通河川
				左	有家町榎田(フケ田) ~ 海	500	溢 水		C	150			
20	南島原市	木下川	木下川	右	加津佐町字酢ノ木 ~ 海	1,200	決 壊	積み土のう工	A	70	B	5	普通河川
				左	加津佐町字酢ノ木 ~ 海	1,200	溢 水		C	2,000			
21	南島原市	高野川	高野川	右	有家町字高野 ~ 高野	600	決 壊	積み土のう工			B	3	普通河川
				左	有家町字高野 ~ 高野	600	溢 水		C	150			
	小計	その他河川	21 河川				44,817 m						
	合計		28 河川				70,817 m						

県北振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
1	佐世保市	宮村川	宮村川	右左	1100	佐世保市	南風崎町	海より1号鉄道橋下流100m	A	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					2000	佐世保市	荻坂町	海より朝日橋上流150m			
佐世保市	宮村川	宮村川	右左	2300	佐世保市	城間町	鉄道橋下流100mより四郎丸橋下流150m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					1600	佐世保市	荻坂町	朝日橋上流150mより四郎丸橋上流50m			
佐世保市	宮村川	宮村川	右左	1760	佐世保市	瀬道町	四郎丸橋下流150mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					1560	佐世保市	瀬道町	四郎丸橋上流50mより上流端			
2	佐世保市	日宇川	日宇川	右左	2900	佐世保市	黒髪町	海より木場橋上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					3700	佐世保市	黒髪町	海より董橋上流100m			
佐世保市	日宇川	日宇川	右左	1700	佐世保市	黒髪町	木場橋上流200mより猫山ダム	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工	
					300	佐世保市	黒髪町	董橋上流100mより猫山橋上流50m			
佐世保市	日宇川	日宇川	右左	930	佐世保市	黒髪町	猫山ダムより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工	
					1530	佐世保市	黒髪町	猫山橋上流50mより上流端			
3	佐世保市	日宇川	犬尾川	右左	1480	佐世保市	黒髪町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
					1480	佐世保市	黒髪町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
4	佐世保市	日宇川	黒髪川	右左	60	佐世保市	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋	A	溢水、決壊	積土のう工
					60	佐世保市	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋		溢水、決壊	積土のう工
佐世保市	日宇川	黒髪川	右左	260	佐世保市	黒髪町	黒髪橋より上流260m	B	溢水、決壊	積土のう工	
				260	佐世保市	黒髪町	黒髪橋より上流260m		溢水、決壊	積土のう工	
5	佐世保市	日宇川	西龍川	右左	1420	佐世保市	大和町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
				1420	佐世保市	大和町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工	
6	佐世保市	佐世保川	佐世保川	右左	4500	佐世保市	春日町	海より山の田橋上流250m	A	溢水、決壊	積土のう工
				4500	佐世保市	春日町	海より山の田橋上流250m		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	佐世保川	佐世保川	右左	720	佐世保市	桜木町	山の田橋上流250mより上流端	B	溢水、決壊	積土のう工	
				720	佐世保市	桜木町	山の田橋上流250mより上流端		溢水、決壊	積土のう工	
7	佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1200	佐世保市	大潟町	河口より敷島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	600	佐世保市	日野町	河口より河口上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1500	佐世保市	相浦町	敷島橋上流150mより相浦橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工	
				4800	佐世保市	木宮町	河口上流400mより中里橋上流350m		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1300	佐世保市	相浦町	相浦橋上流100mより中里橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	5600	佐世保市	大野町	中里橋下流50mより田原橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	2300	佐世保市	瀬戸越町	中里橋上流350mより吉岡橋上流400m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1600	佐世保市	吉岡町	吉岡橋上流400mより左右橋	A	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1900	佐世保市	柚木元町	田原橋上流200mより元角虫橋下流250m	B	溢水	積土のう工	
				1100	佐世保市	瀬戸越町	左右橋より双ヶ岩橋上流100m		溢水	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1800	佐世保市	柚木町	元角虫橋下流250mより柚木橋下流50m	A	溢水、決壊	積土のう工	
				3400	佐世保市	柚木町	双ヶ岩橋上流100mより柚木橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	3700	佐世保市	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工	
				3700	佐世保市	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	相浦川	右左	1200	佐世保市	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m	C	溢水、決壊	積土のう工	
				1200	佐世保市	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m		溢水、決壊	積土のう工	
8	佐世保市	相浦川	久保仁田川	右左	100	佐世保市	柚木町	相浦川合流点より南藤橋上流50m	B	溢水	積土のう工
				100	佐世保市	小舟町	相浦川合流点より南藤橋上流50m		溢水	積土のう工	
佐世保市	相浦川	久保仁田川	右左	500	佐世保市	柚木町	南藤橋上流50mより6号橋	C	溢水、決壊	積土のう工	
				500	佐世保市	小舟町	南藤橋上流50mより6号橋		溢水、決壊	積土のう工	
9	佐世保市	相浦川	小川内川	右左	2400	佐世保市	小川内町	相浦川合流点から大原橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				2600	佐世保市	白仁町	相浦川合流点から大原橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	小川内川	右左	500	佐世保市	小川内町	大原橋下流100mから9号堰	C	溢水、決壊	積土のう工	
				1000	佐世保市	白仁町	大原橋下流100mから葦田貯水池		溢水、決壊	積土のう工	
10	佐世保市	相浦川	野中川	右左	100	佐世保市	皆瀬町	相浦合流点から2号橋	A	溢水	積土のう工
				400	佐世保市	野中町	相浦合流点から6号橋		溢水	積土のう工	
佐世保市	相浦川	野中川	右左	300	佐世保市	野中町	2号橋から野中橋上流70m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	野中川	右左	458	佐世保市	十文野町	野中橋上流70mから上流端	C	溢水、決壊	積土のう工	
				200	佐世保市	野中町	6号橋から11号橋上流30m		溢水、決壊	積土のう工	
11	佐世保市	相浦川	里見川	右左	100	佐世保市	野中町	相浦川合流点から里見橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				200	佐世保市	原文町	相浦川合流点から2号橋		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	里見川	右左	664	佐世保市	楠木町	里見橋上流100mから上流端	C	溢水、決壊	積土のう工	
				564	佐世保市	原文町	2号橋から上流端		溢水、決壊	積土のう工	
12	佐世保市	相浦川	黄斑川	右左	455	佐世保市	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m	A	溢水	積土のう工
				455	佐世保市	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m		溢水、決壊	積土のう工	
13	佐世保市	相浦川	高尾川	右左	271	佐世保市	柚木元町	相浦川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
13	佐世保市	相浦川	高尾川	右左	271	佐世保市	柚木元町	相浦川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
14	佐世保市	相浦川	大野川	右左	490	佐世保市	原分町	A	溢水、決壊	積土のう工	
					490	佐世保市	松瀬町		溢水、決壊	積土のう工	
15	佐世保市	相浦川	三本木川	右左	300	佐世保市	柚木町	A	溢水、決壊	積土のう工	
					420	佐世保市	柚木町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	三本木川	右左	120	佐世保市	柚木町	8号橋より西加戸橋	B	溢水	積土のう工	
16	佐世保市	相浦川	牟田川	右左	500	佐世保市	柚木町	A	溢水	積土のう工	
佐世保市	相浦川	牟田川	右左	500	佐世保市	柚木町	相浦川合流点より2号堰	B	溢水、決壊	積土のう工	
					200	佐世保市	上柚木町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	牟田川	右左	300	佐世保市	筒井町	2号堰より3号堰	C	溢水、決壊	積土のう工	
17	佐世保市	相浦川	池野川	右左	300	佐世保市	大野町	B	溢水、決壊	積土のう工	
					524	佐世保市	松瀬町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	池野川	右左	224	佐世保市	松瀬町	8号橋下流20mより上流端	C	溢水	積土のう工	
18	佐世保市	相浦川	小野川	右左	1900	佐世保市	小野町	A	溢水、決壊	積土のう工	
					1900	佐世保市	小野町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	小野川	右左	700	佐世保市	小野町	小野川橋より小野橋下流80m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	小野川	右左	537	佐世保市	小野町	小野橋下流80mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工	
					1237	佐世保市	小野町		溢水、決壊	積土のう工	
19	佐世保市	相浦川	日野川	右左	2332	佐世保市	日野町	A	溢水、決壊	積土のう工	
					2332	佐世保市	日野町		溢水、決壊	積土のう工	
20	佐世保市	相浦川	新田川	右左	1000	佐世保市	川下町	A	溢水、決壊	積土のう工	
					300	佐世保市	椎木町		溢水	積土のう工	
佐世保市	相浦川	新田川	右左	200	佐世保市	川下町	川下橋下流40mより道貫橋上流120m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	相浦川	新田川	右左	2046	佐世保市	新田町	中1号橋下流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工	
					1146	佐世保市	新田町		溢水、決壊	積土のう工	
21	佐世保市	金田川	金田川	右左	700	佐世保市	広田1丁目	河口より上宮崎橋	A	溢水、決壊	積土のう工
佐世保市	金田川	金田川	右左	600	佐世保市	広田3丁目	河口より宮崎橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工	
					500	佐世保市	広田1丁目		溢水	積土のう工	
佐世保市	金田川	金田川	右左	600	佐世保市	重尾町	上宮崎橋より碧水橋下流50m	C	溢水	積土のう工	
佐世保市	金田川	金田川	右左	1700	佐世保市	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工	
					1800	佐世保市	重尾町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	金田川	金田川	右左	800	佐世保市	重尾町	小曲橋下流100mより金石橋下流50m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	金田川	金田川	右左	800	佐世保市	重尾町	小曲橋より金石橋上流80m	B	溢水、決壊	積土のう工	
					418	佐世保市	重尾町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	金田川	金田川	右左	318	佐世保市	重尾町	金石橋下流50mより上流端	A	溢水、決壊	積土のう工	
					100	佐世保市	早岐町		溢水、決壊	積土のう工	
22	佐世保市	小森川	小森川	右左	200	佐世保市	広田町	潮入橋より潮入橋上流200m	A	溢水	積土のう工
佐世保市	小森川	小森川	右左	4400	佐世保市	新替町	潮入橋上流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	小森川	小森川	右左	4200	佐世保市	塩浸町	潮入橋上流200mより新替橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	小森川	小森川	右左	100	佐世保市	塩浸町	新替橋下流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	小森川	小森川	右左	1700	佐世保市	三川内本町	新替橋より今福橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工	
					2000	佐世保市	新行江町		溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	小森川	小森川	右左	1100	佐世保市	吉福町	今福橋上流400mより清水瀬橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工	
佐世保市	小森川	小森川	右左	200	佐世保市	吉福町	今福橋上流700mより今福橋上流900m	B	溢水、決壊	積土のう工	
					2522	佐世保市	横手町		溢水、決壊	積土のう工	
23	佐世保市	小森川	鷹巣川	右左	100	佐世保市	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
					100	佐世保市	権常寺町			積土のう工	
24	佐世保市	小森川	日出川	右左	400	佐世保市	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流250m	C	溢水、決壊	積土のう工
25	佐世保市	小森川	江永川	右左	800	佐世保市	江永町	小森川合流点より江永ダム	B	溢水、決壊	積土のう工
					800	佐世保市	江永町			積土のう工	
26	佐世保市	早岐川	早岐川	右左	900	佐世保市	早岐2丁目	河口より8号橋	A	溢水、決壊	積土のう工
佐世保市	早岐川	早岐川	右左	800	佐世保市	早岐1丁目	河口より2号鉄道橋	B	溢水	積土のう工	
					600	佐世保市	早苗町	8号橋より花高橋下流50m	積土のう工		
佐世保市	早岐川	早岐川	右左	900	佐世保市	早苗町	2号鉄道橋より国道	B	溢水	積土のう工	
					500	佐世保市	上原町	花高橋下流50mより祝田橋	積土のう工		
26	佐世保市	早岐川	早岐川	右左	100	佐世保市	上原町	国道より上流100mより祝田橋	A	溢水	積土のう工
					200	佐世保市	上原町	國道より上流100mより祝田橋		積土のう工	
佐世保市	早岐川	早岐川	右左	800	佐世保市	上原町	祝田橋より上原水源池	C	溢水	積土のう工	
					800	佐世保市	上原町	祝田橋より上原水源池	積土のう工		

## 二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法			
					市郡	町村	位 置						
27	佐世保市	福石川	福石川	右左	1952	佐世保市	木風町	河口より湯船橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					1952	佐世保市	木風町	河口より湯船橋					
28	佐々町	佐々川	佐々川	右左	1200	北松浦郡	佐々町	河口より見返橋	C	溢水	積土のう工		
					700	佐世保市	小佐々町	河口上流400mより見返橋下流100m					
佐世保市 佐々町		佐々川		右左	5000	北松浦郡	佐々町	見返橋より正興寺橋	B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					4000	北松浦郡	佐々町	見返橋下流100mより小春町上流300m					
佐々町 佐世保市		佐々川		右左	2200	佐世保市	吉井町	正興寺橋より吉井橋	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					4200	佐世保市	吉井町	小春町上流300mより校門橋上流50m					
佐世保市		佐々川		右左	900	佐世保市	吉井町	吉井橋より校門橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					4600	佐世保市	世知原町	校門橋上流50mより太田橋					
佐世保市		佐々川		右左	4600	佐世保市	世知原町	校門橋上流50mより太田橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					5500	佐世保市	世知原町	太田橋より砂防堰堤					
佐世保市		佐々川		右左	5500	佐世保市	世知原町	太田橋より砂防堰堤	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					800	佐世保市	吉井町	佐々川合流点より田の元下流50m					
29	佐世保市	佐々川	福井川	右左	4200	佐世保市	吉井町	佐々川合流点より内裏橋上流170m	B	溢水、決壊	積土のう工		
					4999	佐世保市	吉井町	田の元下流50mより狸山橋上流580m					
佐世保市		佐々川	福井川	右左	1599	佐世保市	吉井町	内裏橋上流170mより狸山橋上流580m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流端					
30	佐世保市	佐々川	北川内川	右左	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流端	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					2052	佐世保市	世知原町	鞘之元橋上流50mより中通橋上流1850m					
31	佐世保市	佐々川	路木場川	右左	700	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					700	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m					
32	佐世保市	佐々川	鍋田川	右左	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流300m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流300m					
33	佐世保市	小佐々川	小佐々川	右左	200	佐世保市	小佐々町	河口より河口上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工		
					800	佐世保市	小佐々町	河口上流200mより2号橋上流40m					
佐世保市		小佐々川		右左	400	佐世保市	小佐々町	河口より河口上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					2300	佐世保市	小佐々町	河口上流400mより7号橋下流100m					
34	佐世保市	小佐々川	つづら川	右左	100	佐世保市	小佐々町	小佐々川合流点より前川橋上流20m	B	溢水、決壊	積土のう工		
					600	佐世保市	小佐々町	前川橋上流20mよりつづらダム					
35	佐世保市	竹田川	竹田川	右左	200	佐世保市	小佐々町	佐々川合流点よりつづらダム	A	溢水、決壊	積土のう工		
					1200	佐世保市	小佐々町	河口より4号橋下流80m					
36	佐世保市	竹田川	竹田川	右左	1069	佐世保市	小佐々町	西川内橋上流120mより浜田橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					1469	佐世保市	小佐々町	4号橋下流80mより竹田橋上流300m					
37	佐世保市	上矢岳川	上矢岳川	右左	300	佐世保市	小佐々町	浜田橋上流50mより竹田橋上流300m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					200	佐世保市	小佐々町	河口より矢岳橋上流110m					
38	佐世保市	江端川	江端川	右左	1217	佐世保市	小佐々町	矢岳橋上流110mより上流端	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					1317	佐世保市	小佐々町	矢岳橋上流10mより上流端					
39	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	500	佐世保市	宇久町	江端橋より観音橋	B	溢水、決壊	積土のう工		
					400	佐世保市	宇久町	江端橋より観音橋下流100m					
40	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	900	佐世保市	江迎町	江迎大橋より江迎橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工		
					1000	佐世保市	江迎町	江迎橋下流100mより高岩橋上流100m					
41	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	2600	佐世保市	江迎町	江迎大橋より赤坂橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工		
					800	佐世保市	江迎町	高岩橋上流100mより赤坂橋					
42	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	4900	佐世保市	江迎町	赤坂橋より常田橋	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					4800	佐世保市	江迎町	赤坂橋上流100mより常田橋					
43	佐世保市	江迎川	嘉例川	右左	600	佐世保市	江迎町	江迎川合流点より小森橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					300	佐世保市	江迎町	江迎川合流点より嘉例橋上流100m					
44	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	900	佐世保市	江迎町	小森橋上流100mより兎田橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					1200	佐世保市	江迎町	兎田橋上流100mより兎田橋上流100m					
45	佐世保市	江迎川	江迎川	右左	3143	佐世保市	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					3143	佐世保市	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで					
46	佐世保市	坂瀬川	坂瀬川(1/2)	右左	3249	佐世保市	江迎町	松浦市との境より北田橋上流600m	C	溢水	積土のう工		
					3276	佐世保市	江迎町	平戸市との境より北田橋上流600m					
47	佐世保市	鹿町川	鹿町川	右左	4100	佐世保市	鹿町町	竜神橋上流200mより雲中野橋	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工		
					1500	佐世保市	鹿町町	土肥の浦橋上流100mより6号橋下流100m					

県北振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位 置			
42	佐世保市	鹿町川	鹿町川	右左 500 2200	佐世保市	鹿町町	雲中野橋より上流端 6号橋下流100mより上流端	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
43	佐世保市	鹿町川	杉谷川	右左 800	佐世保市	鹿町町	鹿町川合流点より5号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	鹿町川	杉谷川	右左 800	佐世保市	鹿町町	鹿町川との合流点より5号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
44	佐世保市	大加勢川	大加勢川	右左 1175	佐世保市	鹿町町	河口より新開橋	C	溢水、決壊	積土のう工
45	佐世保市	樋口川	樋口川	右左 200	佐世保市	鹿町町	河口より弥生橋上流30m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	樋口川	樋口川	右左 400 600	佐世保市	鹿町町	弥生橋上流30mより樋口ダム 河口より樋口ダム	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
46	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右左 700 700	東彼杵郡	東彼杵町	河口より一ノ瀬橋 河口より一ノ瀬橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右左 700	東彼杵郡	東彼杵町	一ノ瀬橋より大三根橋(国道)上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右左 700	東彼杵郡	東彼杵町	一ノ瀬橋より大三根橋(国道)上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
47	東彼杵町	彼杵川	川内川	右左 1500 1200	東彼杵郡	東彼杵町	流合橋上流150mより丹生川内橋上流100m 流合橋上流150mより朽原橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	川内川	右左 100	東彼杵郡	東彼杵町	丹生川内橋より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	川内川	右左 100	東彼杵郡	東彼杵町	木場橋下流50mより木場橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
48	東彼杵町	千綿川	千綿川	右左 600	東彼杵郡	東彼杵町	河口より千綿橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右左 200 200	東彼杵郡	東彼杵町	千綿橋上流50mより清心橋下流100m 宿中橋より千綿橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右左 600	東彼杵郡	東彼杵町	清心橋下流100mより昭和橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右左 1779 2579	東彼杵郡	東彼杵町	昭和橋上流100mより上流端 千綿橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
49	東彼杵町	千綿川	塩鶴川	右左 200 200	東彼杵郡	東彼杵町	千綿川合流点より塩鶴橋 千綿川合流点より塩鶴橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	千綿川	塩鶴川	右左 255 255	東彼杵郡	東彼杵町	塩鶴橋より上流端 塩鶴橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
50	東彼杵町	江の串川	江の串川	右左 350	東彼杵郡	東彼杵町	河口より国道34号上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右左 600	東彼杵郡	東彼杵町	河口より河辺ノ木橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右左 500 300	東彼杵郡	東彼杵町	国道34号上流50mより鵜渡橋 河辺ノ木橋上流50mより鵜渡橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右左 200	東彼杵郡	東彼杵町	鵜渡橋より鵜渡橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
51	東彼杵町	江の串川	瀬滝川	右左 100	東彼杵郡	東彼杵町	江の串川合流点より上流100m	C	溢水	積土のう工
52	東彼杵町	串川	串川	右左 509 509	東彼杵郡	東彼杵町	河口より上流509m 河口より上流509m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
53	川棚町	川棚川	川棚川	右左 1200 1200	東彼杵郡	川棚町	河口より江川橋上流50m 河口より江川橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町 川棚町	川棚川	川棚川	右左 5500 1600	東彼杵郡	波佐見町	江川橋上流50mより志折川合流点上流300m 江川橋上流50mより倉本橋下流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	川棚川	右左 1000	東彼杵郡	川棚町	倉本橋下流150mより麻生瀬橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	川棚川	右左 1200	東彼杵郡	川棚町	麻生瀬橋上流300mより中田橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 1000	東彼杵郡	波佐見町	猪乗川合流点下流150mより志折橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 400 3700	東彼杵郡	波佐見町	西前寺橋上流150mより万年橋下流150m 中田橋上流150mより川内川合流点	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 2900	東彼杵郡	波佐見町	万年橋下流150mより樋渡橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
53	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 200	東彼杵郡	波佐見町	川内川合流点より川内川合流点上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 1300 2500	東彼杵郡	波佐見町	樋渡橋上流より宿橋上流50m 川内川合流点上流400mより陣川橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 700	東彼杵郡	波佐見町	陣川橋より宿橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左 300 300	東彼杵郡	波佐見町	宿橋上流50mより鹿山橋上流150m 宿橋上流50mより鹿山橋上流150m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工

県北振興局管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
53	波佐見町	川棚川	川棚川	右左	700	東彼杵郡	波佐見町	鹿山橋上流150mより横枕橋下流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左	5500	東彼杵郡	波佐見町	横枕橋下流300mより永尾橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2900	東彼杵郡	波佐見町	鹿山橋上流150mより湯無田橋上流200m			
	波佐見町	川棚川	川棚川	右左	3800	東彼杵郡	波佐見町	湯無田橋上流200mより山口橋(県道)	B	溢水、決壊	積土のう工
54	川棚町	川棚川	猪乘川	右左	200	東彼杵郡	川棚町	川棚川合流点より五反田橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
					300	東彼杵郡	川棚町	川棚川合流点より五反田橋上流150m		溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	猪乘川	右左	3097	東彼杵郡	川棚町	五反田橋上流50mより山口橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					2997	東彼杵郡	川棚町	五反田橋上流150mより山口橋		溢水、決壊	積土のう工
55	川棚町	川棚川	石木川	右左	1300	東彼杵郡	川棚町	川棚川合流点より2号橋(上石木橋)上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	東彼杵郡	川棚町	川棚川合流点より石木橋上流70m		溢水	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右左	600	東彼杵郡	川棚町	2号橋(上石木橋)上流100mより3号橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右左	1300	東彼杵郡	川棚町	3号橋上流100mより木場橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					2400	東彼杵郡	川棚町	石木橋上流70mより4号橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右左	200	東彼杵郡	川棚町	木場橋より木場橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
					300	東彼杵郡	川棚町	4号橋上流100mより5号橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右左	400	東彼杵郡	川棚町	5号橋上流100mより木場橋	B	溢水	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右左	1153	東彼杵郡	川棚町	木場橋上流200mより22号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					1253	東彼杵郡	川棚町	木場橋より22号橋		溢水、決壊	積土のう工
56	波佐見町	川棚川	村木川	右左	2500	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より橋口橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1700	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より6号橋		溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	村木川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	橋口橋上流50mより橋口橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
					600	東彼杵郡	波佐見町	6号橋より橋口橋下流150m		溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	村木川	右左	200	東彼杵郡	波佐見町	橋口橋上流150mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
					500	東彼杵郡	波佐見町	橋口橋下流150mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
57	波佐見町	川棚川	井石川	右左	200	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流200m	C	溢水	積土のう工
					300	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より大日橋下流150m		溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流200mより大日橋下流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右左	200	東彼杵郡	波佐見町	大日橋下流150mより大日橋上流50m	B	溢水	積土のう工
					200	東彼杵郡	波佐見町	大日橋下流150mより大日橋上流50m		溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右左	2605	東彼杵郡	波佐見町	大日橋上流50mより谷源志橋	C	溢水	積土のう工
					2605	東彼杵郡	波佐見町	大日橋上流50mより谷源志橋		溢水	積土のう工
58	波佐見町	川棚川	野々川川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	熊野橋より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	野々川川	右左	400	東彼杵郡	波佐見町	熊野橋上流100mより野々川ダム	C	溢水	積土のう工
					800	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より野々川ダム		溢水、決壊	積土のう工
59	波佐見町	川棚川	川内川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より片渕橋上流100m	B	溢水	積土のう工
					100	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より片渕橋上流100m		溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川内川	右左	2247	東彼杵郡	波佐見町	片渕橋上流100mより大平第一橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2247	東彼杵郡	波佐見町	片渕橋上流100mより大平第一橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
60	波佐見町	川棚川	志折川	右左	1826	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より神林橋上流250m	C	溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	志折川	右左	1826	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より神林橋上流250m	B	溢水	積土のう工
61	波佐見町	川棚川	田別当川	右左	2177	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より14号橋上流30m	B	溢水、決壊	積土のう工
					2177	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より14号橋上流30m		溢水、決壊	積土のう工
62	波佐見町	川棚川	金屋川	右左	1972	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流端	C	溢水	積土のう工
					900	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より金屋橋下流50m		溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	金屋川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	金屋橋下流50mより金屋橋上流50m	B	溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	金屋川	右左	972	東彼杵郡	波佐見町	金屋橋上流50mより上流端	C	溢水	積土のう工
63	波佐見町	川棚川	長野川	右左	100	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流100m	B	溢水	積土のう工
					300	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流300m		溢水	積土のう工
63	波佐見町	川棚川	長野川	右左	2676	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流100mより河蟬橋上流250m	C	溢水	積土のう工
					2476	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流300mより河蟬橋上流250m		溢水	積土のう工
64	波佐見町	川棚川	皿山川	右左	400	東彼杵郡	波佐見町	村木川合流点より上流400m	A	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	皿山川	右左	1000	東彼杵郡	波佐見町	村木川合流点より上流1000m	B	溢水、決壊	積土のう工
					600	東彼杵郡	波佐見町	村木川合流点より上流400mより上流600m		溢水、決壊	積土のう工
65	波佐見町	川棚川	中尾川	右左	2515	東彼杵郡	波佐見町	井石川合流点より19号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2515	東彼杵郡	波佐見町	井石川合流点より19号橋上流100m		溢水	積土のう工
66	佐世保市	佐々川	高峰川	右左	200	佐世保市	吉井町	笛の川橋下流100mより笛の川橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	高峰川	右左	100	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より笛の川橋下流100m	B	溢水	積土のう工

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市	郡	町				
67	佐世保市 佐々町	佐々川	高峰川	右 左	1400	佐世保市	吉井町	笛の川橋より高峰橋上流140m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1500	北松浦郡	佐々町	笛の川橋下流100mより高峰橋上流140m		溢水、決壊	積土のう工
67	佐々町	佐々川	木場川	右 左	600	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より赤崎橋下流80m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右 左	1300	北松浦郡	佐々町	赤崎橋下流80mより妙見橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右 左	1201	北松浦郡	佐々町	妙見橋上流100mより太田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					1800	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より妙見橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右 左	500	北松浦郡	佐々町	妙見橋より森の木橋下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右 左	801	北松浦郡	佐々町	森の木橋下流200mより太田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
合 計	二級河川	67河川	右 左	190,485 190,829	合 計	381,314m					

県北振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策水防	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分
				区 域		延長(m)			A家屋戸	B耕地ha	C道路m	
1	佐世保市	真申川	真申川	右	下本山町	～ 海	1,612	溢水	積み土のう工	A 10	B 1	準用河川
				左	下本山町	～ 海	1,612			C 500	D	
2	佐世保市	田の頭川	田の頭川	右	江上町	～ 海	550	溢水	積み土のう工	A 14	B 10	準用河川
				左	江上町	～ 海	550			C 350	D	
3	佐世保市	相浦川	新田川	右	竹辺町275番2地先	～ 新田町672番地先	780	溢水	積み土のう工	A 67	B 53	準用河川
				左	竹辺町425番地先	～ 新田町618-19番地先	780			C 4,700	D	
4	佐世保市	小野川	母ヶ浦川	右	母ヶ浦ため池	～ 小野川合流点	950	溢水	積み土のう工	A 15	B 15	準用河川
				左	母ヶ浦ため池	～ 小野川合流点	950			C 440	D	
5	佐世保市	日宇川	天神川	右	沖新町	～ 日宇川	540	溢水	積み土のう工	A 5	B	準用河川
				左	天神町	～ 日宇川	540			C 0.5	D	
6	佐世保市	佐世保川	光月川	右	宮地町60-13番地先	～ 佐世保川合流地点	520	溢水	積み土のう工	A 50	B	準用河川
				左	宮地町97-1番地先	～ 佐世保川合流地点	520			C 1,000	D	
7	佐世保市	福浦川	福浦川	右	宇久町小浜3635-1地先	～ 宇久町小浜4303番地先	1,250	溢水	積み土のう工	A 5	B 3.5	準用河川
				左	宇久町小浜3635-1地先	～ 宇久町小浜4303番地先	1,250			C 300	D	
8	東彼杵町	小音琴川	小音琴川	右	小音琴郷伊良原	～ 海	2,001	溢水	積み土のう工	A 30	B 14	準用河川
				左	小音琴郷伊良原	～ 海	2,001			C 2,500	D 300	
9	小値賀町	笛吹川	笛吹川	右	笛吹郷1962	～ 笛吹郷789	370	溢水	積み土のう工	A 102	B	準用河川
				左	笛吹郷1962	～ 笛吹郷789	370			C 320	D	
10	小値賀町	筒井川	筒井川	右	前方郷3572	～ 前方郷3595	166	溢水	積み土のう工	A 24	B 0.08	準用河川
				左	前方郷3572	～ 前方郷3595	166			C 80	D	
	小計	準用河川	10 河川				17,478 m					
1	佐世保市	佐々川	直谷川	右	吉井町直谷1279-6	～ 福井川合流点	100	溢水	積み土のう工	A 36	B 1	普通河川
				左	吉井町直谷1279-6	～ 福井川合流点	100			C 100	D	
2	佐世保市	相浦川	白岩川	右	下本山町	～ 片平川合流点	100	溢水	積み土のう工	A 5	B	普通河川
				左	下本山町	～ 片平川合流点	100			C 50	D	
3	佐世保市	相浦川	黒橋川	右	原分町	～ 黒橋川支流2合流点	100	溢水	積み土のう工	A 5	B	普通河川
				左	原分町	～ 黒橋川支流2合流点	100			C D		
4	佐世保市	相浦川	紋珠川	右	瀬戸越町	～ 紋珠川支流2合流点	100	溢水	積み土のう工	A 4	B	普通河川
				左	瀬戸越町	～ 紋珠川支流2合流点	100			C D		
5	佐世保市	佐世保川	堺木川	右	横尾町	～ 国道204号	200	溢水	積み土のう工	A 10	B	普通河川
				左	横尾町	～ 国道204号	200			C 100	D	
6	佐世保市	佐世保川	春日川	右	春日町	～ 佐世保川	1,120	溢水	積み土のう工	A 15	B	普通河川
				左	春日町	～ 佐世保川	1,120			C 750	D	
7	佐世保市	佐世保川	大開川	右	保立町	～ 大開川支流1合流点	200	溢水	積み土のう工	A 5	B	普通河川
				左	保立町	～ 大開川支流1合流点	200			C 30	D	
8	佐世保市	佐世保川	折橋川	右	折橋町	～ 宮田町(市道)	200	溢水	積み土のう工	A 10	B	普通河川
				左	折橋町	～ 宮田町(市道)	200			C D		
9	佐世保市	佐世保川	須佐川	右	須佐町(市道)	～ 暗渠部上流	300	溢水	積み土のう工	A 5	B	普通河川
				左	須佐町(市道)	～ 暗渠部上流	300			C D		
10	佐世保市	佐世保川	馬氏川	右	山祇町	～ 峰坂町(市道)	400	溢水	積み土のう工	A 5	B	普通河川
				左	山祇町	～ 峰坂町(市道)	400			C D		

県北振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策水防	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分	
				区 域		延長(m)					
11	佐世保市	飯盛川	次郎田川	右	大塔自動車学校	～ 海	400	溢水	積み土のう工	A 5 B 0.5	普通河川
				左	大塔自動車学校	～ 海	400			C 200 D	
12	佐世保市	日宇川	天神川	右	天神町	～ 準用河川天神川(終点)	660	溢水	積み土のう工	A 25 B	普通河川
				左	天神町	～ 準用河川天神川(終点)	660			C 600 D	
13	佐世保市	日宇川	松の子川	右	日宇町	～ 日宇川合流点	200	溢水	積み土のう工	A 10 B	普通河川
				左	日宇町	～ 日宇川合流点	200			C 200 D	
14	佐世保市	佐世保川	矢岳川	右	矢岳町	～ 矢岳川支流1合流点	100	溢水	積み土のう工	A 10 B	普通河川
				左	矢岳町	～ 矢岳川支流1合流点	100			C D	
15	佐世保市	佐世保川	御船川	右	神島町	～ 御船公園	200	溢水	積み土のう工	A 5 B	普通河川
				左	神島町	～ 御船公園	200			C 100 D	
16	佐世保市	佐世保川	白南風川	右	白南風町	～ 佐世保駅前通便局付近	300	溢水	積み土のう工	A 30 B	普通河川
				左	白南風町	～ 佐世保駅前通便局付近	300			C 300 D	
17	佐世保市	宮村川	小島川	右	南風崎町	～ 宮村川合流点	150	溢水	積み土のう工	A 20 B 0.5	普通河川
				左	南風崎町	～ 宮村川合流点	150			C 500 D	
18	佐世保市	飯盛川	飯盛川	右	大塔町	～ 海	1,410	溢水	積み土のう工	A 120 B 10	普通河川
				左	大塔町	～ 海	1,410			C 1,000 D	
19	佐世保市	畔岩川	畔岩川	右	赤崎町	～ 海	1,100	溢水	積み土のう工	A 5 B	普通河川
				左	赤崎町	～ 海	1,100			C 300 D	
20	佐世保市	相浦川	小立川	右	中里町	～ 相浦川合流点	1,630	溢水	積み土のう工	A 50 B 20	普通河川
				左	中里町	～ 相浦川合流点	1,630			C 600 D	
21	佐世保市	田の浦川	田の浦川	右	田の浦町	～ 海	400	溢水	積み土のう工	A 5 B 4	普通河川
				左	田の浦町	～ 海	400			C 100 D	
22	佐世保市	小佐世保川	小佐世保川	右	松川町	～ 戸尾市場暗渠上	100	溢水	積み土のう工	A 1 B	普通河川
				左	松川町	～ 戸尾市場暗渠上	100			C D	
23	佐世保市	相浦川	十郎井手川	右	柚木元町	～ 相浦川合流点	700	溢水	積み土のう工	A 18 B 25	普通河川
				左	柚木元町	～ 相浦川合流点	700			C D	
24	佐世保市	浜の川	浜の川	右	船越中央公民館下	～ 海	360	溢水	積み土のう工	A 12 B	普通河川
				左	船越中央公民館下	～ 海	360			C D	
25	佐世保市	相浦川	母ヶ浦川	右	母ヶ浦町	～ 準用河川母ヶ浦川終点	140	溢水	積み土のう工	A 50 B 1.5	普通河川
				左	母ヶ浦町	～ 準用河川母ヶ浦川終点	140			C D	
26	佐世保市	相浦川	紋珠川支流	右	国道498号	～ 国道204号	30	溢水	積み土のう工	A 12 B	普通河川
				左	国道498号	～ 国道204号	30			C D	
27	佐世保市	マグラ川	マグラ川	右	宇久町野方村近	～ 海	2,600	溢水	積み土のう工	A 6 B 26	普通河川
				左	宇久町野方村近	～ 海	2,600			C 300 D	
28	佐世保市	三浦川	三浦川	右	宇久町太田江寺畠	～ 海	1,600	溢水	積み土のう工	A 5 B 20	普通河川
				左	宇久町太田江寺畠	～ 海	1,600			C 400 D	
29	佐世保市	渡瀬川	渡瀬川	右	宇久町平松尾	～ 海	800	溢水	積み土のう工	A 40 B 10	普通河川
				左	宇久町平松尾	～ 海	800			C D	
30	佐世保市	鯛の浦川	鯛の浦川	右	針尾西町	～ 海	310	溢水	積み土のう工	A B 246	普通河川
				左	針尾西町	～ 海	310			C 1 D	
31	波佐見町	長野川	日見須川	右	長野郷字戸石川	～ 長野川合流点	900	溢水	積み土のう工	A 7 B 2.0	普通河川
				左	長野郷字蟻ノ迫	～ 長野川合流点	900			C 20 D	

県北振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策水防	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m		区分
				区 域				A 170 B	C 800 D	
32	川棚町	川棚川	野口川	右	中組郷字下高野川内 ~ 川棚川合流点	500	溢水	積み土のう工	A 170 B	普通河川
				左	中組郷字下高野川内 ~ 川棚川合流点	500			C 800 D	
	小計	その他の河川	32 河川			34,820 m				
	合計		42 河川			52,298 m				

## 田平土木維持管理事務所管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	松浦市	志佐川	志佐川	右左	1000	松浦市	志佐町	A	溢水、決壊	積土のう工
					1000	松浦市	志佐町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	志佐川	志佐川	右左	8400	松浦市	志佐町	B	溢水、決壊	積土のう工
					5700	松浦市	志佐町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	志佐川	志佐川	右左	900	松浦市	志佐町	C	溢水、決壊	積土のう工
					4800	松浦市	志佐町		溢水、決壊	積土のう工
2	松浦市	志佐川	ホキ川	右左	94	松浦市	志佐町	C	溢水	積土のう工
					94	松浦市	志佐町		溢水	積土のう工
3	松浦市	志佐川	笛吹川	右左	600	松浦市	志佐町	C	溢水	積土のう工
					600	松浦市	志佐町		溢水	積土のう工
4	松浦市	今福川	今福川	右左	500	松浦市	今福町	A	溢水、決壊	積土のう工
					500	松浦市	今福町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	今福川	今福川	右左	1300	松浦市	今福町	B	溢水、決壊	積土のう工
					1100	松浦市	今福町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	今福川	今福川	右左	1312	松浦市	今福町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1012	松浦市	今福町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	調川川	調川川	右左	200	松浦市	調川町	A	溢水、決壊	積土のう工
					200	松浦市	調川町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	調川川	調川川	右左	3409	松浦市	調川町	C	溢水、決壊	積土のう工
					3409	松浦市	調川町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右左	100	松浦市	御厨町	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	松浦市	御厨町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右左	3700	松浦市	御厨町	C	溢水、決壊	積土のう工
					3700	松浦市	御厨町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右左	100	松浦市	御厨町	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	松浦市	御厨町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右左	668	松浦市	御厨町	C	溢水、決壊	積土のう工
					668	松浦市	御厨町		溢水、決壊	積土のう工
7	松浦市	人柱川	人柱川	右左	600	松浦市	今福町	C	溢水	積土のう工
					600	松浦市	今福町		溢水	積土のう工
	松浦市	人柱川	人柱川	右左	300	松浦市	今福町	B	溢水	積土のう工
					100	松浦市	今福町		溢水	積土のう工
	松浦市	人柱川	人柱川	右左	209	松浦市	今福町	C	溢水	積土のう工
					409	松浦市	今福町		溢水	積土のう工
	松浦市	惠太郎川	惠太郎川	右左	1100	松浦市	志佐町	B	溢水、決壊	積土のう工
					1100	松浦市	御厨町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	惠太郎川	惠太郎川	右左	1641	松浦市	志佐町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1641	松浦市	志佐町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	谷郷川	谷郷川	右左	290	松浦市	鷺島町	B	溢水、決壊	積土のう工
					290	松浦市	鷺島町		溢水、決壊	積土のう工
	松浦市	坂瀬川	坂瀬川(2/2)	右左	3000	松浦市	御厨町西田免	C	溢水	積土のう工
					3000	平戸市	田平町小崎免		溢水	積土のう工
	平戸市	神曾根川	神曾根川	右左	400	平戸市	下中野町	C	溢水	積土のう工
					400	平戸市	下中野町		溢水	積土のう工
	平戸市	神曾根川	神曾根川	右左	1560	平戸市	下中野町	C	溢水	積土のう工
					1560	平戸市	市道中野鳥越線より城の元橋		溢水	積土のう工
	平戸市	鏡川	鏡川	右左	680	平戸市	戸石川町	A	溢水、決壊	積土のう工
					680	平戸市	鏡川町		溢水、決壊	積土のう工
	平戸市	鏡川	鏡川	右左	500	平戸市	魚の棚町	A	溢水	積土のう工
					500	平戸市	魚の棚町		溢水	積土のう工
	平戸市	鏡川	鏡川	右左	424	平戸市	戸石川町	B	溢水	積土のう工
					424	平戸市	戸石川町		溢水	積土のう工
	平戸市	鏡川	古田川	右左	600	平戸市	辻町	C	溢水、決壊	積土のう工
					600	平戸市	辻町		溢水	積土のう工
	平戸市	古田川	古田川	右左	985	平戸市	辻町	B	溢水	積土のう工
					985	平戸市	辻町		溢水	積土のう工
	平戸市	敷佐川	敷佐川	右左	100	平戸市	下中津良町	B	溢水	積土のう工
					100	平戸市	下中津良町		溢水	積土のう工
	平戸市	敷佐川	敷佐川	右左	3492	平戸市	敷佐町	C	溢水	積土のう工
					3492	平戸市	敷佐町		溢水	積土のう工
	平戸市	中川	中川	右左	600	平戸市	紐差町	C	溢水	積土のう工
					900	平戸市	紐差町		溢水	積土のう工
	平戸市	中川	中川	右左	100	平戸市	紐差町	B	溢水	積土のう工
					100	平戸市	紐差町		溢水	積土のう工
	平戸市	中川	中川	右左	1100	平戸市	大石脇町	C	溢水	積土のう工
					800	平戸市	大石脇町		溢水	積土のう工
	平戸市	中川	宴川	右左	100	平戸市	大石脇町	C	溢水	積土のう工
					100	平戸市	大石脇町		溢水	積土のう工
	平戸市	中津良川	中津良川	右左	1500	平戸市	上中津良町	A	溢水、決壊	積土のう工
					1500	平戸市	上中津良町		溢水、決壊	積土のう工

## 田平土木維持管理事務所管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市	郡	町	村	位	置	
	平戸市	中津良川	中津良川	右左	800	平戸市	上中津良町	古野橋上流200mより大狩橋下流50m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	中津良川	中津良川	右左	3268	平戸市	上中津良町	河口より大川橋上流360m	C	溢水、決壊	積土のう工
					968	平戸市	上中津良町	大狩橋下流50mより大川橋上流360m		溢水	積土のう工
19	平戸市	安満川	安満川	右左	2052	平戸市	栄の原町	河口より深川橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2052	平戸市	栄の原町	河口より深川橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
20	平戸市	久吹川	久吹川	右左	300	平戸市	田平町下亀免	河口より久吹ダム	C	溢水	積土のう工
					300	平戸市	田平町下亀免	河口より久吹ダム		溢水	積土のう工
	平戸市	久吹川	久吹川	右左	1521	平戸市	田平町下亀免	久吹ダム上流より上流端	C	溢水	積土のう工
					1521	平戸市	田平町下亀免	久吹ダム上流より上流端		溢水	積土のう工
21	平戸市	釜田川	釜田川	右左	100	平戸市	田平町大久保免	河口より上流100m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右左	1600	平戸市	田平町里免	河口より城山橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1100	平戸市	田平町山内免	河口上流100mより平川橋		溢水、決壊	積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右左	400	平戸市	田平町小手田免	城山橋上流50mより橋の元橋上流200m	B	溢水	積土のう工
					400	平戸市	田平町山内免	平川橋より城山橋上流50m		溢水	積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右左	2438	平戸市	田平町荻田免	橋の元橋上流200mより徳利木橋上流580m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2858	平戸市	田平町荻田免	城山橋上流50mより徳利木橋上流580m		溢水、決壊	積土のう工
22	平戸市	釜田川	里川	右左	1000	平戸市	田平町里免	釜田川合流より髭薄橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
					400	平戸市	田平町小手田免	釜田川合流より太田橋上流50m		溢水	積土のう工
	平戸市	釜田川	里川	右左	1973	平戸市	田平町下亀免	髭薄橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
					2573	平戸市	田平町下亀免	太田橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
23	平戸市	神の川	神の川	右左	700	平戸市	生月町南免	河口より神ノ川ダム直下流	C	溢水	積土のう工
					700	平戸市	生月町南免	河口より神ノ川ダム直下流		溢水	積土のう工
24	平戸市	西流川	西流川	右左	430	平戸市	大島村前平	河口より汐入橋上流90m	B	溢水	積土のう工
					430	平戸市	大島村前平	河口より汐入橋上流90m		溢水	積土のう工
25	平戸市	東流川	東流川	右左	273	平戸市	大島村前平	河口より他力橋上流140m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	東流川	東流川	右左	273	平戸市	大島村前平	河口より他力橋上流140m	C	溢水	積土のう工
合 計		二級河川	25河川	右左	55,519 56,739	合 計	112,258m				

## 二級河川

大瀬戸土木維持管理事務所管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位 置			
1	西海市	大明寺川	大明寺川	右左	1300	西海市	西彼町	C	溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右左	1800	西海市	西彼町	B	溢水、決壊	積土のう工
					1000	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右左	500	西海市	西彼町	A	溢水、決壊	積土のう工
									溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右左	1600	西海市	西彼町	C	溢水	積土のう工
					1600	西海市	西彼町		溢水	積土のう工
2	西海市	大明寺川	中山川	右左	400	西海市	西彼町	A	溢水、決壊	積土のう工
					600	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	中山川	右左	2585	西海市	西彼町	C	溢水、決壊	積土のう工
					2385	西海市	西彼町		溢水	積土のう工
3	西海市	大明寺川	殿井手川	右左	562	西海市	西彼町	B	溢水、決壊	積土のう工
					562	西海市	西彼町		溢水	積土のう工
4	西海市	鳥加川	鳥加川	右左	100	西海市	西彼町	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	鳥加川	鳥加川	右左	600	西海市	西彼町	B	溢水、決壊	積土のう工
					500	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	鳥加川	鳥加川	右左	1158	西海市	西彼町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1258	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
5	西海市	木場川	木場川	右左	700	西海市	西彼町	B	溢水、決壊	積土のう工
					800	西海市	西海町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	木場川	木場川	右左	400	西海市	西彼町	C	溢水、決壊	積土のう工
					300	西海市	西海町		溢水、決壊	積土のう工
6	西海市	伊佐ノ浦川	伊佐ノ浦川	右左	100	西海市	西海町	B	溢水	積土のう工
					100	西海市	西海町		溢水	積土のう工
7	西海市	柚木川	柚木川	右左	1000	西海市	西海町	C	溢水	積土のう工
					1000	西海市	西海町		溢水	積土のう工
8	西海市	面高川	面高川	右左	2288	西海市	西海町	C	溢水	積土のう工
					2288	西海市	西海町		溢水	積土のう工
9	西海市	江川内川	江川内川	右左	1100	西海市	西海町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1100	西海市	西海町		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	江川内川	江川内川	右左	100	西海市	西海町	B	溢水	積土のう工
					100	西海市	西海町		溢水	積土のう工
	西海市	江川内川	江川内川	右左	560	西海市	西海町	C	溢水	積土のう工
					560	西海市	西海町		溢水	積土のう工
10	西海市	高地川	高地川	右左	300	西海市	西海町	B	溢水	積土のう工
					300	西海市	西海町		溢水	積土のう工
	西海市	高地川	高地川	右左	1377	西海市	西海町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1377	西海市	西海町		溢水、決壊	積土のう工
11	西海市	多以良川	多以良川	右左	5878	西海市	大瀬戸町	C	溢水、決壊	積土のう工
					5878	西海市	大瀬戸町		溢水、決壊	積土のう工
12	西海市	雪浦川	雪浦川	右左	3000	西海市	大瀬戸町	B	溢水、決壊	積土のう工
					600	西海市	大瀬戸町		溢水	積土のう工
	西海市	雪浦川	雪浦川	右左	3000	西海市	大瀬戸町	C	溢水	積土のう工
					5400	西海市	大瀬戸町		溢水	積土のう工
13	西海市	雪浦川	羽出川	右左	5022	西海市	大瀬戸町	C	溢水	積土のう工
					5022	西海市	大瀬戸町		溢水	積土のう工
14	西海市	雪浦川	河通川	右左	200	西海市	大瀬戸町	B	溢水、決壊	積土のう工
	西海市	雪浦川	河通川	右左	800	西海市	大瀬戸町	C	溢水	積土のう工
					1000	西海市	大瀬戸町		溢水、決壊	積土のう工
15	西海市	大江川	大江川(2/2)	右左	1000	西海市	西彼町	C	溢水、決壊	積土のう工
					1000	西海市	西彼町		溢水、決壊	積土のう工
合 計		二級河川	15河川	右左	36,130	合 計		72,260m		

## [市管理] 重要水防箇所（河川）

資料 3－2－2

大瀬戸土木維持管理事務所管内

## 準用河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想され る事態	対策水防 工 法	予想される被害状況:A家屋戸、B 耕地ha、C道路m、D鉄道m	区 分	
				区 域	延長(m)					
1	西海市	雪浦川	清水川	右	大瀬戸町雪浦上郷字寺ノ下 ~ 字塩濱	440	溢水	積み土のう工	A 70 B 9.8	準用 河川
				左	大瀬戸町雪浦上郷字寺ノ下 ~ 字塩濱	440			C 850 D	
	小計	準用河川	1 河川			880 m				
	合計		1 河川			880 m				

## 二級河川

五島振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
1	五島市	福江川	福江川	右左	3200 300	五島市 五島市	吉田町 福江町	丸木橋より明星院橋下流100m 丸木橋より唐人橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	福江川	福江川	右左	3400	五島市	福江町	唐人橋より福江ダム下流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	福江川	福江川	右左	500	五島市	吉田町	明星院橋下流100mより福江ダム下流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	福江川	福江川	右左	2600 2600	五島市 五島市	吉田町 籠淵町	瀬戸川橋下流50mより西来院橋 瀬戸川橋下流50mより西来院橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
2	五島市	福江川	後の川	右左	1593 1593	五島市 五島市	木場町 木場町	福江川合流点より野路河橋上流100m 福江川合流点より野路河橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
3	五島市	福江川	鷹ノ巣川	右左	200 200	五島市 五島市	高田町 高田町	福江川合流点より上流200m 福江川合流点より上流200m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	福江川	鷹ノ巣川	右左	2778 2778	五島市 五島市	高田町 高田町	福江川合流点上流200mより翁頭橋 福江川合流点上流200mより翁頭橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
4	五島市	福江川	牟田川	右左	200 200	五島市 五島市	高田町 高田町	福江川合流点より上流200m 福江川合流点より上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	福江川	牟田川	右左	600 200	五島市 五島市	高田町 高田町	福江川合流点上流200mよりダンカン橋 福江川合流点上流200mより橋詰橋下流100m	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	五島市	福江川	牟田川	右左	1300 1600	五島市 五島市	高田町 高田町	ダンカン橋より中河橋上流50m 橋詰橋下流100mより中河橋下流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	福江川	牟田川	右左	200	五島市	高田町	中河橋上流50mより上河橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	福江川	牟田川	右左	200	五島市	高田町	中河橋下流50mより上河橋	B	溢水	積土のう工
	五島市	福江川	牟田川	右左	1853 1953	五島市 五島市	高田町 高田町	上河橋上流100mより高田橋上流200m 上河橋より高田橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
5	五島市	前田川	前田川	右左	200	五島市	奥浦町	小豆橋より小豆橋上流200m	B	溢水	積土のう工
	五島市	前田川	前田川	右左	802 602	五島市 五島市	奥浦町 奥浦町	小豆橋より宇戸橋 小豆橋上流200mより宇戸橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
6	五島市	猪ノ木川	猪ノ木川	右左	400 1000	五島市 五島市	猪ノ木町 猪ノ木町	河口より永里橋上流200m 河口より内山橋下流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	猪ノ木川	猪ノ木川	右左	1160 560	五島市 五島市	猪ノ木町 猪ノ木町	永里橋上流200mより宮の下橋上流300m 内山橋下流50mより宮の下橋上流300m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
7	五島市	市小木川	市小木川	右左	1100 1100	五島市 五島市	久賀町 久賀町	河口より大口橋上流50m 河口より大口橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	市小木川	市小木川	右左	963 963	五島市 五島市	久賀町 久賀町	大口橋上流50mより内上ノ平橋 大口橋上流50mより内上ノ平橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
8	五島市	増田川	増田川	右左	2264 2264	五島市 五島市	増田町 増田町	河口より木戸の元川合流点 河口より木戸の元川合流点	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
9	五島市	増田川	岡田川	右左	900 900	五島市 五島市	増田町 増田町	増田川合流点より3号橋上流200m 増田川合流点より3号橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
10	五島市	一の川	一の川	右左	200 200	五島市 五島市	岐宿町 岐宿町	河口より上流200m 河口より上流200m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	五島市	一の川	一の川	右左	7400 7400	五島市 五島市	岐宿町 岐宿町	河口上流200mより雨通宿橋上流450m 河口上流200mより雨通宿橋上流450m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
11	五島市	山手川	山手川	右左	1806 1806	五島市 五島市	富江町 富江町	河口より山手川橋 河口より山手川橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
12	五島市	丸子川	丸子川	右左	1137 1137	五島市 五島市	富江町 富江町	河口より大山橋 河口より大山橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
13	五島市	田尾川	田尾川	右左	1272 1272	五島市 五島市	富江町 富江町	河口より山田1号橋上流250m 河口より山田1号橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
14	五島市	田尾川	山名川	右左	400 200	五島市 五島市	富江町 富江町	田尾川合流点より寺田2号橋上流250m 田尾川合流点より寺田2号橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	田尾川	山名川	右左	693 893	五島市 五島市	富江町 富江町	寺田2号橋上流250mより樋ノ本橋上流400m 寺田2号橋上流50mより樋ノ本橋上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
15	五島市	中須川	中須川	右左	1000 500	五島市 五島市	玉之浦町 玉之浦町	河口より中須橋上流100m 河口より新中須橋下流100mm	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	中須川	中須川	右左	1300 500	五島市 五島市	玉之浦町 玉之浦町	中須橋上流100mより蛇窪川合流点下流200m 新中須橋下流100mmより中須橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	中須川	中須川	右左	6282 7582	五島市 五島市	玉之浦町 玉之浦町	蛇窪川合流点下流200mより仁田尾川上流250m 中須橋上流100mより仁田尾川上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
16	五島市	小川川	小川川	右左	1200 100	五島市 五島市	玉之浦町 玉之浦町	河口より松ノ本橋 河口より上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	小川川	小川川	右左	1454 2554	五島市 五島市	玉之浦町 玉之浦町	松ノ本橋より熊太郎川合流点上流100m 河口上流100mより熊太郎川合流点上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
17	五島市	荒川川	荒川川	右左	100	五島市	玉之浦町	河口より上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

五島振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位 置			
17	五島市	荒川川	荒川川	右左	400	五島市	玉之浦町	河口より上流400m	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	荒川川	荒川川	右左	1681	五島市	玉之浦町	河口上流100mより松ノ元川合流点上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1381	五島市	玉之浦町	河口上流400mより松ノ元川合流点上流400m		溢水、決壊	積土のう工
18	五島市	丹奈川	丹奈川	右左	1000	五島市	玉之浦町	河口より新丹奈橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1000	五島市	玉之浦町	河口より新丹奈橋上流150m		溢水、決壊	積土のう工
19	五島市	大川原川	大川原川	右左	1200	五島市	岐宿町	河口より3号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					400	五島市	岐宿町	河口より川原橋		溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右左	500	五島市	岐宿町	川原橋より3号橋下流300m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右左	1100	五島市	岐宿町	3号橋下流300mより4号橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右左	800	五島市	岐宿町	3号橋より4号橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
20	五島市	大川原川	小川原川	右左	200	五島市	岐宿町	大川原川合流点より新神崎橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	小川原川	右左	1000	五島市	岐宿町	新神崎橋上流50mより3号橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
					900	五島市	岐宿町	大川原川合流点より3号橋		溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	小川原川	右左	306	五島市	岐宿町	3号橋上流300mより小川原橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					606	五島市	岐宿町	3号橋より小川原橋		溢水、決壊	積土のう工
21	五島市	浦の川	浦の川	右左	700	五島市	岐宿町	河口より4号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	浦の川	浦の川	右左	2100	五島市	岐宿町	河口より6号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					1400	五島市	岐宿町	4号橋より6号橋		溢水、決壊	積土のう工
22	五島市	鰐川	鰐川	右左	3200	五島市	岐宿町	山木戸橋下流450mより丸瀬橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
					3800	五島市	岐宿町	昭和橋上流350mより高田橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右左	800	五島市	岐宿町	丸瀬橋上流400mより四津担橋下流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1500	五島市	岐宿町	高田橋下流50mより片岸橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右左	300	五島市	岐宿町	四津担橋下流50mより柿ノ木場橋下流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右左	700	五島市	岐宿町	柿ノ木場橋下流50mより片岸橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右左	2400	五島市	岐宿町	片岸橋上流100mより18号橋(潜水橋)上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2300	五島市	岐宿町	片岸橋上流200mより18号橋(潜水橋)上流300m		溢水、決壊	積土のう工
23	五島市	鰐川	郷津川	右左	900	五島市	岐宿町	鰐川合流点より馬場橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1000	五島市	岐宿町	鰐川合流点より馬場橋上流150m		溢水	積土のう工
	五島市	鰐川	郷津川	右左	1533	五島市	岐宿町	馬場橋上流50mより越地橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1433	五島市	岐宿町	馬場橋上流150mより越地橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
合 計		二級河川	23河川	右左	64,977 65,177	合 計	130,154m				

五島振興局管内

## 準用河川・その他河川

番号	水防管理団体名	水系名	河川名		重 要 水 防 区 域		予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
					区 域	延長(m)				
1	五島市	田部手川	田部手川	右	松山町499番9地先 ~ 松山町244番11地先	770	溢水 決壊	積み土のう工	A 28	準用河川
				左	松山町499番9地先 ~ 松山町244番11地先	770				
	小計	準用河川	1 河川			1,540 m				
1	五島市	江頭川	江頭川	右	三井楽町貝津81番地先 ~ 海	550	溢水 決壊	積み土のう工	A 1 B 8	普通河川
				左	三井楽町貝津81番地先 ~ 海	550			C 10	
	小計	その他の河川	1 河川			1,100 m				
	合計		2 河川			2,640 m				

上五島支所管内

## 二級河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
1	新上五島町	大川	大川	右 左	1,300	南松浦郡	新上五島町	河口より大川第三橋上流30m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					1,000	南松浦郡	新上五島町	河口より大川第一橋上流70m			
2	新上五島町	大川	木場川	右 左	1,479	南松浦郡	新上五島町	大川第三橋上流30mより奥山橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					1,779	南松浦郡	新上五島町	大川第一橋上流70mより奥山橋			
3	新上五島町	大川	木場川	右 左	200	南松浦郡	新上五島町	大川合流点より木場川橋上流60m	C	溢水、決壊	積土のう工
					300	南松浦郡	新上五島町	木場川橋上流60mより二号橋下流280m			
4	新上五島町	大川	木場川	右 左	100	南松浦郡	新上五島町	大川合流点より木場川橋下流20m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					700	南松浦郡	新上五島町	二号橋下流280mより三号橋上流50m			
5	新上五島町	大川	木場川	右 左	1,100	南松浦郡	新上五島町	木場川橋下流20mより三号橋上流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					200	南松浦郡	新上五島町	河口より河口上流200m			
6	新上五島町	釣道川	釣道川	右 左	200	南松浦郡	新上五島町	河口より河口上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1,300	南松浦郡	新上五島町	河口上流200mより青方ダム			
7	新上五島町	釣道川	釣道川	右 左	1,300	南松浦郡	新上五島町	河口上流200mより青方ダム	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					900	南松浦郡	新上五島町	青方ダムより中野川合流点			
8	新上五島町	佐野原川	佐野原川	右 左	2,776	南松浦郡	新上五島町	青方ダムより中野川合流点	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					2,200	南松浦郡	新上五島町	河口から上流600mより七号橋			
9	新上五島町	相河川	相河川	右 左	500	南松浦郡	新上五島町	河口より相河橋上流80m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					100	南松浦郡	新上五島町	河口より潮見橋下流160m			
10	新上五島町	相河川	相河川	右 左	3,560	南松浦郡	新上五島町	相河橋上流80mより相河川砂防堰堤上流380m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					3,960	南松浦郡	新上五島町	潮見橋下流160mより相河川砂防堰堤上流380m			
11	新上五島町	相河川	木原川	右 左	700	南松浦郡	新上五島町	相河川合流点より木原川生活ダム	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					700	南松浦郡	新上五島町	相河川合流点より木原川生活ダム			
12	新上五島町	椿ノ木川	椿ノ木川	右 左	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流50m			
13	新上五島町	椿ノ木川	椿ノ木川	右 左	757	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流50mより5号橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					757	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流50mより5号橋上流100m			
14	新上五島町	大川	大川	右 左	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流100m			
15	新上五島町	大川	大川	右 左	200	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流100mより2号橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					200	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流100mより2号橋上流100m			
16	新上五島町	宮ノ川	宮ノ川	右 左	800	南松浦郡	新上五島町	河口より7号橋上流80m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
					1,100	南松浦郡	新上五島町	河口より9号橋上流20m			
合 計	二級河川	9河川	右 左	15,872	合 計	31,468m					

## その他河川

上五島支所管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			予想される事態	対策水工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分	
				区 域	延長(m)				A	30	B		
1	新上五島町	浜熊川	浜熊川	右 奈摩郷字観音山 ~ 奈摩郷字宮ノ上	150		溢水	積み土のう工	A	30	B	0.2	普通
				左 奈摩郷字観音山 ~ 奈摩郷字宮ノ上	100		決壊		C	150	D		河川
2	新上五島町	小浦川	小浦川	右 繩浜ノ浦郷字浜ノ浦 ~ 海	220		溢水	積み土のう工	A	24	B	0.1	普通
				左 繩浜ノ浦郷字浜ノ浦 ~ 海	220		決壊		C	400	D		河川
3	新上五島町	川ノ上川	川ノ上川	右 繩浜ノ浦郷字川ノ上川 ~ 海	390		溢水	積み土のう工	A	17	B	0.4	普通
				左 繩浜ノ浦郷字川ノ上川 ~ 海	390		決壊		C	100	D		河川
4	新上五島町	今里川	今里川	右 今里郷山口 ~ 海	1,600		溢水	積み土のう工	A	2	B	1000	普通
				左 今里郷山口 ~ 海	1,600		決壊		C	16	D		河川
5	新上五島町	赤崎川	赤崎川	右 青方郷字相河越 ~ 海	180		溢水	積み土のう工	A	100	B	0.1	普通
				左 青方郷字相河越 ~ 海	180		決壊		C	1,000	D		河川
6	新上五島町	雪見田川	雪見田川	右 曽根郷字嶺ノ下 ~ 曽根郷字塘	300		崩壊	積み土のう工	A	10	B	0.5	普通
				左 曽根郷字嶺ノ下 ~ 曽根郷字塘	300				C	150	D		河川
7	新上五島町	七目川	七目川	右 七目郷字作道 ~ 七目郷字松口	400		溢水	積み土のう工	A	50	B	6	普通
				左 七目郷字作道 ~ 七目郷字松口	400		決壊		C	200	D		河川
8	新上五島町	飛川	飛川	右 東神ノ浦郷字神ノ浦 ~ 海	200		溢水	積み土のう工	A	52	B	0.5	普通
				左 東神ノ浦郷字神ノ浦 ~ 海	200		決壊		C	100	D		河川
9	新上五島町	福見川	福見川	右 岩瀬浦郷字立河内山 ~ 海	800		決壊	積み土のう工	A	14	B	9	普通
				左 岩瀬浦郷字立河内山 ~ 海	800				C	700	D		河川
10	新上五島町	中山川	中山川	右 岩瀬浦郷字大首山下 ~ 海	700		決壊	積み土のう工	A	9	B		普通
				左 岩瀬浦郷字大首山下 ~ 海	700				C	400	D		河川
11	新上五島町	須崎川	須崎川	右 岩瀬浦郷字須崎 ~ 海	450		決壊	積み土のう工	A	3	B		普通
				左 岩瀬浦郷字須崎 ~ 海	450				C	50	D		河川
12	新上五島町	後浜串川	後浜串川	右 岩瀬浦郷字浜串 ~ 海	100		決壊	積み土のう工	A	2	B	0.1	普通
				左 岩瀬浦郷字浜串 ~ 海	100				C		D		河川
13	新上五島町	大座川	大座川	右 奈良尾郷字庚申山 ~ 海	300		決壊	積み土のう工	A	12	B		普通
				左 奈良尾郷字庚申山 ~ 海	300				C		D		河川
	小計	その他の河川	13 河川				11,530 m						
	合計		13 河川				11,530 m						

## 二級河川

壱岐振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位 置			
1	壱岐市	谷江川	谷江川	右左	700	壱岐市	芦辺町	河口より谷江橋下流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
					700	壱岐市	芦辺町	河口上流100mより谷江橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
2	壱岐市	谷江川	谷江川	右左	200	壱岐市	芦辺町	谷江橋下流100mより谷江橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
					200	壱岐市	芦辺町	谷江橋下流200mより谷江橋		溢水、決壊	積土のう工
3	壱岐市	谷江川	谷江川	右左	1400	壱岐市	芦辺町	谷江橋上流100mより竹末橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1500	壱岐市	芦辺町	谷江橋より竹末橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
4	壱岐市	谷江川	谷江川	右左	1400	壱岐市	勝本町	新城橋より打田橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					500	壱岐市	勝本町	湯倉橋より打田橋上流100m		溢水	積土のう工
5	壱岐市	谷江川	初尾川	右左	2000	壱岐市	勝本町	見多賀江橋上流200mより初尾橋上流600m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2000	壱岐市	勝本町	見多賀江橋上流200mより初尾橋上流600m		溢水、決壊	積土のう工
6	壱岐市	谷江川	後川川	右左	600	壱岐市	勝本町	初尾川合流点より後川橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1800	壱岐市	勝本町	初尾川合流点より勝本ダム		溢水、決壊	積土のう工
7	壱岐市	谷江川	後川川	右左	100	壱岐市	勝本町	後川橋下流100mより後川橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					1100	壱岐市	勝本町	後川橋より勝本ダム		溢水、決壊	積土のう工
8	壱岐市	谷江川	二ノ坂川	右左	600	壱岐市	勝本町	初尾川合流点より仲田橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					600	壱岐市	勝本町	初尾川合流点より仲田橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
9	壱岐市	谷江川	角川	右左	2100	壱岐市	芦辺町	谷江川合流点より男女岳ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
					500	壱岐市	芦辺町	谷江川合流点より凱旋橋		溢水	積土のう工
10	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	600	壱岐市	芦辺町	5号橋下流300mより男女岳ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
					1600	壱岐市	芦辺町	河口より津合橋		溢水、決壊	積土のう工
11	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	100	壱岐市	芦辺町	津合橋より津合橋上流100m	B	溢水	積土のう工
					100	壱岐市	芦辺町	津合橋より津合橋上流100m		溢水	積土のう工
12	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	2300	壱岐市	郷ノ浦町	津合橋上流100mより船橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					2300	壱岐市	石田町	津合橋上流100mより船橋		溢水、決壊	積土のう工
13	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	100	壱岐市	郷ノ浦町	船橋より船橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	壱岐市	石田町	船橋より船橋上流100m		溢水	積土のう工
14	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	4800	壱岐市	郷ノ浦町	船橋上流100mより川祭橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1800	壱岐市	石田町	船橋上流100mより山添橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
15	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	200	壱岐市	芦辺町	山添橋下流100mより山添橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					2800	壱岐市	芦辺町	山添橋上流100mより川祭橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
16	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	200	壱岐市	石田町	幡鉾川合流点より桑ノ元橋下流200m	C	溢水	積土のう工
					1293	壱岐市	郷ノ浦町	幡鉾川合流点より清水橋		溢水、決壊	積土のう工
17	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	100	壱岐市	石田町	桑ノ元橋下流200mより桑ノ元橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					993	壱岐市	石田町	桑ノ元橋下流100mより清水橋		溢水、決壊	積土のう工
18	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	1441	壱岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより一丁田橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1441	壱岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより一丁田橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
19	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	800	壱岐市	石田町	池田川5号橋より池田橋下流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1100	壱岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより池田橋下流300m		溢水、決壊	積土のう工
20	壱岐市	幡鉾川	幡鉾川	右左	1072	壱岐市	石田町	池田川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
					1072	壱岐市	石田町	池田川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
21	壱岐市	刈田院川	刈田院川	右左	100	壱岐市	勝本町	河口より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					800	壱岐市	勝本町	河口より久保内橋		溢水、決壊	積土のう工
22	壱岐市	刈田院川	刈田院川	右左	1922	壱岐市	勝本町	河口上流100mより綿打橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					3500	壱岐市	勝本町	久保内橋より日詰橋		溢水、決壊	積土のう工
23	壱岐市	刈田院川	刈田院川	右左	100	壱岐市	勝本町	綿打橋より綿打橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
					1200	壱岐市	勝本町	綿打橋上流100mより日詰橋		溢水、決壊	積土のう工
24	壱岐市	百合畠川	百合畠川	右左	200	壱岐市	勝本町	河口より上流200m	C	溢水	積土のう工
					100	壱岐市	勝本町	河口より上流100m		溢水、決壊	積土のう工
25	壱岐市	百合畠川	百合畠川	右左	2000	壱岐市	芦辺町	河口より浜椿橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
					600	壱岐市	芦辺町	河口上流300mより瀬の本橋上流100m		溢水	積土のう工
26	壱岐市	大左右川	大左右川	右左	800	壱岐市	芦辺町	瀬の本橋上流100mより浜椿橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
					100	壱岐市	芦辺町	浜椿橋上流200mより浜椿橋上流300m		溢水、決壊	積土のう工
27	壱岐市	大左右川	大左右川	右左	100	壱岐市	芦辺町	浜椿橋上流200mより浜椿橋上流300m	A	溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

壱岐振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位 置			
13	壱岐市	大左右川	大左右川	右左	200	壱岐市	芦辺町	浜椿橋上流300mより浜椿橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
14	壱岐市	大左右川	蟹田川	右左	351	壱岐市	芦辺町	大左右川合流点より津持橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					351	壱岐市	芦辺町	大左右川合流点より津持橋上流100m		溢水	積土のう工
15	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右左	200	壱岐市	芦辺町	河口より2号橋上流100m	B	溢水	積土のう工
					700	壱岐市	芦辺町	河口より幸ノ元橋		溢水、決壊	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右左	600	壱岐市	芦辺町	2号橋上流100mより当田橋	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	壱岐市	芦辺町	幸ノ元橋より当田橋		溢水、決壊	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右左	400	壱岐市	芦辺町	当田橋より7号橋	B	溢水	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右左	900	壱岐市	芦辺町	当田橋より7号橋上流400m	C	溢水	積土のう工
					500	壱岐市	芦辺町	7号橋より7号橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
16	壱岐市	永田川	永田川	右左	200	壱岐市	郷ノ浦町	河口より新川橋	A	溢水、決壊	積土のう工
					100	壱岐市	郷ノ浦町	河口より中央橋		溢水	積土のう工
	壱岐市	永田川	永田川	右左	400	壱岐市	郷ノ浦町	新川橋より高校橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					400	壱岐市	郷ノ浦町	中央橋より高校橋下流100m		溢水	積土のう工
	壱岐市	永田川	永田川	右左	700	壱岐市	郷ノ浦町	高校橋より永田川1号橋下流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
					900	壱岐市	郷ノ浦町	高校橋下流100mより永田川1号橋下流300m		溢水、決壊	積土のう工
合 計		二級河川	16河川	右左	32,579 31,757	合 計	64,336m				

## [市管理] 重要水防箇所 (河川)

資料 3－2－2

壱岐振興局管内

## 準用河川

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		予想され る事態	対策水防 工 法	予想される被害状況:A家屋戸、B 耕地ha、C道路m、D鉄道m	区 分
				区 域	延長(m)				
1	壱岐市	梅津川	梅津川	右先	郷ノ浦町若松触2434地～海	1,599	溢水	積み土のう工	A 1 B 4
				左先	郷ノ浦町若松触2430地～海	1,599			C 1,100 D
	小計	準用河川	1 河川			3,198 m			
	合計		1 河川			3,198 m			

## 二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位置			
1	対馬市	佐須川	佐須川	右左	3,200	対馬市	厳原町	佐須川橋(県道)より白銀橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左	1,000	対馬市	厳原町	白銀橋より上流1000m	B	溢水	積土のう工
					2,600	対馬市	厳原町	河口より在家橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左	1,100	対馬市	厳原町	白銀橋より上流1000mより経塚橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左	1,176	対馬市	厳原町	経塚橋上流100mより2号砂防堰堤	C	溢水、決壊	積土のう工
					4,076	対馬市	厳原町	在家橋より2号砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
2	対馬市	厳原本川	厳原本川	右左	1,780	対馬市	厳原町	河口より馬場先橋	A	溢水、決壊	積土のう工
					800	対馬市	厳原町	河口より銭屋橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	厳原本川	厳原本川	右左	980	対馬市	厳原町	遊月橋より馬場先橋	B	溢水、決壊	積土のう工
3	対馬市	瀬川	瀬川	右左	1,500	対馬市	厳原町	河口上流100mより瀬川橋上流700m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	瀬川	瀬川	右左	1,300	対馬市	厳原町	瀬川橋上流700mより9号堰下流70m	C	溢水、決壊	積土のう工
					3,470	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	瀬川	瀬川	右左	670	対馬市	厳原町	9号堰下流70mより1号砂防堰堤	A	溢水、決壊	積土のう工
4	対馬市	阿須川	阿須川	右左	840	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤	C	溢水、決壊	積土のう工
					840	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿須川	阿須川	右左	657	対馬市	厳原町	1号砂防堰堤上流100mより大多羅川合流点	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿須川	阿須川	右左	657	対馬市	厳原町	1号砂防堰堤上流100mより大多羅川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
5	対馬市	阿連川	阿連川	右左	1,734	対馬市	厳原町	河口上流100mよりスガマ川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
					800	対馬市	厳原町	河口上流100mより久奈橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿連川	阿連川	右左	670	対馬市	厳原町	久奈橋下流100mより大栗橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿連川	阿連川	右左	264	対馬市	厳原町	大栗橋よりスガマ川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
6	対馬市	久根川	久根川	右左	1,100	対馬市	厳原町	河口より中央橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					300	対馬市	厳原町	河口より久根大橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左	800	対馬市	厳原町	久根大橋より中央橋	B	溢水	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左	1,160	対馬市	厳原町	中央橋より御所橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左	1,160	対馬市	厳原町	中央橋より御所橋	C	溢水、決壊	積土のう工
7	対馬市	椎根川	椎根川	右左	800	対馬市	厳原町	河口より椎根橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左	1,814	対馬市	厳原町	河口より恵美須橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左	900	対馬市	厳原町	椎根橋下流100mより恵美須橋下流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左	114	対馬市	厳原町	恵美須橋下流100mより恵美須橋	A	溢水、決壊	積土のう工
8	対馬市	小浦川	小浦川	右左	894	対馬市	厳原町	河口より樺塚川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
					894	対馬市	厳原町	河口より樺塚川合流点		溢水、決壊	積土のう工
9	対馬市	小浦川	樺塚川	右左	100	対馬市	厳原町	小浦川合流点より合流点上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	小浦川	樺塚川	右左	400	対馬市	厳原町	小浦川合流点より小浦ダム	C	溢水	積土のう工
					300	対馬市	厳原町	合流点上流100mより小浦ダム		溢水	積土のう工
10	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左	500	対馬市	厳原町	河口より浅藻橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左	400	対馬市	厳原町	河口より浅藻橋下流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左	200	対馬市	厳原町	浅藻橋下流200mより浅藻橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左	100	対馬市	厳原町	浅藻橋下流100mより浅藻橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左	1,112	対馬市	厳原町	浅藻橋より奥浅藻橋上流112m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1,112	対馬市	厳原町	浅藻橋より奥浅藻橋上流112m		溢水、決壊	積土のう工
11	対馬市	久和川	久和川	右左	1,132	対馬市	厳原町	河口より上流端	C	溢水	積土のう工
					1,132	対馬市	厳原町	河口より上流端		溢水、決壊	積土のう工
12	対馬市	久田川	久田川	右左	350	対馬市	厳原町	河口上流150mよりかたらい橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	久田川	久田川	右左	593	対馬市	厳原町	かたらい橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
					1,093	対馬市	厳原町	河口より上流端		溢水、決壊	積土のう工
13	対馬市	鶴知川	鶴知川	右左	900	対馬市	美津島町	河口より鶴知橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					500	対馬市	美津島町	河口より浜田原橋		溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位置			
13	対馬市	鶴知川	鶴知川	右左	1,200 3,300	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	鶴知橋より病院橋上流100m 浜田原橋より鶴知ダム下流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	鶴知川	鶴知川	右左	1,700	対馬市	美津島町	病院橋上流100mより鶴知ダム下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	鶴知川	鶴知川	右左	200	対馬市	美津島町	鶴知ダム下流200mより鶴知ダム	C	溢水	積土のう工
14	対馬市	鶴知川	高浜川	右左	400	対馬市	美津島町	鶴知川合流点より高浜橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	鶴知川	高浜川	右左	1,186 786	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	鶴知川合流点より上流端 高浜橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
15	対馬市	洲藻川	洲藻川	右左	2,850 2,950	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	河口上流100mより1号砂防堰堤 河口より1号砂防堰堤	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
16	対馬市	加志川	加志川	右左	400	対馬市	美津島町	河口より加志橋(県道)	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	加志川	加志川	右左	1,200	対馬市	美津島町	河口より加志橋(市道)上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	加志川	加志川	右左	400 350	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	加志橋(県道)より上流350m 加志橋(市道)上流50mより6号橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	加志川	加志川	右左	1,699 949	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	加志橋(県道)上流350mより上流端 6号橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
17	対馬市	今里川	今里川	右左	700	対馬市	美津島町	河口より大惣橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	今里川	今里川	右左	669 1,069	対馬市 対馬市	美津島町 美津島町	大惣橋より上流端 今里中央橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	今里川	今里川	右左	300	対馬市	美津島町	河口より今里中央橋	B	溢水、決壊	積土のう工
18	対馬市	仁位川	仁位川	右左	1,900	対馬市	豊玉町	河口上流400mより蔵敷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁位川	仁位川	右左	200 800	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	蔵敷橋上流100mより蔵敷橋上流300m 河口上流500mより大江橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	仁位川	仁位川	右左	1,396 2,596	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	蔵敷橋上流300mより上流端 大江橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
19	対馬市	曾川	曾川	右左	300 900	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	河口より観月橋 河口よりほなた橋	B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	曾川	曾川	右左	2,020 1,420	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	観月橋より大平橋 ほなた橋より大平橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
20	対馬市	卯麦川	卯麦川	右左	50	対馬市	豊玉町	河口より上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	卯麦川	卯麦川	右左	50	対馬市	豊玉町	河口より上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	卯麦川	卯麦川	右左	613 613	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	河口上流100mより1号堰上流50m 河口上流100mより1号堰上流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
21	対馬市	田川	田川	右左	2,100 1,300	対馬市 対馬市	豊玉町 豊玉町	河口より田橋 河口より上里橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	田川	田川	右左	800	対馬市	豊玉町	上里橋より田橋	B	溢水	積土のう工
22	対馬市	三根川	三根川	右左	100 1,200	対馬市 対馬市	峰町 峰町	河口上流600mより三根大橋 河口より三根大橋上流500m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	1,100	対馬市	峰町	三根大橋より下里橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	600	対馬市	峰町	三根大橋上流500mより下里橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	1,500	対馬市	峰町	下里橋より中里橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	1,500	対馬市	峰町	下里橋より中里橋	C	溢水	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	1,900	対馬市	峰町	中里橋より陰平1号橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	1,900	対馬市	峰町	中里橋より陰平1号橋	C	溢水	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	500	対馬市	峰町	陰平1号橋より大社橋上流200m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	三根川	三根川	右左	863 333	対馬市 対馬市	峰町 峰町	陰平1号橋より大久保砂防堰堤 大社橋上流200mより大久保砂防堰堤	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
23	対馬市	三根川	田志川	右左	200 900	対馬市 対馬市	峰町 峰町	三根川合流点より明星橋 三根川合流点より茂橋下流400m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	三根川	田志川	右左	1,334	対馬市	峰町	明星橋より西倉橋下流30m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	田志川	右左	584	対馬市	峰町	茂橋下流400mより西倉橋下流30m	B	溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
24	対馬市	三根川	佐賀の内川	右 左	1,345	対馬市	峰町	三根川合流点より天瀬川合流点	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	佐賀の内川	右 左	1,345	対馬市	峰町	三根川合流点より天瀬川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
25	対馬市	佐賀川	佐賀川	右 左	2,717	対馬市	峰町	河口より9号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
					2,717	対馬市	峰町	河口より9号橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
26	対馬市	志多賀川	志多賀川	右 左	800	対馬市	峰町	河口よりタケノ隈橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	志多賀川	志多賀川	右 左	1,050	対馬市	峰町	タケノ隈橋より高平川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
					1,850	対馬市	峰町	河口より高平川合流点		溢水、決壊	積土のう工
27	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	700	対馬市	峰町	河口より平久須橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
					800	対馬市	峰町	河口より平久須橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	1,455	対馬市	峰町	平久須橋下流100mより鳥羽田川合流点	B	溢水、決壊	積土のう工
					600	対馬市	峰町	島江橋上流50mより神田橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	755	対馬市	峰町	神田橋より鳥羽田川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
28	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	300	対馬市	峰町	河口より宿橋下流100m	C	溢水	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	400	対馬市	峰町	河口より宿橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	300	対馬市	峰町	宿橋下流100mより宿橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	945	対馬市	峰町	宿橋上流200mより駄道川2号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
					1,145	対馬市	峰町	宿橋より駄道川2号橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
29	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	400	対馬市	上県町	河口より湊大橋下流450m	C	溢水	積土のう工
					400	対馬市	上県町	河口より湊大橋下流450m		溢水	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	1,900	対馬市	上県町	湊大橋下流450mより大岩橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	200	対馬市	上県町	大岩橋上流200mより大岩橋上流400m	A	溢水、決壊	積土のう工
					1,800	対馬市	上県町	大岩橋下流450mより大岩橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	800	対馬市	上県町	大岩橋上流400mより井口大橋上流300m	B	溢水	積土のう工
					800	対馬市	上県町	大岩橋より井口大橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	600	対馬市	上県町	井口大橋上流300mより通学橋下流500m	C	溢水	積土のう工
					1,200	対馬市	上県町	井口大橋より通学橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	1,400	対馬市	上県町	通学橋下流500mより春日橋	B	溢水、決壊	積土のう工
					1,100	対馬市	上県町	通学橋下流200mより春日橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	400	対馬市	上県町	春日橋より深山橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
					800	対馬市	上県町	春日橋よりエレナ橋上流150m		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	900	対馬市	上県町	深山橋上流50mより深山砂防堰堤	C	溢水	積土のう工
					500	対馬市	上県町	エレナ橋上流150mより深山砂防堰堤		溢水	積土のう工
30	対馬市	佐護川	中山川	右 左	300	対馬市	上県町	佐護川合流点より大石原橋上流300m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	中山川	右 左	300	対馬市	上県町	大石原上流300mより仁田ノ内橋上流150m	B	溢水	積土のう工
					1,100	対馬市	上県町	佐護川合流点より仁田ノ内橋上流650m		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	中山川	右 左	2,823	対馬市	上県町	仁田ノ内橋上流150mより砂防堰堤	C	溢水、決壊	積土のう工
					2,323	対馬市	上県町	仁田ノ内橋上流650mより砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
31	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	470	対馬市	上県町	昭和橋より船藏橋	B	溢水	積土のう工
					470	対馬市	上県町	昭和橋より船藏橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	839	対馬市	上県町	船藏橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	839	対馬市	上県町	船藏橋より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
32	対馬市	志多留川	志多留川	右 左	1,638	対馬市	上県町	河口より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
					200	対馬市	上県町	河口より2号橋		溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	志多留川	志多留川	右 左	1,438	対馬市	上県町	2号橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
33	対馬市	伊奈川	伊奈川	右 左	1,105	対馬市	上県町	鶴鳴橋より伊奈中山3号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
					1,285	対馬市	上県町	河口より伊奈中山3号橋		溢水、決壊	積土のう工
34	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	1,500	対馬市	上県町	櫻滝橋下流200mより瀬田橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	1,000	対馬市	上県町	通学橋より4号橋上流250m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	100	対馬市	上県町	4号橋上流250mから瀬田橋下流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	2,300	対馬市	上県町	瀬田橋上流50mより目保呂ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
					2,500	対馬市	上県町	瀬田橋下流150mより目保呂ダム		溢水、決壊	積土のう工
35	対馬市	仁田川	飼所川	右 左	800	対馬市	上県町	仁田川合流点より飼所橋上流100m	B	溢水	積土のう工
					8,100	対馬市	上県町	仁田川合流点より仁田ダム	C	溢水、決壊	積土のう工

## 二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位置			
35	対馬市	仁田川	銅所川	右左	1,900	対馬市	上県町	銅所橋上流100mより浦川橋上流1650m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	銅所川	右左	5,400	対馬市	上県町	浦川橋上流1650mより仁田ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
36	対馬市	鹿見川	鹿見川	右左	967	対馬市	上県町	シモガウ橋より笠木橋上流200m	C	溢水	積土のう工
	対馬市	鹿見川	鹿見川	右左	300	対馬市	上県町	河口上流100mより2号橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	鹿見川	鹿見川	右左	697	対馬市	上県町	2号橋上流100mより笠木橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
37	対馬市	琴川	琴川	右左	1,700	対馬市	上対馬町	河口より小春橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	琴川	琴川	右左	500 970	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口より柳川橋上流170m 小春橋より砂防第1堰堤	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	琴川	琴川	右左	2,170	対馬市	上対馬町	柳川橋上流170mより砂防第1堰堤	C	溢水、決壊	積土のう工
38	対馬市	舟志川	舟志川	右左	5,627 500	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	舟志川(旧河川)合流点から長川橋 河口より上流500m	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	舟志川	舟志川	右左	1,800	対馬市	上対馬町	河口上流500mより宮路橋上流400m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	舟志川	舟志川	右左	4,327	対馬市	上対馬町	宮路橋上流400mより長川橋	A	溢水、決壊	積土のう工
39	対馬市	玖須川	玖須川	右左	60 60	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	長谷橋より長谷橋上流60m 長谷橋より長谷橋上流60m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	玖須川	玖須川	右左	1,416 1,416	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	長谷橋上流60mより金比羅橋上流70m 長谷橋上流60mより金比羅橋上流70m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
40	対馬市	豊川	豊川	右左	900 400	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口より大畠橋下流100m 河口より2号橋	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	豊川	豊川	右左	922 1,422	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	大畠橋下流100mよりさえの神橋上流420m 2号橋よりさえの神橋上流420m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
41	対馬市	芦見川	芦見川	右左	1,100	対馬市	上対馬町	河口よりコオトリ橋上流30m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	芦見川	芦見川	右左	1,600 300	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口よりコオレ橋 コオトリ橋上流30mよりオオハリ橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	芦見川	芦見川	右左	1,286 1,486	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	コオレ橋より上流端 オオハリ橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
42	対馬市	一重川	一重川	右左	300	対馬市	上対馬町	河口より小学橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	一重川	一重川	右左	100 200	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口より一重橋下流50m 小学橋下流100mより小学橋上流100m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	一重川	一重川	右左	690 290	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	一重橋下流50mより小学橋上流390m 小学橋上流100mより小学橋上流390m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
43	対馬市	比田勝川	比田勝川	右左	800 300	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口より小学橋上流50m 河口より4号橋	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右左	125 300	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	小学橋上流50mより小学橋上流175m 4号橋より木ノ下橋下流50m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右左	325	対馬市	上対馬町	木ノ下橋下流50mより小学橋上流175m	A	溢水、決壊	積土のう工
44	対馬市	小鹿川	小鹿川	右左	300 300	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	河口より小鹿橋 河口より小鹿橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右左	1,095	対馬市	上対馬町	小鹿橋より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右左	100	対馬市	上対馬町	小鹿橋より小鹿橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右左	995	対馬市	上対馬町	小鹿橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
45	対馬市	大浦川	大浦川	右左	600	対馬市	上対馬町	河口より大浦橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	大浦川	大浦川	右左	200 500	対馬市 対馬市	上対馬町 上対馬町	大浦橋上流100mより5号橋 河口より大浦橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	大浦川	大浦川	右左	928	対馬市	上対馬町	大浦橋より阿香橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	大浦川	大浦川	右左	628	対馬市	上対馬町	5号橋より阿香橋	B	溢水	積土のう工
合 計		二級河川	右左	107,165 108,845	合 計	216,010m					

**[県管理] 重要水防箇所（海岸）****採 択 基 準**

- 1 既往波浪で被災した未復旧の箇所。
- 2 未改修海岸で過去に波浪のため越波浸水した箇所。
- 3 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m／s程度で越波浸水する箇所。
- 4 浸食の顕著な海岸で急激に基礎部が洗掘され施設が崩壊する予想のある箇所。
- 5 海岸沿いの重要な道路が越波により路面洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所。
- 6 河口部で高潮により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所。

## [県管理] 重要水防箇所(海岸)一覧表

資料3-3-2

長崎振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
長崎市	西彼杵沿岸	大籠	大籠	500	決壊	積み土のう工	A 2 B 1 C 300 D	県	1
長崎市	西彼杵沿岸	香焼西	尾ノ上、安保、栗ノ浦、本村	2,500	決壊	積み土のう工	A 600 B 1 C 1,500 D	県	2
長崎市	西彼杵沿岸	香焼北	栗ノ浦、辰ノ口	640	決壊、溢水	積み土のう工	A 13 B C D	県	3
長崎市	西彼杵沿岸	伊王島後	多尾	1,000	決壊	積み土のう工	A 2 B 1 C 100 D	県	4
長崎市	西彼杵沿岸	高島西	高島西	750	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 700 D	県	5
長崎市	西彼杵沿岸	黒浜	黒浜	200	越波	積み土のう工	A 2 B C 100 D	県	6
長崎市	橘湾沿岸	宮摺	宮摺	1,565	越波、浸水	積み土のう工	A 3 B 0.8 C 1,500 D	県	7
長崎市	橘湾沿岸	千々	千々	900	越波、浸水	積み土のう工	A 28 B 3 C 1,200 D	県	8
長崎市	橘湾沿岸	年崎	年崎	680	越波、浸水	積み土のう工	A 40 B 1 C 650 D	県	9
長崎市	橘湾沿岸	脇岬西南	脇岬	400	越波、浸水	積み土のう工	A 50 B C 200 D	県	10
長崎市	橘湾沿岸	野母南	野母	2,290	越波、浸水	積み土のう工	A 29 B C 355 D	県	11
長崎市	橘湾沿岸	東望	東望	1,394	越波	積み土のう工	A 150 B C 1,390 D	市	12
長崎市	西彼杵沿岸	長瀬	長瀬	500	溢水、決壊	積み土のう工	A 2 B 1 C 100 D	県	13
長崎市	西彼杵沿岸	池島	池島	200	溢水、決壊	積み土のう工	A 86 B C 240 D	県	14
長崎市	大村湾沿岸	長浦	長浦	1,200	決壊、溢水	積み土のう工	A 28 B 2 C 900 D	県	15
長崎市	大村湾沿岸	手崎	手崎	500	決壊、溢水	積み土のう工	A 7 B 1 C 200 D	県	16
長崎市	大村湾沿岸	形上	形上	600	決壊、溢水	積み土のう工	A 13 B 10 C 600 D	県	17
長崎市	大村湾沿岸	村松	村松	1,400	決壊、溢水	積み土のう工	A 25 B 2 C 1,500 D	県	18
長崎市	大村湾沿岸	形上	形上	1,700	越波	積み土のう工	A 83 B C 1,700 D	県	19
長崎市	橘湾沿岸	中の浦	中の浦	60	決壊	積み土のう工	A B 1 C D	県	20
長崎市	西彼杵沿岸	端島	端島	542	決壊	積み土のう工	A B 3 C D	県	21
長与町	大村湾沿岸	潮井崎	潮井崎	300	越波	積み土のう工	A 6 B 1 C 100 D	県	22
長与町	大村湾沿岸	一本松	一本松	150	決壊、溢水	積み土のう工	A 1 B 2 C 50 D	県	23
水管理・国土保全局海岸	小計	23 海岸		19,971					
長崎市	大村湾沿岸	小口	小口	1,000	決壊、浸水	積み土のう工	A 19 B 1 C 300 D	県	1
長崎市	西彼杵沿岸	高島	双子	490	越波	積み土のう工	A B 1 C D	県	2
長崎市	西彼杵沿岸	端島	端島	810	決壊	積み土のう工	A B 1 C D	県	3
長崎市	西彼杵沿岸	土井首	土井首	1,100	決壊、浸水	積み土のう工	A 130 B C 1,000 D	県	4
長与町	大村湾沿岸	長与	長与	270	越波	積み土のう工	A B 1 C 270 D	県	5
長崎市	西彼杵沿岸	小江	小江	400	越波、浸水	積み土のう工	A B C 300 D	県	6
長崎市	橘湾沿岸	東望	東望	650	越波、浸水	積み土のう工	A 40 B C 700 D	県	7
長崎市	西彼杵沿岸	伊王島港海岸	伊王島	74	越波、浸水	積み土のう工	A 19 B C 140 D	県	8
長崎市	西彼杵沿岸	長崎港海岸	神ノ島	1,549	越波、浸水	積み土のう工	A 84 B C 5,500 D	県	9
港湾局海岸	小計	9 海岸		6,343					
長崎市	西彼杵沿岸	相川漁港	相川～大崎	172	越水、浸水	積み土のう工	A 10 B C D	市	1
長崎市	西彼杵沿岸	福田漁港	福田本町	220	越水、浸水	積み土のう工	A 15 B C 220 D	市	2

## [県管理] 重要水防箇所(海岸)一覧表

資料3-3-2

長崎振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
長崎市	西彼杵沿岸	福田漁港(小浦)	小浦～大浜	1,127	越水、浸水	積み土のう工	A 20 B C 420 D	市	3
長崎市	西彼杵沿岸	福田漁港(福田本町)	福田本町	259	越水、浸水	積み土のう工	A 15 B C 250 D	市	4
長崎市	西彼杵沿岸	深堀漁港(有海地区)	深堀6丁目	394	越水、浸水	積み土のう工	A 15 B C 300 D	市	5
長崎市	西彼杵沿岸	深堀漁港(戸泊地区)	深堀1～5丁目	91	越水、浸水	積み土のう工	A 15 B C D 0.1	市	6
長崎市	橘湾沿岸	網場漁港	網場	1,378	越水、浸水	積み土のう工	A 70 B C 700 D	市	7
長崎市	橘湾沿岸	戸石漁港(里地区)	里地区	462	決壊、浸水	積み土のう工	A 20 B C 200 D	市	8
長崎市	橘湾沿岸	戸石漁港(中の浦地区)	牧島	846	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B C 100 D	市	9
長崎市	橘湾沿岸	戸石漁港(臼の浦地区)	牧島	2,575	決壊、浸水	積み土のう工	A 20 B C 600 D	市	10
長崎市	西彼杵沿岸	蚊焼漁港	蚊焼	1,011	越水、浸水	積み土のう工	A 60 B C 580 D	市	11
長崎市	橘湾沿岸	為石漁港	為石	2,338	越水、浸水	積み土のう工	A 60 B C 1,000 D	市	12
長崎市	西彼杵沿岸	出津漁港	西出津～東出津	845	越水、浸水	積み土のう工	A 35 B C D	市	13
長崎市	西彼杵沿岸	黒崎漁港	永田	290	越水、浸水	積み土のう工	A 15 B C 290 D	市	14
漁港海岸	小計	14 海岸		12,008					
長崎市	橘湾沿岸	大崎	鯛崎	2,010	決壊	積み土のう工	A B 4.31 C D	県	1
長崎市	橘湾沿岸	宮崎	木場	320	決壊	積み土のう工	A B 3.2 C D	県	2
長崎市	橘湾沿岸	潮見	潮見	334	越波、浸水	積み土のう工	A B 2.5 C D	県	3
長崎市	大村湾沿岸	大平	横瀬	1,305	越波、浸水	積み土のう工	A B 2.05 C D	県	4
長崎市	大村湾沿岸	尾戸	岩津	320	越波、浸水	積み土のう工	A 2 B 1.0 C D	県	5
長崎市	大村湾沿岸	尾戸	名串	2,750	越波、浸水	積み土のう工	A 17 B 4.2 C 1,000 D	県	6
長崎市	大村湾沿岸	戸根	脇崎	3,653	越波、浸水	積み土のう工	A 20 B 5.0 C 1,400 D	県	7
長崎市	大村湾沿岸	大平	古泊	1,130	越波、浸水	護岸付帯工	A B 2.8 C D	県	8
長崎市	橘湾沿岸	飯香浦	飯香浦	1,000	越波、浸水	護岸付帯工	A B 5 C D	県	9
長崎市	西彼杵沿岸	大野	梶原	3,897	決壊	積み土のう工	A B 6.0 C D	県	10
長崎市	西彼杵沿岸	野母崎	町田	111	越波	積み土のう工	A B C 111 D	県	11
農村振興局海 岸	小計	11 海岸		16,830					
長崎市	西彼杵沿岸	蚊焼海岸	岳路	1,300	越波、浸水	積み土のう工	A 1 B C 1,300 D	県	1
長崎市	西彼杵沿岸	黒浜～以下宿海岸	黒浜～以下宿	2,000	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B C 2,000 D	県	2
長崎市	西彼杵沿岸	古里～南越海岸	古里～南越	2,200	越波	積み土のう工	A 11 B 0.3 C 2,200 D	県	3
長崎市	西彼杵沿岸	野母海岸	合崎～北田	1,500	越波	積み土のう工	A 28 B C 800 D	県	4
長崎市	西彼杵沿岸	脇岬海岸	矢戸～松原	2,300	越波	積み土のう工	A 150 B C 1,400 D	県	5
長崎市	橘湾沿岸	脇岬黒瀬	黒瀬	250	決壊	積み土のう工	A B C D	県	6
その他海岸	小計	6 海岸		9,550					
	総計	63 海岸		64,702					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

県央振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
大村市	大村湾沿岸	陰平	陰平町	400	決壊、浸水	積み土のう工	A 36 C 750 D	県	1
大村市	大村湾沿岸	溝陸	溝陸町	3,000	決壊、浸水	積み土のう工	A 20 C 3,400 D	県	2
大村市	大村湾沿岸	福重	寿古町	700	決壊、浸水	積み土のう工	A 50 C 6,000 D	県	3
大村市	大村湾沿岸	竹松	黒丸町	1,300	決壊、浸水	積み土のう工	A 30 C 6,000 D	県	4
諫早市	橘湾沿岸	船津	早見町	700	決壊、浸水	積み土のう工	A 0.3 C 700 D	県	5
諫早市	大村湾沿岸	東寺畠	多良見町東寺畠	200	決壊、溢水	積み土のう工	A 0.5 C 100 D	県	6
諫早市	大村湾沿岸	元釜	多良見町元釜	700	決壊、溢水	積み土のう工	A 1 C 400 D	県	7
諫早市	大村湾沿岸	黒崎	多良見町船津	200	決壊、溢水	積み土のう工	A 2 C D	県	8
大村市	大村湾沿岸	三浦船津	西部町	1,078	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 C 250 D	県	9
水管理・国土保全局海岸	小計	9 海岸		8,278					
大村市	大村湾沿岸	三浦船津	西部町	950	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 C 250 D	県	1
諫早市	有明海沿岸	牧	小長井町打越～牧	2,265	浸水、越波	積み土のう工	A 3.3 C 1200 D	県	2
諫早市	有明海沿岸	井崎	小長井町井崎	893	浸水、越波	積み土のう工	A 0.3 C 750 D	県	3
港湾局海岸	小計	3 海岸		4,108					
諫早市	有明海沿岸	宇良	高来町泉～高来町金崎	300	決壊	積み土のう工	A 3.5 C D	県	1
諫早市	有明海沿岸	金崎	高来町金崎～高来町金崎	166	決壊、溢水	積み土のう工	A 0.2 C D	県	2
諫早市	有明海沿岸	城崎	小長井町大峰城崎～小長井町尾崎	1,099	決壊	積み土のう工	A 7 C D	県	3
諫早市	大村湾沿岸	大浦	多良見町佐瀬	700	決壊	積み土のう工	A 2.4 C D	県	4
諫早市	大村湾沿岸	崎辺田	多良見町佐瀬	1,704	決壊	積み土のう工	A 5.4 C D	県	5
諫早市	橘湾沿岸	大崎	飯盛町後田	800	越波、浸水	積み土のう工	A 0.15 C D	県	6
農村振興局海岸	小計	6 海岸		4,769					
諫早市	橘湾沿岸	有喜	有喜町	1,549	決壊、浸水	積み土のう工	A 90 C 2,500 D	県	1
諫早市	大村湾沿岸	化屋	多良見町化屋	1,200	越波	積み土のう工	A 200 C 2,000 D	県	2
その他海岸	小計	2 海岸		2,749					
	総計	20 海岸		19,904					

[県管理] 重要水防箇所(海岸)一覧表

資料3-3-2

島原振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
雲仙市	有明海沿岸	平江	浜の田	1,000	溢水	積み土のう工	A 0.5 ha C 1.1 D	県	1
雲仙市	有明海沿岸	道祖崎	道祖崎	434	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.38 ha C 1.13 D	県	2
雲仙市	有明海沿岸	道祖崎	道祖尾	865	溢水、決壊	積み土のう工	A 1.2 ha C 867 D 1182	県	3
雲仙市	有明海沿岸	大正	大正	1,546	浸水、決壊	積み土のう工	A 1.8 ha C 1,063 D 1063	県	4
雲仙市	有明海沿岸	西郷	西郷	2,930	浸水、決壊	積み土のう工	A 0.7 ha C 357 D 273	県	5
雲仙市	有明海沿岸	西郷	栗林	1,200	浸水、決壊	積み土のう工	A 4 C 150 D 200	県	6
雲仙市	有明海沿岸	多比良	今出	556	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.7 ha C D	県	7
島原市	有明海沿岸	大三東	大野	585	溢水、決壊	積み土のう工	A 53 C 550 D 600	県	8
島原市	有明海沿岸	大三東	江崎	828	溢水、決壊	積み土のう工	A 20 C 201 D 500	県	9
島原市	有明海沿岸	大三東	半田	419	溢水、決壊	積み土のう工	A 38 C 200 D	県	10
島原市	有明海沿岸	三会	三会	713	溢水、決壊	積み土のう工	A 15 C 120 D	県	11
島原市	有明海沿岸	安徳	秩父が浦	2,336	溢水、決壊	積み土のう工	A 13 C 96 D	県	12
島原市	有明海沿岸	安徳	安徳	1,759	溢水	積み土のう工	A 50 C 250 D	県	13
南島原市	有明海沿岸	坂下	東高塩	499	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.7 ha C D	県	14
南島原市	有明海沿岸	石田	塩屋	369	溢水、決壊	積み土のう工	A 1.1 ha C D	県	15
南島原市	有明海沿岸	田平	宮の坂	619	溢水、決壊	積み土のう工	A 7.8 ha C D	県	16
南島原市	有明海沿岸	大江	大江	1,375	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.1 ha C D	県	17
南島原市	有明海沿岸	吉川	菖蒲田長浜	229	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.7 ha C D	県	18
南島原市	有明海沿岸	吉川	菖蒲田	1,081	溢水	積み土のう工	A 0.4 ha C 210 D	県	19
南島原市	橘湾沿岸	早崎	白浜	402	溢水、決壊	積み土のう工	A 1.5 ha C D	県	20
南島原市	橘湾沿岸	串浜	串	562	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.2 ha C D	県	21
南島原市	橘湾沿岸	津波見	権田	1,643	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.1 ha C 775 D	県	22
南島原市	橘湾沿岸	津波見	津波見	1,055	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.1 ha C 371 D	県	23
雲仙市	橘湾沿岸	京泊	小津波見	1,969	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.1 ha C 1,664 D	県	24
雲仙市	橘湾沿岸	荒牧	後平	740	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.3 ha C 511 D	県	25
雲仙市	橘湾沿岸	飛千	小浜竹比	1,046	溢水、決壊	積み土のう工	A 0.16 ha C 792 D	県	26
雲仙市	橘湾沿岸	金浜	長戸平	638	溢水、決壊	積み土のう工	A B C 568 D 0.63	県	27
雲仙市	橘湾沿岸	塩屋	曲り	1,121	溢水	積み土のう工	A B C 1,121 D	県	28
雲仙市	橘湾沿岸	愛津	愛野竹比	2,217	浸水	積み土のう工	A B C 2,217 D	県	29
水管理・国土保全局海岸	小計	29 海岸		30,736					
雲仙市	有明海沿岸	西郷	西郷	469	決壊、浸水	積み土のう工	A 5.1 C D	県	1
雲仙市	有明海沿岸	神代	神代	1,079	決壊、浸水	積み土のう工	A 0 C D	県	2
雲仙市	有明海沿岸	多比良	多比良	1,281	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 C D	県	3
雲仙市	有明海沿岸	多比良	港町	750	決壊、浸水	積み土のう工	A 4 C D	県	4

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

島原振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
島原市	有明海沿岸	島原	三会	1,290	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 32 C D	県	5
島原市	有明海沿岸	島原	大手浜	2,842	決壊、浸水	積み土のう工	A 150 B 1.7 C 900 D	県	6
島原市	有明海沿岸	島原	船津	1,250	決壊、浸水	積み土のう工	A 30 B 2 C 2,000 D	県	7
南島原市	有明海沿岸	堂崎	堂崎	1,146	決壊、浸水	積み土のう工	A 4 B C D	県	8
南島原市	有明海沿岸	須川	須川	1,499	決壊、浸水	積み土のう工	A 0.4 B C D	県	9
南島原市	有明海沿岸	ロノ津	大屋	1,257	決壊、浸水	積み土のう工	A 5.1 B C D	県	10
南島原市	有明海沿岸	ロノ津	口之津	1,570	決壊、浸水	積み土のう工	A 1.3 B C D	県	11
南島原市	有明海沿岸	ロノ津	大泊	717	決壊、浸水	積み土のう工	A 1.5 B C D	県	12
南島原市	有明海沿岸	石田	石田	477	決壊、浸水	積み土のう工	A 3 B C 150 D	県	13
雲仙市	橘湾沿岸	小浜	小浜	1,909	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B C D	県	14
雲仙市	橘湾沿岸	小浜	北野	1,127	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B C D	県	15
港湾局海岸	小計	15 海岸		18,663					
南島原市	有明海沿岸	枯木	河原端	300	決壊、浸水	積み土のう工	A 4 B C 300 D	市	1
南島原市	有明海沿岸	深江	船川	668	決壊、浸水	積み土のう工	A 65 B 12 C 600 D	市	2
南島原市	有明海沿岸	丸山	丸山	160	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B C D	市	3
南島原市	橘湾沿岸	加津佐	加津佐	2,979	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 B C D	県	4
島原市	有明海沿岸	枯木	枯木	38	浸水	護岸工	A 1 B C 38 D	市	5
島原市	有明海沿岸	三会	三会	728	浸水	護岸工	A 93 B C 728 D	市	6
島原市	有明海沿岸	松尾	大三東乙	296	浸水	護岸工	A 9 B C 296 D	市	7
漁港海岸	小計	7 海岸		5,169					
雲仙市	有明海沿岸	国見	浜田	804	決壊、溢水	積み土のう工	A 10 B C D 280	県	1
南島原市	有明海沿岸	有家	蒲河	381	決壊、溢水	積み土のう工	A B 7 C D	県	2
南島原市	有明海沿岸	南有馬	北岡浦田	2,344	決壊、溢水	積み土のう工	A 53 B 90 C D	県	3
南島原市	有明海沿岸	南有馬	長浜	679	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 B C 200 D	県	4
南島原市	有明海沿岸	ロノ津	小早崎	1,432	決壊、溢水	積み土のう工	A 1 B 7 C D	県	5
南島原市	有明海沿岸	口之津	瀬詰崎	2,415	決壊、溢水	積み土のう工	A B 30 C D	県	6
農村振興局海 岸	小計	6 海岸		8,055					
	総計	57 海岸		62,623					

## [県管理] 重要水防箇所(海岸)一覧表

資料3-3-2

県北振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
佐世保市	松浦沿岸	上矢岳	小佐々町矢岳	82	溢水	積み土のう工	A 30 B C 100 D	県	1
佐世保市	大村湾沿岸	釜浦	久津郷	1,650	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 B 60 C 2,000 D	県	2
佐世保市	大村湾	江上	江上浦	250	決壊、浸水	積み土のう工	A B 1.3 C D	県	3
佐世保市	松浦	崎針尾	黒瀬	410	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.8 C D	県	4
佐世保市	五島沿岸	白浜	神浦郷	300	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.5 C D	県	5
東彼杵町	大村湾沿岸	口木田	蔵本郷、口木田郷	1,377	決壊、浸水	積み土のう工	A 8 B 1.6 C D	県	6
川棚町	大村湾沿岸	新谷	新谷	260	溢水	積み土のう工	A 50 B 5 C 300 D	県	7
水管理・国土保全局海岸	小計	7 海岸		4,329					
佐世保市	松浦沿岸	俵ヶ浦	向後崎、本船、柳ノ木、名切、安東寺、庵ノ浦、小庵ノ浦、船越、俵ヶ浦、白浜	9,185	決壊、浸水	積み土のう工	A 9 B 5.8 C 1,170 D	市	1
佐世保市	松浦沿岸	相浦	日野、浅子、大潟	1,603	決壊、浸水	積み土のう工	A 7 B 6.9 C 383 D	市	2
佐世保市	松浦沿岸	針尾	口木崎、針尾大崎、有福	2,323	決壊、浸水	積み土のう工	A 5 B 2.3 C 59 D	市	3
佐世保市	西彼杵沿岸	西海	横瀬、寄船	2,082	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B 3.0 C 300 D	市	4
佐世保市	松浦沿岸	臼ノ浦港海岸	楠泊、小佐々、高崎、浅子	11,675	決壊、浸水	積み土のう工	A 300 B C 5,000 D	県	5
佐世保市	大村湾沿岸	早岐港海岸	早岐、長畑、江立、大島	14,966	決壊、浸水	積み土のう工	A 650 B C 7,500 D	県	6
佐々町	松浦沿岸	佐々港海岸	佐々	832	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 B C 350 D	県	7
川棚町	大村湾沿岸	川棚港	平島	1,422	決壊、浸水	積み土のう工	A 437 B C 206 D	県	8
川棚町	大村湾沿岸	川棚港	百津	2,315	決壊、浸水	積み土のう工	A 116 B C 610 D	県	9
川棚町	大村湾沿岸	川棚港	音琴	300	浸水	積み土のう工	A 21 B 5 C 300 D	県	10
港湾局海岸	小計	10 海岸		46,703					
佐世保市	松浦沿岸	針尾	小鯛ノ浦	200	浸水	積み土のう工	A 10 B 0.8 C 200 D	市	1
佐世保市	松浦沿岸	楠泊	小佐々町楠泊	170	決壊、浸水	積み土のう工	A 25 B C 200 D	県	2
東彼杵町	大村湾沿岸	小音琴	大音琴郷	210	溢水	積み土のう工	A 12 B 3 C 250 D	県	3
東彼杵町	大村湾沿岸	千綿	千綿宿郷	323	決壊、浸水	積み土のう工	A 300 B C 200 D	県	4
小値賀町	五島沿岸	小値賀	笛吹	470	溢水	積み土のう工	A 35 B C 300 D	県	5
小値賀町	五島沿岸	斑	斑	240	溢水	積み土のう工	A 37 B C 300 D	県	6
佐世保市	松浦沿岸	江迎	江迎町上川内	164	決壊、浸水	積み土のう工	A 17 B C 350 D	県	7
川棚町	大村湾沿岸	三越	三越	220	溢水	積み土のう工	A 29 B 0.7 C 1,140 D	県	8
漁港海岸	小計	8 海岸		1,997					
佐世保市	五島沿岸	向崎	宇久町小浜郷	82	決壊	積み土のう工	A B 0.05 C D	県	1
佐世保市	五島沿岸	蒲浦	宇久町小浜郷	128	決壊	積み土のう工	A B 0.37 C D	県	2
佐世保市	五島沿岸	稻ゴモリ	宇久町小浜郷	235	決壊	積み土のう工	A B 0.08 C D	県	3
佐世保市	五島沿岸	古里	宇久町本飯良	790	浸水	積み土のう工	A 15 B 16 C D	県	4
佐世保市	大村湾沿岸	戸尺鼻	宮津町	1,550	決壊	積み土のう工	A 2 B 9 C 100 D	県	5
東彼杵町	大村湾沿岸	小迫	彼杵宿郷	682	越波	積み土のう工	A 5 B 3 C D	県	6

[県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

## 県北振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
東彼杵町	大村湾沿岸	竹ノ下	瀬戸郷	743	決壊	積み土のう工	A B 1.6 C D	県	7
佐々町	松浦沿岸	長羽恵	小浦免	1,251	決壊、浸水	積み土のう工	A 233 B 3.5 C 6,427 D 1400	県	8
小値賀町	五島沿岸	小値賀	段ノ上	290	決壊	積み土のう工	A 5 B 1.5 C 650 D	県	9
佐世保市	大村湾沿岸	錐崎	針尾東町	2,700	決壊、浸水	積み土のう工	A B 38 C D	県	10
川棚町	大村湾沿岸	梅ヶ崎	新谷郷	633	決壊、浸水	積み土のう工	A B 2 C D	県	11
農村振興局 海 岸	小計	11 海岸		9,084					
	総計	36 海岸		62,113					

## [県管理] 重要水防箇所(海岸)一覧表

資料3-3-2

## 田平土木維持管理事務所管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
平戸市	松浦沿岸	生月一部	剣崎浜脇	355	溢水・決壊	積み土のう工	A 2 C 100 D	県	1
平戸市	松浦沿岸	度島	波息	200	溢水・決壊	積み土のう工	A 2 C 200 D	県	2
平戸市	松浦沿岸	岩の上	南竜崎	360	溢水・決壊	積み土のう工	A 4 B 0.4 C D	県	3
平戸市	松浦沿岸	木場	見城ヶ浜	710	溢水・決壊	積み土のう工	A 1 B 0.2 C D	県	4
平戸市	松浦沿岸	岩の上	竜脇	285	溢水・決壊	積み土のう工	A 0.2 C D	県	5
松浦市	松浦沿岸	浅ヶ谷	浅ヶ谷	200	溢水・決壊	積み土のう工	A 3 C 100 D	県	6
松浦市	松浦沿岸	塩浜	塩浜	300	溢水・決壊	積み土のう工	A 5 C D	県	7
松浦市	松浦沿岸	喜内瀬	糸浦	100	溢水・決壊	積み土のう工	A 3 C 200 D	県	8
松浦市	松浦沿岸	黒瀬戸	畠下	300	溢水・決壊	積み土のう工	A 10 C 300 D	県	9
松浦市	松浦沿岸	黒瀬戸	矢別当	300	溢水・決壊	積み土のう工	A 10 C 100 D	県	10
松浦市	松浦沿岸	滑栄	滑栄	300	溢水・決壊	積み土のう工	A 5 C 300 D	県	11
松浦市	松浦沿岸	御厨大崎	加椎	800	溢水・決壊	積み土のう工	A 12 C 500 D	県	12
水管理・国土保全局海岸	小計	12 海岸		4,210					
平戸市	松浦沿岸	白浜	白浜	370	溢水・決壊	積み土のう工	A 5 C 400 D	県	1
平戸市	松浦沿岸	紐差	紐差	670	溢水・決壊	積み土のう工	A 2 C 600 D	県	2
平戸市	松浦沿岸	獅子吼	獅子吼・口	800	溢水・決壊	積み土のう工	A 2 C 1,000 D	県	3
松浦市	松浦沿岸	神崎港	深田	1,611	溢水・決壊	積み土のう工	A 2.7 C 70 D	県	4
松浦市	松浦沿岸	三代港	三代	1,034	溢水・決壊	積み土のう工	A 1.2 C D	県	5
港湾局海岸	小計	5 海岸		4,485					
平戸市	松浦沿岸	田助	田助	220	決壊・浸水	積み土のう工	A 2 C 250 D	県	1
平戸市	松浦沿岸	大根板	大根板	200	溢水・決壊	積み土のう工	A 2 C D	県	2
漁港海岸	小計	2 海岸		420					
平戸市	松浦沿岸	青砂崎	青砂崎	230	決壊	積み土のう工	A 0.4 C D	県	1
平戸市	松浦沿岸	大野浦	明ノ川内、大野町	2,005	決壊	積み土のう工	A 1.5 C D	県	2
平戸市	松浦沿岸	京岩崎	宝亀	330	決壊	積み土のう工	A 1.5 C D	県	3
平戸市	松浦沿岸	水尻	度島	830	決壊	積み土のう工	A 5.0 C D	県	4
平戸市	松浦沿岸	荒崎	古江	490	決壊	積み土のう工	A 2.5 C D	県	5
平戸市	松浦沿岸	大崎	大山町、大野町	1,330	決壊	積み土のう工	A 16.5 C 2,920 D	県	6
平戸市	松浦沿岸	簿山	前津吉	531	越波・浸水	積み土のう工	A 13.1 C 1,620 D	県	7
平戸市	松浦沿岸	神上	前津吉町、神上町	1,075	決壊	積み土のう工	A 4.6 C D	県	8
平戸市	松浦沿岸	小浦	古江町	270	決壊	積み土のう工	A 4.6 C D	県	9
平戸市	松浦沿岸	大志々伎	大志々伎	460	決壊	積み土のう工	A 2.2 C D	県	10
平戸市	松浦沿岸	江川	江川	111	決壊	積み土のう工	A 1.3 C D	県	11

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

## 田平土木維持管理事務所管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
平戸市	松浦沿岸	松本	山田	1,160	決壊	積み土のう工	A 2.9 C 130 D	県	12
平戸市	松浦沿岸	田頭	田頭	350	決壊	積み土のう工	A 2.9 C 130 D	県	13
平戸市	松浦沿岸	横道	横道	1,403	決壊	積み土のう工	A 8.6 C D	県	14
平戸市	松浦沿岸	早崎	早崎	250	決壊	積み土のう工	A 2 B 10.0 C D	県	15
平戸市	松浦沿岸	肥	肥	523	決壊、浸水	積み土のう工	A 4.1 C D	県	16
平戸市	松浦沿岸	大久保	弓田	140	浸水	積み土のう工	A 4 C D	県	17
松浦市	松浦沿岸	廻り田	御厨町	3,200	決壊	積み土のう工	A 0.8 C D	県	18
松浦市	松浦沿岸	青島南	星鹿町	2,000	決壊	積み土のう工	A 1.0 C D	県	19
松浦市	松浦沿岸	白浜	阿翁浦	480	決壊	積み土のう工	A 6 C D	県	20
松浦市	松浦沿岸	伊野利	神崎	600	決壊	積み土のう工	A 2 C D	県	21
松浦市	松浦沿岸	牧ノ浦	船唐津、三里、原	2,060	決壊	積み土のう工	A 13 C D	県	22
松浦市	松浦沿岸	小田	原	500	溢水・決壊	積み土のう工	A 4.2 C 280 D	県	23
松浦市	松浦沿岸	土谷	土谷	1,450	決壊	積み土のう工	A 9.5 C D	県	24
松浦市	松浦沿岸	泊	福島町浅谷	975	決壊	積み土のう工	A 24 C D	県	25
松浦市	松浦沿岸	泊2	浅谷	157	溢水・決壊	積み土のう工	A 4 C 100 D	県	26
松浦市	松浦沿岸	三里	三里	450	溢水・決壊	積み土のう工	A 1.8 C D	県	27
農村振興局 海 岸	小計	27 海岸		23,360					
平戸市	松浦沿岸	川内	川内	300	決壊	積み土のう工	A 11 C 700 D	県	1
平戸市	松浦沿岸	的山	的山	450	決壊	積み土のう工	A 2 C D	県	2
平戸市	松浦沿岸	神浦	神浦	600	溢水・決壊	積み土のう工	A 195 C D	県	3
松浦市	松浦沿岸	鍋串	鍋串	30	溢水・決壊	積み土のう工	A 5 C D	県	4
その他海岸	小計	4 海岸		1,380					
	総計	50 海岸		33,855					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3－3－2

大瀬戸土木維持管理事務所管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
西海市	大村湾沿岸	下岳	西彼町下岳郷	2,192	溢水、決壊	積み土のう工	A 113 B 40 C 1,200 D	県	1
西海市	大村湾沿岸	宝ノ崎	西彼町鳥加	495	溢水、決壊	積み土のう工	A 6 B 2 C 495 D	県	2
西海市	大村湾沿岸	網代	西彼町大串郷	2,900	溢水、決壊	積み土のう工	A 15 B C 200 D	県	3
西海市	大村湾沿岸	元越	西彼町白似田郷	1,670	溢水、決壊	積み土のう工	A 18 B 1 C 400 D	県	4
西海市	大村湾沿岸	膝行神	西彼町白崎郷字膝行神	2,191	溢水、決壊	積み土のう工	A 20 B 1 C 100 D	県	5
西海市	大村湾沿岸	大串	西彼町大串白浜	2,540	溢水、決壊	積み土のう工	A 20 B 1 C 450 D	県	6
西海市	大村湾沿岸	亀浦	西彼町亀浦郷	1,110	溢水、決壊	積み土のう工	A 10 B 0.5 C 600 D	県	7
西海市	大村湾沿岸	東亀浦	西彼町亀浦郷	432	溢水、決壊	積み土のう工	A 12 B 0.5 C 400 D	県	8
西海市	大村湾沿岸	宮ノ浦	西彼町宮ノ浦郷	253	決壊、浸水	積み土のう工	A 8 B 0.1 C 100 D	県	9
西海市	西彼杵沿岸	太田和黒口	西海町黒口	1,040	決壊、浸水	積み土のう工	A 50 B 1 C 500 D	県	10
西海市	西彼杵沿岸	鶴崎中戸	崎戸町蠣浦	177	決壊、浸水	積み土のう工	A B 12 C 177 D	県	11
西海市	西彼杵沿岸	白浜高麗バエ	大島町太田尾	100	決壊、浸水	積み土のう工	A 5 B 2 C 100 D	県	12
水管理・国土保全局海岸	小計	12 海岸		15,100					
西海市	西彼杵沿岸	蠣浦	崎戸町蠣浦	104	溢水、決壊	積み土のう工	A 25 B C 673 D	県	1
西海市	西彼杵沿岸	丸田	崎戸町丸田	1,700	溢水、決壊	積み土のう工	A 25 B 6.7 C 673 D	県	2
西海市	西彼杵沿岸	丸田	崎戸町丸田	480	溢水、決壊	積み土のう工	A 6 B 2 C 100 D	県	3
西海市	西彼杵沿岸	瀬川港	西海町畠下	770	溢水、決壊	積み土のう工	A 61 B 4.3 C 1,284 D	県	4
港湾局海岸	小計	4 海岸		3,054					
西海市	大村湾沿岸	鳥加	西彼町持水	80	溢水、決壊	積み土のう工	A B 1.3 C D	県	1
西海市	大村湾沿岸	鳥加	西彼町鳥加	100	溢水、決壊	積み土のう工	A 1 B 1.5 C D	県	2
西海市	大村湾沿岸	下岳	西彼町下河内	415	溢水、決壊	積み土のう工	A 23 B 9.1 C D	県	3
西海市	西彼杵沿岸	塩田	大島町太田尾向	941	越波、浸水	積み土のう工	A B 0.4 C D	県	4
西海市	西彼杵沿岸	呼子	西海市西海町中浦北郷	282	越波、浸水	積み土のう工	A B C 282 D	県	5
西海市	大村湾沿岸	穀光浦	西彼町白崎郷	1,117	越波、浸水	積み土のう工	A B C 1,116 D	県	6
西海市	大村湾沿岸	赤水	西彼町小迎豪	407	越波、浸水	積み土のう工	A 1 B 2.0 C D	県	7
農村振興局海岸	小計	7 海岸		3,342					
	総計	23 海岸		21,496					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3－3－2

五島振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想され事態	対策水防工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道	管理者	番号
五島市	五島沿岸	堂崎	奥浦町、堂崎	300	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 B 0.5 C 300 D	県	1
五島市	五島沿岸	深の浦	猪ノ木、深浦	2,000	決壊、溢水	積み土のう工	A 10 B 0.5 C 300 D	県	2
五島市	五島沿岸	内幸	内幸	2,000	決壊、溢水	積み土のう工	A 0.2 B C 100 D	県	3
五島市	五島沿岸	前小島	岐宿町河務、前小島	442	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 B 1 C 150 D	県	4
五島市	五島沿岸	浦頭	岐宿町唐船ノ浦、浦頭	700	決壊、溢水	積み土のう工	A B 2 C 700 D	県	5
五島市	五島沿岸	小田	奈留町浦、小田	1,349	決壊、溢水	積み土のう工	A 6 B C 1,349 D	県	6
五島市	五島沿岸	椿原	奈留町泊、椿原	200	決壊、溢水	積み土のう工	A 6 B 0.5 C 100 D	県	7
五島市	五島沿岸	江上	奈留町大串、江上	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 508 D	県	8
五島市	五島沿岸	田尻	奈留町浦、田尻	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 1,000 D	県	9
五島市	五島沿岸	小田河原	平蔵、小田河原	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 5 B C 150 D	県	10
五島市	五島沿岸	田尾	富江町田尾	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 90 D	県	11
五島市	五島沿岸	黄島	黄島	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 5 B C D	県	12
水管理・国土保全局海岸	小計	12 海岸		6,991					
五島市	五島沿岸	向小浦	玉之浦町向小浦	200	決壊、溢水	積み土のう工	A 5 B 200 C 100 D	県	1
五島市	五島沿岸	元倉	玉之浦町元倉～玉之浦町松下	250	決壊、溢水	積み土のう工	A 23 B C 250 D	県	2
五島市	五島沿岸	白崎	玉之浦町白崎	460	決壊、溢水	積み土のう工	A 8 B C 400 D	県	3
五島市	五島沿岸	御嶽	玉之浦町白鳥神社前	400	決壊、溢水	積み土のう工	A 1 B C 300 D	県	4
五島市	五島沿岸	芝浦	玉之浦町芝浦	350	決壊、溢水	積み土のう工	A 3 B C D	県	5
五島市	五島沿岸	相ノ浦港	奈留町大浦	316	決壊、溢水	積み土のう工	A 26 B C D	県	6
五島市	五島沿岸	相ノ浦港	奈留町樫木山～阿古木	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 110 B C 6,884 D	県	7
五島市	五島沿岸	福江港	大津	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 5 B C 420 D	県	8
五島市	五島沿岸	岐宿港	唐船ヶ浦	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 5 B C 2,000 D	県	9
五島市	五島沿岸	カヅメ港	長山	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 50 D	県	10
五島市	五島沿岸	富江港	富江町小島～土取	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 30 B C 300 D	県	11
五島市	五島沿岸	富江港	富江町田ノ江	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 40 B C 1,600 D	県	12
五島市	五島沿岸	玉ノ浦港	玉之浦町布浦	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 6 B C 850 D	県	13
五島市	五島沿岸	玉ノ浦港	玉之浦町赤崎	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 1,190 D	県	14
五島市	五島沿岸	玉ノ浦港	玉之浦町井持浦	0	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 300 D	県	15
五島市	五島沿岸	玉ノ浦港	玉之浦町井持	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 16 B C 930 D	県	16
五島市	五島沿岸	玉ノ浦港	玉之浦町越首	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 15 B C 311 D	県	17
港湾局海岸	小計	17 海岸		1,976					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3－3－2

五島振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想され事態	対策水防工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道	管理者	番号
五島市	五島沿岸	荒川	玉之浦町荒小崎	1,442	決壊、溢水	積み土のう工	A 10 B 0.9 C 1900 D	県	1
五島市	五島沿岸	八の川	三井楽町八の川	150	決壊、溢水	積み土のう工	A 1 B C D	市	2
五島市	五島沿岸	戸岐	岐宿町戸岐之首	600	決壊、溢水	積み土のう工	A 6 B 2 C 150 D	県	3
五島市	五島沿岸	奈留	浦	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 20 B C 2,000 D	県	4
五島市	五島沿岸	奈留	浦向	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 30 B C 1,500 D	県	5
五島市	五島沿岸	奈留	前島	0	決壊、溢水	積み土のう工	A 20 B C 2,540 D	県	6
<b>漁港海岸</b>	小計	6 海岸		2,192					
五島市	五島沿岸	六方	平蔵町	340	決壊、溢水	積み土のう工	A 2 B 4 C D	県	1
五島市	五島沿岸	土取	富江町土取	1,300	決壊、溢水	積み土のう工	A B 5 C D	県	2
五島市	五島沿岸	於鶴が浦	長手町	1,940	決壊、溢水	積み土のう工	A B 16 C 400 D	県	3
五島市	五島沿岸	久賀	久賀町	1,900	決壊、溢水	積み土のう工	A B 11 C D	県	4
五島市	五島沿岸	八朔	岐宿町	2,800	決壊、溢水	積み土のう工	A B C 100 D	県	5
<b>農村振興局海</b>	小計	5 海岸		8,280					
	総計	40 海岸		19,439					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

上五島支所管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
新上五島町	五島沿岸	守崎	守崎	160	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B 300 C 1 D	県	1
新上五島町	五島沿岸	有福	有福、小田崎	1,078	決壊、浸水	積み土のう工	A 50 B 2 C 489 D	県	2
新上五島町	五島沿岸	大平	小河原	50	決壊、浸水	積み土のう工	A 6 B 0.5 C 100 D	県	3
新上五島町	五島沿岸	滝河原	清水の上	260	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B 10 C 260 D	県	4
新上五島町	五島沿岸	焼崎	焼崎	200	決壊、浸水	積み土のう工	A 5 B 0.05 C 200 D	県	5
新上五島町	五島沿岸	今里浦	今里・地家	369	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B 1.0 C D	県	6
新上五島町	五島沿岸	高仏	高仏	300	決壊、浸水	積み土のう工	A 62 B C 300 D	県	7
新上五島町	五島沿岸	猪ノ浦	猪ノ浦	1,000	決壊、浸水	積み土のう工	A 30 B 1.5 C 500 D	県	8
新上五島町	五島沿岸	青木浦	青木浦	1,230	決壊、浸水	積み土のう工	A 10 B 1.0 C 130 D	県	9
新上五島町	五島沿岸	先筋	先筋	300	決壊、浸水	積み土のう工	A 50 B 0.5 C 1,000 D	県	10
新上五島町	五島沿岸	小明松	立串	100	決壊、浸水	積み土のう工	A 23 B 1.0 C 200 D	県	11
新上五島町	五島沿岸	大浦先谷	大浦	250	決壊、浸水	積み土のう工	A 6 B 4.0 C 150 D	県	12
新上五島町	五島沿岸	濁	濁	180	決壊	積み土のう工	A B C 180 D	県	13
新上五島町	五島沿岸	干切	干切	538	決壊、溢水	積み土のう工	A 9 B 0.5 C 50 D	県	14
新上五島町	五島沿岸	水の浦	水の浦	1,200	決壊、溢水	積み土のう工	A 15 B 0.3 C 1,200 D 0	県	15
水管理・国土保全局海岸	小計	15 海岸		7,215					
新上五島町	五島沿岸	大曾	大曾	321	決壊、浸水	積み土のう工	A 160 B 4 C 500	県	1
新上五島町	五島沿岸	小瀬良	小瀬良	120	決壊、浸水	積み土のう工	A 3 B C 100 D	県	2
港湾局海岸	小計	2 海岸		441					
新上五島町	五島沿岸	大迫	赤尾	1,050	浸水	積み土のう工	A B 7 C 0.1 D	県	1
農村振興局海岸	小計	1 海岸		1,050			A B C D		
	総計	18 海岸		8,706					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3－3－2

壱岐振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
壱岐市	壱岐沿岸	麦谷	半城湾	123	浸水	積み土のう工	A 2 C 150	県	1
壱岐市	壱岐沿岸	長峰本村	後藤	250	浸水	積み土のう工	A B 1 C	県	2
水管理・国土保全局海岸	小計	2 海岸		373					
壱岐市	壱岐沿岸	藪田	馬場頭、勝本浦、田ノ浦、藪田	1,871	決壊、浸水	積み土のう工	A 1,012 C 2,500	県	1
壱岐市	壱岐沿岸	浜田	君ヶ浦	509	決壊、浸水	積み土のう工	A 171 C 1,000	県	2
港湾局海岸	小計	2 海岸		2,380					
壱岐市	壱岐沿岸	湯ノ本	湯ノ本、浦海、筒方	460	浸水	積み土のう工	A 300 C 800	市	1
壱岐市	壱岐沿岸	箱崎前浦	塩津	373	決壊、浸水	積み土のう工	A 201 C 200	市	2
壱岐市	壱岐沿岸	芦辺	大石	648	決壊、浸水	積み土のう工	A 46 C 650	県	3
壱岐市	壱岐沿岸	八幡浦	石垣、今里	405	決壊、浸水	積み土のう工	A 11 C 450	市	4
壱岐市	壱岐沿岸	初瀬	小山崎	270	決壊、浸水	積み土のう工	A 7 C 30	市	5
壱岐市	壱岐沿岸	大島	大島	590	決壊、浸水	積み土のう工	A 22 C 600	県	6
壱岐市	壱岐沿岸	母ヶ浦	牧ノ腰	160	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 C 150	市	7
漁港海岸	小計	7 海岸		2,906					
壱岐市	壱岐沿岸	海曲	有安触	2,151	決壊	積み土のう工	A 20 C 300	県	1
壱岐市	壱岐沿岸	大柳	立石	308	決壊	積み土のう工	A 1 C	県	2
壱岐市	壱岐沿岸	筒城	筒城	252	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 C	県	3
壱岐市	壱岐沿岸	長手	筒城	643	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 C	県	4
壱岐市	壱岐沿岸	椿川	初山西	384	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.2 C	県	5
壱岐市	壱岐沿岸	山崎	筒城山崎	691	決壊	積み土のう工	A B 0.2 C	県	6
壱岐市	壱岐沿岸	倉谷	初山東触	82	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.9 C 85	県	7
壱岐市	壱岐沿岸	原島東	原島	667	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 0.7 C 60	県	8
壱岐市	壱岐沿岸	小白瀬	池田東	60	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B C 80	県	9
壱岐市	壱岐沿岸	松崎	大石	584	決壊、浸水	積み土のう工	A 4 B 8.8 C	県	10
壱岐市	壱岐沿岸	刈田院	立石	183	浸水	積み土のう工	A 4 B 13.3 C	県	11
壱岐市	壱岐沿岸	原島西	原島	1,285	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B C	県	12
農村振興局海岸	小計	12 海岸		7,290					
壱岐市	壱岐沿岸	諸津	木落地区	70	決壊、浸水	積み土のう工	A 31 B 3 C 100	市	1
その他海岸	小計	1 海岸		70					
	総計	24 海岸		13,019					

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

対馬振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
対馬市	対馬沿岸	箕形	箕形	1,049	決壊、浸水	積み土のう工	A 35 C 250	B 54	県 1
対馬市	対馬沿岸	加志	加志浦	1,368	決壊、浸水	積み土のう工	A 45 C 600	B 77	県 2
対馬市	対馬沿岸	大山	在所	505	決壊、浸水	積み土のう工	A 109 C 1,200	B 3	県 3
対馬市	対馬沿岸	今里	今里	1,700	決壊、浸水	積み土のう工	A 5 C 200	B 1	県 4
対馬市	対馬沿岸	洲藻	洲藻浦	72	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 4	県 5
対馬市	対馬沿岸	島山	島山	1,340	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 3	県 6
対馬市	対馬沿岸	貝鮎	貝鮎	774	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 10 200	県 7
対馬市	対馬沿岸	佐志賀在所	在所	620	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 2 300	県 8
対馬市	対馬沿岸	位ノ端	浜	2,811	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 14 500	県 9
対馬市	対馬沿岸	糸瀬	糸瀬	274	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 17 7	県 10
対馬市	対馬沿岸	貝口	貝口	924	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 17 7	県 11
対馬市	対馬沿岸	嵯峨	嵯峨浦	1,436	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 58 1,400	県 12
対馬市	対馬沿岸	卯麦	卯麦浜	521	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 43 220	県 13
対馬市	対馬沿岸	濃部	在所	1,081	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 25 400	県 14
水管理・国土保全局海岸	小計	14 海岸		14,475					
対馬市	対馬沿岸	佐須奈港	佐所	1,090	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 10 736	県 1
対馬市	対馬沿岸	佐須奈港	浦ノ湯	493	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 5 520	県 2
対馬市	対馬沿岸	佐須奈港	大地	171	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 10	県 3
対馬市	対馬沿岸	佐須奈港	天地	180	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 10	県 4
対馬市	対馬沿岸	比田勝港	西泊(ロ)	480	越波	積み土のう工	A C	B 2	県 5
対馬市	対馬沿岸	比田勝港	網代(ロ)	1,696	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 20 2,056	県 6
対馬市	対馬沿岸	比田勝港	西泊(イ)	1,903	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 40	県 7
対馬市	対馬沿岸	舟志	舟志	538	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 3	県 8
対馬市	対馬沿岸	仁田港	犬ヶ浦	1,410	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 5 1,000	県 9
対馬市	対馬沿岸	仁田港	越崎	755	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 755	県 10
対馬市	対馬沿岸	鹿見港	京ヶ崎	1,125	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 20	県 11
対馬市	対馬沿岸	鹿見港	在家	1,165	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 20 300	県 12
対馬市	対馬沿岸	仁位港	ハロウ	380	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 380	県 13
対馬市	対馬沿岸	竹敷港	竹敷	3,193	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 40 4,688	県 14
対馬市	対馬沿岸	竹敷港	樽ヶ浜	533	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 20 470	県 15
対馬市	対馬沿岸	久田港	久田	202	決壊、浸水	積み土のう工	A C	B 20 202	県 16

## [県管理] 重要水防箇所（海岸）一覧表

資料 3-3-2

対馬振興局管内

水防管理体制名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策工法	予想される被害状況:A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	管理者	番号
対馬市	対馬沿岸	小茂田港	椎根	435	決壊、浸水	積み土のう工	A 0.2 C	県	17
対馬市	対馬沿岸	小茂田港	小茂田	712	決壊、浸水	積み土のう工	A 5 B C 260	県	18
対馬市	対馬沿岸	曾ノ浦港	位ノ端	617	決壊、浸水	積み土のう工	A 16 B C 617	県	19
港湾局海岸	小計	19 海岸		17,078					
対馬市	対馬沿岸	阿須湾	阿須、曲	1,132	決壊、浸水	積み土のう工	A 24 B 1 C	県	1
対馬市	対馬沿岸	鴨居瀬	鴨居瀬	5,596	決壊、浸水	積み土のう工	A 51 B 10 C 300	県	2
対馬市	対馬沿岸	三浦湾	久須保	595	決壊、浸水	積み土のう工	A 56 B 5 C 400	県	3
対馬市	対馬沿岸	佐賀	在家	273	浸水	積み土のう工	A 7 B C	県	4
対馬市	対馬沿岸	豆酈	浅藻	1,546	浸水	積み土のう工	A B C 317	県	5
漁港海岸	小計	5 海岸		9,142					
対馬市	対馬沿岸	鶏知	太田浦	539	決壊、浸水	積み土のう工	A B 3.5 C	県	1
対馬市	対馬沿岸	廻	池田	400	決壊、浸水	積み土のう工	A B 8 C	県	2
対馬市	対馬沿岸	御所ノ浦	島山	57	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.4 C	県	3
対馬市	対馬沿岸	平野①	島山	39	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.3 C	県	4
対馬市	対馬沿岸	平野②	島山	160	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 0.8 C	県	5
対馬市	対馬沿岸	江の内	島山	350	決壊、浸水	積み土のう工	A B 2 C	県	6
対馬市	対馬沿岸	海落	大山	670	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.2 C	県	7
対馬市	対馬沿岸	源太浦	濃部	130	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 0.1 C	県	8
対馬市	対馬沿岸	下隅	大山	140	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 0.4 C 200	県	9
対馬市	対馬沿岸	名越平原	加志	600	決壊、浸水	積み土のう工	A B 5.5 C	県	10
対馬市	対馬沿岸	オシガ浦	島山	61	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.4 C	県	11
対馬市	対馬沿岸	田浦	田	117	決壊、浸水	積み土のう工	A 2 B 4 C	県	12
対馬市	対馬沿岸	フル月	嵯峨	62	決壊、浸水	積み土のう工	A B 0.5 C	県	13
対馬市	対馬沿岸	フカリ	貝鮎	202	決壊、浸水	積み土のう工	A 3 B 1.1 C	県	14
対馬市	対馬沿岸	鶏知	鍵谷原	60	決壊、浸水	積み土のう工	A 1 B 0.1 C	県	15
農村振興局海岸	小計	15 海岸		3,587					
	総計	53 海岸		44,282					

## [県管理] 重要水防箇所（水門等）一覧表

河川(海岸)名	水門(樋門) 名	所 在 地	形 状		機能別	管 理 者	摘要	番 号
			高(m)	幅(m)				
本明川	小豆崎排水機場吐出樋管	諫早市小豆崎町	1.75	1.5		諫 早 市	1連	県央1
本明川	天 狗 鼻	諫早市川内町	2.4	4		(諫早市) 長崎県		県央2
半造川	半 造 伏 越	諫早市幸町一川内町	φ0.6			諫 早 市		県央3
針尾川	針 尾 川	大村市岩松町	4.15	5.3	能力有	宮崎新田組合	80戸	県央4
本明川	本 村	諫早市森山町本村	1.6	3.5	老朽	受 益 者		県央5
本明川	大 開	諫早市森山町下井牟田	1.8	6.5	老朽	受 益 者		県央6
本明川	犬 木 新 開 樋 門	諫早市高来町下与	2.4	2	能力有	長 崎 県		県央7
本明川	小 江 新 開 樋 門	諫早市高来町下与	2.4	2	能力有	長 崎 県		県央8
江ノ浦川	弁 天 樋 門	諫早市飯盛町開	3.25	4	能力有	諫 早 市		県央9
有明川	有 明 川 樋 門	雲仙市愛野町甲字下大江	1.9	9	招戸	(雲仙市) 長崎県	6連	島原1
千鳥川	城 ノ 前 樋 門	雲仙市愛野町甲字城ノ前	2.25	2.25	能力有	(雲仙市) 長崎県		島原2
千鳥川	宮 ノ 下 樋 門	雲仙市愛野町甲字宮ノ下	2	2.25	能力有	(雲仙市) 長崎県		島原3
本明川	1 号	雲仙市吾妻町2工区	1.8	2	能力有	(雲仙市) 長崎県	2連	島原4
本明川	2 号	雲仙市吾妻町2工区	1.8	2	能力有	(雲仙市) 長崎県	3連	島原5
本明川	3 号	雲仙市吾妻町1工区	1.8	2	能力有	(雲仙市) 長崎県	2連	島原6
本明川	4 号	雲仙市吾妻町1工区	1.8	2	能力有	(雲仙市) 長崎県	2連	島原7
本明川	諫早干拓東	雲仙市吾妻町大島	2.5	12.6	能力有	諫早干拓 土地改良区		島原8
本明川	諫早干拓西	雲仙市吾妻町大島	2.5	12.6	能力有	諫早干拓 土地改良区		島原9
相浦川	川 下	佐世保市川下町	2	2.5	能力有	長 崎 県	4ヶ所	県北1
相浦川	敷 島	佐世保市川下町	2	2.5	能力有	長 崎 県	2連	県北2
相浦川	日 野 川	佐世保市椎木町	4.82	13	能力有	長 崎 県	2連	県北3
相浦川	小 野 川	佐世保市椎木町	6.16	12.9	能力有	長 崎 県	2連	県北4
相浦川	新 田 川	佐世保市椎木町	2.8	4	能力有	長 崎 県	2連	県北5
日宇川	天 神	佐世保市白岳町	4.3	2.5	能力有	長 崎 県	1連	県北6
小佐々川	小 坂 口	佐世保市小佐々町臼ノ浦	2.5	2	鋼製	小坂口水田 耕作者共同管理		県北7
小佐々川	八 蘭 崎	佐世保市小佐々町西川内	2	2	能力有	八幡崎田耕作者 共同管理		県北8
木場川	四 ツ 井 樋	佐々町沖田免	1.26	5.4	能力有	佐々町長	5連	県北9
佐々川	小 浦	佐々町小浦免	2	3	能力有	佐々町長	2連	県北10
佐々川	小 島	佐世保市小佐々町黒石	3.5	2.5	能力有	長 崎 県		県北11
雪浦川	1 号 樋 門	西海市大瀬戸町雪浦上郷	1.6	2.5	能力有	長 崎 県	2連	大瀬戸1
雪浦川	2 号 樋 門	西海市大瀬戸町雪浦上郷	2.05	3.1	能力有	長 崎 県	2連	大瀬戸2
大左右川	大 左 右 樋 門	壱岐市芦辺町箱崎大左右触	4.84	5.75	能力有	長 崎 県		壱岐1
仁位川	モシ田 樋 門	対馬市豊玉町仁位	1.5	1.5	能力有	対 馬 市		対馬1
仁位川	ハロウ 樋 門	対馬市豊玉町仁位	1.5	1.2	老朽	対 馬 市		対馬2
計	34	箇所						

## 土砂災害警戒区域（土石流）

標記については、長崎県のホームページ(長崎県防災ポータル)から確認できます。

長崎県ホームページ(長崎県防災ポータル)「防災 GIS」

<https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/>



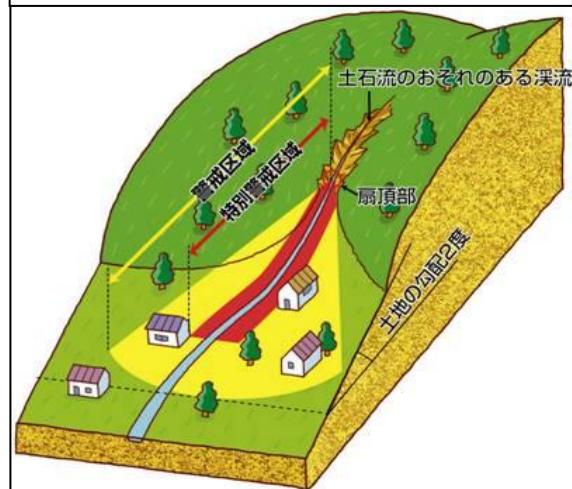
### ○土砂災害警戒区域（土石流）

#### <土砂災害警戒区域（土石流）とは>

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 13 年 4 月施行）」に基づく詳細な現地調査等の結果、土砂災害（土石流）が発生し、それにより住民の身体に被害が生じるおそれがある区域を指定したものです。

※土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備やハザードマップの作成・配布が市町村の義務となります。また土砂災害特別警戒区域に指定されると、上記に加え、特定開発行為の許可制及び建築物の構造規制が必要となります。

土砂災害警戒区域(土石流)のイメージ



#### <市町村別の土砂災害警戒区域（土石流）指定状況：令和 6 年 3 月末時点>

管内	市町名	箇所数	管内	市町名	箇所数
長崎	長崎市	975	県央	諫早市	395
	長与町	39		大村市	73
	時津町	47		島原市	10
県北	佐世保市	699	島原	雲仙市	101
	平戸市	132		南島原市	95
	松浦市	77	五島	五島市	542
	西海市	183	上五島	新上五島町	670
	東彼杵町	33	壱岐	壱岐市	35
	川棚町	34	対馬	対馬市	937
	波佐見町	194		合計	5,315
	佐々町	44			

## 長崎県内の気象観測施設一覧表（長崎地方気象台管理）

一次細分区域	観測所名	所在地	観測種目						
			降水量	気温	湿度	風	日照	積雪	その他
北部	平戸	平戸市岩の上町 (平戸特別地域気象観測所)	○	○	○	○	○		○
	松浦	松浦市志佐町里免字辻ノ尾台	○	○	○	○	△		
	佐世保	佐世保市千尽町 (佐世保特別地域気象観測所)	○	○	○	○	○		○
南部	雲仙岳	雲仙市小浜町雲仙 ※風は雲仙市小浜町雲仙絹笠山 (雲仙岳特別地域気象観測所)	○	○	○	○	○		○
	島原	島原市新湊	○	○	○	○	△		
	口之津	南島原市口之津町丁	○	○	○	○	△		
	諫早	諫早市馬渡町	○						
	大村	大村市簗島町（長崎空港）	○	○		○			
	長崎	長崎市南山手町（長崎地方気象台）	○	○	○	○	○	○	○
	脇岬	長崎市脇岬町	○	○	○	○	△		
	長浦岳	長崎市神浦北大中尾町上アマサキ	○						
	西海	西海市西海町中浦南郷	○	○	○	○	△		
	鰐浦	対馬市上対馬町鰐浦字カキセ	○	○	○	○	△		
壱岐・対馬	厳原	対馬市厳原町東里 (厳原特別地域気象観測所)	○	○	○	○	○		○
	美津島	対馬市美津島町鶏知乙（対馬空港）	○	○		○			
	芦辺	壱岐市芦辺町国分東触	○	○	○	○	△		
	石田	壱岐市石田町筒城東触（壱岐空港）	○	○		○			
	有川	南松浦郡新上五島町有川郷字上原	○	○	○	○	△		
五島	福江	五島市木場町 (福江特別地域気象観測所)	○	○	○	○	○		○
	上大津	五島市上大津町（福江空港）	○	○		○			

日照（△）：令和3年3月2日から、気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値を提供。

令和5年6月8日現在

## 大雨警報・注意報発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
		表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
島原半島	島原市	25	203	15	119
	雲仙市	20	194	13	114
	南島原市	22	178	12	105
長崎地区	長崎市	29	164	19	96
	長与町	29	181	19	106
	時津町	29	167	18	98
諫早・大村地区	諫早市	21	188	13	110
	大村市	28	176	18	103
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	30	201	20	118
平戸・松浦地区	平戸市	27	170	13	100
	松浦市	23	207	13	122
佐世保・東彼杵地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	23	155	15	91
	東彼杵町	22	205	15	120
	川棚町	22	208	17	122
	波佐見町	21	213	14	125
	佐々町	22	209	15	123
壱岐	壱岐市	25	168	15	99
上対馬	上対馬	19	197	10	116
下対馬	下対馬	14	179	9	105
上五島	佐世保市 (宇久地域)	27	183	16	107
	西海市 (江島・平島)	27	192	16	113
	小値賀町	27	187	16	110
	新上五島町	27	187	13	110
下五島	五島市	30	196	20	115

表面雨量指数：短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。

詳細は表面雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenhisu.html>) を参照。

土壤雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に溜まっている雨水の量を示す指標。

詳細は土壤雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

令和5年6月8日現在

## 洪水警報発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=11.6, 西川流域=9.2, 大手川流域=5.7, 水無川流域=11.8	—	—
	雲仙市	湯田川流域=7, 山田川流域=8.5, 西郷川流域=9.3, 神代川流域=10.4, 多比良川流域=3.1, 土黒川流域=11.9, 千々石川流域=18, 境川流域=9.4	多比良川流域= (10, 3.1)	—
	南島原市	深江川流域=11, 有家川流域=15.1, 大手川流域=5.1, 有馬川流域=9.7, 堀川流域=10.4	—	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=11, 神浦川流域=15.3, 出津川流域=8.4, 浦上川流域=18.3, 中島川流域=13.7, 鹿尾川流域=13.1, 大川流域=10.7, 八郎川流域=17.1, 大井手川流域=7.5	—	—
	長与町	長与川流域=15.2	—	—
	時津町	時津川流域=7.4	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, 江ノ浦川流域=12.2, 半造川流域=17.3	福田川流域= (10, 5.2), 仁反田川流域= (16, 3.2), 東大川流域= (10, 13.9), 江ノ浦川流域= (10, 10.9), 本明川流域= (18, 11.3), 半造川流域= (10, 13.2)	本明川〔裏山〕
	大村市	郡川流域=18.8, 大上戸川流域=10.1, 内田川流域=6.6, 鈴田川流域=8.7	大上戸川流域= (14, 9), 鈴田川流域= (14, 7.8)	—
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, 木場川流域=8.8, 多以良川流域=10, 雪浦川流域=20.4	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神曾根川流域=11, 鏡川流域=6.4	—	—
	松浦市	今福川流域=9.3, 調川川流域=8.7, 志佐川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	志佐川流域= (10, 14.9)	—
佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日宇川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮村川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9	—	—
	東彼杵町	彼杵川流域=13.3, 千綿川流域=12.1	—	—
	川棚町	川棚川流域=22.7	—	—
	波佐見町	川棚川流域=15	—	—
	佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10.2	—	—
壱岐	壱岐市	幡錘川流域=16.7, 永田川流域=6.5, 谷江川流域=15.1	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=12.6, 三根川流域=14.6, 仁田川流域=16, 佐護川流域=19.7, 飼所川流域=14.1	佐護川流域= (8, 19.7), 飼所川流域= (8, 12.6)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=10.8, け知川流域=6.9, 潤川流域=12.8, 久根川流域=8.7, 佐須川流域=16.7, 加志川流域=7.7, 嵩原本川流域=3.2	け知川流域= (7, 6.5)	—
上五島	佐世保 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—
	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道川流域=9.8, 佐野原川流域=10.4	—	—
下五島	五島市	一の川流域=14.3, 鶴川流域=13.7, 中須川流域=11.4, 福江川流域=14.5	—	—

\*1 複合基準：表面雨量指標と流域雨量指標の組み合わせによる基準値を表しています。

流域雨量指標：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を示す指標。詳細は流域雨量指標の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

令和5年6月8日現在

## 洪水注意報発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=9.2, 西川流域=7.3, 大手川流域=4.6, 水無川流域=9.4	—	—
	雲仙市	湯田川流域=5.6, 山田川流域=6.8, 西郷川流域=7.4, 神代川流域=8.3, 多比良川流域=2.5, 土黒川流域=9.5, 千々石川流域=14.4, 境川流域=7.5	湯田川流域= (6, 5.6), 多比良川流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	深江川流域=8.8, 有家川流域=12, 大手川流域=4.1, 有馬川流域=7.7, 堀川流域=8.3	大手川流域= (10, 4), 有馬川流域= (6, 6.9)	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=8.8, 神浦川流域=12.2, 出津川流域=6.7, 浦上川流域=14.6, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.4, 大川流域=8.5, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6	浦上川流域= (9, 14.6), 鹿尾川流域= (15, 8.2)	—
	長与町	長与川流域=12.1	—	—
	時津町	時津川流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=8.4, 福田川流域=5.8, 長里川流域=8.2, 境川流域=8.9, 小江川流域=8.4, 仁反田川流域=4, 東大川流域=12.4, 喜々津川流域=9.7, 江ノ浦川流域=9.7, 半造川流域=13.8	長田川流域= (8, 7.3), 福田川流域= (6, 4.7), 境川流域= (10, 7.1), 仁反田川流域= (6, 2.9), 東大川流域= (6, 12.4), 江ノ浦川流域= (6, 9.7), 本明川流域= (6, 10.2), 半造川流域= (6, 11.9)	本明川〔裏山〕
	大村市	郡川流域=15, 大上戸川流域=8, 内田川流域=5.2, 鈴田川流域=6.9	大上戸川流域= (9, 8), 鈴田川流域= (14, 5.5)	—
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=9.9, 木場川流域=7, 多以良川流域=8, 雪浦川流域=16.3	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=6.6, 中津良川流域=7, 神曾根川流域=8.8, 鏡川流域=5.1	釜田川流域= (6, 6.6)	—
	松浦市	今福川流域=7.4, 調川川流域=6.9, 志佐川流域=13.2, 竜尾川流域=8.9	志佐川流域= (10, 13.2)	—
佐世保・東彼杵地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18.9, 佐世保川流域=8.8, 日宇川流域=9.7, 小森川流域=11.6, 金田川流域=7.3, 宮村川流域=8.3, 小川内川流域=6.9, 馬田川流域=5.9, 早岐川流域=7.1	江迎川流域= (7, 9.1)	—
	東彼杵町	彼杵川流域=10.6, 千綿川流域=9.6	—	—
	川棚町	川棚川流域=18.1	—	—
	波佐見町	川棚川流域=12	—	—
	佐々町	佐々川流域=19.9, 木場川流域=8.1	—	—
壱岐	壱岐市	幡錚川流域=13.3, 永田川流域=5.2, 谷江川流域=12	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=10, 三根川流域=11.6, 仁田川流域=12.8, 佐護川流域=12.1, 飼所川流域=11.2	仁田川流域= (5, 8.2), 佐護川流域= (7, 11), 飼所川流域= (5, 11.2)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=8.6, け知川流域=5.5, 瀬川流域=10.2, 久根川流域=6.9, 佐須川流域=13.3, 加志川流域=6.1, 巖原本川流域=2.5	け知川流域= (5, 5.5), 瀬川流域= (5, 10.2), 久根川流域= (5, 6.9), 加志川流域= (5, 6.1), 巖原本川流域= (11, 1.6)	—
上五島	佐世保市 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—
	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道川流域=7.8, 佐野原川流域=8.3	釣道川流域= (6, 7.5)	—
下五島	五島市	一の川流域=11.4, 鰐川流域=10.9, 中須川流域=9.1, 福江川流域=11.6	一の川流域= (13, 11.2)	—

\*1 複合基準：表面雨量指標と流域雨量指標の組み合わせによる基準値を表しています。

流域雨量指標：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を示す指標。詳細な流域雨量指標の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

## 高潮警報・注意報発表基準

平成 24 年 5 月 29 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮 位	
		警報	注意報
島原半島	島原市	3.2m	2.7m
	雲仙市	(有明海側) 3.5m	3.0m
		(橘湾側) 2.4m	1.9m
	南島原市	(南島原市北側) *1 2.9m	2.4m
		(南島原市南側) *2 2.6m	2.1m
長崎地区	長崎市	(橘湾側) 2.4m	1.9m
		(五島灘側) 2.4m	1.9m
		(大村湾側) 1.1m	0.9m
	長与町	1.1m	0.9m
	時津町	1.1m	0.9m
諫早・大村地区	諫早市	(有明海側) 3.5m	3.0m
		(橘湾側) 2.4m	1.9m
		(大村湾側) 1.1m	0.9m
	大村市	1.1m	0.9m
西彼杵半島	(江島・平島を除く)	(五島灘側) 2.4m	1.9m
		(大村湾側) 1.1m	0.9m
平戸・松浦地区	平戸市	(平戸島東側) *3 2.4m	1.9m
		(平戸島西側) *4 2.1m	1.6m
	松浦市	2.1m	1.6m
佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	(大村湾側) 1.1m	0.9m
		(九十九島側) 2.4m	1.9m
	東彼杵町	1.1m	0.9m
	川棚町	1.1m	0.9m
	波佐見町	—	—
	佐々町	2.4m	1.9m
壱岐	壱岐市	2.0m	1.5m
上対馬	上対馬	(上対馬東側) *5 1.4m	0.9m
		(上対馬西側) *6 1.4m	1.1m
下対馬	下対馬	(下対馬北東側) *7 1.4m	1.1m
		(下対馬南西側) *8 1.7m	1.2m
上五島	佐世保市 (宇久地域)	2.2m	1.7m
	西海市 (江島・平島)	2.4m	1.9m
	小値賀町	2.2m	1.7m
	新上五島町	2.2m	1.7m
下五島	五島市	2.2m	1.7m

\*1 南島原市北側：深江町、布津町、有家町、西有家町

\*2 南島原市南側：北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町

\*3 平戸島東側：田平町（平戸大橋以南）及び平戸島東海岸（平戸大橋から野子町追帆崎まで）

\*4 平戸島西側：平戸島東側を除く地域

\*5 上対馬東側：上対馬町、峰町東側

\*6 上対馬西側：上県町、峰町西側

\*7 下対馬北東側：豊玉町東側、美津島町東側

\*8 下対馬南西側：厳原町、豊玉町西側、美津島町西側

【大雨・洪水・高潮警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準値(1km四方)【CSV形式】  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は各流域のすべての地点に設定しているが、流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

## 水位到達情報の通知および水防警報の伝達連絡先一覧

### ◆水防本部

対象河川	機関	TEL	FAX
全て	長崎県河川課	095-822-0397 095-823-3280	095-824-7175

### ◆報道機関一覧

対象河川	機関名	TEL	FAX	対象河川	機関名	TEL	FAX	
全て	K T N (テレビ長崎)	095-827-8181 (報道) 095-827-2000	095-824-1099	全て	朝日新聞社	095-822-1231	095-828-3317	
	N I B (長崎国際テレビ)	095-820-3000 (報道) 095-820-3001	095-820-3208		共同通信社	095-844-6111	095-844-6211	
	N C C (長崎文化放送)	095-843-1000 (報道) 095-843-7004	095-843-6756		時事通信社	095-822-5680	095-822-5681	
		(夜間) 095-843-6458			長崎新聞社	095-846-9240	095-844-2106	
		095-823-1553	095-821-6599		西日本新聞社	095-822-0125	095-822-0126	
	N B C (長崎放送)	095-821-1115 (21-2)	095-826-9156		日本経済新聞社	095-822-1707	095-827-3670	
	N H K (日本放送協会)	095-821-3121			毎日新聞社	095-824-0700	095-824-0644	
					読売新聞社	095-823-0121	095-821-6733	
					対馬新聞社	0920-52-0235	0920-52-7580	

### ◆発報担当者・水防管理者・管轄警察署一覧

河川名	発報担当者	水防管理者			管轄警察署		
		機関名	TEL	FAX	機関名	TEL	FAX
中島川／八郎川	長崎振興局長	長崎市土木防災課	095-824-1424	095-829-1222	長崎警察署警備課	095-822-0110	095-822-0035
浦上川	長崎振興局長	長崎市土木防災課	095-824-1424	095-829-1222	浦上警察署警備課	095-842-0110	095-842-0110
長与川	長崎振興局長	長与町地域安全課	095-883-1111	095-883-1464	時津警察署警備課	095-881-0110	095-881-0110
時津川	長崎振興局長	時津町総務課	095-882-2212	095-882-9293	時津警察署警備課	095-881-0110	095-881-0110
半造川	県央振興局長	諫早市危機管理課	0957-22-1500	0957-24-3270	諫早警察署警備課	0957-22-0110 (内線479)	0957-22-0110
大上戸川 内田川／郡川	県央振興局長	大村市安全対策課	0957-53-4111	0957-52-3883	大村警察署警備課	0957-54-0110	0957-52-0489
大手川	島原振興局長	島原市市民安全課	0957-62-8022	0957-62-3678	島原警察署警備課	0957-64-0110	0957-64-4227
山田川	島原振興局長	雲仙市危機管理課	0957-38-3111	0957-38-3109	雲仙警察署警備課	0957-75-0110	0957-75-0110
有家川	島原振興局長	南島原市防災課	0957-73-6622	0957-82-3086	南島原警察署警備課	0957-86-2110	0957-86-2110
相浦川	県北振興局長	佐世保市防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086	相浦警察署警備課	0956-47-5110	0956-48-8228
宮村川 早岐川	県北振興局長	佐世保市防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086	早岐警察署警備課	0956-39-0110	0956-39-4401
江迎川	県北振興局長	佐世保市防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086	江迎警察署警備課	0956-66-3110 (内線229)	0956-66-3110
佐世保川 小森川	県北振興局長	佐世保市防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086	佐世保警察署警備課	0956-23-0110	0956-23-0110
彼杵川	県北振興局長	東彼杵町総務課	0957-46-1111	0957-46-0884	川棚警察署警備課	0956-82-3110	0956-82-3110
川棚川	県北振興局長	川棚町総務課	0956-82-3131	0956-82-3134	川棚警察署警備課	0956-82-3110	0956-82-3110
		波佐見町総務課	0956-85-2111	0956-85-5581			
佐々川	県北振興局長	佐々町総務課	0956-62-2101	0956-62-3178	江迎警察署警備課	0956-66-3110 (内線229)	0956-66-3110
		佐世保市防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086			
鏡川	県北振興局長	平戸市総務課	0950-22-4111	0950-22-5178	平戸警察署警備課	0950-22-3110	0950-22-3110
志佐川	県北振興局長	松浦市防災課	0956-72-1111	0956-72-1115	松浦警察署警備課	0956-72-5110	0956-72-4489
雪浦川	県北振興局長	西海市防災基地対策課	0959-37-0028	0959-23-3101	西海警察署警備課	0959-22-0110	0959-22-0445
福江川	五島振興局長	五島市総務課	0959-72-6110	0959-74-1994	五島警察署警備課	0959-72-8110	0959-72-8110
釣道川	五島振興局上五島支所長	新上五島町総務課	0959-43-0147	0959-42-0448	新上五島警察署警備課	0959-42-0110	0959-42-0501
永田川	壱岐振興局長	壱岐市危機管理課	0920-48-1131	0920-48-1553	壱岐警察署警備課	0959-47-0110	0959-47-0110
厳原本川／佐護川	対馬振興局長	対馬市地域安全防災室	0920-53-6111	0920-53-6112	対馬南警察署警備課	0920-52-0110	0920-52-4580

送信者	関 係 各 位	送信元	<input type="radio"/> ○ 水防本部長 <input type="radio"/> ○ 振興局・支所長
-----	---------	-----	--

# 水防警報

(觀測所：

水防警報第 号	種別	河川名
	待機	
令和 年 月 日 時 分 ○○	水防地方本部長	発表
の水位は 日 時 分になって		
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <span style="margin-right: 10px;">水防団待機水位 (通報水位)</span> <div style="flex-grow: 1; position: relative;"> <div style="position: absolute; left: -10px; top: -10px; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 50%; transform: rotate(45deg);">[</div> <div style="position: absolute; left: 100%; top: 0; width: 0; height: 0; border-top: 10px solid transparent; border-bottom: 10px solid transparent; border-left: 20px solid black; margin-left: -20px;"></div> <div style="position: absolute; left: 100%; top: 100%; width: 0; height: 0; border-top: 10px solid transparent; border-bottom: 10px solid transparent; border-left: 20px solid black; margin-left: -20px;"></div> <div style="position: absolute; left: -10px; top: 100%; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 50%; transform: rotate(-45deg);">]</div> </div> </div>		
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <span style="margin-right: 10px;">イ に達しましたので</span> <div style="flex-grow: 1; position: relative;"> <div style="position: absolute; left: -10px; top: -10px; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 50%; transform: rotate(45deg);">[</div> <div style="position: absolute; left: 100%; top: 0; width: 0; height: 0; border-top: 10px solid transparent; border-bottom: 10px solid transparent; border-left: 20px solid black; margin-left: -20px;"></div> <div style="position: absolute; left: 100%; top: 100%; width: 0; height: 0; border-top: 10px solid transparent; border-bottom: 10px solid transparent; border-left: 20px solid black; margin-left: -20px;"></div> <div style="position: absolute; left: -10px; top: 100%; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 50%; transform: rotate(-45deg);">]</div> </div> </div>		
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <span style="margin-right: 10px;">ロ を超え今後、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると思われる所以</span> </div>		

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	○○水防本部長 (○○振興局・支所長)
-----	-------	-----	------------------------

# 水防警報

(觀測所：

水防警報	第	号	種別	河川名
			待機	
令和	年	月	日	時 分 ○○ 水防地方本部長 発表
の水位は 日 時 分になって				
氾濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも考えられますので、 (警戒水位)				
<b>待機</b> して引き続き注意してください。				
[水防団待機水位 : (通報水位)			m]	[氾濫注意水位 : (警戒水位)] m

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	<input type="radio"/> ○ 水防本部長 <input type="radio"/> ○ 振興局・支所長
-----	-------	-----	--

# 水防警報

(觀測所：

水防警報	第	号	種別	河川名
			待機	
令和	年	月	日	時 分 ○○ 水防地方本部長 発表
水防団待機水位に達し (通報水位)	の水位は	日	時	分になって
	イ	氾濫注意水位(警戒水位)を突破すると思われる所以		
	ロ	1時間に	c mの割合で上昇していますので	
今後の状況によりいつでも出動できるように	<b>準備</b>		して下さい。	
[水防団待機水位： (通報水位)]	m]	[氾濫注意水位： (警戒水位)]	m]	

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	○○水防本部長 (○○振興局・支所長)
-----	-------	-----	------------------------

# 水防警報

(觀測所：

水防警報	第	号	種別	河川名
			待機	
令和	年	月	日	時 分 ○○ 水防地方本部長 発表
の水位は 日 時 分になって				
氾濫注意水位に達し (警戒水位)	イ 尚、上昇していますので ロ 1時間に c mの割合で上昇していますので			
<b>出動</b>	して厳重に警戒して下さい。			
[水防団待機水位： (通報水位)	m]	[氾濫注意水位： (警戒水位)]	m]	

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	○○水防本部長 (○○振興局・支所長)
-----	-------	-----	------------------------

# 水防警報

(觀測所：

水防警報 第		号	種別	河川名
			待機	
令和	年	月	日	時 分 ○○ 水防地方本部長 発表
雨量観測所では 日 時 分 になって				
1時間に mmの降雨を記録しました。				
水位観測所の 日 時 現在の水位は mで				
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; margin-right: 20px;"> <p>イ 尚、上昇していますので</p> <p>ロ 1時間に c mの割合で上昇しています。</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; flex-grow: 1;"></div> </div>				
今後まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き <b>警戒</b> して下さい。				
〔水防団待機水位： (通報水位)		m]	〔氾濫注意水位： (警戒水位)	m]

\* 発信機関名 ( ) Tel ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	○○水防本部長 (○○振興局・支所長)
-----	-------	-----	------------------------

# 水防警報

(觀測所：

水防警報 第		号	種別	河川名															
			待機																
令和	年	月	日	時 分 ○○ 水防地方本部長 発表															
<p>の水位は　　日の　　時　　分に　　mになって</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔イ　氾濫危険水位を超え</td> <td rowspan="2">〕</td> <td rowspan="2">〔イ　まだ増水の見込みですから</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〔ロ　氾濫注意水位（警戒水位）を超える〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〔ロ　ましたから</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〔ハ　ていますから〕</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">地区では</td> <td rowspan="3">〔イ　堤防が漏水　〕</td> <td rowspan="3">〔イ　の危険がありますから　〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〔ロ　堤防が溢水　〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〔ロ　し始めましたから　〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〔ハ　堤防が破堤　〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〔ハ　しつつありますから　〕</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔イ　<b>厳重警戒</b> を要します。〕</td> <td rowspan="2">〔ロ　水防体制を <b>強化</b> して下さい。〕</td> </tr> </table>					〔イ　氾濫危険水位を超え	〕	〔イ　まだ増水の見込みですから	〔ロ　氾濫注意水位（警戒水位）を超える〕	〔ロ　ましたから	〔ハ　ていますから〕	地区では	〔イ　堤防が漏水　〕	〔イ　の危険がありますから　〕	〔ロ　堤防が溢水　〕	〔ロ　し始めましたから　〕	〔ハ　堤防が破堤　〕	〔ハ　しつつありますから　〕	〔イ <b>厳重警戒</b> を要します。〕	〔ロ　水防体制を <b>強化</b> して下さい。〕
〔イ　氾濫危険水位を超え	〕	〔イ　まだ増水の見込みですから																	
			〔ロ　氾濫注意水位（警戒水位）を超える〕																
〔ロ　ましたから																			
	〔ハ　ていますから〕																		
地区では		〔イ　堤防が漏水　〕	〔イ　の危険がありますから　〕																
	〔ロ　堤防が溢水　〕																		
				〔ロ　し始めましたから　〕															
〔ハ　堤防が破堤　〕																			
	〔ハ　しつつありますから　〕																		
		〔イ <b>厳重警戒</b> を要します。〕	〔ロ　水防体制を <b>強化</b> して下さい。〕																
〔水防団待機水位： (通報水位)				m]	〔氾濫注意水位： (警戒水位)	m]													

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関 係 各 位	送信元	<input type="radio"/> ○ 水防本部長 <input type="radio"/> ○ 振興局・支所長
-----	---------	-----	--

# 水防警報

(觀測所：

水防警報第号		種別	河川名	
		待機		
令和年月日	時分〇〇	水防地方本部長発表		
の水位は　　日の　　時　　分に　　mを 最高水位として減水を始め、　　日　　時　　分現在では　　mで、 再び水位の上昇はないものと思われますので、水防警報を <b>解除</b> します。				
〔水防団待機水位： (通報水位)		m]	〔氾濫注意水位： (警戒水位)	m〕

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	関係各部位	送信元	○○水防本部長 (○○振興局・支所長)
-----	-------	-----	------------------------

# 水防警報

(觀測所：

水防警報 第 号						種別	河川名	
						待機		
令和 年 月 日 時 分 ○○						水防地方本部長 発表		
番号	発表内容							
1	令和 年 月 日 時 分	沿岸では _____ mの津波が予想されています。		津波注意報 津波警報 大津波警報		が発表され、		
	津波到着事項(予測) :							
今後の水防活動に備え、水防団員の安全を確保し待機してください。								
2	沿岸に発表されていた津波に関する注警報は、							
	令和 年 月 日 時 分	に解除されました。						
水防機関は、出動し水防活動を行ってください。また、引き続き今後の津波に関する予警報に十分注意してください。								
3	〔 巡視等により被害が確認されなかった 応急復旧等が終了した 〕 ので水防警報を解除します。							

\* 発信機関名 ( ) TEL ( ) 発信者名 ( ) 発信時刻 ( : )

送信者	水防管理者	送信元	<input type="checkbox"/> ○ 水防本部長 <input type="checkbox"/> ○ 振興局・支所長
-----	-------	-----	--

## 川 避難判断水位情報（警戒レベル3相当）

令和 年 月 日  
時 分 発表  
(発表地 方機関名)

### 【主文】

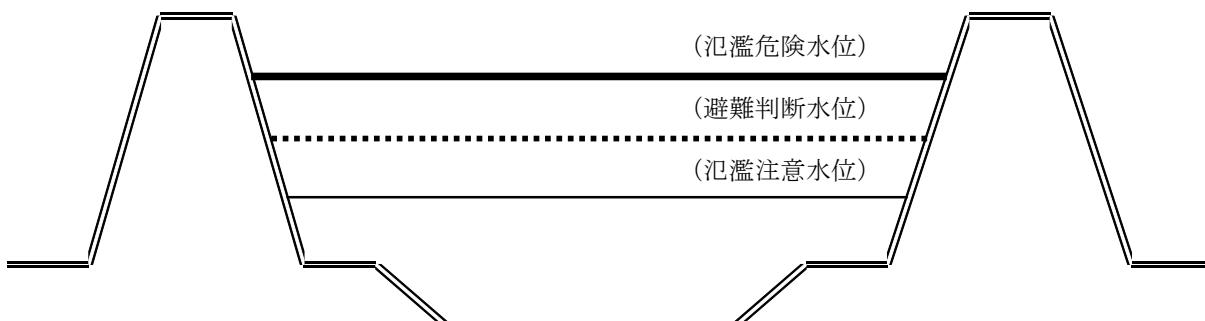
川は、 時に、 観測所で、高齢者等避難の発令の  
目安となる避難判断水位 m に達しました。

今後の降雨により、氾濫危険水位に達することも  
予測されますので、避難指示の準備をお願いします。

水位のリアルタイム情報については、以下のアドレスからご確認ください。  
長崎河川砂防情報システム <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

### 【参考】

川	観測所(	市(町)	橋)
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	.....	m	※ 気象危険水位
避難判断水位	.....	m	水防法第13条で規定される 特別警戒水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	.....	m	



### 問い合わせ

(地方機関名・所属) :

担当 :

電話 :

送信者	水防管理者	送信元	<input type="radio"/> ○ 水防本部長 <input type="radio"/> ○ 振興局・支所長
-----	-------	-----	--

## 川 泛濫危険水位情報（警戒レベル4相当）

令和 年 月 日

時 分 発表

(発表地 方機関名)

## 【主文】

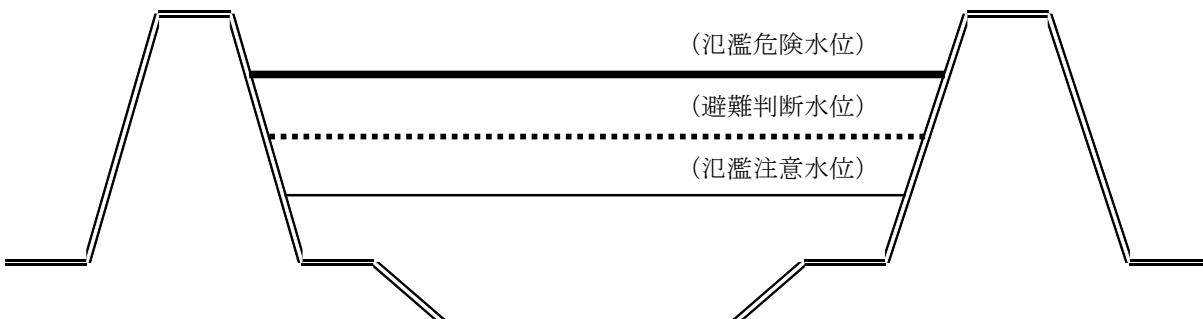
川は、時に、観測所で、避難指示の目安の  
ひとつとなる水位である、泛濫危険水位 \_\_\_\_\_ mに達しました。

市町村が発する避難情報に注意するとともに、  
周囲の状況の確認をお願いします。

水位のリアルタイム情報については、以下のアドレスからご確認ください。  
長崎河川砂防情報システム <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

## 【参考】

川	観測所(	市(町)	橋)
泛濫危険水位(特別警戒水位)	.....	m	※ 泛濫危険水位
避難判断水位	.....	m	水防法第13条で規定される 特別警戒水位
泛濫注意水位(警戒水位)	.....	m	



## 問い合わせ

(地方機関名・所属) :

担当 :

電話 :

## 水位観測所（テレメータ）一覧表\_警報河川等

※水位情報は、長崎河川砂防情報システム(<http://www/kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>)により配信



河川名	観測所名	位置	水位(m)			量水標管理者
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	
本明川	琴川橋	諫早市上大渡野町	2.0	3.0		長崎河川国道事務所
本明川	裏山	諫早市天満町	1.7	2.7	3.7	"
本明川	不知火	諫早市長田町	4.0	4.5		"
半造川	埋津	諫早市船越町	2.5	3.5	4.3	長崎河川国道事務所 県央振興局長
中島川	古町橋	長崎市麹屋町	2.0	2.5	4.3	長崎振興局長
浦上川	大橋	長崎市橋口町	2.7	3.3	4.6	"
八郎川	八郎橋	長崎市平間町	1.5	2.1	3.1	"
長与川	長与駅前	長与町吉無田郷	1.2	1.7	2.2	"
時津川	丸田橋	時津町元村郷	1.0	1.4	1.9	"
大上戸川	金丸橋	大村市西三城町	1.8	2.1	3.0	県央振興局長
内田川	内田川	大村市玖島三丁目	1.1	1.5	2.7	"
郡川	鬼橋	大村市鬼橋町	1.1	1.3	3.9	"
大手川	大手川	島原市萩原	1.6	2.2	2.8	島原振興局長
山田川	山田川	雲仙市吾妻町	1.0	1.6	2.8	"
有家川	有家川	南島原市有家町	1.0	1.6	2.5	"
相浦川	相浦橋	佐世保市相浦町	2.8	3.1	4.1	県北振興局長
宮村川	朝日橋	佐世保市城間町	2.1	2.3	2.9	"
早岐川	花高	佐世保市早苗町	1.0	1.7	2.1	"
江迎川	高岩橋	佐世保市江迎町小川内	1.2	1.8	3.0	"
佐世保川	県北振興局	佐世保市木場田町	2.0	2.3	3.2	"
小森川	小森橋	佐世保市権常寺町	2.0	2.6	4.0	"
彼杵川	彼杵大橋	東彼杵町蔵本郷	1.9	2.2	2.6	"
川棚川	波佐見町役場	東彼杵郡波佐見町宿郷	4.2	4.6	5.4	"
川棚川	山道橋	東彼杵郡川棚町中組郷	1.6	2.0	4.5	"
佐々川	新佐々橋	北松浦郡佐々町本田原免	3.4	3.9	5.7	"
鏡川	法音寺橋	平戸市戸石川町字寺の坂	0.9	1.1	1.2	"
志佐川	高野橋	松浦市志佐町高野免	1.8	2.1	2.5	"
雪浦川	奥浦	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	3.6	4.1	4.8	県北振興局 雪浦ダム管理事務所長
福江川	福江川	五島市三尾野町	2.0	2.5	4.7	五島振興局長
釣道川	釣道川	新上五島町青方郷	0.9	1.2	1.8	五島振興局 上五島支所長
永田川	永田川	壱岐市郷ノ浦町	0.9	1.1	1.3	壱岐振興局長
巌原本川	巌原本川	対馬市巌原町	0.5	0.9	1.3	対馬振興局長
佐護川	佐護川	対馬市上県町	3.1	3.6	4.0	"
計	33箇所					

## 水位観測所（テレメータ）一覧表\_ナックス河川

※第一基準(満杯水位の6割)、第二基準(満杯水位の8割)、第三水位(満杯、護岸の高さ)

河川名	観測所名	位置	水位(m)			量水標管理者
			第一基準	第二基準	第三基準	
西海川	西海	長崎市西海町谷門	1.95	2.60	3.25	長崎振興局長
大井手川	岩崎橋	長崎市葉山一丁目	1.22	1.62	2.03	〃
三川川	三川	長崎市川平町	2.14	2.85	3.56	〃
日見川	日見	長崎市界二丁目	2.17	2.90	3.62	〃
鹿尾川	三和橋	長崎市三和町	2.02	2.70	3.37	〃
大川	元宮公園	長崎市布巻町	1.67	2.22	2.78	〃
南田川内川	八反田	西彼杵郡長与町吉無田郷	1.66	2.22	2.77	〃
神浦川	丸尾	長崎市神浦丸尾町	2.28	3.04	3.80	長崎振興局 神浦ダム管理事務所長
神浦川	妙正	長崎市神浦下大中尾町	2.45	3.26	4.08	〃
東大川	貝津	諫早市貝津町	2.63	3.51	4.39	県央振興局長
江ノ浦川	江ノ浦川	諫早市飯盛町開	1.38	1.84	2.30	〃
仁反田川	森山	諫早市森山町慶師野	1.67	2.22	2.78	〃
境川	境川	諫早市高来町三部壹	2.19	2.92	3.65	〃
伊木力川	伊木力	諫早市多良見町舟津	1.79	2.39	2.99	〃
喜々津川	喜々津	諫早市多良見町中里	2.58	3.44	4.30	〃
長田川	長田川	諫早市西里町	1.80	2.40	3.00	〃
中山西川	中山西川	諫早市福田町	1.44	1.92	2.40	〃
福田川	福田川	諫早市福田町	1.38	1.84	2.30	〃
新倉屋敷川	新倉屋敷川	諫早市仲沖町	1.14	1.52	1.90	〃
川床川	川床川	諫早市川床町	2.64	3.52	4.40	〃
小ヶ倉川	小ヶ倉川	諫早市小川町	1.43	1.91	2.39	〃
本明川	本明川	諫早市下大渡野町	2.94	3.92	4.90	〃
大上戸川	長久寺橋	大村市三城町	1.79	2.39	2.99	〃
針尾川	針尾川	大村市岩松町	1.55	2.06	2.58	〃
鈴田川	鈴田川	大村市大里町	2.57	3.43	4.29	〃
湯江川	湯江川	島原市有明町湯江	1.36	1.81	2.26	島原振興局長
西川	西川	島原市三会町	1.21	1.61	2.01	〃
白水川	白水川	島原市緑町	1.08	1.44	1.80	〃
新湊川	新湊川	島原市新湊	0.95	1.26	1.58	〃
西郷川	西郷川	雲仙市瑞穂町西郷	1.06	1.42	1.77	〃
神代川	神代川	雲仙市国見町神代	1.18	1.58	1.97	〃
土黒川	土黒川	雲仙市国見町土黒	1.54	2.06	2.57	〃
多比良川	多比良川	雲仙市国見町多比良	1.15	1.58	1.97	島原振興局長

## 水位観測所（テレメータ）一覧表\_ナックス河川

※第一基準(満杯水位の6割)、第二基準(満杯水位の8割)、第三水位(満杯、護岸の高さ)

河川名	観測所名	位置	水位(m)			量水標管理者
			第一基準	第二基準	第三基準	
千々石川	千々石川	雲仙市千々石町	1.21	1.61	2.01	島原振興局長
有馬川	有馬川	南島原市南有馬町	2.06	2.74	3.43	〃
田町川	田町川	南島原市南有馬町	0.90	1.20	1.50	〃
堀川	堀川	南島原市加津佐町	1.87	2.49	3.11	〃
鹿町川	土肥の浦橋	佐世保市鹿町町鹿町	1.83	2.44	3.05	県北振興局長
小川内川	踊石橋	佐世保市皆瀬町	2.26	3.02	3.77	〃
相浦川	中里堰	佐世保市上本山町	3.87	5.16	6.45	〃
日野川	岩切橋	佐世保市椎木町	1.72	2.30	2.87	〃
西龍川	第二白岳橋	佐世保市白岳町	2.42	3.22	4.03	〃
日宇川	木場橋	佐世保市日宇町	2.89	3.85	4.81	〃
金田川	宮崎橋	佐世保市広田町	1.70	2.27	2.84	〃
川棚川	二共橋	東彼杵郡波佐見町永尾郷	1.34	1.79	2.24	〃
佐々川	神田	北松浦郡佐々町神田免	2.99	3.99	4.99	〃
木場川	末永橋	北松浦郡佐々町口石免	1.77	2.36	2.95	〃
志佐川	鹿爪橋	松浦市志佐町浦免	2.20	3.00	3.70	〃
今福川	宮崎橋	松浦市今福町浦免	2.43	3.24	4.05	〃
調川川	旭橋	松浦市調川町下免	1.92	2.56	3.20	〃
雪浦川	雪浦	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷	2.83	3.77	4.71	県北振興局 雪浦ダム管理事務所長
一の川	一の川	五島市岐宿町河務	2.46	3.28	4.10	五島振興局長
山手川	山手川	五島市富江町山手	1.80	2.40	3.00	〃
中須川	中須川	五島市玉之浦町中須	2.34	3.12	3.90	〃
大川	大川	新上五島町有川郷	1.08	1.44	1.80	上五島支所長
谷江川	辻	壱岐市芦辺町箱崎本村触字辻	2.80	3.20	3.50	壱岐振興局長
幡鉾川	幡鉾川	壱岐市石田町湯岳射手吉触	3.20	3.70	4.00	〃
雞知川	雞知川	対馬市美津島町雞知	2.10	2.80	3.50	対馬振興局長
仁位川	仁位川	対馬市豊玉町仁位	2.36	3.15	3.94	〃
佐須川	佐須川	対馬市厳原町下原	2.10	2.80	3.50	〃
久田川	久田川	対馬市厳原町久田	1.65	2.20	2.75	〃
久根川	久根川	対馬市厳原町久根田舎	1.39	1.85	2.31	〃
三根川	三根川	対馬市峰町三根	1.56	2.08	2.60	〃
琴川	琴川	対馬市上対馬町琴	1.19	1.58	1.98	〃
比田勝川	比田勝川	対馬市上対馬町比田勝	1.65	2.20	2.75	〃
計	65箇所					

## 危機管理型水位計一覧表

河川名	水位計名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
戸石川	戸石川 戸石町 0.2km 右岸 危機管理型水位計	長崎市戸石町	-1.53	-0.61	±0.00	長崎振興局
正念川	正念川 古賀町 0.8km 左岸 危機管理型水位計	長崎市古賀町	-1.78	-0.71	±0.00	長崎振興局
現川川	現川川 平間町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	長崎市平間町	-1.78	-0.71	±0.00	長崎振興局
中尾川	中尾川 田中町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	長崎市田中町	-2.12	-0.85	±0.00	長崎振興局
若菜川	若菜川 茂木町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	長崎市茂木町	-0.99	-0.63	±0.00	長崎振興局
千々川	千々川 千々町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	長崎市千々町	-1.92	-0.77	±0.00	長崎振興局
宮崎川	宮崎川 宮崎町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	長崎市宮崎町	-1.48	-0.59	±0.00	長崎振興局
江川	江川 高浜町 1.0km 左岸 危機管理型水位計	長崎市高浜町	-1.17	-0.47	±0.00	長崎振興局
黒浜川	黒浜川 黒浜町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	長崎市黒浜町	-0.86	-0.34	±0.00	長崎振興局
蚊焼大川	蚊焼大川 蚊焼町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	長崎市蚊焼町	-1.17	-0.47	±0.00	長崎振興局
江川川	江川川 末石町 1.1km 左岸 危機管理型水位計	長崎市末石町	-2.05	-0.82	±0.00	長崎振興局
落矢川	落矢川 江川町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	長崎市江川町	-1.01	-0.40	±0.00	長崎振興局
西山川	西山川 新大工町 0.2km 左岸 危機管理型水位計	長崎市新大工町	-2.46	-0.98	±0.00	長崎振興局
城山川	城山川 若草町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	長崎市若草町	-1.53	-0.61	±0.00	長崎振興局
大浦川	大浦川 大浜町 0.2km 左岸 危機管理型水位計	長崎市大浜町	-1.17	-0.47	±0.00	長崎振興局
小江川	小江川 小江町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	長崎市小江町	-1.92	-0.77	±0.00	長崎振興局
手熊川	手熊川 柿泊町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	長崎市柿泊町	-1.24	-0.50	±0.00	長崎振興局
式見川	式見川 式見町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	長崎市式見町	-1.43	-0.57	±0.00	長崎振興局
多以良川	多以良川 多以良町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	長崎市多以良町	-2.25	-0.90	±0.00	長崎振興局
三重川	三重川 三重町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	長崎市三重町	-1.76	-0.70	±0.00	長崎振興局
川下川	川下川 永田町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	長崎市永田町	-0.72	-0.29	±0.00	長崎振興局
黒崎川	黒崎川 上黒崎町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	長崎市上黒崎町	-1.68	-0.67	±0.00	長崎振興局
出津川	出津川 東出津町 1.3km 右岸 危機管理型水位計	長崎市東出津町	-1.54	-0.62	±0.00	長崎振興局
大江川	大江川 琴海形上町 0.9km 右岸 危機管理型水位計	長崎市琴海形上町	-1.86	-0.74	±0.00	長崎振興局
手崎川	手崎川 長浦町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	長崎市長浦町	-1.54	-0.61	±0.00	長崎振興局
戸根川	戸根川 琴海戸根町 1.8km 左岸 危機管理型水位計	長崎市琴海戸根町	-1.54	-0.61	±0.00	長崎振興局
村松川	村松川 琴海村松町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	長崎市琴海村松町	-1.80	-0.72	±0.00	長崎振興局
子々川川	子々川川 時津町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	西彼杵郡時津町子々川郷	-0.82	-0.33	±0.00	長崎振興局
高田川	高田川 長与町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	西彼杵郡長与町高田郷	-1.99	-0.80	±0.00	長崎振興局
八郎川	八郎川 平間町 1.4km 右岸 危機管理型水位計	長崎市平間町	-4.55	-2.95	±0.00	長崎振興局
中島川	中島川 桶屋町 1.5km 右岸 危機管理型水位計	長崎市桶屋町	-4.09	-1.79	±0.00	長崎振興局
浦上川	浦上川 岡町 3.7km 左岸 危機管理型水位計	長崎市岡町	-5.33	-3.43	±0.00	長崎振興局
時津川	時津川 時津町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	西彼杵郡時津町野田郷	-3.07	-2.17	±0.00	長崎振興局
長与川	長与川 長与町 3.5km 右岸 危機管理型水位計	西彼杵郡長与町吉無田郷	-2.46	-1.46	±0.00	長崎振興局
<b>長崎振興局</b>			<b>小計</b>	<b>34</b>	<b>局</b>	
今里川	今里川 小長井町遠竹 1.25km 左岸 危機管理型水位計	諫早市小長井遠竹	-1.53	-0.61	±0.00	県央振興局
船津川	船津川 小長井町井崎 0.4km 左岸 危機管理型水位計	諫早市小長井町井崎	-1.27	-0.50	±0.00	県央振興局
小深井川	小深井川 小長井町小川原浦 0.7km 左岸 危機管理型水位計	諫早市小長井町小川原浦	-1.02	-0.40	±0.00	県央振興局
長里川	長里川 小長井町川内 0.9km 右岸 危機管理型水位計	諫早市小長井町川内	-1.47	-0.58	±0.00	県央振興局
湯江川	湯江川 高来町善住寺 0.6km 左岸 危機管理型水位計	諫早市高来町善住寺	-2.03	-0.81	±0.00	県央振興局
田島川	田島川 高来町小峰 0.35km 右岸 危機管理型水位計	諫早市高来町小峰	-1.62	-0.65	±0.00	県央振興局
小江川	小江川 高来町平田 0.45km 右岸 危機管理型水位計	諫早市高来町平田	-1.39	-0.55	±0.00	県央振興局
深海川	深海川 高来町古場 1.3km 左岸 危機管理型水位計	諫早市高来町古場	-1.46	-0.58	±0.00	県央振興局
段堂川	段堂川 長田町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	諫早市長田町	-1.11	-0.44	±0.00	県央振興局
八天川	八天川 八天町 0.15km 左岸 危機管理型水位計	諫早市八天町	-0.93	-0.37	±0.00	県央振興局
倉屋敷川	倉屋敷川 高城町 0.738km 右岸 危機管理型水位計	諫早市高城町	-1.32	-0.53	±0.00	県央振興局
有明川	有明川 森山町杉谷 2.15km 左岸 危機管理型水位計	諫早市森山町杉谷	-1.43	-0.57	±0.00	県央振興局
唐比川	唐比川 森山町唐比北 1.2km 左岸 危機管理型水位計	諫早市森山町唐比北	-1.34	-0.53	±0.00	県央振興局

## 危機管理型水位計一覧表

河川名	水位計名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
有喜川	有喜川 有喜町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	諫早市有喜町	-1.90	-0.76	±0.00	県央振興局
田結川	田結川 飯盛町里 1.6km 左岸 危機管理型水位計	諫早市飯盛町里	-1.52	-0.60	±0.00	県央振興局
丸尾川	丸尾川 喜々津町化屋 0.5km 右岸 危機管理型水位計	諫早市喜々津町化屋	-1.68	-0.67	±0.00	県央振興局
久山川	久山川 久山町 1.2km 右岸 危機管理型水位計	諫早市久山町	-1.41	-0.56	±0.00	県央振興局
西大川	西大川 貝津町 1.5km 左岸 危機管理型水位計	諫早市貝津町	-1.31	-0.52	±0.00	県央振興局
藤の川	藤の川 池田新町 0.8km 左岸 危機管理型水位計	大村市池田新町	-1.30	-0.52	±0.00	県央振興局
よし川	よし川 松原本町 1.4km 左岸 危機管理型水位計	大村市松原本町	-0.78	-0.31	±0.00	県央振興局
郡川	郡川 大村市 竹松町 1.8km 左岸 危機管理型水位計	大村市竹松町	-2.79	-1.11	±0.00	県央振興局
大上戸川	大上戸川 大村市 西三城町 1.5km 左岸 危機管理型水位計	大村市西三城町	-1.64	-0.64	±0.00	県央振興局
内田川	内田川 大村市 武部町 0.7km 右岸 危機管理型水位計	大村市武部町	-1.43	-0.57	±0.00	県央振興局
<b>県央振興局</b>		<b>小計</b>	<b>23</b>	<b>局</b>		
鮎川	鮎川 南崩山町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	島原市南崩山町丁	-1.32	-0.53	±0.00	島原振興局
北川	北川 柏野町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	島原市柏野町	-1.66	-0.67	±0.00	島原振興局
栗谷川	栗谷川 島原市 0.5km 右岸 危機管理型水位計	島原市有明町湯江丁	-1.34	-0.54	±0.00	島原振興局
中尾川	中尾川(河原橋) 前浜町 危機管理型水位計	島原市宇土町	-3.31	-1.33	±0.00	島原振興局
倉地川	倉地川 国見町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市国見町土黒丁	-2.11	-0.85	±0.00	島原振興局
権現川	権現川 瑞穂町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市瑞穂町古部甲伏尾	-1.21	-0.49	±0.00	島原振興局
船津川	船津川 瑞穂町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市瑞穂町古部乙夏峰	-0.90	-0.36	±0.00	島原振興局
田内川	田内川 吾妻町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市吾妻町本村名三室二	-1.62	-0.65	±0.00	島原振興局
今木場川	今木場川 愛野町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市愛野町甲有明	-1.48	-0.59	±0.00	島原振興局
土井川	土井川 吾妻町 1.1km 左岸 危機管理型水位計	雲仙市吾妻町田之平名	-1.29	-0.52	±0.00	島原振興局
田川原川	田川原川 吾妻町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	雲仙市吾妻町大古場名田川原	-1.10	-0.44	±0.00	島原振興局
千鳥川	千鳥川 愛野町 0.8km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市愛野町甲川端225	-1.41	-0.57	±0.00	島原振興局
境川	境川 南串山町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	雲仙市南串山町甲後山	-1.63	-0.66	±0.00	島原振興局
川内川	川内川 南串山町 0.9km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市南串山町乙射場	-1.50	-0.60	±0.00	島原振興局
小津波見川	小津波見川 南串山町 0.7km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市南串山町丙竹比	-1.00	-0.40	±0.00	島原振興局
松江川	松江川 雲仙市 3.0km 右岸 危機管理型水位計	雲仙市瑞穂町伊福	-1.56	-0.63	±0.00	島原振興局
津波見川	津波見川 加津佐町 0.3km 左岸 危機管理型水位計	南島原市加津佐町甲津波見名	-1.19	-0.48	±0.00	島原振興局
小松川	小松川 加津佐町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	南島原市加津佐町乙東串	-1.56	-0.63	±0.00	島原振興局
貝瀬川	貝瀬川 口之津町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	南島原市口之津町丙西大屋名	-0.94	-0.38	±0.00	島原振興局
六反田川	六反田川 南有馬町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	南島原市南有馬町乙砂原	-0.68	-0.27	±0.00	島原振興局
葉山川	葉山川 南有馬町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	南島原市南有馬町丁浦田	-1.01	-0.41	±0.00	島原振興局
どんどん川	どんどん川 南有馬町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	南島原市南有馬町乙古園	-0.77	-0.31	±0.00	島原振興局
大手川	大手川 北有馬町 0.8km 左岸 危機管理型水位計	南島原市北有馬町乙田平名	-1.13	-0.45	±0.00	島原振興局
竜石川	竜石川 西有家町 0.7km 右岸 危機管理型水位計	南島原市西有家町龍石東浜	-1.30	-0.52	±0.00	島原振興局
須川川	須川川 西有家町 0.9km 左岸 危機管理型水位計	南島原市西有家町里坊下里	-1.04	-0.42	±0.00	島原振興局
蒲河川	蒲河川 有家町 1.3km 右岸 危機管理型水位計	南島原市有家町蒲河屋首	-1.13	-0.46	±0.00	島原振興局
新川	新川 布津町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	南島原市布津町丙坂下名	-1.08	-0.43	±0.00	島原振興局
深江川	深江川 深江町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	南島原市深江町丙本町	-1.84	-0.74	±0.00	島原振興局
水無川	水無川 深江町 2.1km 左岸 危機管理型水位計	南島原市深江町丁	-5.31	-2.13	±0.00	島原振興局
中谷川	中谷川 南島原市 0.7km 右岸 危機管理型水位計	南島原市南有馬町甲	-1.23	-0.50	±0.00	島原振興局
山田川	山田川 吾妻町牛口名 0.5km 左岸 危機管理型水位計	雲仙市吾妻町牛口名	-2.75	-0.95	±0.00	島原振興局
大手川	大手川 萩原1丁目 0.9km 右岸 危機管理型水位計	島原市萩原1丁目	-1.76	-0.56	±0.00	島原振興局
有家川	有家川 西有家町里坊 1.1km 右岸 危機管理型水位計	南島原市西有家町里坊	-2.60	-1.10	±0.00	島原振興局
<b>島原振興局</b>		<b>小計</b>	<b>33</b>	<b>局</b>		
犬尾川	犬尾川 黒髪町 0.36km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市黒髪町	-1.50	-0.60	±0.00	県北振興局
黒髪川	黒髪川 黒髪町 0.06km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市黒髪町	-1.97	-0.79	±0.00	県北振興局
福石川	福石川 藤原町 1.02km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市藤原町	-1.22	-0.49	±0.00	県北振興局

## 危機管理型水位計一覧表

河川名	水位計名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
小野川	小野川 小野町 0.53km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市小野町	-1.65	-0.90	±0.00	県北振興局
新田川	新田川 新田町 1.4km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市新田町	-1.19	-0.48	±0.00	県北振興局
池野川	池野川 松瀬町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市松瀬町	-1.36	-0.55	±0.00	県北振興局
牟田川	牟田川 筒井町 0.31km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市筒井町	-2.46	-0.99	±0.00	県北振興局
江端川	江端川 宇久町 0.41km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市宇久町	-1.20	-0.48	±0.00	県北振興局
嘉例川	嘉例川 江迎町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市江迎町	-1.76	-0.70	±0.00	県北振興局
樋口川	樋口川 鹿町町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市鹿町町	-1.44	-0.58	±0.00	県北振興局
大加勢川	大加勢川 鹿町町 0.77km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市鹿町町	-2.21	-0.88	±0.00	県北振興局
上矢岳川	上矢岳川 小佐々町 0.26km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市小佐々町	-1.66	-0.64	±0.00	県北振興局
竹田川	竹田川 小佐々町 0.81km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市小佐々町	-1.12	-0.45	±0.00	県北振興局
小佐々川	小佐々川 小佐々町 0.85km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市小佐々町	-1.23	-0.49	±0.00	県北振興局
坂瀬川	坂瀬川 江迎町 5.63km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市江迎町	-1.18	-0.47	±0.00	県北振興局
江の串川	江の串川 東彼杵町 0.73km 左岸 危機管理型水位計	東彼杵郡東彼杵町木場郷	-1.76	-0.71	±0.00	県北振興局
串川	串川 東彼杵町 0.33km 左岸 危機管理型水位計	東彼杵郡東彼杵町平似田郷	-1.56	-0.63	±0.00	県北振興局
千綿川	千綿川 東彼杵町 0.68km 右岸 危機管理型水位計	東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷	-2.59	-1.04	±0.00	県北振興局
中尾川	中尾川 波佐見町 2.46km 左岸 危機管理型水位計	東彼杵郡波佐見町井石郷	-1.43	-0.57	±0.00	県北振興局
鏡川	鏡川 鏡川町 0.47km 左岸 危機管理型水位計	平戸市鏡川町	-1.56	-0.62	±0.00	県北振興局
神曾根川	神曾根川 下中野町 2.48km 左岸 危機管理型水位計	平戸市下中野町	-1.43	-0.57	±0.00	県北振興局
安満川	安満川 紐差町 0.59km 左岸 危機管理型水位計	平戸市紐差町	-1.72	-0.69	±0.00	県北振興局
中川	中川 紐差町 0.31km 左岸 危機管理型水位計	平戸市紐差町	-1.92	-0.77	±0.00	県北振興局
中津良川	中津良川 下中津良町 0.74km 右岸 危機管理型水位計	平戸市下中津良町	-1.54	-0.62	±0.00	県北振興局
敷佐川	敷佐川 敷佐町 0.33km 右岸 危機管理型水位計	平戸市敷佐町	-1.14	-0.46	±0.00	県北振興局
古田川	古田川 津吉町 0.68km 右岸 危機管理型水位計	平戸市津吉町	-1.58	-0.75	±0.00	県北振興局
東流川	東流川 大島村 0.13km 左岸 危機管理型水位計	平戸市大島村	-0.60	-0.24	±0.00	県北振興局
西流川	西流川 大島村 0.41km 左岸 危機管理型水位計	平戸市大島村	-1.37	-0.55	±0.00	県北振興局
神の川	神の川 生月町 0.38km 右岸 危機管理型水位計	平戸市生月町	-1.53	-0.61	±0.00	県北振興局
久吹川	久吹川 田平町 2.02km 左岸 危機管理型水位計	平戸市田平町	-1.39	-0.56	±0.00	県北振興局
里川	里川 田平町 0.8km 右岸 危機管理型水位計	平戸市田平町	-1.94	-0.78	±0.00	県北振興局
人柱川	人柱川 今福町 0.65km 左岸 危機管理型水位計	松浦市今福町	-1.34	-0.54	±0.00	県北振興局
悪太郎川	悪太郎川 志佐町 1.14km 右岸 危機管理型水位計	松浦市志佐町	-1.01	-0.41	±0.00	県北振興局
童尾川	童尾川 御厨町 0.37km 右岸 危機管理型水位計	松浦市御厨町	-1.97	-0.79	±0.00	県北振興局
谷郷川	谷郷川 鷹島町 0.28km 右岸 危機管理型水位計	松浦市鷹島町	-0.71	-0.28	±0.00	県北振興局
大明寺川	大明寺川 西彼町 1.4km 右岸 危機管理型水位計	西海市西彼町	-1.47	-0.59	±0.00	県北振興局
鳥加川	鳥加川 西彼町 1.55km 右岸 危機管理型水位計	西海市西彼町	-1.42	-0.57	±0.00	県北振興局
木場川	木場川 西海町 0.58km 左岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-2.00	-0.80	±0.00	県北振興局
高地川	高地川 西海町 0.97km 左岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-1.51	-0.61	±0.00	県北振興局
面高川	面高川 西海町 2.12km 左岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-1.06	-0.42	±0.00	県北振興局
江川内川	江川内川 西海町 1.14km 左岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-2.48	-0.99	±0.00	県北振興局
伊佐ノ浦川	伊佐ノ浦川 西海町 3.55km 左岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-2.20	-0.88	±0.00	県北振興局
柚木川	柚木川 西海町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	西海市西海町	-1.97	-0.79	±0.00	県北振興局
多比良川	多比良川 大瀬戸町 4.78km 右岸 危機管理型水位計	西海市大瀬戸町	-2.38	-0.95	±0.00	県北振興局
つづら川	つづら川 小佐々町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市小佐々町	-1.59	-0.64	±0.0	県北振興局
宮村川	宮村川 城間町 1.9km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市城間町	-1.54	-0.62	±0.0	県北振興局
江迎川	江迎川 江迎町 2.8km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市江迎町	-1.61	-0.64	±0.0	県北振興局
佐々川	佐々川 佐々町 3.7km 左岸 危機管理型水位計	佐々町本田原免	-2.87	-1.15	±0.0	県北振興局
佐々川	佐々川 吉井町 9.3km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市吉井町	-3.48	-1.40	±0.0	県北振興局
佐々川	佐々川 世知原町 16.3km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市世知原町	-1.67	-0.66	±0.0	県北振興局
佐世保川	佐世保川 木場田町 2.1km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市木場田町	-2.91	-1.17	±0.0	県北振興局

## 危機管理型水位計一覧表

河川名	水位計名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
志佐川	志佐川 志佐町 2.7km 左岸 危機管理型水位計	松浦市志佐町	-1.66	-0.66	±0.0	県北振興局
小森川	小森川 権常寺町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市権常寺町	-2.60	-1.04	±0.0	県北振興局
雪浦川	雪浦川 大瀬戸町 3.8km 左岸 危機管理型水位計	西海市大瀬戸町	-2.16	-0.86	±0.0	県北振興局
川棚川	川棚川 波佐見町 12.3km 左岸 危機管理型水位計	波佐見町折敷瀬郷	-2.29	-0.91	±0.0	県北振興局
川棚川	川棚川 川棚町 2.0km 右岸 危機管理型水位計	川棚町中組郷	-3.83	-1.53	±0.0	県北振興局
早岐川	早岐川 早苗町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市早苗町	-1.26	-0.51	±0.0	県北振興局
相浦川	相浦川 木宮町 3.1km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市木宮町	-2.34	-0.94	±0.0	県北振興局
相浦川	相浦川 田原町 9.9km 右岸 危機管理型水位計	佐世保市田原町	-2.51	-1.01	±0.0	県北振興局
彼杵川	彼杵川 東彼杵町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	東彼杵町藏本郷	-2.07	-0.83	±0.0	県北振興局
川棚川	川棚川 波佐見町 7.9km 右岸 危機管理型水位計	波佐見町長野郷	-2.46	-1.00	±0.0	県北振興局
石木川	石木川 川棚町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	川棚町石木郷	-1.80	-0.72	±0.0	県北振興局
日出川	日出川 口の尾町 0.15km 左岸 危機管理型水位計	佐世保市口の尾町	-1.48	-0.59	±0.0	県北振興局
<b>県北振興局</b>				<b>小計</b>	<b>63</b>	<b>局</b>
福江川	福江川 木場町 1.61km 左岸 危機管理型水位計	五島市木場町	-4.51	-1.47	±0.00	五島振興局
後の川	後の川 一番町 0.48km 左岸 危機管理型水位計	五島市一番町	-1.49	-0.60	±0.00	五島振興局
牟田川	牟田川 吉田町 0.51km 左岸 危機管理型水位計	五島市吉田町	-2.03	-0.81	±0.00	五島振興局
前田川	前田川 奥浦町 0.06km 右岸 危機管理型水位計	五島市奥浦町浦頭	-1.09	-0.44	±0.00	五島振興局
猪ノ木川	猪ノ木川 猪ノ木町 1.24km 左岸 危機管理型水位計	五島市猪ノ木町猪ノ木	-0.97	-0.39	±0.00	五島振興局
市小木川	市小木川 久賀町 1.14km 左岸 危機管理型水位計	五島市久賀町字市小木	-1.66	-0.67	±0.00	五島振興局
増田川	増田川 増田町 1.70km 右岸 危機管理型水位計	五島市増田町	-1.37	-0.55	±0.00	五島振興局
田尾川	田尾川 富江町 0.47km 右岸 危機管理型水位計	五島市富江町田尾郷	-1.12	-0.45	±0.00	五島振興局
丸子川	丸子川 富江町 0.53km 左岸 危機管理型水位計	五島市富江町田尾郷	-1.32	-0.53	±0.00	五島振興局
小川川	小川川 玉之浦町 1.55km 右岸 危機管理型水位計	五島市玉之浦町小川郷	-1.40	-0.56	±0.00	五島振興局
荒川川	荒川川 玉之浦町 0.35km 右岸 危機管理型水位計	五島市玉之浦町荒川郷	-1.46	-0.59	±0.00	五島振興局
丹奈川	丹奈川 玉之浦町 0.33km 右岸 危機管理型水位計	五島市玉之浦町丹奈郷	-1.48	-0.59	±0.00	五島振興局
大川原川	大川原川 岐宿町 1.85km 右岸 危機管理型水位計	五島市岐宿町川原郷	-1.38	-0.55	±0.00	五島振興局
小川原川	小川原川 岐宿町 1.13km 右岸 危機管理型水位計	五島市岐宿町川原郷	-1.69	-0.68	±0.00	五島振興局
浦ノ川	浦の川(浦ノ川橋) 岐宿町 0.55km 危機管理型水位計	五島市岐宿町河務郷	-2.11	-0.84	±0.00	五島振興局
鰐川	鰐川 岐宿町 8.39km 右岸 危機管理型水位計	五島市岐宿町松山郷	-2.84	-1.14	±0.00	五島振興局
<b>五島振興局</b>				<b>小計</b>	<b>16</b>	<b>局</b>
大川	大川 新上五島町 0.2km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町岩瀬浦郷	-1.30	-0.52	±0.00	上五島支所
宮ノ川	宮ノ川 新上五島町 0.6km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町浦桑郷	-1.06	-0.43	±0.00	上五島支所
相河川	相河川 新上五島町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町相河郷	-0.89	-0.60	±0.00	上五島支所
佐野原川	佐野原川 新上五島町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町三日ノ浦郷	-1.08	-0.43	±0.00	上五島支所
檜ノ木川	檜ノ木川 新上五島町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町宿ノ浦郷	-1.14	-0.46	±0.00	上五島支所
木場川	木場川 新上五島町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町有川郷	-1.16	-0.46	±0.00	上五島支所
釣道川	釣道川 新上五島町 1.1km 右岸 危機管理型水位計	新上五島町青方郷	-1.25	-0.35	±0.00	上五島支所
<b>上五島支所</b>				<b>小計</b>	<b>7</b>	<b>局</b>
大左右川	大左右川 芦辺町 0.9km 左岸 危機管理型水位計	壱岐市芦辺町大左右触	-2.19	-0.88	±0.00	壱岐振興局
梅の木川	梅の木川 芦辺町 1.0km 左岸 危機管理型水位計	壱岐市芦辺町国分当田触	-1.10	-0.44	±0.00	壱岐振興局
刈田院川	刈田院川 勝本町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	壱岐市勝本町立石南触	-1.14	-0.46	±0.00	壱岐振興局
百合畠川	百合畠川 勝本町 0.2km 右岸 危機管理型水位計	壱岐市勝本町布気触	-1.32	-0.43	±0.00	壱岐振興局
永田川	永田川 郷ノ浦町 0.9km 右岸 危機管理型水位計	壱岐市郷ノ浦町本村触	-1.60	-0.90	±0.00	壱岐振興局
角川	角川 芦辺町 0.1km 右岸 危機管理型水位計	壱岐市芦辺町箱崎釣ノ尾触	-2.77	-0.78	±0.00	壱岐振興局
<b>壱岐振興局</b>				<b>小計</b>	<b>6</b>	<b>局</b>
瀬川	瀬川 厳原町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.69	-0.69	±0.00	対馬振興局
阿須川	阿須川 厳原町 0.2km 左岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.44	-0.64	±0.00	対馬振興局
阿連川	阿連川 厳原町 1.1km 左岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.98	-1.18	±0.00	対馬振興局

## 危機管理型水位計一覧表

河川名	水位計名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
椎根川	椎根川 厳原町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.94	-1.14	±0.00	対馬振興局
小浦川	小浦川 厳原町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.30	-0.50	±0.00	対馬振興局
浅藻川	浅藻川 厳原町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.89	-0.79	±0.00	対馬振興局
久和川	久和川 厳原町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-1.49	-0.59	±0.00	対馬振興局
高浜川	高浜川 美津島町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	対馬市美津島町	-1.36	-0.56	±0.00	対馬振興局
洲藻川	洲藻川 美津島町 1.0km 左岸 危機管理型水位計	対馬市美津島町	-2.10	-1.20	±0.00	対馬振興局
加志川	加志川 美津島町 1.6km 右岸 危機管理型水位計	対馬市美津島町	-1.10	-0.50	±0.00	対馬振興局
今里川	今里川 美津島町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	対馬市美津島町	-1.15	-0.45	±0.00	対馬振興局
曾川	曾川 豊玉町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	対馬市豊玉町	-1.06	-0.46	±0.00	対馬振興局
卯麦川	卯麦川 豊玉町 0.3km 左岸 危機管理型水位計	対馬市豊玉町	-0.76	-0.36	±0.00	対馬振興局
三根川	三根川 峰町 4.3km 右岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-1.99	-0.79	±0.00	対馬振興局
田志川	田志川 峰町 0.4km 左岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-1.57	-0.87	±0.00	対馬振興局
佐賀川	佐賀川 峰町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-1.90	-1.10	±0.00	対馬振興局
志多賀川	志多賀川 峰町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-2.31	-1.41	±0.00	対馬振興局
吉田川	吉田川 峰町 1.3km 右岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-2.17	-1.27	±0.00	対馬振興局
馳道川	馳道川 峰町 0.5km 左岸 危機管理型水位計	対馬市峰町	-1.21	-0.51	±0.00	対馬振興局
佐護川	佐護川 上県町 5.7km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.30	-0.40	±0.00	対馬振興局
佐護川	佐護川 上県町 4.1km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.60	-0.70	±0.00	対馬振興局
佐須奈川	佐須奈川 上県町 0.7km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.00	-0.40	±0.00	対馬振興局
志田留川	志多留川 上県町 0.2km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.00	-0.70	±0.00	対馬振興局
伊奈川	伊奈川 上県町 0.4km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.02	-0.42	±0.00	対馬振興局
仁田川	仁田川 上県町 1.6km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-2.10	-1.00	±0.00	対馬振興局
鹿見川	鹿見川 上県町 0.6km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上県町	-1.05	-0.45	±0.00	対馬振興局
舟志川	舟志川 上対馬町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-2.50	-2.00	±0.00	対馬振興局
玖須川	玖須川 上対馬町 1.0km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-1.80	-0.90	±0.00	対馬振興局
豊川	豊川 上対馬町 0.7km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-0.90	-0.40	±0.00	対馬振興局
芦見川	芦見川 上対馬町 0.3km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-1.00	-0.60	±0.00	対馬振興局
一重川	一重川 上対馬町 0.3km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-0.85	-0.35	±0.00	対馬振興局
小鹿川	小鹿川 上対馬町 0.3km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-1.20	-0.80	±0.00	対馬振興局
大浦川	大浦川 上対馬町 0.5km 右岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-0.80	-0.50	±0.00	対馬振興局
田川	田川 豊玉町 0.8km 右岸 危機管理型水位計	対馬市豊玉町	-0.66	-0.16	±0.00	対馬振興局
厳原本川	厳原本川 厳原町 1.3km 左岸 危機管理型水位計	対馬市厳原町	-0.86	-0.46	±0.00	対馬振興局
飼所川	飼所川 上県町 1.3km 左岸 危機管理型水位計	対馬市上対馬町	-1.95	-1.17	±0.00	対馬振興局
対馬振興局				小計	36	局
				総計	218	局

## 潮位観測所一覧表

名称	位置	種別	管理者
佐世保観測所	佐世保市千尽町	デジタル式 フース型	第七管区海上保安本部 海洋情報部
気象庁長崎検潮所	長崎市松が枝町	電波式	長崎地方気象台
気象庁口之津検潮所	南島原市口之津町	電波式	長崎地方気象台
気象庁福江検潮所	五島市東浜町	電波式	長崎地方気象台
長崎港皇后地区 検潮所	長崎市小瀬戸町	デジタル式 フース型	国土交通省港湾局
平戸瀬戸航路 検潮所	平戸市田平町	デジタル式 フース型	国土交通省港湾局
厳原観測所	対馬市厳原町	デジタル式 フース型	第七管区海上保安本部 海洋情報部
気象庁対馬比田勝 津波観測点	対馬市上対馬町	電波式	長崎地方気象台
郷ノ浦港	壱岐市郷ノ浦町	デジタル式 フース型	国土交通省港湾局
計	9箇所		

### 津波情報で用いる長崎県の津波観測点（9地点）

地点名称	地点名称の読み	津波予報区	所属
佐世保	させぼ	長崎県西方	海上保安庁
長崎	ながさき	長崎県西方	気象庁
口之津	くちのつ	長崎県西方	気象庁
福江島福江港	ふくえじまふくえこう	長崎県西方	気象庁
長崎港皇后	ながさきこうこうごう	長崎県西方	国土交通省港湾局
平戸市田平港	ひらどしたびらこう	長崎県西方	国土交通省港湾局
対馬市厳原	つしまいづはら	壱岐・対馬	海上保安庁
対馬比田勝	つしまひたかつ	壱岐・対馬	気象庁
壱岐島郷ノ浦港	いきのしまごうのうらこう	壱岐・対馬	国土交通省港湾局



## 雨量計観測所一覧表（情報基盤緊急整備事業による施設）

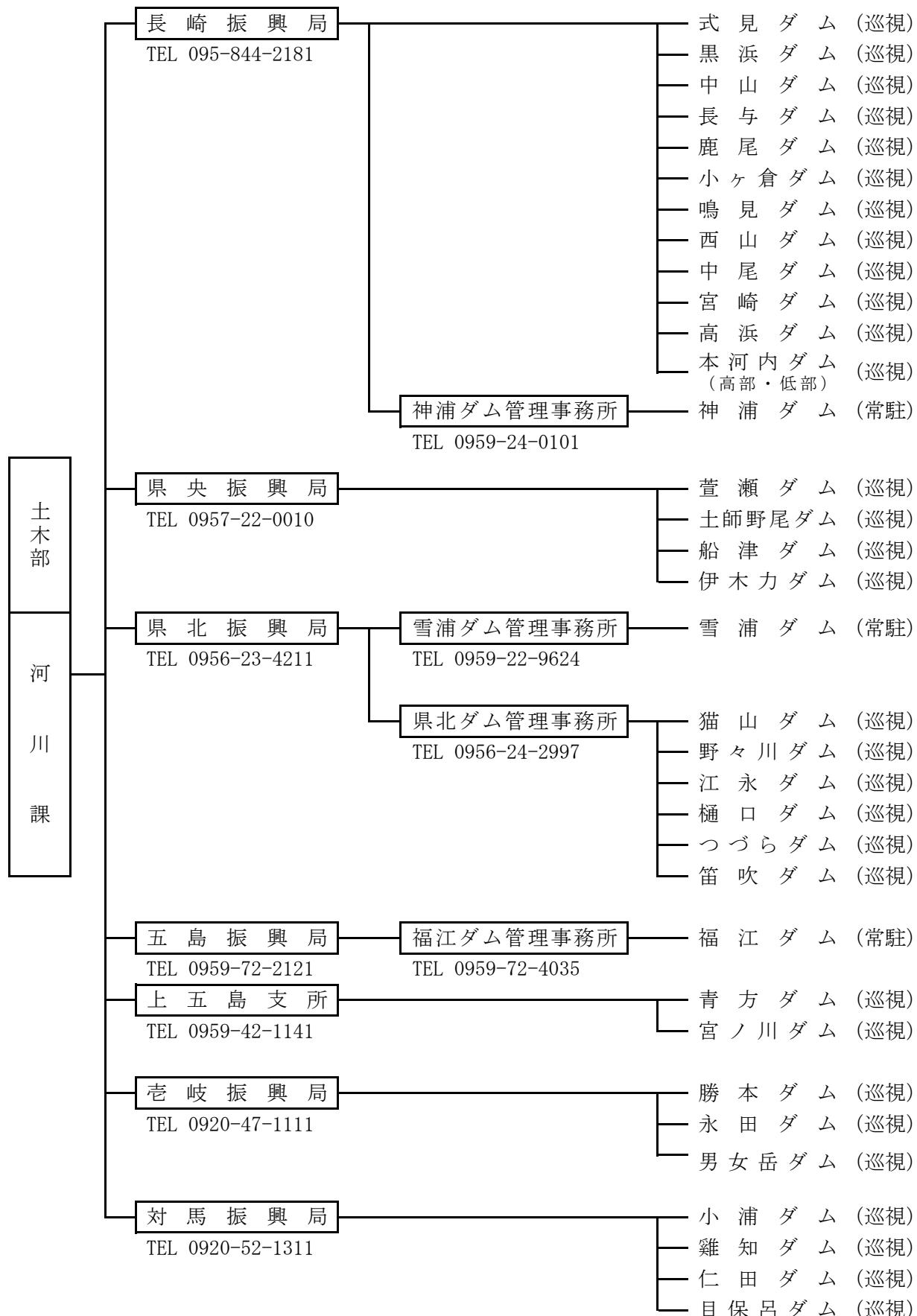
※雨量情報は、長崎河川砂防情報システム (<http://www/kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>) により配信

観測所名 (事業所名)	所在地	設置者名 (管理者名)	観測所名 (事業所名)	所在地	設置者名 (管理者名)
長崎土木事務所	長崎市大橋町	長崎振興局	佐世保市世知原行政センター	佐世保市世知原町栗迎	県北振興局
琴海	長崎市長浦町	〃	戸平田	佐世保市上柚木町	〃
西海	長崎市西海町谷門	〃	踊石橋	佐世保市皆瀬町	〃
滑石	長崎市滑石6丁目	〃	相浦橋	佐世保市相浦町	〃
淵	長崎市淵町	〃	野崎	佐世保市野崎町	〃
本河内	長崎市本河内町	〃	鳥帽子岳	佐世保市鳥帽子町	〃
日見	長崎市界2丁目	〃	三川内	佐世保市三川内本町	〃
古賀	長崎市古賀町	〃	上浦	佐世保市指方町	〃
船石	長崎市船石町	〃	下橋川内公民館	佐世保市吉井町踊瀬	〃
上戸町	長崎市新戸町	〃	猪崎小学校	佐世保市江迎町猪崎免	〃
土井首	長崎市柳田町	〃	黒島中学校	佐世保市黒島町	〃
大崎	長崎市千々町	〃	高島町	佐世保市高島町	〃
元宮公園	長崎市布巻町	〃	宇久町	佐世保市宇久町平郷	〃
伊王島	長崎市伊王島町1丁目	〃	宮崎橋	佐世保市広田町	〃
曾段田	長崎市以下宿町野々串	〃	彼杵大橋	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷	〃
漫川	長崎市野母崎樺島町	〃	竜頭泉	東彼杵郡東彼杵町中岳郷	〃
畦別当	長崎市川平町	〃	虚空藏	東彼杵郡川棚町木場郷	〃
多以良	長崎市三京町	〃	山道橋	東彼杵郡川棚町中組郷	〃
小江原	長崎市柿泊町	〃	弘法岳	東彼杵郡川棚町中山郷	〃
北浦	長崎市北浦町	〃	波佐見役場	東彼杵郡波佐見町宿郷	〃
先ノ谷	長崎市高島町	〃	小値賀町	北松浦郡小値賀町笛吹郷	〃
野母	長崎市野母町	〃	木場川	北松浦郡佐々町木場免	〃
黒崎	長崎市東出津町	〃	田平土木	平戸市田平町山内免	〃
長久保	長崎市池島町	〃	南支館	平戸市田平町深月免	〃
八反田	西彼杵郡長与町吉無田郷	〃	中野小学校	平戸市中野大久保町	〃
神浦ダム	長崎市神浦下大中尾町	長崎振興局・神浦ダム	紐差	平戸市迎紐差町	〃
扇山	長崎市神浦扇山町	〃	中津良小学校	平戸市下中津良町	〃
諫早土木	諫早市永昌東町	県央振興局	津吉	平戸市辻町	〃
白木峰	諫早市白木峰町	〃	野子中学校	平戸市野子町	〃
有喜	諫早市有喜町	〃	神ノ川	平戸市生月町南免	〃
江ノ浦川	諫早市飯盛町開	〃	江古ノ辻	平戸市大島村大根坂	〃
森山	諫早市森山町慶師野	〃	田助	平戸市大久保町	〃
高来	諫早市高来町平田	〃	志々伎	平戸市志々伎町	〃
黒新田	諫早市高来町黒新田	〃	根獅子	平戸市根獅子町	〃
土師野尾	諫早市貝津町	〃	御崎	平戸市生月町壹部免	〃
諫早市小長井支所	諫早市小長井町小川原浦	〃	春日	平戸市主師町	〃
伊木力	諫早市多良見町舟津	〃	宮崎橋	松浦市今福町浦免	〃
喜々津	諫早市多良見町中里	〃	高野橋	松浦市志佐町高野免	〃
長田	諫早市西里町	〃	木場	松浦市御厨町木場免	〃
小野	諫早市富川町	長崎河川国道事務所	星鹿	松浦市星鹿町下田免	〃
諫早	諫早市八天町	〃	浅ヶ谷	松浦市福島町浅ヶ谷免	〃
夫婦木	諫早市小川町	〃	殿ノ浦	松浦市鷹島町中通免	〃
清水	諫早市御手洗	〃	下岳	西海市西彼町上岳郷	〃
本野	諫早市上大渡野町	〃	小迎	西海市西彼町小迎郷	〃
東野岳	大村市東野岳町	県央振興局	大串	西海市西彼町大串郷	〃
大村	大村市池田二丁目	〃	西海総合支所	西海市西海町木場郷	〃
針尾川	大村市岩松町	〃	七釜	西海市西海町七釜郷	〃
溝陸	大村市溝陸町	〃	間瀬	西海市大島町間瀬東町1区	〃
郡川砂防公園	大村市黒木町	〃	蛎浦	西海市崎戸町蛎浦郷	〃
県北振興局	佐世保市木場田町	県北振興局	江島	西海市崎戸町江ノ島	〃
高岩橋	佐世保市江迎町小川内	〃	平島	西海市崎戸町平島	〃
竹田川	佐世保市小佐々町西川内免	〃	大瀬戸木維持管理事務所	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷	〃

資料5－3

観測所名 (事業所名)	所在地	設置者名 (管理者名)	観測所名 (事業所名)	所在地	設置者名 (管理者名)
杉山	西海市大瀬戸町雪浦小松郷	県北振興局	一本松	新上五島町津和崎郷	上五島支所
松島	西海市大瀬戸町松島外郷	〃	新魚目	新上五島町立串郷	〃
雪浦ダム	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷	県北振興局・雪浦ダム	生ナ川	新上五島町榎津郷	〃
山手	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷	〃	加勢川	新上五島町今里郷	〃
島原振興局	島原市城内	島原振興局	杉の本	新上五島町岩瀬浦郷	〃
小無田	雲仙市愛野町	〃	大座川	新上五島町奈良尾郷	〃
山田川	雲仙市吾妻町牛口名	〃	築出山	新上五島町若松郷	〃
仁田	雲仙市吾妻町川床名	〃	金堂崎	新上五島町日島郷	〃
新山	雲仙市南串山町	〃	堤ノ浦	新上五島町間伏郷	〃
田代原	雲仙市国見町	〃	壱岐地方局	壱岐市郷ノ浦町本村触	壱岐振興局
西郷川	雲仙市瑞穂町	〃	勝本	壱岐市勝本町西戸触	〃
有馬川	南島原市南有馬町	〃	湯ノ本	壱岐市勝本町本宮南触	〃
白木野	南島原市南有馬町	〃	芦辺浦	壱岐市芦辺町芦辺浦	〃
新開	南島原市口之津町	〃	谷江川	壱岐市芦辺町箱崎釣尾触字西籠	〃
大下	島原市大下町	〃	初山	壱岐市郷ノ浦町初山西触	〃
礫石原	島原市礫石原	〃	渡良	壱岐市郷ノ浦町渡良南触字前板	〃
宇土	島原市宇土町	〃	幡鉾川	壱岐市石田町湯岳射子吉触道路數	〃
大三東	島原市有明町大三東	〃	石田	壱岐市石田町石田西触	〃
北上木場	島原市北上木場町	〃	対馬地方局	対馬市巖原町	対馬振興局
山畑	雲仙市小浜町山畑	〃	雞知川	対馬市美津島町雞知	〃
百花台	雲仙市国見町百花台	〃	加志々	対馬市豊玉町唐洲	〃
土黒	雲仙市国見町土黒	〃	島山	対馬市美津島町大山	〃
自然の家	雲仙市千々石町猿葉山	〃	大船越	対馬市美津島町大船越	〃
白新田	雲仙市千々石町木場名	〃	加志	対馬市美津島町加志	〃
小林	南島原市深江町小林	〃	鴨居瀬	対馬市美津島町鴨居瀬	〃
瀬野	南島原市深江町瀬野	〃	仁位	対馬市豊玉町仁位	〃
布津	南島原市布津町貝崎名	〃	小茂田	対馬市巖原町小茂田	〃
岩床山	南島原市深江町岩床山	〃	久和	対馬市巖原町久和	〃
深江	南島原市深江町諏訪名	〃	豆酸	対馬市巖原町豆酸	〃
長野	南島原市西有家町長野	〃	久根田舎	対馬市巖原町久根田舎	〃
大野木場	南島原市深江町大野木場	〃	瀬田	対馬市上県町瀬田	〃
五島地方局	五島市福江町	五島振興局	三根	対馬市峰町三根	〃
籠淵	五島市籠淵町	〃	伊奈	対馬市上県町伊奈	〃
久賀	五島市久賀町	〃	久原	対馬市上県町久原	〃
枕島	五島市伊福貴町	〃	志多賀	対馬市峰町志多賀	〃
宮原	五島市戸岐町宮原	〃	位ノ端	対馬市豊玉町曾	〃
奥浦	五島市奥浦町	〃	田	対馬市豊玉町田	〃
崎山	五島市下崎山町	〃	琴川	対馬市上対馬町琴	〃
増田	五島市増田町増田	〃	中原	対馬市上対馬町舟志	〃
川原	五島市岐宿町川原	〃	小鹿	対馬市上対馬町小鹿	〃
山内	五島市岐宿町中岳	〃	佐護川	対馬市上県町佐護	〃
柏	五島市三井楽町柏	〃	佐須奈	対馬市上県町佐須奈	〃
荒川	五島市玉之浦町荒川	〃	比田勝川	対馬市上対馬町比田勝	〃
上ノ平	五島市玉之浦町幾久山	〃			
玉之浦	五島市玉之浦町玉之浦	〃			
長峰	五島市富江町長峰	〃	合計 198 箇所		
富江	五島市富江町富江	〃			
奈留	五島市奈留町浦	〃			
上五島土木事務所	新上五島町有川郷	上五島支所			
上村	新上五島町友住郷	〃			
飛川	新上五島町東神ノ浦郷	〃			

## 長崎県ダム連絡系統図



## 水防関係機関名簿

### ◆県機関

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
長崎県庁	基地対策・国民保護課	095-895-2191	095-821-9202	長崎市尾上町3-1
〃	河川課	095-822-0397	095-824-7175	〃
長崎振興局	総務課	095-844-2181	095-849-2780	長崎市大橋町11-1
県央振興局	総務課	0957-22-1334	0957-23-6035	諫早市永昌東町25-8
島原振興局	総務課	0957-63-5036	0957-63-7933	島原市城内1-1205
県北振興局	総務課	0956-22-0374	0956-23-6606	佐世保市木場田町3-25
田平土木維持管理事務所	維持補修班	0950-57-0562	0950-57-1162	平戸市田平町山内免808
大瀬戸土木維持管理事務所	維持補修班	0959-22-0067	0959-22-2581	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128-16
五島振興局	総務課	0959-72-4852	0959-74-1822	五島市福江町7-1
上五島支所	総務課	0959-42-1141	0959-42-2327	南松浦郡新上五島町有川郷578-2
壱岐振興局	総務課	0920-47-4396	0920-47-4809	壱岐市郷ノ浦町本村触570
対馬振興局	総務課	0920-52-1206	0920-52-5509	対馬市厳原町宮谷224
上県土木出張所		0920-84-2028	0920-88-3006	対馬市上県町佐須奈乙937
島原病院	総務課	0957-63-1145	0957-63-4864	島原市下川尻町7895
島原振興局保健部	企画調整課	0957-62-3287	0957-64-6520	島原市新田町347-9

### ◆国土交通省

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
窓 口				
国土交通省 長崎河川国道事務所	防災課	095-839-9211	095-839-9825	長崎市宿町316-1
通信所	(各出張所には担当がありませんので長崎河川国道事務所防災課まで連絡お願いします。)			
国土交通省 長崎河川国道事務所	防災課	095-839-9211	095-839-9825	長崎市宿町316-1
長崎河川国道事務所 佐世保国道維持出張所		0956-38-3174	0956-38-3176	佐世保市田の浦町68
長崎河川国道事務所 大村維持出張所		0957-55-7161	0957-55-7370	大村市富の原2-1664
長崎河川国道事務所 諫早出張所		0957-22-1356	0957-22-1357	諫早市八天町20-15
長崎河川国道事務所 小浜維持出張所		0957-74-3105	0957-74-3106	雲仙市小浜町北野441-1
長崎河川国道事務所 雲仙砂防管理センター (砂防課)		0957-64-4171	0957-64-4127	島原市南下川尻町7-4

## ◆市町

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
長崎市役所	防災危機管理室	095-822-0480	095-820-0108	長崎市魚の町4-1
佐世保市役所	防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086	佐世保市八幡町1-10
島原市役所	市民部市民安全課	0957-62-8022	0957-62-3678	島原市上の町537番地
諫早市役所	危機管理課	0957-22-1500	0957-24-3270	諫早市東小路町7-1
大村市役所	安全対策課	0957-53-5999	0957-52-3883	大村市玖島1-25
平戸市役所	総務課	0950-22-4111	0950-22-5178	平戸市岩の上町1508-3
松浦市役所	防災課	0956-72-1111	0956-72-1115	松浦市志佐町里免365
対馬市役所	地域安全防災室	0920-53-6111	0920-53-6112	対馬市厳原町国分1441
壱岐市役所	危機管理課	0920-48-1131	0920-48-1553	壱岐市郷ノ浦町本村触562
五島市役所	総務課	0959-72-6110	0959-74-1994	五島市福江町1-1
西海市役所	防災基地対策課	0959-37-0028	0959-23-3101	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222
雲仙市役所	危機管理課	0957-38-3111	0957-38-3109	雲仙市吾妻町牛口名714
南島原市役所	防災課	0957-73-6622	0957-82-3086	南島原市西有家町里坊96-2
長与町役場	地域安全課	095-883-1111	095-883-1464	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1
時津町役場	総務課	095-882-2211	095-882-9293	西彼杵郡時津町浦郷274-1
東彼杵町役場	総務課	0957-46-1111	0957-46-0884	東彼杵郡東彼杵町藏本郷1850-6
川棚町役場	総務課	0956-82-3131	0956-82-3134	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1
波佐見町役場	総務課	0956-85-2111	0956-85-5581	東彼杵郡波佐見町宿郷660
小値賀町役場	総務課	0959-56-3111	0959-56-4185	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376
佐々町役場	総務課	0956-62-2101	0956-62-3178	北松浦郡佐々町本田原免168-2
新上五島町役場	総務課消防防災室	0959-43-0147	0959-42-0448	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

## ◆消防本部

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
長崎市消防局	指令課	095-822-0461	095-820-8872	長崎市興善町3-1
佐世保市消防局	指令課	0956-23-5121	0956-23-6898	佐世保市平瀬町9-2
島原地域広域市町村圏組合消防本部	指令課	0957-62-7711	0957-63-6983	島原市新馬場町872-2
県央地域広域市町村圏組合消防本部	通信指令課	0957-24-6500	0957-23-0159	諫早市鷺崎町221-1
松浦市消防本部	警防課	0956-72-1211	0956-72-1210	松浦市志佐町庄野免268-3
五島市消防本部	消防課	0959-72-3131	0959-72-1512	五島市吉久木町628番5
壱岐市消防本部	警防課	0920-45-3037	0920-45-0992	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2
対馬市消防本部	警防課	0920-52-0119	0920-52-1194	対馬市厳原町桟原52-第2
平戸市消防本部	警防課	0950-22-3167	0950-22-5179	平戸市岩の上町733番地1
新上五島町消防本部	警防課	0959-42-0119	0959-42-0448	南松浦郡新上五島町七目郷902-1

## ◆防災関係機関

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
陸上自衛隊(大村)		0957-52-2131 12-189-12	同左手動切換	大村市西乾場町416
海上自衛隊 (佐世保)	防衛部第5幕僚室	0956-23-7111 12-422-11	同左手動切換	佐世保市平瀬町無番地
海上自衛隊 (大村航空基地)	22航空群通信幕僚	0957-52-3131 12-577-11	同左手動切換	大村市今津町10
長崎地方気象台		095-811-4861	095-822-4285	長崎市南山手町11-51
日本赤十字社長崎県支部		095-846-0680	095-846-0681	長崎市茂里町3番15号

## ◆警察

機 関 名	担当部署	電 話	ファクシミリ	設 置 場 所
長崎県警察本部	通信指令課	095-820-0110	095-824-2849	長崎市尾上町3-3
長崎県警察本部	警備課	095-820-0110	095-829-0066	長崎市尾上町3-3
長崎警察署	警備課	095-822-0110	左記番号に連絡し、勤務時間中は担当部署へ、勤務時間外は当直へFAX転送を指示した上で、左記番号にFAXを行う。	長崎市尾上町5-26
大浦警察署	警備課	095-829-0110		長崎市松が枝町7-25
浦上警察署	警備課	095-842-0110		長崎市大橋町26-4
時津警察署	警備課	095-881-0110		西彼杵郡時津町浦郷275-1
西海警察署	警備課	0959-22-0110		西海市大瀬戸町瀬戸樺浦郷162-17
諫早警察署	警備課	0957-22-0110		諫早市小船越町1036-1
島原警察署	警備課	0957-64-0110		島原市新馬場町890-1
南島原警察署	警備課	0957-86-2110		南島原市口之津町丙2113-13
雲仙警察署	警備課	0957-75-0110		雲仙市小浜町南本町7-25
大村警察署	警備課	0957-54-0110		大村市森園町34-5
川棚警察署	警備課	0956-82-3110		東彼杵郡川棚町百津郷41-4
早岐警察署	警備課	0956-39-0110		佐世保市勝海町136
佐世保警察署	警備課	0956-23-0110		佐世保市天満町4-18
相浦警察署	警備課	0956-47-5110		佐世保市愛宕町161
江迎警察署	警備課	0956-66-3110		佐世保市江迎町長坂120-11
松浦警察署	警備課	0956-72-5110		松浦市志佐町庄野免131
平戸警察署	警備課	0950-22-3110		平戸市岩の上町1462
五島警察署	警備課	0959-72-8110		五島市東浜町3-9-1
新上五島警察署	警備課	0959-42-0110		南松浦郡新上五島町有川郷733-2
壱岐警察署	警備課	0920-47-0110		壱岐市郷ノ浦町本村触551-1
対馬南警察署	警備課	0920-52-0110		対馬市厳原町中村633
対馬北警察署	警備課	0920-84-2110		対馬市上県町佐須奈甲561

## ◆海上保安部

機関名	担当部署	電話	ファクシミリ	設置場所
長崎海上保安部	警備救難課	095-827-5134	095-822-0673	長崎市松ヶ枝町7-29
佐世保海上保安部	警備救難課	0956-31-6003	0956-26-1199	佐世保市干戻町4-1
対馬海上保安部	警備救難課	0920-52-0118	同左手動切換	対馬市厳原町東里341-42
壱岐海上保安署		0920-47-0508	0920-47-2363	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦648-5
五島海上保安署		0959-72-3999 0959-72-4999	同左手動切換	五島市東浜町2-1-1
平戸海上保安署		0950-22-3997 0950-22-4999	0950-22-3995	平戸市岩の上町1529-2
比田勝海上保安署		0920-86-2113 0920-86-4999	0920-86-2113 (手動切替)	対馬市上対馬町比田勝1000-23

## ◆電力

機関名	担当部署	電話	ファクシミリ	設置場所
九州電力送配電㈱ 長崎支社	企画管理グループ	095-864-1917	095-864-1998	長崎市城山町3-19 (通常時連絡先)
	総合制御所	095-864-1937	095-864-1939	長崎市城山町3-19 (休日・夜間連絡先)
九州電力送配電㈱ 平戸配電事業所	配電グループ	0950-22-3599	0950-22-3233	平戸市岩の上町1502-2
九州電力送配電㈱ 佐世保配電事業所	配電グループ	0956-31-9452	0956-33-2677	佐世保市福石町4-12
九州電力送配電㈱ 大村配電事業所	配電グループ	0957-52-7909	0957-42-2210	大村市東三城町13
九州電力送配電㈱ 島原配電事業所	配電グループ	0957-62-8096	0957-62-7807	島原市城内1-1207-1
九州電力送配電㈱ 長崎配電事業所	配電グループ	095-864-1956	095-864-1878	長崎市城山町3-19
九州電力送配電㈱ 五島配電事業所	配電グループ	0959-74-5271	0959-72-2439	五島市紺屋町5-11

## ◆漁業無線局

機関名	担当部署	電話	ファクシミリ	設置場所
一般社団法人 長崎県漁業無線協会	長崎県漁業無線局	095-846-1810	095-844-0631	長崎市柿泊町2496
館浦漁業協同組合	館浦漁業無線局	0950-53-1515	0950-53-0115	平戸市生月町館浦107-2

## ◆NTT

機関名	担当部署	電話	ファクシミリ	設置場所
窓口				
NTTフィールドテクノ 長崎設備部	エリアマネジメント担当 (災害対策室)	095-893-8059	095-811-7811	長崎市金屋町4-15 金屋ビル4F
ポータブル衛星	(特設公衆電話として8回線／1台)			
NTTフィールドテクノ 長崎設備部	フィールドサービス センタ長崎ユニット	095-801-0093	095-825-8888	長崎市金屋町4-15 金屋ビル8F
ポータブル衛星	(特設公衆電話として8回線／1台)			
NTTフィールドテクノ 長崎設備部	フィールドサービス センタ長崎ユニット	0959-75-0066	0959-75-0061	五島市福江町14-1

## 一般社団法人日本アマチュア無線連盟長崎県支部役員名簿

## 支部役員・幹事

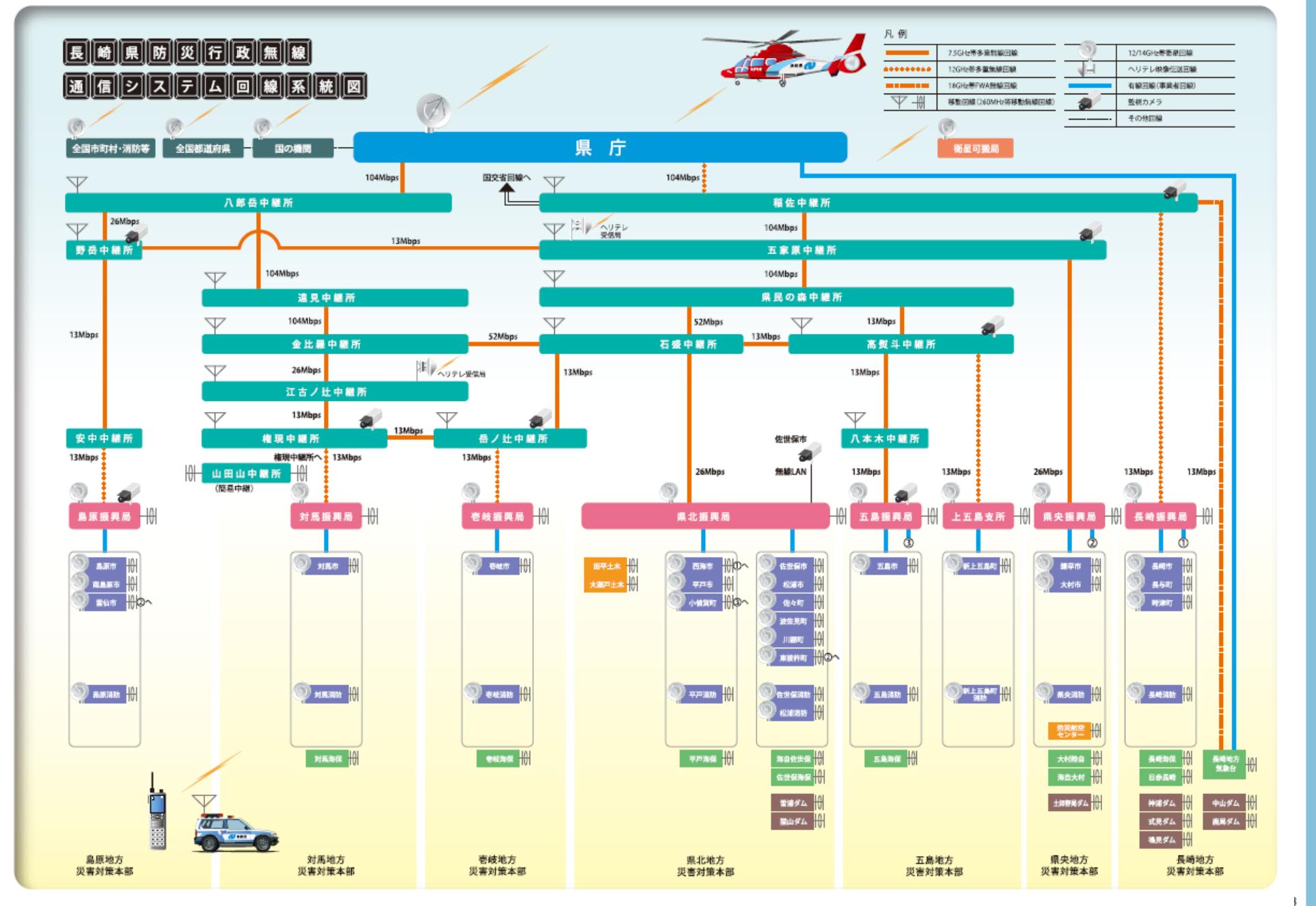
役職名	コールサイン	氏名
支部長	JA6EIM	富増 清志
副支部長	JA6KHT	山口 啓二
会計幹事	JF6EGA	清竹 忠治
企画〃	JI6HOT	森内 新二
企画〃	JE6IWX	中 和彦
企画〃	JA6GMC	山口 政芳
企画〃	JA6UBY	田尻 靖雄
広報〃	JA6RMG	森 弘行
防災〃	JK6PTJ	川下 剛司
長崎地区〃	JA6EIM	富増 清志
佐世保〃	JA6KHT	山口 啓二
諫早〃	JJ6WDB	天本 徳昭
島原〃	JH6MGY	島田 和義
大村〃	JA6WJL	前田 康雅
北松〃	JA6APX	中村 優浩
下五島〃	JH6SCA	吉原 芳隆
壱岐〃	JH6ASC	山内 義夫
対馬〃	JF6OID	庄司 政行

## 顧問

防災担当	JA6IDZ	松田 謙治
会員普及担当	JH6HAZ	坂上 勝人
組織担当	JR6CWC	高木 栄次

## 監査指導員会

委員長	JH6MQF	立石和明
-----	--------	------



## 防災行政無線電話番号簿

防災行政無線は次の方法でダイヤル、利用願います

県庁・振興局等から下欄へ

**無線**で発信 1-2又は 1-3 (下記無線番号)

市町・消防機関から下欄へ

**無線**で発信 △-2又は△-3-042 (下記無線番号)

[県 機 関]

(注)△は構内交換機からの無線方路発信番号又は機能ボタン

設 置 場 所	無 線		有 線	
	電 話	ファクシミリ	電 話	ファクシミリ
防災企画課	1118-2143	111-7228	095-824-3597	095-821-9202
防災室	1118-3731	111-7339	095-894-3731	095-823-1629
長崎県防災航空センター	180-11	180-19	0957-52-9590	0957-52-8785
基地対策・国民保護課	1118-2191		095-895-2191	
河川課	1118-3084		095-822-0397	095-824-7175
( 県 地 方 機 関 )				
長崎振興局 総務課	1518-203	151-7339	095-844-2181	095-849-2780
県央振興局 総務課	5518-213	551-7339	0957-22-1334	0957-23-6035
島原振興局 総務課	5118-212	511-7339	0957-63-5036	0957-63-7933
県北振興局 総務課	4118-223	411-7339	0956-22-0374	0956-23-6606
五島振興局 総務課	6118-223	611-7339	0959-72-4852	0959-74-1822
上五島支所 総務課	651-7333	651-7339	0959-42-1141	0959-42-2327
壱岐振興局 総務課	7118-211	711-7339	0920-47-4396	0920-47-4809
対馬振興局 総務課	8118-211	811-7339	0920-52-1206	0920-52-5509

## 防災行政無線電話番号簿

防災行政無線は次の方法でダイヤル、利用願います

県庁・振興局等から

**無線**で発信 1-2又は 1-3 (下記無線番号)

市町・消防機関から

**無線**で発信 △-2又は△-3-042 (下記無線番号)

(注)△は構内交換機からの無線方路発信番号又は機能ボタン  
〔市町機関〕

設 置 場 所	無 線		有 線	
	電 話	ファクシミリ	電 話	ファクシミリ
( 市 )				
長 崎 市			095-822-8888	095-820-1118
〃	161-11 161-12	161-19	095-822-0480	095-820-0108
佐 世 保 市	421-11	421-19	0956-23-9258	0956-25-0086
島 原 市	521-11	521-19	0957-63-1111	0957-62-3678
諫 早 市	561-11	561-19	0957-22-1500	0957-24-3270
大 村 市	571-11	571-19	0957-53-4111	0957-52-3883
平 戸 市	461-11	461-19	0950-22-4111	0950-22-5178
松 浦 市	441-11	441-19	0956-72-1111	0956-72-1115
対 馬 市	821-11	821-19	0920-53-6111	0920-53-6112
壱 岐 市	724-11	724-19	0920-48-1111	0920-48-1553
五 島 市	621-13	621-19	0959-72-6111	0959-74-1994
西 海 市	765-11	765-19	0959-37-0011	0959-23-3101
雲 仙 市	535-11	535-19	0957-38-3111	0957-38-3109
南 島 原 市	548-11	548-19	0957-73-6600	0957-82-3086
( 西 彼 地 区 )				
長 与 町	178-11	178-19	095-883-1111	095-883-1464
時 津 町	179-11	179-19	095-882-2211	095-882-9293
( 東 彼 地 区 )				
東 彼 杵 町	436-11	436-19	0957-46-1111	0957-46-0884
川 棚 町	437-11	437-19	0956-82-3131	0956-82-3134
波 佐 見 町	439-11	439-19	0956-85-2111	0956-85-5581

## 防災行政無線電話番号簿

防災行政無線は次の方法でダイヤル、利用願います

県庁・振興局等から

**無線**で発信 1-2又は 1-3 (下記無線番号)

市町・消防機関から

**無線**で発信 △-2又は△-3-042 (下記無線番号)

(注) △は構内交換機からの無線方路発信番号又は機能ボタン  
[市町機関]・[消防機関]

設 置 場 所	無 線		有 線	
	電 話	ファクシミリ	電 話	ファクシミリ
( 北 松 地 区 )				
小 値 賀 町	464-11	464-19	0959-56-3111	0959-56-4185
佐 々 町	433-13	433-19	0956-62-2101	0956-62-3178
( 南 松 地 区 )				
新 上 五 島 町	648-11	648-19	0959-53-1111	0959-53-1100
" ( 消 防 防 災 室 )	646-9-241	646-19	0959-43-0147	0959-42-0448
〈 消 防 機 関 〉				
長 崎 市 消 防 局	166-11	166-19	095-822-0461	095-820-8872
佐 世 保 市 消 防 局	424-11	424-19	0956-23-5121	0956-23-6898
島 原 消 防 本 部	524-11	524-19	0957-62-7711	0957-63-6983
県 央 消 防 本 部	563-11	563-19	0957-24-6500	0957-23-0159
松 浦 市 消 防 本 部	449-11	449-19	0956-72-1211	0956-72-1210
五 島 市 消 防 本 部	629-11	629-19	0959-72-3131	0959-72-1512
対 馬 市 消 防 本 部	828-11	828-19	0920-52-0119	0920-52-1194
壱 岐 市 消 防 本 部	726-11	726-19	0920-45-3037	0920-45-0992
平 戸 市 消 防 本 部	466-11	466-19	0950-22-3167	0950-22-5179
新上五島町消防本部	646-11	646-19	0959-42-0119	0959-42-0448

## 防災行政無線電話番号簿

防災行政無線は次の方法でダイヤル、利用願います

県庁・振興局等から

**無線**で発信 1-5 (下記無線番号)

市町・消防機関から

**無線**で発信 △-2-111-5 (下記無線番号)

(注)△は構内交換機からの無線方路発信番号又は機能ボタン  
[防災関係機関]

設置場所	無線		有線	
	電話	ファクシミリ	電話	ファクシミリ
〈防災関係機関〉				
陸上自衛隊(大村)			0957-52-2131	同左手動切換
2科事務室	503#02			
3科事務室	503			
海上自衛隊(佐世保)			0956-23-7111	同左手動切換
佐世保総監部	501			
海上自衛隊(大村)			0957-52-3131	同左手動切換
22航空群当直	502			
長崎海上保安部	504		095-827-5134	095-822-0673
佐世保海上保安部	505		0956-31-6003	0956-26-1199
対馬海上保安部	506		0920-52-0118	同左手動切換
壱岐海上保安署	509		0920-47-0508	0920-47-2363
五島海上保安署	507		0959-72-3999	同左手動切換
平戸海上保安署	508		0950-22-3997	0950-22-3995
長崎地方気象台	511		095-811-4861	095-822-4285
日赤長崎県支部	510		095-846-0680	095-846-0681

## 水防資器材備蓄状況

長崎市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
振興局管内	江 川 水 防 倉 庫 (県)	江川町1-3	4,600	1,360								
中央総合事務所管内	中央総合事務所	魚の町4-1	3,700		12			1	4			
東総合事務所管内	東総合事務所	矢上町8-21	500		6			1	4			
南総合事務所管内	南総合事務所	布巻町111-1	500		6			1	4			
北総合事務所管内	北総合事務所	琴海村松町703-14	500		6			1	4			

長与町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
長与川	長 与 町 水 防 倉 庫	嬉里郷636-1	300	8	39	240		4	5	2		

時津町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
	時 津 町 役 場	浦郷274-1	500		10	100			10	2	6	300

諫早市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
振興局管内	土師野尾ダム管理事務所(県)	諫早市土師野尾町2044	1,300	500								
諫早地域全般	水 防 倉 庫 1	高城町56-1	2,000		50	20			15			
諫早地域全般	水 防 倉 庫 2	城見町176	4,000		50	30			15			
小野海岸本明川	水 防 倉 庫 3	川内町503-5	2,000		50	10		3	10			
小野海岸本明川	水 防 倉 庫 4	小野島町2226	1,600		50	10		3	14			
長田海岸本明川	水 防 倉 庫 5	西里町1600	2,000		50	10		3	10			
本明川系福田川	水 防 倉 庫 6	福田町2852-4			50	10		3	10			
江ノ浦川	飯 盛 支 所 倉	飯盛町開1929-3	663		120				2			
仁反田川	第 1 3 分 団 1 部 倉 庫	森山町下井牟田1331-1	300		5			4	9			
仁反田川	第 1 3 分 团 2 部 倉 庫	森山町上井牟田532-1	300		5			4	9			
唐比川	第 1 2 分 团 1 部 倉 庫	森山町唐比東329	300		5			4	9			
有明川	第 1 2 分 团 2 部 倉 庫	森山町杉谷1216-2	300		5			4	9			
有明川	第 1 2 分 团 3 部 倉 庫	森山町田尻1582-1	300		5			4	9			
仁反田川	第 1 3 分 团 3 部 倉 庫	森山町本村2270-1	300		5			4	9			
長走川	第 1 3 分 团 4 部 倉 庫	森山町慶師野1852-4	300		5			4	9			
高来地域全般	高 来 支 所 倉	高来町三部老528	1,350	200	4				2			
湯江川	小 水 防 倉 庫	高来町小峰169-5	500	200	4				2			
境川	溝 水 防 倉 庫	高来町溝口226										
田島川	小 船 津 水 防 倉 庫	高来町小船津840-2	500	160	2							
小江川	折 水 防 倉 庫	高来町折山137-1	500	185	4			2	2			
境川	汲 水 防 倉 庫	高来町汲水310-3	500	200	4			2				
深海川	古 水 防 倉 庫	高来町古場339-3	500	100	4				2			
小長井地城全般	小 長 井 支 所 倉 庫	小長井町小川原浦500	1,300					2	5			

## 大村市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
大上戸川	大 村 市 水 防 倉 庫	水主1丁目 747-43	11,590	2,014	445			8	28			
郡川	北 部 地 区 水 防 倉 庫	竹松本町1025-2	15,000	1,000	35			17	24			

## 島原市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
振興局管内	島 原 振 興 局 倉 庫 (県)	島原市片町465-18	3,400	920								
大手川	庁 厅 倉 庫 防 災 倉 庫	島原市上の町537	2,409	100	10	5		12	25	22	3	500

## 雲仙市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
有明川	愛野水防倉庫(県)	愛野町乙768-1		40	10							100
山田海岸	吾妻土地改良区 吾妻1号倉庫	吾妻町阿母名354-2	1,050			60	200					
山田海岸	吾妻土地改良区 吾妻2号倉庫	吾妻町阿母名3227	800	1			130		2			
千々石川	八ヶ島水防倉庫	千々石町甲320-1	500			200			42			
一	雲 仙 市 役 所 本 庁 倉 庫	吾妻町牛口名714	500						17	3		
一	雲 仙 市 役 所 国見支所倉庫	国見町土黒甲1100	2,900				16	4	20	2	7	
一	雲 仙 市 役 所 瑞穂支所倉庫	瑞穂町西郷辛1285	500				45	2	7	4	9	
一	雲 仙 市 役 所 愛野支所倉庫	愛野町乙526-1	800					2	12	4		
一	雲 仙 市 役 所 千々石支所倉庫	千々石町戊582	500							6		
一	雲 仙 市 役 所 小浜支所倉庫	小浜町北本町15	500							9		
一	雲仙市役所南串 山支所倉庫	南串山町丙10538-4	2,000					2	8	6	13	

## 南島原市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
	深 江 支 所	深江町丁2150	12,000	6				3	46			
	布 津 支 所	布津町乙1623-1	1,000	18	2	400		3	10			
	有 家 支 所	有家町山川58	2,500		3			3	1		6	
	西 有 家 庁 舎	西有家町里坊96-2	2,000	54				5	5			
	北 有 馬 支 所	北有馬町戊2747	2,000	20	6	200		2	5	2	1	
	南 有 馬 支 所	南有馬町乙1023	3,200	25						1	5	
	口 之 津 支 所	口之津町丙4252	10,000	25	140	100		2	12		1	
	加 津 佐 支 所	加津佐町己3514	1,300									
	南 島 原 市 須 川 港 多 目 的 防 災 廂 廉 備 蓄 倉 庫	西有家町須川1218番8		800	10	200				2	1	

## 佐世保市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
振興局管内	大野池野地区水防倉庫(県)	大野町218-5	9,300	1,000	15	1,000	370	8	19			
佐世保川	中央地区水防倉庫	高天町53、64-1、64-3	3,850	909	480	1,000	98	6	18			120
宮村川	宮地区水防倉庫	城間町345	1,340	368	55	3,200	54	6	21			70
三川内川	三川内地区水防倉庫	三川内本町289-1	600	252	36	4,000	147	7	21			80
小森川	早岐地区水防倉庫	広田3丁目424	3,400	1,172	60	8,600	135	9	22			52
日宇川	日宇地区水防倉庫	黒髪町4075-84	2,600	700	29	2,600	94	8	24			149
相浦川	中里皆瀬地区水防倉庫	上本山町1228-1	1,853	562	33	3,600	83	8	19			66
相浦川	相浦地区水防倉庫	相浦町622-9	11,249	2,430	23	6,000	85	6	21	1		92
相浦川	袖木地区水防倉庫	袖木町2088-2	660	241	29	5,200	90	8	18			110
福井川	吉井北部地区水防倉庫	吉井町直谷1042-3	650	232	13	6,600	88	6	20			69
佐々川	吉井東部地区水防倉庫	吉井町橋川内448-4	800	238	35	7,800	120	9	18			105
佐々川	吉井南部地区水防倉庫	吉井町吉元409-4	840	230	39	4,200		2	20			70
小佐々川	小佐々地区水防倉庫	小佐々町臼浦55-2	2,023	720	23	7,400	47	7	43			282
佐々川	世知原地区水防倉庫	世知原町栗迎246-1	2,800	825	25	8,600	19	5	23			69
福浦川	宇久地区水防倉庫	宇久町平2581-5	1,000	500	15	3,600	20	4	17			100
鹿町川	鹿町地区水防倉庫	鹿町町下歌ヶ浦284-1	2,800	800	32	4,000		3	12			100
江迎川	江迎地区水防倉庫	江迎町長坂255-5	3,300	1,600	29	2,400		1	17			92

## 東彼杵町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
彼杵川	東彼杵町役場	藏本郷1850-6	2,000		5							5
彼杵川	千綿川役場	8個分団各詰所	2,100	200	20	680		13	100	9	27	

## 川棚町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
川棚川	川棚町水防倉庫	中組郷1187番地2	3,000	100	20	200	250	8	20			

## 波佐見町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
川棚川	東地区水防倉庫	宿郷660	2,500	100	90	700		5	35			
川棚川	南地区水防倉庫	長野郷299-5	400	100		200	250	5	24			2

## 小値賀町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
笛吹川	小値賀町役場	笛吹郷2376番地1	200		5				10			

## 佐々町

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
佐々川	佐々町役場	本田原免168番地2		50	30			7	20	14	7	1,200

## 平戸市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
排水管埋設事務所管内	田平土木維持管理事務所(県)	平戸市田平町山内免808	180	140								
鏡川	平 戸 市 消 防 署	岩の上町733-1	882	200	15			4	31	8	9	480
	平戸市消防署中津良出張所	下中津良町540-2	300	9	11			4	10	4	2	267
	平戸市消防署生月出張所	生月町山田免2503-4	227		10			1	6	3	1	80
釜田川	平戸市消防署田平出張所	田平町里免239-1	130		7			2	5	3	1	130
	平戸市消防署大島出張所	大島村前平1838-1	618	14	6				2	3	3	141
	平 戸 市 役 所	岩の上町1508-3	100		5	200		3	13			
	平 戸 市 役 所 生 月 支 所	生月町里免1660	50		5	100		2	5			
	平 戸 市 役 所 田 平 支 所	田平町里免27-1	300		2	100		3	2			30
	平 戸 市 役 所 大 島 支 所	大島村前平1840-1	200			100		1	4			
消防団	各格納庫		7,950							59	59	750

## 松浦市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
志佐川	松 浦 市 水 防 倉 庫	志佐町高野免1164-7	4,500	300	2	50		5	18			

## 西海市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
雪浦川	大瀬戸町水防倉庫	大瀬戸町雪浦下郷1360-10	6,400			50		6	20			
大名寺川	西彼町水防倉庫	西彼町喰場郷736	1,250		7	10		4	5			
-	大瀬戸土木維持管理事務所(県)	大瀬戸町瀬戸板浦郷1128-16	590	240		160			1			

## 五島市

河川名	資 器 材 保 管 場 所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	(土のう) (個)
福江川	防災資機材地域備蓄倉庫	上大津町272番地4	410	62	91	400		3	27			
-	五島市富江支所	富江町富江165番地	50			100			2			
-	五島市玉之浦支所	玉之浦町玉之浦763番地	400			100		1	2			
-	五島市三井楽支所	三井楽町濱ノ畔1473番地1	300			100			5			
-	五島市岐宿支所	岐宿町岐宿2535番地	200			100			3			
-	五島市奈留支所	奈留町浦1815番地3	79			100			2			
-	五島市消防署	吉久木町628番地5	2,934					26	38			
	福江ダム管理事務所(県)	吉田町1816	570	280	4	400						

## 新上五島町

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄水防資器材								
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)
釣道川	新上五島町役場	青方郷1585-1	300		50						
大川	消防本部・署	七目郷902-1	1,800		2			8	29		
	若松支所	若松郷277-7	300								
	新魚目支所	楓津郷491	250								
大川	有川支所	有川郷733	2,500								
	奈良尾支所	奈良尾郷379	200								
	県有水防倉庫	南松浦郡新上五島町有川郷1292	800				281				

## 壱岐市

河川名	資器材 保管場所	所在地	備蓄水防資器材								
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)
-	永田ダム 管理事務所(県)	郷ノ浦町 永田触946	300	30							
-	壱岐市役所 郷ノ浦庁舎	郷ノ浦町 本村触562	416	60		1			5		550
-	壱岐市役所 勝本庁舎	勝本町 西戸触182-5	550		2	12		3	6		100
-	壱岐市役所 芦辺庁舎	芦辺町芦辺浦562	160	90					11		100
-	壱岐市役所 石田庁舎	石田町石田西触 1290	15	60	3	1		2	8		93
-	壱岐消防署 本郷支署	芦辺町中野郷西触 411-2	1,300	7	9			3	21		120
-	壱岐消防署 郷の浦支署	郷の浦町志原西触 676番地	170		1	2	10	1	11		350
-	壱岐消防署 勝本出張所	勝本町西戸触844 番地2	210		1			1	7		19

## 対馬市

河川名	資器材 保管場所	所在地	備蓄水防資器材									
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	
-	対馬市役所	厳原町国分1441番地	1,329		3	600		1	36	2	1	200
-	美津島行政サービスセンター	美津島町鶴知甲 550番地2			2	20		1	6			
-	中対馬振興部	豊玉町仁位380						2	15			
-	峰行政サービスセンター(県)	峰町三根451	2,200	680	2	100						168
-	上対馬振興部	上対馬町比田勝 575-1	300		20	600		2	12			150
-	上鼎防災備蓄倉庫	上県町佐須奈乙 720	1,100		68	100				1		
-	消防本部	厳原町桟原52番地 第2	891		9	100		4	17	13	8	788
-	美津島出張所	美津島町鶴知甲550 番地2	311		7	119		2	5	2	1	123
-	豆駿分遣所	厳原町豆駿2697番地	209		3	100		1	1	2	1	185
-	中部支署	豊玉町仁位935番地1	326		3	100		2	10	3	3	235
-	峰出張所	峰町佐賀608番地1	160		1	100		2	5	1	4	150
-	北部支署	上県町佐須奈甲 639番地5	98		6	100		2	9	4	4	319
-	上対馬出張所	上対馬町西泊111	215		1	100		1	7	2	2	220

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

長崎県

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規制区間			交通量 台/日	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	前年度 通行止実績		指定 年度	備考 道路交通遮断装置					
			自 至	都市 町村字	延長 (km)		規制基準値 (mm)						通行注意								
			至	都市 町村字			時間雨量	時間雨量					連続雨量	連続雨量	通行止						
1	2 5 1 号	島原振興局	雲仙市南串山町小津波見		1.8	6,027	20 連続	30 120	加津佐町津波見	落石・崩土	(国)389号 (主)小浜北有馬 (県)加津佐(停)山口	A-2		2	15.8	46	道路交通遮断装置1				
2	2 5 1 号	島原振興局	南島原市加津佐町津波見		2.8	6,027	20 連続	30 120	加津佐町津波見	落石・崩土	(国)389号 (主)小浜北有馬 (県)加津左(停)山口	A-2		2	15.8	46	道路交通遮断装置1				
3	3 8 3 号	県北振興局 田平土木維持管理事務所	平戸市岩の上町 平戸市田平町小手田免 (平戸大橋)		1.0	17,124	30 風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	平戸測候所(気) 平戸大橋 管理事務所(道) 県北振興局田平土木維持管理事務所(道)	風 スリップ	な し	A-4		2	46.0	52	道路交通遮断装置1				
4	2 0 2 号	県北振興局	西海市西彼町 佐世保市針尾東町		0.3	12,329	30 風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	佐世保測候所(気) 西海橋	風 な	し	A-2		1	6.3	H.8					
5	2 0 2 号 (西海パールライン有料道路)	西海パールライン管理事務所	佐世保市江上町釜 西海市西彼町小迎郷		5.0	6,889	30 風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	西海パールライン 管理事務所(道)	風 スリップ	(国)202号	A-9		0	0.0	H.10	道路交通遮断装置2				
国道計			5 区間	10.9										0	7	83.9					

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

長崎県

図面 対照 番号	路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 台/日	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	前年度 通行止実績		指定 年度	備考 道路交通遮断装置						
			自 至	都市 都市	町村字 町村字		規制基準値 (mm)						道路モニター	回数	延時間							
			(km)				通行注意	通行止														
6	平戸生月線	県北振興局田平土木維持管理事務所	平戸市春日町 平戸市生月町館浦 (生月大橋)	1.1	3,631	30 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速 15m/s以上 (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	平戸大橋 管理事務所(道) 県北振興局田平土木維持管理事務所(道)	風 スリップ	な	し	A-3	4	158.8	H.3	道路交通遮断装置2						
7	若松白魚線	上五島土木事務所	南松浦郡新上五島町若松郷 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷	3.8	1,823		風速 15m/s以上 (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 25m/s以上 (二輪車以上の車両)	若松大橋	風	な	し		2	36.0	H.8							
8	上五島空港線	上五島土木事務所	南松浦郡新上五島町友住 南松浦郡新上五島町頭ヶ島	1.5	777		風速 15m/s以上 (二輪車) 20m/s以上 (二輪車以上の車両)	頭ヶ島大橋	風	な	し		4	132.8	57							
9	大島太田和線	大島大橋管理事務所	西海市大島町寺島 西海市西海町中浦北	1.6	7,856	30 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 15~20m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速 15m/s以上 (二輪車) 20m/s以上 (二輪車以上の車両、歩行者) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	大島大橋 管理事務所(道)	風 スリップ	な	し	A-4	14	119.3	H11	道路交通遮断装置1						
10	長崎南環状線 (ながさき女神大橋道路)	ながさき女神大橋道路管理事務所	長崎市木鉢町 長崎市戸町	1.9	9,036	30 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 凍結、濃霧	風速 15m/s以上 (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	ながさき女神大橋 道路管理事務所(道)	風 スリップ	(国)202号 (国)499号	(国)202号 (国)499号	A-6	5	49.3	H17	道路交通遮断装置2						
主要地方道計			5	区間	9.9								0	29	496.2							

## 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般県道(一般都道、一般道道、一般府道)

長崎県

図面 対照 番号	路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 台/日	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニター	前年度 通行止実績		指定 年度	備考 道路交通遮断装置									
			自 至	都市 町村字	延長 (km)		規制基準値(mm)																			
			田平土木維持管理事務所	佐賀県唐津市肥前町星賀字大ヶ崎			通行注意	通行止																		
11	鷹島肥前線	県北振興局田平土木維持管理事務所	長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立	長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立	1.3	1,982	30 風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	10~15m/s (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	鷹島肥前大橋 県北振興局田平土木維持管理事務所(道) 凍結	風 スリップ	な	し	A-2	0	0.0	H21	道路交通遮断装置2									
12	伊王島香焼線	長崎振興局	長崎市伊王島2丁目	長崎市伊王島2丁目	0.9	1,808	30 風速 15m/s以上 150/24h 風速 10~15m/s (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	10~15m/s (二輪車) 20m/s以上 (歩行者) 20~25m/s (二輪車以上の車両) 25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	伊王島大橋 長崎振興局	風 スリップ	な	し	A-3	1	6.0	H22	道路交通遮断装置2									
一般県道計			2	区間	2.2									0	1	6.0										
都道府県道合計			7	区間	12.1									0	30	502.2										

## 水防工法一覧表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ち、せき板を立てる	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鉄製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう
漏水	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、 土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
洗堀	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック

## 水防工法一覧表

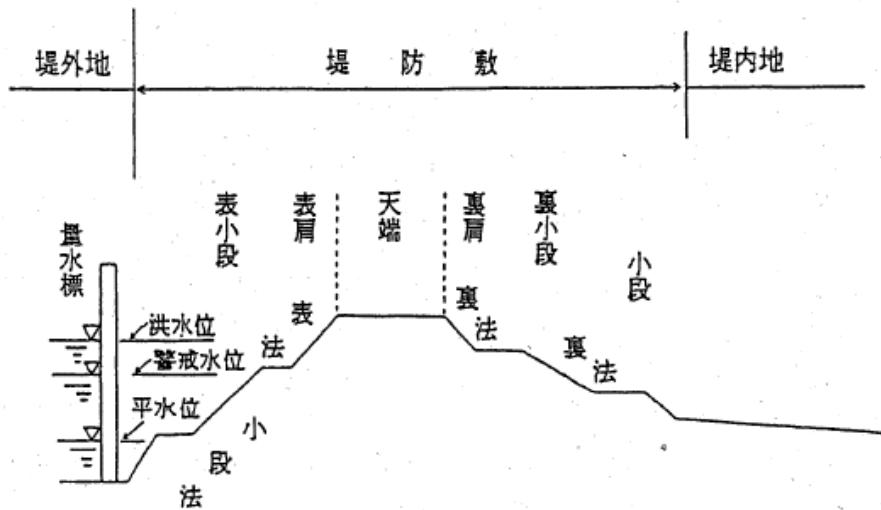
原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
洗堀	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うために杭を打ち、中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
	びようぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびようぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端 折り返し工	天端のき裂をはさんで、両肩附近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	天端 くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端／裏のり 控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	天端／裏のり 繰ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	天端／裏のり ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち、竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	五徳縫い工（くい打ち）	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ち、ロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	力ぐい打ち工	裏のり先附近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
	かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
崩壊	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち、これを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じで、さくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り、中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他 流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般堤防	長尺竹、とび口
その他	水防対策車	現地対策本部の設置	一般堤防	指揮車、無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

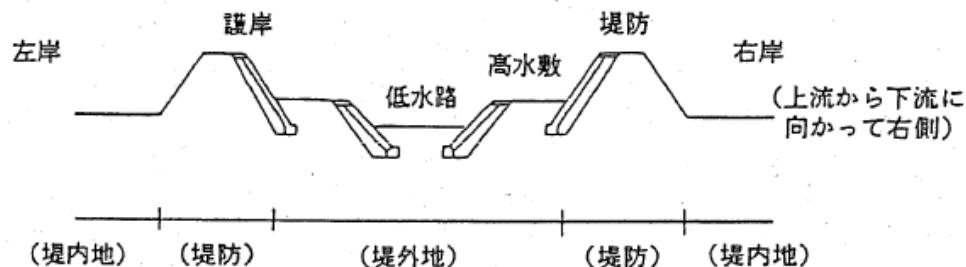
# 水防工法解説図

資料 10-2

第1図 堤防断面図



第2図 河川横断模式図



堤内地：堤防に護られて人々が暮らしているところ。

堤外地：両岸の堤防に挟まれて河川の流れているところ。

低水路：ふだん、いつも水が流れているところ。

高水敷：増水した時に備えて造られた敷地。

## 土のう作り材料 (土のう100枚当たり)

土のう 100枚

繩 18kg ( $\phi 12\text{mm}$ )

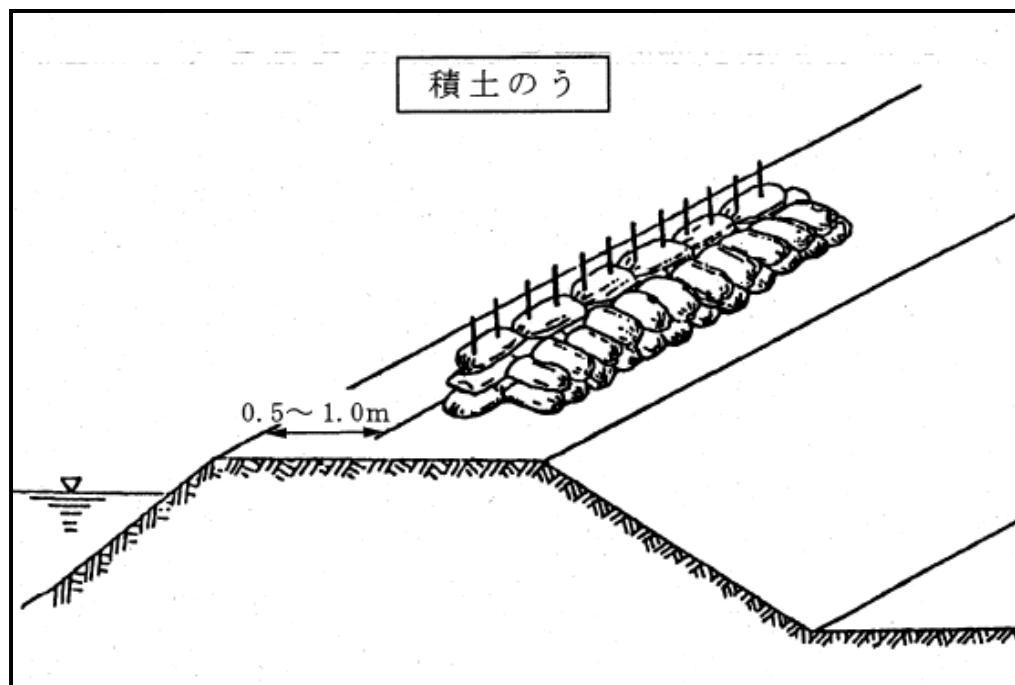
土 (なるべく粘土の多いもの) 4m<sup>3</sup>

(2t車で約3台半)

全重量 53kg~68kg

堤防天端に土のうを積み越水を防ぐ

○積み土のう工



目的：越水防止。

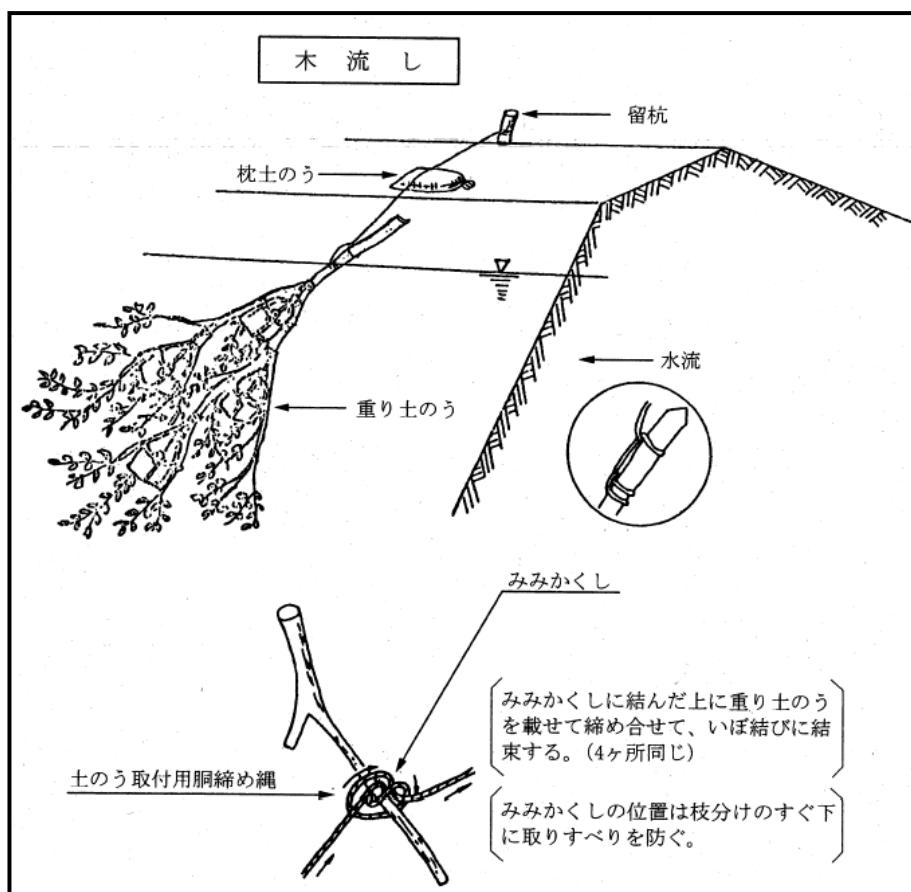
拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から 0.5 m～1.0 mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向 2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手 3段にいも継ぎをさせて積み、裏手に控えとして、小口 2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。

積み土のう数量表（1組当り）10 m当たり

人員	資 材				器 具			摘要
	名 称	形 状 尺 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢	丁	2	前3段、後2段
	鋼 杭	長 1.2 m φ 16m/m	本	40	スコップ	〃	4	1袋当たり2本使用
	土 砂		m <sup>3</sup>	2	モッコ	組	3	

流水をゆるやかにし、川表が崩れるのを防ぐ

○木流し工



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊

の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止  
に使われる。

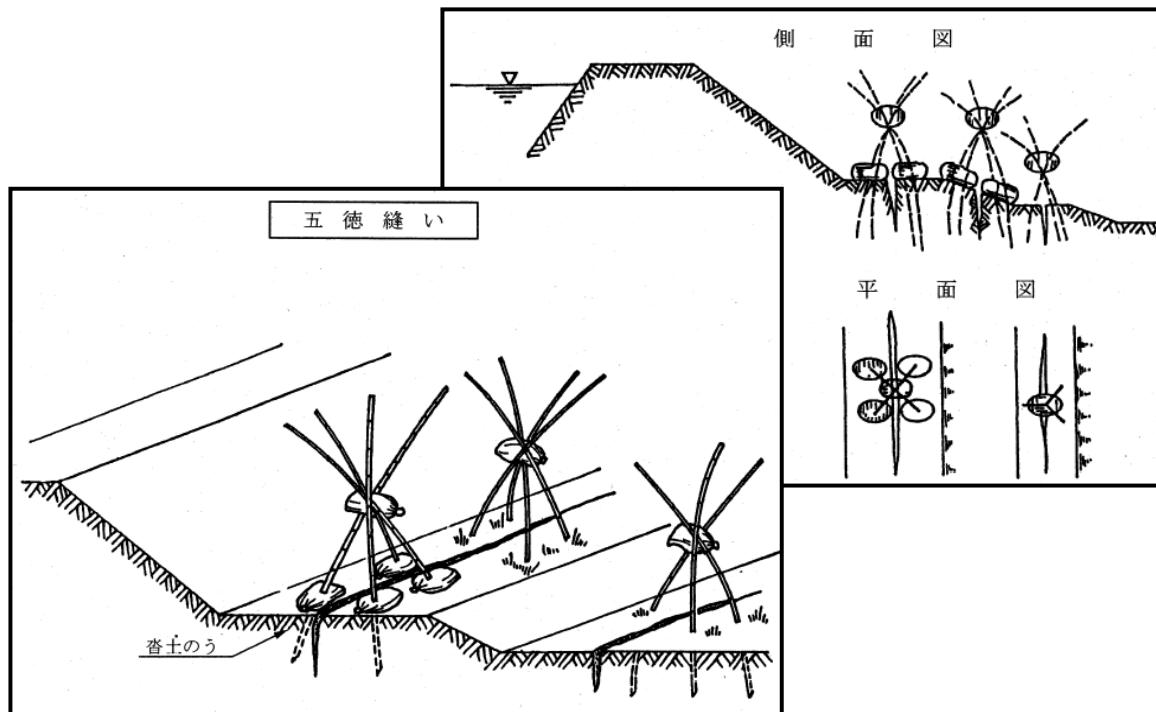
構え方：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）根本から切り、  
枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、  
その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面  
に固定させる。

木流し数量表（1組当たり1本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雜 木	長 約 5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢 丁	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	〃	1	ペンチ	〃	1	
	土 の う	ひ も 付 き	袋	5				
	二 子 繩 (木の轆)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三 子 繩 (吊 繩)	長 14.5m (2ツ折)	〃	4				
	鉄 線	10#亜鉛鍍	m	20				

竹の弾力性を利用してき裂の拡大を防ぐ

○五徳縫い工



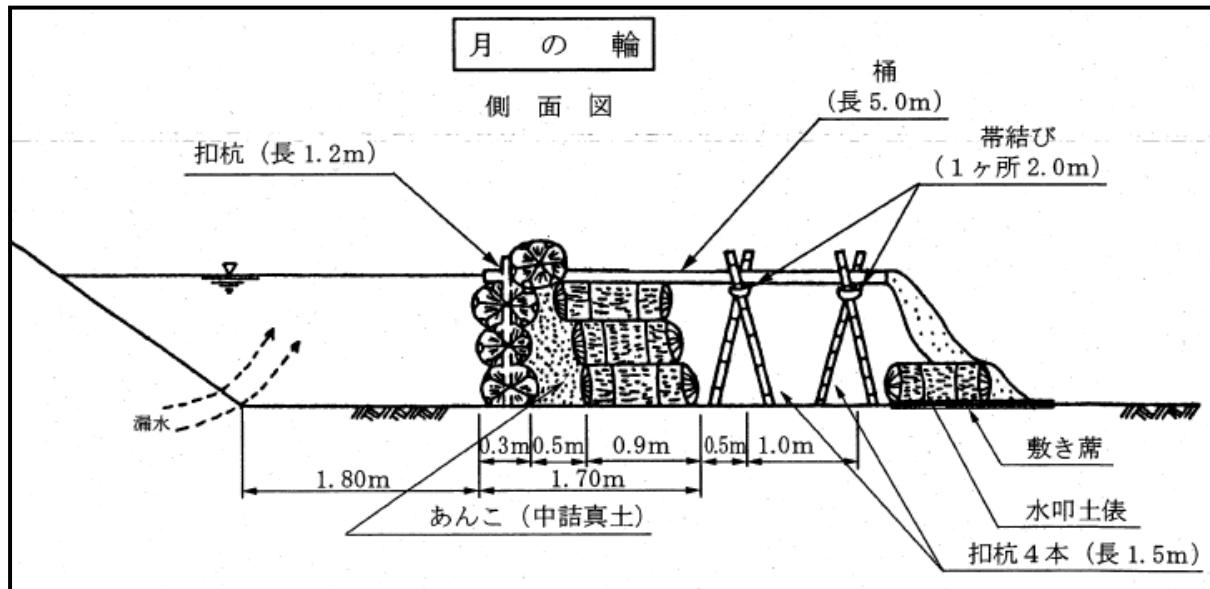
目的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

採え方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m～1.5mくらいの所で一つに繩で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いるこの工法は法面に行うよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。

五徳縫い数量表（1組1本立當り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 尺 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	竹	目通り周 18cm 末 延	本	3				3本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	4				
	二子繩	16.5 m	本	1				
	竹	目通り周 18cm 末 延	〃	4				4本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	5				
	二子繩	18.0 m	本	1				

裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする  
○月の輪工(図 I)



目的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。

拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8 m）

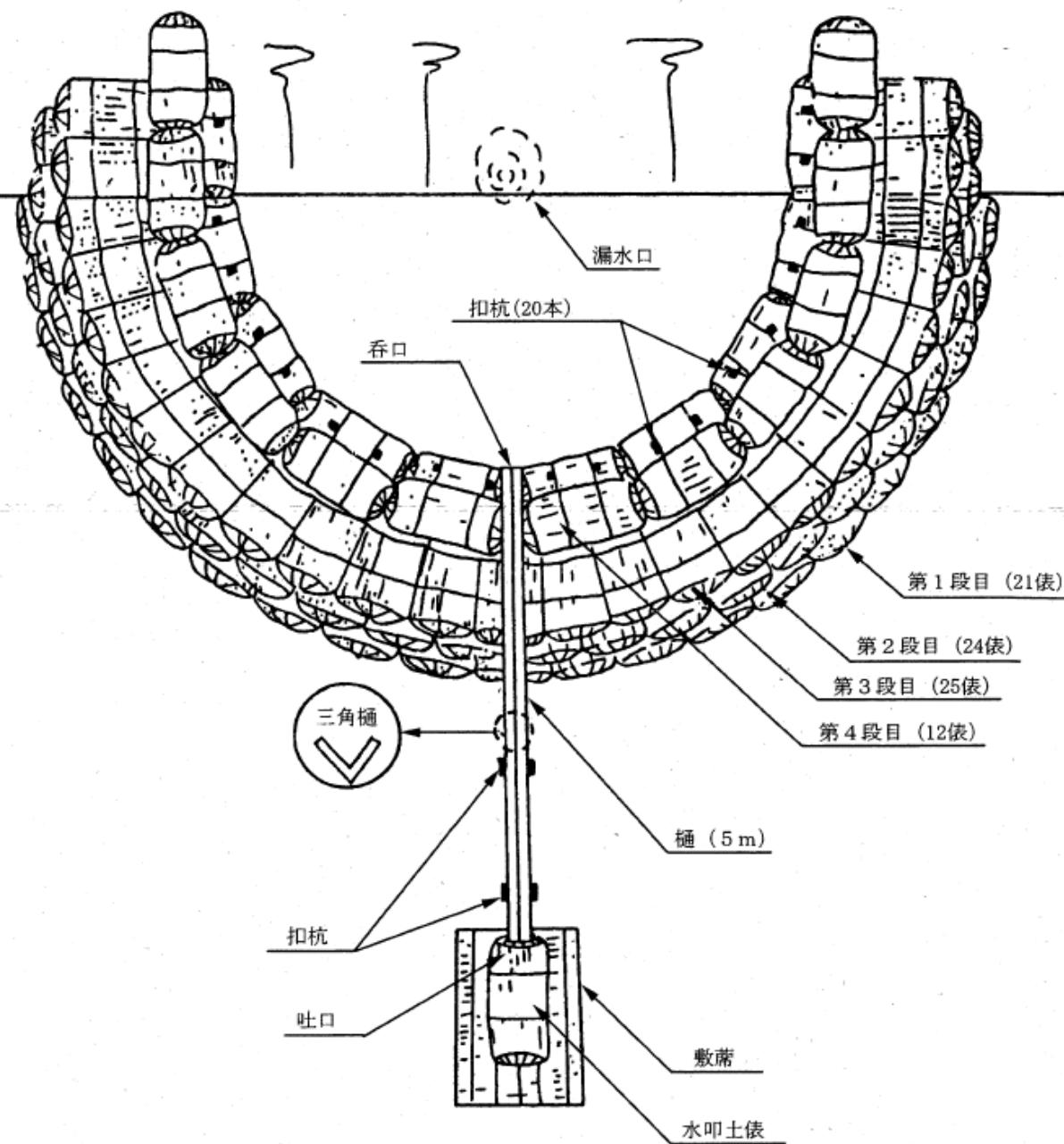
に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。

月の輪数量表 [土のう使用] (1ヶ所当り = 半径 1.5 m)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 尺 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
25 人	土 の う		袋	350	掛 矢	丁	2	水もれ防止用
	鋼 杭	長 1.2m × φ 16mm	本	40	スコップ	〃	8	
	ビニール 蓆	1.8 × 0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木 杭	長 1.8m 末口 6cm	本	4				
	2 子 繩	2 m	〃	2				
	塩化ビニール パイプ	長 5.0m φ 10~15cm	〃	1				
	ビニール シート	5 × 5 m	枚	1				
	土 砂		m <sup>3</sup>	4				

○月の輪工(図 II)

平面図(完成)



(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

(別表①)		長崎振興局		
管理者	項目	長崎市	長与町	時津町
1. 河川に関する情報の提供	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当なし 河川管理施設操作情報: 式見ダム(式見川)、黒浜ダム(黒浜川)、鹿尾ダム(鹿尾川)、小ヶ倉ダム(鹿尾川)、鳴見ダム(白川川)、西山ダム(西山川)、中尾ダム(中尾川)、宮崎ダム(宮崎川)、高浜ダム(江川)、本河内高部・低部ダム(中島川)、黒浜ダム(黒浜川)、神浦ダム(神浦川)	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当なし 河川管理施設操作情報: 長与ダム(長与川)	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当なし 河川管理施設操作情報: 中山ダム(子々川川)	
2. 重要水防箇所の合同点検	長崎市が実施する防災点検へ現地出席		長与町が例年5月に実施する防災会議に出席し、防災への意識を高め、重要水防箇所についての確認を行い情報共有をはかる。	時津町が実施する防災点検へ現地出席 (例年5月頃に開催する時津町防災会議開催時における現地点検の合同実施)
3. 水防訓練等	長崎市が実施する防災訓練場合への出席			時津町が実施する防災訓練場合への出席 (時津町及び時津町消防団(水防団兼務)が実施する各種訓練への参加(一斉放水訓練など))
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載 長崎振興局の水防倉庫(江川水防倉庫:長崎市江川町1-3)	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載 (緊急事態に際し、備蓄資機器材の円滑な貸与の実施) 長崎振興局の水防倉庫(江川水防倉庫:長崎市江川町1-3)	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載 (緊急事態に際し、備蓄資機器材の円滑な貸与の実施) 長崎振興局の水防倉庫(江川水防倉庫:長崎市江川町1-3)	

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)
水防警報	該当河川なし	該当河川なし	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 情報伝達方法: 電話連絡	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 長与ダム(長与川): 電話連絡	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 中山ダム(子々川川): 電話連絡

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

(別表①)

管理者	県央振興局		県北振興局
項目	諫早市	大村市	佐世保市
1. 河川に関する情報の提供	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 半造川 水防警報: 該当なし 河川管理施設操作情報: 船津ダム(船津川)、土師野尾ダム(楠原川)、伊木力ダム(山川内川)	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 大上戸川、内田川、郡川 水防警報: 大上戸川 河川管理施設操作情報: 萱瀬ダム(郡川)	・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 ・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 ・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 ・水防警報: 相浦川 ・河川管理施設操作情報: 水門(樋門)名(川下、敷島、日野川、小野川、新田、天神、小島)、ダム(猫山ダム、江永ダム、樋口ダム、つづらダム)。提供する河川管理施設は長崎県水防計画書(資料3-4、資料7)に記載
2. 重要水防箇所の合同点検	諫早市が実施する防災点検へ現地出席	大村市が実施する防災点検へ現地出席	佐世保市が実施する防災点検へ現地出席
3. 水防訓練等	諫早市が実施する防災訓練への出席	大村市が実施する防災訓練への出席	佐世保市が実施する防災訓練への出席
4. 備蓄資材の貸し出しを行う備蓄資材は水防資器材備蓄状況一覧表(別添)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は水防資器材備蓄状況一覧表(別添)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

(別表②)

項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)
水防警報	該当河川なし	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-1~8参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-1~8参照)
河川管理施設の操作状況	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	・ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> ・水門(樋門): 電話、FAX、電子メール等 ・ダム: 電話、FAX、電子メール等

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

県北振興局			
管理者	東彼杵町	川棚町	波佐見町
項目			
1. 河川に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 該当なし</li> <li>・河川管理施設操作情報: 該当なし。提供する河川管理施設は長崎県水防計画書(資料3-4、資料7)に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 川棚川</li> <li>・河川管理施設操作情報: 野々川ダム。提供する河川管理施設は長崎県水防計画書(資料3-4、資料7)に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 該当なし</li> <li>・河川管理施設操作情報: 野々川ダム。提供する河川管理施設は長崎県水防計画書(資料3-4、資料7)に記載</li> </ul>
2. 重要水防箇所の合同点検	東彼杵町が実施する防災点検へ現地出席	川棚町が実施する防災点検へ現地出席	波佐見町が実施する防災点検へ現地出席
3. 水防訓練等	東彼杵町が実施する防災訓練への出席	川棚町が実施する防災訓練への出席	波佐見町が実施する防災訓練への出席
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)
水防警報	該当河川なし	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一1~8参照)	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	・ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	・ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> ・野々川ダム: 電話、FAX、電子メール等	・ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> ・野々川ダム: 電話、FAX、電子メール等

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

(別表①) 管理者	県北振興局 佐々町	田平土木維持管理事務所 平戸市	松浦市
項目			
1. 河川に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 該当なし</li> <li>・河川管理施設操作情報: 水門(樋門)名(小島)。提供する河川管理施設は長崎県水防計画書(資料3-4、資料7)に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載</li> <li>・雨量情報: 提供する観測所は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載</li> <li>・避難判断水位情報: 提供する河川は長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載</li> <li>・水防警報: 志佐川</li> </ul>
2. 重要水防箇所の合同点検	佐々町が実施する防災点検へ現地出席	平戸市が実施する防災点検へ現地出席	松浦市が実施する防災点検へ現地出席
3. 水防訓練等	佐々町が実施する防災訓練への出席	平戸市が実施する防災訓練への出席	松浦市が実施する防災訓練への出席
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載		

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおり

(別表②) 項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)
水防警報	該当河川なし	該当河川なし	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一1~8参照)
河川管理施設の操作状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL]<a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a></li> <li>・水門(樋門): 電話、電子メール、FAX等</li> </ul>		

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

管理者	大瀬戸土木維持管理事務所	島原振興局	
項目	西海市	島原市	雲仙市
1. 河川に関する情報の提供	河川水位情報:長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報:長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報:長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報:該当なし 河川管理施設操作情報:雪浦ダム、雪浦川1、2号樋門	河川水位情報:提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報:提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報:長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報:該当なし	河川水位情報:提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報:提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報:長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報:該当なし
2. 重要水防箇所の合同点検	西海市が実施する防災点検へ現地出席	毎年、梅雨前の時期に県と市で合同点検を行う。	毎年、梅雨前の時期に県と市で合同点検を行う。
3. 水防訓練等	西海市が実施する防災訓練への出席	市が行う防災訓練において、県の防災ヘリの出動要請に対する協力及び情報伝達訓練等を行う。	市が行う防災訓練において、協力及び情報伝達訓練等を行う。
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は別紙「備蓄水防資機材一覧表」に記載	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

項目		具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式-9参照)
水防警報	該当河川なし	該当河川なし	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	ダム情報:インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 雪浦ダム:FAX(別添様式) 雪浦川1、2号樋門:電話、電子メール等	ダム情報:インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	ダム情報:インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

(別表①)

管理者	島原振興局 南島原市	五島振興局 五島市	上五島支所 新上五島町
項目			
1. 河川に関する情報の提供	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当なし	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当なし 河川管理施設操作情報: 福江ダム(福江川)	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当河川なし 河川管理施設操作情報: 青方ダム(釣道川)、宮ノ川ダム(宮ノ川)
2. 重要水防箇所の合同点検	毎年、梅雨前の時期に県と市で合同点検を行う。	五島市が防災点検を実施した際の現地出席若しくは合同防災点検の実施	新上五島町が防災点検を実施する場合は現地出席する
3. 水防訓練等	市が行う防災訓練において、県の防災ヘリの出動要請に対する協力及び情報伝達訓練等を行う。	五島市が防災訓練を実施した際の現地出席	新上五島町が防災訓練を実施する場合は出席する
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	貸し出しを行う備蓄資材は別添資料に記載 受け渡しについては局にて行い、五島市が運搬する。但し緊急時に他の方法が適切であると判断される場合はこの限りではない。	県有水防倉庫に保管する県所有の防災用具

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

(別表②)

項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)
水防警報	該当河川なし	該当河川なし	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 福江ダム(福江川): FAX(別添様式)	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a> 青方ダム(釣道川): FAX(別添様式) 宮ノ川ダム(宮ノ川): FAX(別添様式)

(河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について)

(1) 河川管理者の協力事項の具体的な事項は別表①のとおりとする。

(別表①)

管理者	壱岐振興局 壱岐市	対馬振興局 対馬市
項目		
1. 河川に関する情報の提供	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当河川なし 河川管理施設操作情報: 永田ダム(永田川)、勝本ダム(後川川)、男女岳ダム(角川)	河川水位情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-1)に記載 雨量情報: 提供する観測局は長崎県水防計画書(資料5-3)に記載 避難判断水位情報: 長崎県水防計画書(第4章4.3)に記載 水防警報: 該当河川なし 河川管理施設操作情報: 小浦ダム(小浦川水系櫻塚川)鶴知ダム(鶴知川) 仁田ダム(仁田川水系銅所川)目保呂ダム(仁田川)
2. 重要水防箇所の合同点検	毎年、梅雨前の時期に県と市で合同点検を行う。	対馬市、対馬市消防本部、対馬南警察署、対馬北警察署、陸上自衛隊対馬警備隊、対馬振興局が参加して、梅雨前線豪雨期前(5月)に実施する、対馬地区災害危険箇所視察で実施する。
3. 水防訓練等	市が隔年で行う防災訓練において、県の防災ヘリの出動要請に対する協力及び情報伝達訓練等を行う。	土砂災害警戒区域の指定に伴い、対馬市が土砂災害防災訓練を実施した場合、訓練へ参加し、必要な情報や資料を提供する。
4. 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書(資料9-1)に記載	三根川の水防倉庫に保管してある、水防資器材(土のう袋、鋼杭)の貸与を行う。なお、貸し出しについては、倉庫の鍵を対馬市で保管し、備蓄資材が必要な場合は対馬振興局へ連絡して借用するものとする。

(2) 河川に関する情報の伝達方法の具体的な事項は別表②のとおりとする。

(別表②)

項目	具体的な伝達方法	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>
避難判断水位情報	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)	FAX(長崎県水防計画書 資料4-4 様式一9参照)
水防警報	該当河川なし	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>	ダム情報: インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL] <a href="http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/">http://www.kesen-sabo.pref.nagasaki.jp/</a>

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

身 分

氏 名

この者に××区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者

氏 名

印

## 公 用 負 擔 之 証

住所

負擔者

氏名

物件	数量	負擔內容（使用収用処分等）	期間	摘要

年 月 日

命 名 者 氏 名

印

## 第1号様式

作成 責任者

印

管 理 団 体 名		指 定 無指定				報 告 年 月 日					
出 水 の 状 況						区 分					
水 防 実 施 箇 所						所 用 經 費	手 当				
日 時		自 月 日 時 時 間					そ の 他				
		至 月 日 時					計				
出 勤 人 員		水防団員	消防団員	そ の 他	計		資 材 費				
		人	人	人	人		器 材 費				
							燃 料 費				
							雜 費				
水 防 作 業 の 概 况 及 び 工 法							計				
							合 計				
水 防 の 効 果	効 果	堤 防	田	畠	家		鉄 道	道 路	使 用	吠	
		m	町	町	戸	m	m	資	繩		
								材	丸 太		
水 防 の 効 果	被 害						そ の 他				
他の団体より の 応 援 状 況						立退きの状況及びそ れを指示した理由					
居 住 者 出 勤 状 況						水 防 功 劳 者 の 年 齢 及 び 功 績 概 要					
警 察 の 応 援 状 況						堤防その他の施設等 の異常の有無、異常 を生じた時はその場 所及び状況					
現 地 指 導 員 氏 名						水 防 活 動 に 関 す る 反 省 点					
水 防 關 係 者 の 死 者						備 考					

- 各水防管理団体及び振興局、支所で水防を行った箇所毎に作成すること。
- 各水防管理団体は管轄振興局長、支所長に箇所毎の報告書を3部提出すること。

第2号様式

振支 興局所		出水の 概況	水防実施の 日時及び 終結時	出動人員数	水防作業の概況	水防の効果被害	所用経費概算
				水防団員 人	堤防		
				消防団員 人	田		
				家屋 人	烟		
				鉄道			
				県水防要員 人	道路		
				そ の 他 品 名	人	使 用 資 材 ( 数 量 )	
				合 計	人	呎	
					人	繩	
					丸	太	
					そ	の 他	

11. 振興局長及び支所長は、水防管理団体より提出された第1号様式を集計して第2号様式を作成すること。

12. 第2号様式に第1号様式2部をして本部長(河川課長取扱い)あて提出すること。

イ 出水の概況

ロ 水防実施箇所

ハ 水防実施の日時及び終結日時

ニ 作業の概況